

郵政博物館 研究紀要 第16号 目次

巻頭論文

逋信省財政と産業政策 1885～1940 杉山 伸也 …………… 1

論

明治初期における水谷久右衛門（旧飛脚問屋）による廻漕会社参加と内国通運松阪分社営業
巻島 隆 ……………18

《査読あり》

高度成長期財投計画における簡保資金の特徴と性格
—財政投融资にとって簡易生命保険とは何であったのか—
伊藤 真利子 ……………42

「特定郵便局」及び「特定郵便局長」の「呼称」について
～その起源と消滅～ 藤本 栄助 ……………64

研究ノート

《査読あり》

名古屋の飛脚問屋における災害情報の発信・伝達
～小嶋権兵衛・貝谷権左衛門を事例に～ 岡崎 佑也 ……………82

資料紹介

郵政博物館保管 近現代絵画目録稿（2）
—郵便貯金・簡易保険事業関係原画類— 郵政歴史文化研究会 第6分科会
……………95

鍵盤（キーボード）の宇宙
～収蔵品に見る初期電信機の鍵盤の変遷～ 井村 恵美 …………… 106

草創期におけるラジオ体操（国民保健体操）と逋信省簡易保険局の普及活動について
田原 啓祐 …………… 120

日露戦争における軍事郵便使用物品
—野戦郵便局・艦船郵便所への供給をめぐる— 倉地 伸枝 …………… 132

郵便切手類の原画・試作・募集作品について 星名 定雄 …………… 151

トピックス

図書紹介：杉山伸也著『近代日本の「情報革命」』
（慶應義塾大学出版会、2024年） 山口 明日香…………… 162

調査研究報告

秋元子爵家旧蔵「東海道絵巻」（二）
杉山 正司 …………… 197(15)
山本 光正
波多野 純

研究ノート

近世の知から近代へ その二
—博覧強記ということ— 山本 光正 ……………211(1)

発行方針 212

投稿要領 213

「郵政歴史文化研究会」活動概要 216

執筆者 217

編集後記

YUSEIHAKUBUTSUKAN KENKYUKIYO

Journal of Postal Museum Japan

Number.16

March 2025

CONTENTS

Prefatory Article:

- The Finances of the Ministry of Communications and its Industrial Policies, 1885-1940
..... S. Sugiyama..... 1

Articles:

- During the Meiji period, Logistics company Naikoku Tsuun Matsusaka branch office
operations by Mizutani Kyuemon MAKISHIMA Takashi.....18

《Peer Reviewed》

- The Transformation into Welfare State in Japan in the 1960s: Focusing on Fund
Management..... ITO Mariko.....42

- On the term of “Special Post Office” and “Special Post Master”
..... FUJIMOTO Eisuke.....64

Research Note:

《Peer Reviewed》

- Disaster information transmission during the Kaei and Ansei periods at carrier
wholesalers in Nagoya — Case study of Kojima Gonbei and Kaitani Gon’emon —
..... OKAZAKI Yuya.....82

Museum Collections:

- Catalog of Modern Paintings in Post Museum Collection(2)—Original Paintings for
Promotion Items of Postal Savings and Insurance 6th Subcommittee.....95

- The Universe of keyboard: Comparison of the keyboard of early telegraph in the
Collection IMURA Emi..... 106

- The first generation radio calisthenics and the spread activity of Postal Life Insurance
Bureau in the early days TAHARA Keisuke..... 120

- The Postal Products Supplied for the Field and Fleet Post Offices During the
Russo-Japanese War KURACHI Nobue..... 132

- The Final & Trial Essays for Designs of Postage Stamps, etc., and Stamp Design
Contest Essays, Possessed by the Postal Museum Japan ... HOSHINA Sadao..... 151

Topics:

- New Publication
S. Sugiyama, *The Information Revolution in Modern Japan* ... YAMAGUCHI Asuka 162

Research Report:

- “Tokaido Emaki Picture Scroll” Formerly Belonged to the Family of Viscount Akimoto(2)
..... SUGIYAMA Masashi, YAMAMOTO Mitumasa, HATANO Jun... 197(15)

Research Note:

- Accumulation of knowledge of people in the Meiji period ... YAMAMOTO Mitumasa.....211(1)

- Notices: 212

巻頭論文

逋信省財政と産業政策 1885～1940

杉山 伸也

はじめに

逋信省は、1885（明治18）年12月の内閣制度とともに、農商務省から駅逋局と管船局、工部省から電信局と燈台局を継承して創設された。戦前期の逋信省は、郵便、電信、電話、無線逋信などの逋信行政だけではなく、郵便為替・貯金や簡易保険事業などの金融業務のほか、海運、鉄道、電気、航空など交通関係の事業を統括する巨大官庁であった。1943（昭和18）年11月に逋信省は廃止され、鉄道省と統合されて運輸逋信省が設置されたが、45年5月には運輸逋信省の外局であった逋信院（郵便・貯金・保険・電信・電話事業）が分離されて内閣直属の逋信院が設置された。戦後の46年7月に逋信院が廃止されて逋信省が再設置されたものの、49年6月に逋信省は最終的に廃止され、郵電分離により郵政省と電気逋信省が新設されることになった。

戦前期をふくめた主要官庁の歴史については、大蔵省には大蔵省百年史編集室編『大蔵省百年史』全3巻（大蔵財務協会、1969年）および大蔵省財政金融研究所財政史室編『大蔵省史』全4巻（大蔵財務協会、1998年）、内務省には大霞会編『内務省史』全4巻（地方財務協会、1970～71年）、農商務省および商工省に関しては通商産業省編『商工政策史』全24巻（商工政策史刊行会、1961～85年）などの省史があるのに対して、逋信省に関しては、戦前期に逋信省編『逋信事業五十年史』（逋信省、1921年）、逋信省編『逋信省五十年略史』（逋信省、1936年）および逋信省編『逋信事業史』全7巻（逋信協会、1940年）があるにすぎない。『逋信事業史』第1巻は「総説」とはいうものの、内容的には内部組織の変遷に関する記述で、一般的な「総説」からはほど遠く、各巻は各局課別の縦割りの事業史が詳述されている。しかし、事業別の法制や記述から結果的に逋信省の政策は知られるものの、政策の決定プロセスや逋信省の全体像とその歴史的位置づけを透視することはむずかしい。戦後には、主に戦時期から戦後にいたる時期を扱った郵政省編『続逋信事業史』全10巻（前島会、1960～63年）、郵政省編『郵政百年史』（吉川弘文館、1971年）が刊行されている。『続逋信事業史』には、簡単な「総説」は付されているものの、基本的には従来通りの事業史にとどまっており、戦前期の逋信省についての客観的な総合的研究が強く望まれる。逋信省に関する研究は、杉浦勢之の研究のほかには、石井寛治や田原啓祐の研究¹⁾をのぞいてみるべき成果はないが、なかでも逋信省財政については、『逋信事業史』第7巻（経理）に予算決算表が掲載されているものの、それらの統計に依拠した分析はなく、逋信省の各事業の位置づけが明らかになっていないのが現状である。

* 本稿は、2024年11月16日に開催された郵政歴史文化研究会第4分科会（近代日本の逋信と地域社会）における報告に加筆、改稿したものである。

1 杉浦勢之「1910年代の逋信省の危機」（近代日本研究会編『経済政策と産業』年報近代日本研究13、山川出版社、1991年）、石井寛治「戦間期の財政金融史における郵政事業」（『郵便史研究』20号、2005年10月）、同「逋信特別会計成立に関する一考察」（『郵便史研究』30号、2010年9月）および同「郵便貯金利子の決定に関する一考察——逋信省と大蔵省の関係」（『郵便史研究』40号、2015年9月）、田原啓祐「戦前昭和期の郵便事業」（『郵便博物館研究紀要』7号、2016年3月）。

本稿は、通信省の基本資料である『通信省年報』と通信事業の基本統計である通信省通信局『通信統計要覧』（1898～1942）、および『通信協会雑誌』（1908～）における財政経済関係の記事を利用して、通信省の歳入出構造の変化と産業政策との関連を統計的に明らかにすることを目的としている。『通信省年報』は基本的に単年度の記述が主で、年報の性格上、ミクロの資料としては有用であるが、マクロ的な分析はなく、また『通信統計要覧』は統計が主で、記述による解説はない⁽²⁾。

1 通信省の財政構造

まず戦前期における政府財政（一般会計歳出決算）における通信省の位置づけをみておこう。政府の財政規模は、日清戦争前の8,000万円前後から日清戦後の1907年度には2億2,000万円に急増し、日露戦後の1907年度には6億円前後にまで増加したが、1909～16年度は国際収支の危機にともなう政府の緊縮財政政策によりこの規模が維持された。しかし、第一次大戦の好況にともなう財政収入の増加とともに財政規模は1917年度以降急増し、1920年代初めには15億円前後にまで拡大した。政府財政にしめる各省の支出は大蔵省、陸海軍省、通信省、内務省が相対的に多く、通信省は継続して10～20%をしめ、第一次大戦期をのぞくと陸海軍省に匹敵する規模で、1920年代の軍縮期には陸海軍省を上回っていた⁽³⁾。ただし、本稿でみるように、通信省支出の40%前後は年金・恩給費がしめていた。

通信省の会計は1881年4月に制定された会計法にもとづいて執行されたが、89年の会計法の改正とともに、会計規則、物品会計規則、官有財産管理規則などが制定され、90年度以降官業や学校会計などを中心に特別会計が設置された。通信省財政は、89年度以降経常部と臨時部に区分され、同時に従来の「補助費」は「臨時部」へ変更され、通信費の執業費は通信事業費に改称された⁽⁴⁾。一般会計のほかには、官設鉄道用品資金および電信灯台用品製造所作業に関する特別会計があった⁽⁵⁾。1921年4月には新会計法の制定にともない、会計規則も改定され、預金制度が採用された⁽⁶⁾。

図1は、1885～1940年度における通信省の一般会計における歳入出額（決算）をしめしている⁽⁷⁾。通信省の収入規模は、1894年度に1,200万円、1905年度に5,300万円、11年度に8,100万円、16年度に1億1,500万円、19年度に2億3,200万円、25年度には3億2,700万円へと急拡大した⁽⁸⁾。通信省の歳入出は、ともに経常部と臨時部から構成されており、1885年の創設から1903年度までは1893～96年度をのぞいて基本的に歳出超過であるが、1904～20年度は1908～09年度をのぞ

2 そのほか通信省関連の基本的統計として、貯金局『貯金局統計年報』、簡易保険局『簡易保険局統計年報』、電気局『電気事業要覧』、管船局『海事統計要覧』、経理局『経理事務年報』、航空局『航空統計年報』などがある。

3 東洋経済新報社編『明治大正財政詳覧』（東洋経済新報社、1926年）2～11頁。1904～06年度における陸海軍省支出の減少と大蔵省支出の増加は、「臨時事件費」の50～70%が大蔵省の支出に振り替えられたことによる。

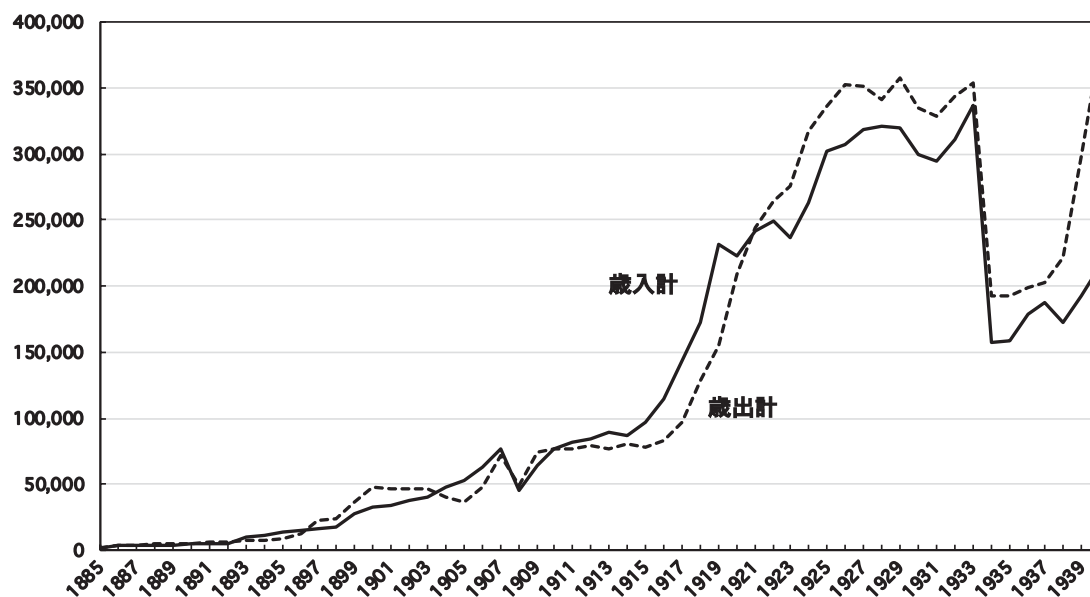
4 『通信事業史』第7巻、112、311頁。1887年度まで通信本省費に一括されていた通信費は、88年度に本省費から分離された。

5 『通信省第19年報』（1904年度）18頁。

6 最所文二「通信会計二十年間の回顧」『通信協会雑誌』238号（1928年6月）115頁。最所は、1924～28年に経理局長をつとめた。

7 『通信省年報』においては1920年度以降予算決算表が掲載されているが、繰越金のために前年度の総計が修正されていることもある。若月剛史『戦前日本の政党内閣と官僚制』（東京大学出版会、2014年）第5章は、通信省の予算編成についてふれているが、具体的な内容に関する議論はされていない。

8 1909～10年度の収入、および1906～10年度の支出には韓国がふくまれている。



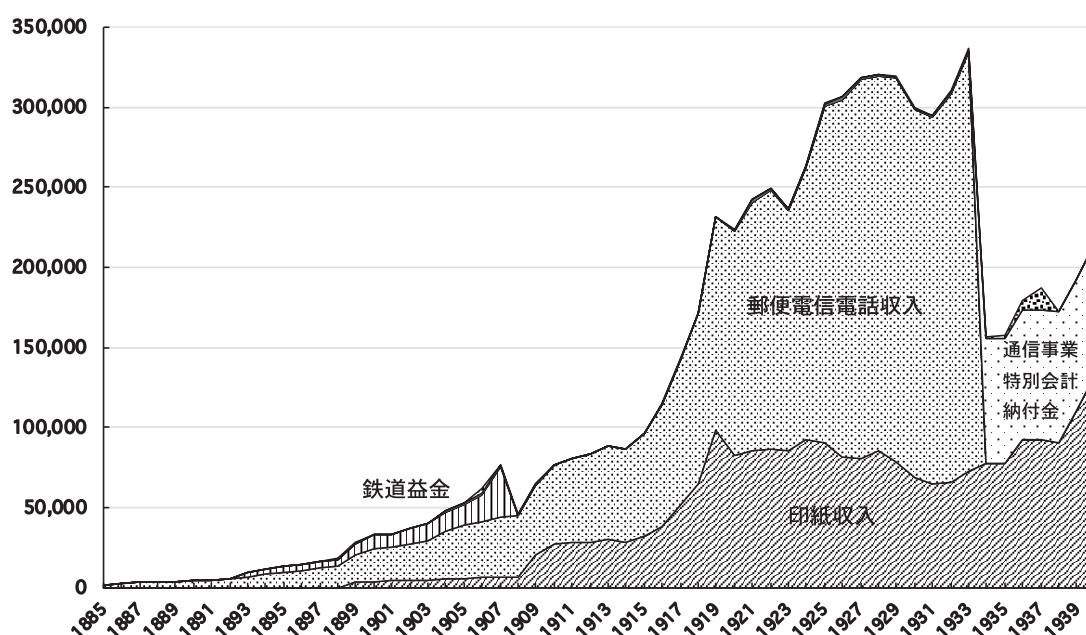
資料)『通信省年報』各年度より作成。

図1 通信省一般会計歳入および歳出額(決算)、1885～1940年度(単位:1,000円)

いて歳入超過に転じた。1908年度に財政規模が一度縮小するのは1906～07年の鉄道国有化の影響による。歳入は1915年度以降第一次大戦の好況にともなうインフレの影響もあって急増し、歳出も17年度以降増加したものの、21年度以降はふたたび歳出超過に転じたが、後述するように、34年度の通信事業特別会計への移行で通信省の一般会計規模はほぼ半減するにいたった。

2 通信省財政の歳入構造

図2は、1885～1940年度の通信省一般会計歳入(決算)の主要費目をしめしている。歳入の大半は経常部で、特別会計に移行する1933年度までの歳入の内訳をみると、郵便電信電話収



資料)『通信省年報』各年度より作成。

図2 通信省一般会計歳入(決算)主要費目、1885～1940年度(単位:1,000円)

入が60～70%、1898年度以降計上される印紙収入は1907年度までは10%前後をしめるにすぎないが、1909年度以降は30%以上に急増している。そのほか、1893～1907年度には鉄道益金が25%をしめていた。

つぎに郵便、電信、電話各事業の収入および支出についてみておこう。通信省創設以前の郵便局の郵便事業および工部省電信局の電信事業の収支統計は、各々の計算式が異なるうえに別々に算出されていたが、1885年度以降通信省財政は一般会計に移行されたことにより、通信本省（一等局および二等局をふくむ）の官吏の俸給・諸給などの人件費は一般会計から支出されたので、収支統計からは除外されている⁽⁹⁾。この点は通信省財政において変更はないが、「通信事業は之を一括して運用さるゝ関係上……郵便電信電話の各事業別に其収支を正確に算定することは困難である」⁽¹⁰⁾とされている。

『通信省年報』における「郵便電信電話収入」では、1885～87年度には郵便収入および電信収入が別々に記載されているが、88年度以降は一括して記載されているために各通信事業別の収入は判明しない⁽¹¹⁾。また郵便為替および貯金関係の費目はふくまれていない。『通信省年報』によれば、「郵便電信電話収支」は、収入から「通信費」を差し引いたものとされ⁽¹²⁾、「郵便電信収入ハ会計科目ニ所謂郵便電信収入中ヨリ切手貯金額、貯金台紙売下代及外国政府又ハ電信会社へ仕払フヘキ電報料金又通信費ハ会計科目ニ所謂通信費中ヨリ収入印紙売下ニ属スル経費切手貯金払込金及外国政府又ハ電信会社へ仕払フヘキ電報料金ヲ孰レモ控除シテ実際ノ収支ヲ示シタルモノナリ而シテ其電報料金ハ[明治]三十四年十一月以降ハ外国へ仕払フヘキモノト本邦へ受取ルヘキモノトノ差額ナリ」とされ⁽¹³⁾、また通信費は、「郵便及電信等其費目ノ劃然區別シ能ハサルモノハ各一定ノ割合ニ據リ之ヲ算出セリ 通信費中財務課ニ属スルモノハ通信局所属通信費ノ各事業ニ要セシ割合ニ依リ之ヲ分割加算セリ」とされている⁽¹⁴⁾。

『通信統計要覧』には、1889～1918年度の通常郵便、小包郵便、郵便為替、郵便貯金、電信、電話（1890年度以降）の6事業の収支統計が掲載され、「郵便電信収入累年比較」には「本表ハ郵便電信収入中ヨリ切手貯金額、電話交換至急開通料及電話建設寄付金ヲ控除シタルモノトス」とされ、また「通信費累年比較」には「本表ハ通信費中ヨリ切手貯金払込金、収入印紙売捌ニ関スル諸費及貨幣交換差減等ヲ控除シタルモノトス」との注記がある⁽¹⁵⁾。

通信事業の収支統計は、1921年度の『通信統計要覧』から再度掲載されるが、1918年度まで通常郵便、小包郵便、電信各事業に別々に記載されていた切手収入があらたに独立した項目となり、1912年度にさかのぼって切手収入、郵便収入、電信収入、電話収入、請願通信費納付金

9 通信省創設以前の郵便および電信事業収支統計については、杉山伸也『近代日本の「情報革命」』（慶應義塾大学出版会、2024年）第1章および第2章に詳しい。したがって、通信事業収支統計は、通信省創設以前と以降を時系列的に連続してとらえることはできない。

10 最所文二「通信事業特別法の実施に際して」『通信協会雑誌』308号（1934年4月）14頁。

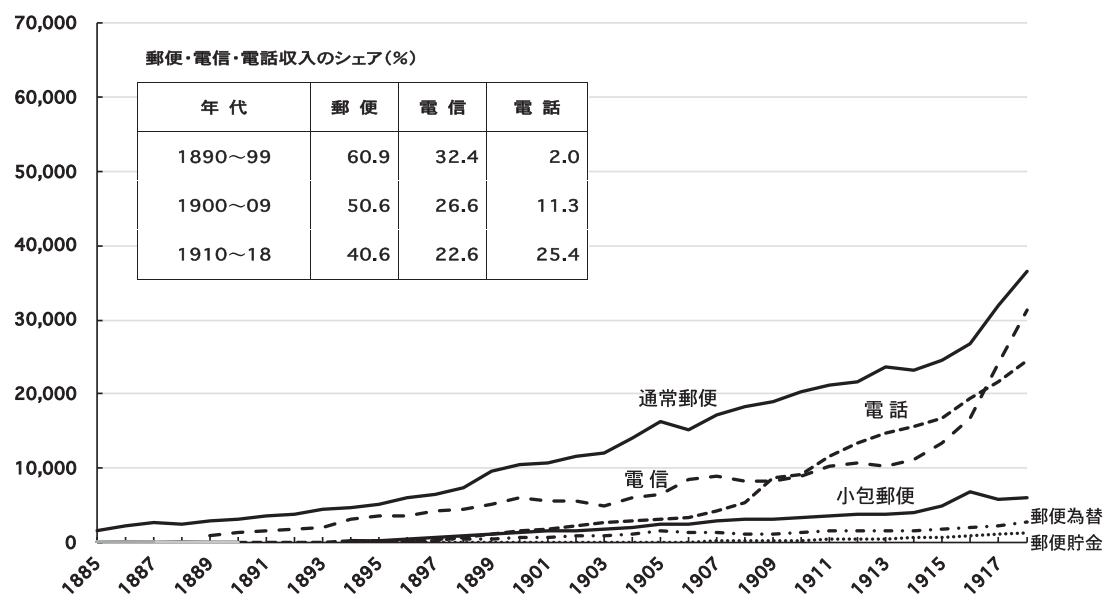
11 『通信事業五十年史』には、創業から1918年度までの郵便および電信と1890～1918年度の電話の収支統計が掲載されているが、統計には若干の異同がある。『通信事業五十年史』の郵便および電信収入は、「郵便電信収入中ヨリ切手貯金額・電話交換支給開通料及電話建設寄付金等を控除したるものとす」、また支出は、「通信費中ヨリ切手貯金払込金・収入印紙売捌に関する諸費及貨幣交換差減等を控除したるものとす」とされていることによるのかもしれない（附録111、114頁）。

12 『通信省第26年報』（1911年度）8頁附表。通信費には、通信本省関係の俸給・諸給などの費目はふくまれていないが、本省管轄外の郵便局（1886年以降のいわゆる三等郵便局）の俸給・諸給のほか営繕費や通信事業費などはふくまれている。

13 『通信省第19年報』（1904年度）166頁。

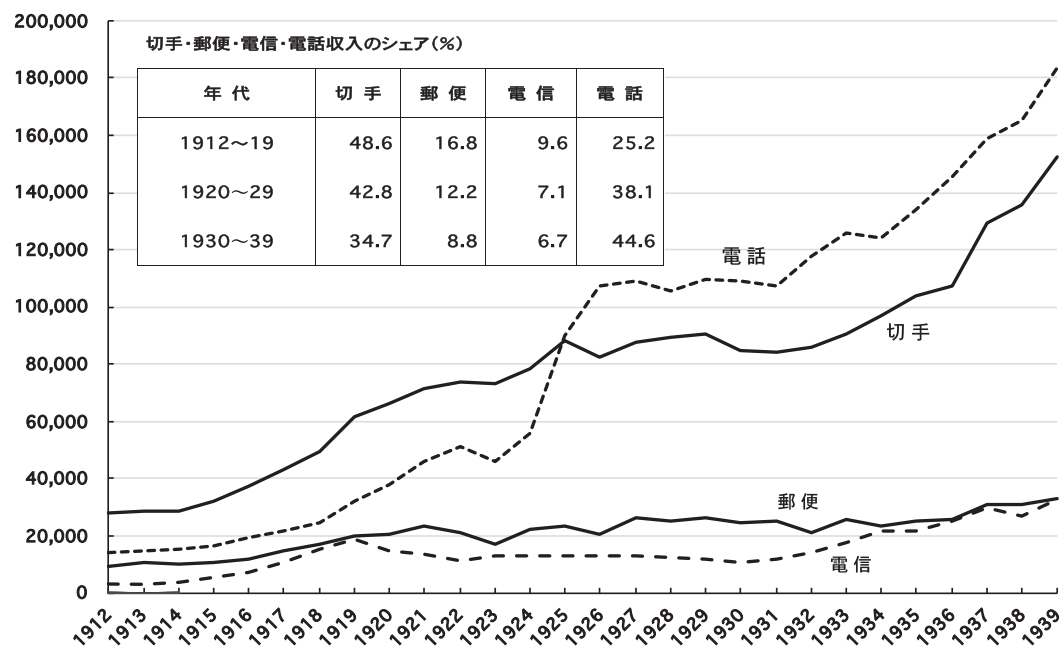
14 『通信省第11年報』（1896年度）380頁。

15 たとえば、『通信統計要覧』（1912年度）12、13頁。ただし、1889～93年度の郵便収入については、業務別の調査を欠くため通常郵便、小包郵便、為替、貯金の合算額が判明するだけである（『通信統計要覧』1898年度、52頁、および1899年度、43頁）。



資料) 1885～88年度は『通信省年報』各年度, 1889年度以降は通信省通信局『通信統計要覧』各年度より作成。

図 3 - 1 郵便・電信・電話収入の推移、1885～1918年度 (単位：1,000円)



資料) 通信省通信局『通信統計要覧』各年度より作成。

図 3 - 2 切手・郵便・電信・電話収入の推移、1912～39年度 (単位：1,000円)

の5費目に変更されている⁽¹⁶⁾。たとえば1912年度を例にとると、同年度の要覧では郵便電信電話収入額は5,143万円であったのに対して、21年度の『通信統計要覧』では5,511万円となっており、異同がみられる。支出に相当する通信費についても各事業に別々に計上されていた俸給、通信事業費、諸払戻金、修繕費などが一括して記載されるようになり、12年度の支出総額2,631万円が、21年度の『通信統計要覧』では2,842万円になっている。したがって、通信事業収入

16 この変更の理由についての記述はないが、1919年5月に通信省官制が改正され、再度経理局が設置されていることに関係しているのかもしれない(『通信省沿革略誌』『第36回通信省年報』1921年度、6頁)。

に関しては、1885～1918年度と1912年度以降の連続しない2系列の収支データが存在することになる。しかし、郵便事業にとって通常郵便および小包郵便における切手の売捌は重要な収入源であり、また電信事業の場合には電信切手収入だけが分離され、電報料はそのまま電信収入として残されている。電話事業について電話料は一貫して電話収入として計上されているので、郵便収入および電信収入は実際の事業収入よりも過小になっていると考えられる。

こうした切手収入を分離した科目分類は、経理局にとっては有効であったかもしれないが、逆に各事業の収支計算をむずかしくしている⁽¹⁷⁾。通信本省費は一括して計上されているために各事業の収支計算からは除外されているが、1889～1918年度は事業別収支の算出が可能である。各事業別の収支をみると郵便は継続して黒字、電信は1889、90、1901、02年度をのぞいて黒字であるのに対して、電話は創業の1890年度から1902年度までは赤字であるものの、1903年度以降急速に黒字幅が拡大している⁽¹⁸⁾。1919年度以降は、切手収入（郵便、小包、電信）が分離され、支出に相当する通信費も一括して計上されているために事業別収支は算出できない。

図3-1は、1885～1918年度の郵便（通常郵便、小包郵便、郵便為替、郵便貯金）、電信および電話の6事業の収入の推移とシェアを、また図3-2は、1912～39年度の切手、郵便、電信、電話の収入の推移とシェアをしめしている。両図について期間が重複する1912～18年度を比較すると、切手収入が郵便および電信事業にとって重要な財源になっているため、図3-2においては電話収入が相対的に高くでている。しかし、切手収入の増加から郵便収入は漸増しているものの、電信収入は1919年度をピークに減少ないしは停滞しているのに対して、電話事業の拡張はめざましく、1920年代以降は電話交換拡張費の急増によって電話収入のシェアは約40%をしめるにいたっている。

3 通信省の歳出構造と産業政策

(1) 通信省の歳出内訳

通信省の歳出は、經常部と臨時部から構成されていた（図4）。經常部と臨時部の比率は、1896～1908年度の日清・日露戦後経営期には臨時部からの支出が51%をしめていたが、1909年度を境にして經常部主体の正常な支出構造にもどり、臨時部の支出は20～30%をしめるにすぎなくなった。この背景には、日露戦後に輸入超過と外債利払や政府の海外支払の増加で正貨が流出し、国際収支が逆調に転じたことと、1907年の株価暴落を機に国内の経済不況が拡大したことがあった。1908年度の予算編成においては増収とともに事業繰延により財政収支の均衡の維持がはかられ、1908年7月に桂太郎内閣は財政整理と緊縮政策の方針を明確にし、非募債・公債整理・国鉄経営の一般会計からの独立自営化などの政策を実施した⁽¹⁹⁾。

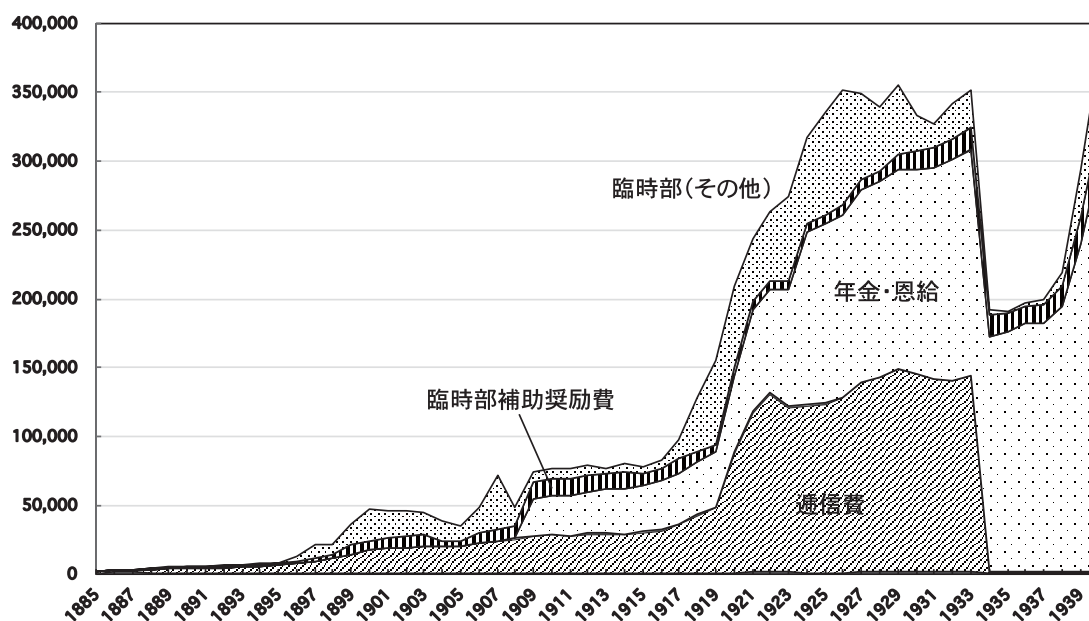
經常部の主要費目は通信本省費と通信費（うち俸給が10%、通信事業費が70%）で、そのほかに営繕費や諸払戻金がある⁽²⁰⁾。經常部の補助費からは、航路標識費（灯台建設・維持費など）

17 1933年2月の通信事業特別会計法案の審議において、富安謙次経理局長は、切手収入のなかには3事業がふくまれており、郵便切手収入の大部分は葉書、電信切手収入は電報料（現金）、電話切手収入は電話使用料（現金）としているが、一般会計のもとでは3事業の収支状況の「数字ハ分ラヌノデアリマス」と答弁している（通信省「通信事業特別会計法案帝国議会審議経過」1933年4月、66～68頁）。

18 『通信統計要覧』より算出。

19 大蔵省百年史編集室編『大蔵省百年史』上巻、214頁。

20 1886、87年度の通信費および商船学校、1887～89年度の東京電信学校は、通信本省費から支出されている（『通信省年報』各年度）。



資料)『通信省年報』各年度より作成。

図4 通信省一般会計歳出(決算)主要費目、1885～1940年度(単位:1,000円)

(1889～1925年度)、商船学校(1885～1924年度)、東京(郵便)電信学校(1887～1904年度)、船舶海員費(1895～1910年度)のほか、1909年度以降は年金・恩給が付加されている。1909年度以降の支出の内訳(平均)をみると、通信費(経常部)が40%、年金・恩給(経常部補助費)が40%、補助奨励費(臨時部)が10%(1917年度まで)の構成となっている。

年金・恩給は、明治初期には家禄、賞典禄など、西南戦争以降は軍人恩給や賞勲年金が中心であった⁽²¹⁾。1875年に軍人恩給制度が開始され、90年には官吏恩給法および軍人恩給法が公布され、支給額も日清戦争、日露戦争を機に倍増した。この年金・恩給交付事務の大蔵省から通信省への移管は「積年ノ懸案」⁽²²⁾で、1910年3月の勅令第25号により同年4月から年金、恩給、公立学校職員の退隠料や遺族扶助料の交付事務は通信省に移管され、全国各地の郵便局において取り扱われるようになった。この時点で受給者は、内外地あわせて104万口、支給額は2,728万円に達した⁽²³⁾。大蔵省と通信省とのあいだでどのような議論があったのか不明であるが、移管のメリットについて、つぎのように述べられている。

支払は従来各府県所属の金庫にて取扱はれたるも其取扱場所の僅少なる為め受給者は著しき不便を感じ、且つ保護利殖の途尚備はらざるより兎角濫費等の弊害を免がれざりし……既に恩給年金等の取扱を通信官署に托されたる以上は全国七千有余の局所に於て之が事務を見るべきに依り、受給に際し従来の如く不便を感じざるのみならず其証券等は無料にて保管を郵便局に托し且支給金は直に貯金に組入れ得るの便法を設けて保護利殖の途を開きたると、一方郵便局に於ては該支給金は一般歳入歳出金取扱の例に據らしめたるより自然機関共助の実を得、国家計算上に至大の利便を得べし。吾人は本制度を以て一挙兩得の好施設として衷心

21 恩給および年金について詳しくは、明治財政史編纂会編『明治財政史』第10巻(丸善、1905年)第11編を参照。

22 『通信省第24年報』(1909年度)58頁。

23 『通信省第25年報』(1910年度)57頁。

歓喜に堪えざる……⁽²⁴⁾

このように郵便局における年金・恩給の支払開始によって、受給者にとっての利便性は向上し、郵便局にとっては貯金の増加が期待されたものの、1912年度の各局の払渡額2,891万円のうち郵便貯金への振替預入額は76万円(2.6%)、21年度にいたっても払渡額6,940万円のうち振替預入額は299万円(4.3%)にすぎなかった⁽²⁵⁾。しかし、郵便貯金の運用は大蔵省預金部の管轄下にあり、郵便貯金の増加は通信省自体の収入増加に直結するものではなく、逆に各郵便局は受給者の資格調査や死亡などによる受給権消滅や停止にともなう過誤支払金の手続きなど窓口業務が増加した⁽²⁶⁾。年金・恩給総額は、1917、20、22、23年の4回にわたる増額改正がおこなわれ、1910年度の2,874万円(受給者30万8,500人)から34年度には1億5,887万円(同44万9,400人)に増加し⁽²⁷⁾、1909年度以降1918～23および29年度をのぞいて通信費を上回り、支出総額の40%前後をしめていた。通信省にとって通信事業と直接関係のない年金・恩給業務を引受け、かつ事業収入から年金・恩給費を支弁することのメリットがどこにあったのかきわめて疑問である。

(2) 産業別主要事業費にみる通信省の産業政策

電信、電話、鉄道、船舶、電力、航空各産業分野の事業費(拡張費、営繕費、改良費、施設費、整備費など)は、経常部の補助費と臨時部の補助費および事業費から支出されている。表1は、1885～1940年度の経常部および臨時部の産業別主要事業費の時期別累計額の概括表である。少額の事業費はふくまれていないが、通信省による産業別事業費のおおよその実態が明らかになる。時期別では、1920年代が39.2%をしめ、ついで1930年代(21.6%)で、1920年代は23年の関東大震災とその復旧事業の時期に重なっている。産業別では、電信線営繕費(1898～1904年度)や電信拡張及改良費(1920～33年度)などの電信事業が1億6,504万円(10.2%)、電話交換拡張費などの電話事業が8億1,641万円(50.6%)、船舶関係が4億1,442万円(25.7%)、鉄道が1億1,942万円(7.4%)、航空関係が9,656万円(6.0%)、電力が1,741万円(0.1%)となる⁽²⁸⁾。通信省は、関東大震災を機に電話の自動交換化とラジオ放送事業(無線通信)を二大方針として決定し、20年代には電話事業を中心に、郵便・電信事業から電話および無線通信事業への移行が急速にすすんだ⁽²⁹⁾。

電信事業は、工部省時代にすでにネットワークの整備は完了しているので追加投資額は大きくないが、1889年度以降新営・修繕営繕費が計上され、1899～1902年度には電信第一次拡張計画が約724万円で4年継続事業として実施された。その後、1919年に電信拡張改良計画がたてられ、20年度以降(33年まで)「電信拡張及改良費」が計上され、第一次(1920～26年度、予

24 「＜時事評論＞恩給金支給方法の改正」『通信協会雑誌』21号(1910年4月)9頁。この背景には、日露戦時以降の貯蓄奨励政策があるように思われる(杉浦「1910年代の通信省の危機」3～9頁)。郵便貯金現在高(年末)は増加しているものの、1900年以降1人当たり貯金現在高は10円前後で伸び悩んでいた(『通信事業五十年史』93頁)。

25 『第36回通信省年報』(1921年度)114頁。郵便振替貯金事業は、1906年3月に開始された。「年金恩給給与金の振替預入に就て」『通信協会雑誌』314号(1934年10月)も参照。

26 「年金恩給の過誤払事故に就て」『通信協会雑誌』223号(1927年3月)48～50頁、「年金恩給受給者資格調査撤廃に対する私策」『通信協会雑誌』237号(1928年5月)95～96頁など。

27 平尾壬午郎「恩給法の改正」『通信協会雑誌』298号(1933年6月)36頁。

28 産業別事業費の累計額およびシェアの算出に際しては、持株会社補助金および災害費はのぞき、また新営・修繕営繕費(1889～1939年度)、電信電話営繕費(1905～39年度)、臨時通信費(1920～22、27～29、31～33年度)、震災復旧及新営費(1923～37年度)など電信・電話事業双方に関連する事業費計2億1,730万円は、便宜上電信および電話に等分して加算した。

29 日本電気株式会社社史編纂室編『日本電気株式会社七十年史』(日本電気株式会社、1972年)114頁。

産 業	船 舶									
費目	航路標識費	商船学校	航路拡張費 (航路補助)*	航海 奨励費*	造船 奨励費*	日本郵船 補助*	船舶改善 助成費*	航路標識 営繕費	航路標識 防空施設費	船舶建造 助成施設費
1885～1900	1,610	711	6,374	8,463	568	11,440				
1901～1910	3,209	1,562	57,130	9,930	6,279			1,407		
1911～1920	4,276	2,178	74,430	2,278	16,253			1,292		
1921～1930	4,510	2,150	61,900	64				2,461		
1931～1940			101,950				12,889	2,216	599	16,319
累計額	13,605	6,600	301,783	20,707	23,099	11,440	12,889	7,376	599	16,319

産 業	鉄 道				電 力			
費目	官設既成 鉄道改良費	帝国鉄道 資本勘定繰入	韓国鉄道資本 勘定繰入	鉄道建設費	発電水力調査費	電力国家管理 実施準備費	日本発送電株式 会社設立準備費	
1885～1900	16,881			20,456				
1901～1910	14,748	10,238	7,662	49,436				
1911～1920					1,096			
1921～1930					63			
1931～1940						555		28
累計額	31,629	10,238	7,662	69,893	1,158	555		28

産 業	電信・電話									
費目	電信電話 営繕費	電信線 営繕費	営繕費 (新営費・ 修繕費)	電話交換 拡張費	電信拡張 及改良費	臨時通信費	震災復旧及 新営費	無線電信 設置費	無線電話 設置費	町村電話 施設費
1885～1900		4,642	7,857	9,095						
1901～1910	5,530		7,774	17,760						
1911～1920	10,850		6,253	96,924	4,141	48		773		
1921～1930	7,739		11,055	318,067	41,909	3,874	150,680	2,178	130	2,504
1931～1940	894		1,214	58,085	2,745	1,426	2,104		33	205,165
累計額	25,012	4,642	34,152	499,930	48,795	5,348	152,783	2,951	164	207,670

産 業	航空								その他		補助金総計 (%)
費目	航空 奨励金	航空輸送 補助	航空路 設置費	飛行場 設置及 整備費	航空機 乗員臨時 養成費	航空機 乗員養成 施設費	中央航空 研究所 設備費	航空 補助金	持株会社 補助金	災害費	
1885～1900										121	96,349 (5.7)
1901～1910										1,331	252,771 (15.0)
1911～1920										3,940	311,322 (18.5)
1921～1930	2,009	6,438	2,448							8,970	660,025 (39.2)
1931～1940	4,898	34,163	3,498	5,782	6,915	19,691	7,044	3,670	21,208	826	364,627 (21.6)
累計額	6,906	40,601	5,946	5,782	6,915	19,691	7,044	3,670	21,208	15,188	1,685,094 (100)

資料)『逓信省年報』各年度より作成。4 捨 5 入のため、累計額が一致しない箇所がある。
注) 航路標識費および商船学校は、経常部補助費。*は、臨時部補助費(1930年度以降補助および奨励費)。

表 1 経常部および臨時部事業(産業)別歳出主要費目累計額、1885～1940年度(単位:1,000円)

算総額7,380万円、実行額4,391万円)、第二次(1929～32年度、予算総額700万円、実行額712万円)、第三次(1933～40年度、予算総額1,217万円、実行額1,162万円)の電信拡張改良計画が一般会計により実施されたが、財政緊縮政策などにより毎年改定が繰り返された⁽³⁰⁾。

電話事業は、基本的に収支相償主義にもとづいて実施された。1890～95年度の創業期には一般会計から55万円を支出して拡張がはかられ、加入者数は2,858名に増加したが、日清戦争期の商工業の好況にともなって電話需要が増加したために、1896年度に電話交換拡張費(～1933年度)が新設され、1896～1903年度(当初1902年度までの7年継続事業)に1,280万円の事業公債を発行して第一次拡張計画が実施された。この拡張計画により六大都市および地方の主要20都市で電話交換業務が開始され、加入者は3万2,155名に増加した。市外線も1899年には東京・

30 詳しくは、『逓信事業史』第3巻、750～825頁、および日本電信電話公社電信電話事業史編集委員会編『電信電話事業史』第3巻(電気通信協会、1960年)723～736頁。

神戸間、東京・大阪間の長距離電話が開通し、1902年以降地方の小都市を中心に特設電話制度が開通した。電話料金は、一定額の電話利用料を納入すれば無制限の通話ができる均一料金制であったが、1897年に距離に応じた都市別料金制が採用された。

第一次拡張計画は日露戦争のため1903年度で打ち切られたが、1904～06年度には日露戦時公債および一般会計より292万円を支弁して、東京・佐世保間など長距離電話線が架設された。1907～12年度には6年継続事業として総額2,636万円で第二次拡張計画が実施されたものの、日露戦後不況により1907年度より一般会計に移され、規模も縮小された。1907年には地方中都市を中心に寄付開通制度が実施され、09年には至急開通制度の実施にともなう電話の開通は無償架設から有償架設に転換した。1911年には電話拡張調査会が発足したが、13年には財政緊縮政策にともなう行政整理によって電話拡張計画の実施はむずかしくなり、16年にいたって至急開通料や寄付金を建設財源にあてて第三次拡張計画（1916～33年度）が実施に移された。しかし、関東大震災も重なったために計画は10回にわたる改定を余儀なくされたものの、33年度までの実行予算額は4億7,325万円、増設加入者は55万名に増加した⁽³¹⁾。こうした電信・電話拡張計画の具体的内容は、取扱施設の開設・増置、回線の新増設、通信技術の発展にともなう設備・通信方式の改善（たとえば電話交換方式の単式から複式、磁石式から共電式、手動式から自動式への変更）、老朽設備の更新などで、1927～32年度には郡役所の廃止にともなう府県庁と町村役場との電話施設が整備された⁽³²⁾。1934年度の特設会計への移行にともない、それまでの電信拡張改良費と電話交換拡張費は統合されて電信電話設備拡張改良及補充費となった。

こうした電話拡張経費は、通信省の国産奨励方針にそって、国産のケーブル（電線）や電話交換機・電話機などの通信機器の発注・買上げに向けられ、ケーブルは古河電気工業、藤倉電線、住友電線製造所、電話交換機・電話機は日本電気、沖電気、富士電機などが指定製造メーカーとされた⁽³³⁾。なかでも日本電気（1899年設立、資本金20万円）の通信省の発注への依存度は高く、同社は関東大震災を機に電話機器メーカーから電気通信機メーカーに転換したという⁽³⁴⁾。

船舶に対する補助金には、日本郵船補助（1888～1900年度）をはじめとして、北米航路（サンフランシスコ線およびシアトル線）や南米航路など航路拡張費（航路補助）（1896～1940年度）、航海奨励費（1897～1914年度）、造船奨励費（1897～1918年度）、船舶改善助成（1933～38年度）がある。1933年度以降は、各航路補助費の延長や船舶安全法の施行にともなう経費が追加された。

鉄道の監督行政は、1892年7月に内務省から鉄道庁が移管されて以降、1908年12月に鉄道院に移管するまでの期間にかぎられるが、1906年の鉄道国有化までの日清戦後経営期を中心に官設既成鉄道改良費（1896～1906年度）、および鉄道建設費（1899～1906年度）が支出されている⁽³⁵⁾。

航空行政は1923年4月に陸軍省の管理下におかれていた内閣航空局が通信省に移管され、24

-
- 31 電話拡張計画について詳しくは、『通信事業史』第4巻、549～598頁、『通信事業史』第7巻、314、343～345、419～421頁、および『電信電話事業史』第3巻、701～723頁。
- 32 久慈茂（経理局主計課長）「昭和二年度通信省所管予算の概要」『通信協会雑誌』225号（1927年5月）4頁。
- 33 『電信電話事業史』第6巻（電気通信協会、1959年）130～136、155～156頁、『通信事業史』第4巻、512～523頁、『日本電気株式会社七十年史』126、174頁、および日本電気社史編纂室編『日本電気株式会社百年史』（日本電気株式会社、2001年）93、118頁。
- 34 『日本電気株式会社百年史』56、74、93～94、135～136頁、および『日本電気株式会社七十年史』120頁。
- 35 ただし、陸運事業の監督行政の鉄道省への移管は1928年11月。

年11月に内閣航空局は廃止されて、通信省に航空局が新設された。この変更にともない1924年度以降、飛行場の建設、航空標識の設置、航空用無線通信設備のために航空奨励金（1924～40年度）や、28年10月の日本航空輸送会社（資本金1,000万円）の設立にともなって航空輸送補助金（1928～40年度）が交付された⁽³⁶⁾。

④ 通信事業特別会計の構造

通信事業の特別会計への移行は、通信省内でも「多年の懸案」⁽³⁷⁾で、1896年頃の電話事業特別会計についての調査以降、数回にわたり通信省から提議されたものの、大蔵省の反対で頓挫を余儀なくされた⁽³⁸⁾。ただし、通信省の簡易生命保険は1916年に、郵便年金は1926年に特別会計に移行している⁽³⁹⁾。1927年に通信事業特別会計制度実施準備委員会が設置されて検討が重ねられ、大蔵省に計画案が送付されたが、審議の対象とはならなかった。1931年9月に電信電話設備民営案の取り止めと同時に、省内に通信事業特別会計調査委員会が設置され、32年5月に「最近の数字に基き調査したる」通信省の特別会計案が大蔵省に提出され⁽⁴⁰⁾、33年2月開催の第64議会に通信事業特別会計法案の審議がはかられた。高橋是清蔵相は、特別会計法案の提出理由について、「通信事業ノ円滑ナル発達ヲ期シ、以テ最モ合理的ナル経営ヲ行」うために、「収入支出ハ特別会計ト為シ、其施設ノ拡張及改良ハ」「原則トシテ其過剰金竝ニ電信電話建設寄付及設備負担金ヲ以テ其資源ニ充テ」「通信事業自身ノ負担ニ於テ之ヲ行ハシメ」、必要な場合には「公債又ハ借入金ニ依」り、「長期ニ亘ル計画ヲ安定セシムル」と説明している⁽⁴¹⁾。

通信事業特別会計法は、「通信事業経済の自主独立」により「事業計画の安定」と「経営の合理化経済化」を目的とするもので、一般会計のもとでは大蔵省との折衝や予算の制約により「各種事業施設の不備、従業員の負担過重によるサービスの低下など、事業の内外に於て幾多の欠陥が生じて」おり、特別会計への移行によって「事業の整備進展による優良なサービスの提供」と「サービス提供の原動力となるべき人的及び物的施設の完備」が可能になる、という⁽⁴²⁾。具体的には、人的施設の欠陥（長時間勤務や低額の給料手当など従業員の負担過重、通信病院など福利施設の不行届など）、物的施設の欠陥（電信電話線路と機械の腐朽、局舎の

36 柳谷西三（航空局長）「定期航空輸送事業の開始に就て」『通信協会雑誌』249号（1929年5月）。

37 南弘通相による説明（通信省「通信事業特別会計法案帝国議会審議経過」4、8頁）。『通信事業史』第7巻、536～538頁も参照。

38 通信事業特別会計の経緯等をめぐっては、内海朝次郎『通信事業特別会計の生れるまで』（交通経済社、1933年）、牧野良三『特別会計となつた通信事業』（社会教育協会、1934年）、石井寛治「通信特別会計成立に関する一考察」などを参照。通信事業の特別会計論は、20世紀初め以降ヨーロッパ各国において盛んになり、1923年にフランス、24年にドイツ、26年にスイスが特別会計制度を実施している（山田忠次「独逸通信と其特別会計制度」『通信協会雑誌』278号、1931年10月、3頁）。

39 1931年12月現在で34の特別会計があった。特別会計と一般会計との関係は、各特別会計によって異なるが、益金を一般会計へ納付せず、一般会計より補充金もうけない完全な意味での特別会計は、帝国鉄道、製鉄所、造幣局、預金部、郵便年金など7会計であった（「一般会計との関係より見たる特別会計の分類」『通信協会雑誌』280号、1931年12月、51頁）。

40 内海『通信事業特別会計の生れるまで』109～122、143～147頁、山田良秀（経理局主計課長）「昭和七年度通信省所管予算の概要」『通信協会雑誌』287号（1932年7月）14頁、および富安謙次「通信事業特別会計法案の沿革とその成立経過」『通信協会雑誌』296号（1933年4月）9頁。

41 以下、衆議院および貴族院における審議については、通信省「通信事業特別会計法案帝国議会審議経過」に詳しく記されている。内海『通信事業特別会計の生れるまで』第6章も参照。

42 通信省「通信事業特別会計について」（1933年4月）6～7頁（郵政博物館蔵ACA-3）。従業員の待遇改善が新規事項として計上されるようになるのは1929年度予算からである（久慈茂「昭和四年度通信省所管予算の概要」『通信協会雑誌』249号、1929年5月、17～19頁）。藤井崇治「現業員待遇改善の実現に就て」『通信協会雑誌』254号（1929年10月）も参照。

狭隘と不衛生、通信機関の不足など経費節減財政緊縮による圧迫）があげられている⁽⁴³⁾。

通信事業特別会計法は第1条において、「本法ニ於テ通信事業トハ郵便、電信及電話ノ事業（郵便為替、郵便貯金、年金及恩給ノ支給其ノ他国庫金ノ受入払渡並ニ収入印紙売捌ノ事務ヲ含ム）並ニ之ガ附帯業務ヲ謂フ」と定義しているが、条文に「年金及恩給」や「収入印紙売捌」についての規程はなく、これらの業務は継続して一般会計の対象であったが、各郵便局での取扱業務が通信費にふくまれていることによるとと思われる。

通信事業特別会計法案をめぐる衆議院および貴族院における審議の主要な論点は、通信事業収入（実際には電話収入）は一般会計の主要財源であった⁽⁴⁴⁾ので、特別会計と一般会計との関係、いかえれば財政状況が悪化しているこの段階で特別会計を設置する理由がどこにあるのか、また通信省は大蔵省と通信事業会計の独立化とのトレードオフで以降10年にわたり「毎年度8,200万円以内ニ於テ予算ニ定ムル金額ヲ一般会計ニ納付」（第4条）することで双方が妥協点をみいだした⁽⁴⁵⁾が、特別会計に移行することにより通信事業（実質的には収入増加の見込まれる電話事業）の改善が可能なのかという問題であった⁽⁴⁶⁾。事業資金の財源について、通信省は一貫して、特別会計への移行にともなって、経営の合理化・経済化がすすみ、従業員の待遇改善によって経済観念が一新され、自力更生によって事業の改善が可能であるという精神論を繰り返し強調し⁽⁴⁷⁾、衆議院委員会においては特別会計によって資金が捻出されるかのような議論が展開されたが、こうした精神論には「理論的ニ甚ダ無理デアル」あるいは「従業員ノ意気ノ振フコトノミヲ御期待ニナルト云フコトハ、恐ラク……出来ナイコトデアラウ」⁽⁴⁸⁾という疑念もだされ、また通信省内でも「多くは樂觀に過ぎ、期待の過大なるもの」とみなす見解もあり⁽⁴⁹⁾、貴族院委員会においては精神論は後退し、電話拡張による事業収入や公債の発行に重点が移行している⁽⁵⁰⁾。

衆議院および貴族院の委員会において、通信省は特別会計を設置する合理的な根拠となる過去数年の各通信事業の収支計算について再三提出をもとめられたものの、大蔵省との一般会計への納付金額をめぐる折衝に重点をおいたためか、根拠となる統計類に関しては準備不足が顕著であった。収支関係に関しては、参考書類として「昭和六年度以降三ヶ年収支調」が提出されただけで、通信省は「一般会計ノ下ニアリマスレバ、通信ノ収入ト支出トノ関係が明瞭ニナラナイ」⁽⁵¹⁾、「明確ニドレ位ノ収支状況ニナツテ居ルカト云フコトヲ、ハツキリサセルヤウナ組立ニナツテ居ナイ為ニ其数字ハ分ラヌノデアリマス」、あるいは「特別会計ヲ設置スルコトニ依ツテ、如何ナル数字ノ金額ヲ捻出シ得ルカト云フコトヲ申上ゲルコトノ出来ナイ」⁽⁵²⁾として、

43 牧野『特別会計となつた通信事業』48～56頁。牧野良三は、1932年8月から34年7月まで通信政務次官。

44 1933年度の政府の一般会計の歳入構成は、租税（32.1%）、印紙収入（3.2%）、官業及官有財産収入（21.2%）、公債・借入金（33.6%）、その他の歳入を合計して22～23億円規模であった。したがって、官業及官有財産収入にふくまれる通信事業収入は、一般会計歳入額の約10%をしめていたことになる。詳しくは、「通信事業特別会計法逐条説明書」（1933年4月）27～28頁を参照。

45 南逋相は、「十年後財政状態が好転する場合には、漸次繰入金額も減少することの約束によつて差向き満足するの外なかつた」と語っている（南逋大臣談「通信特別会計制度の実施を前にして」『通信協会雑誌』296号、1933年4月、4頁）。

46 「審議経過」97頁。

47 たとえば南逋通信相の発言（「審議経過」5、21、53、106頁）。

48 衆議院委員会における竹内友治郎元東京通信局長の発言（「審議経過」49、72頁）。

49 香西俊雄「通信事業特別会計実施に際して」『通信協会雑誌』308号（1934年4月）27頁。香西は1929年に仙台通信局長、31年に大阪通信局長、32年に簡易保険局長。

50 南逋相による法案提出理由および答弁（「審議経過」106、121頁）。

51 南逋相の答弁（「審議経過」47頁）。

52 富安経理局長の答弁（「審議経過」28、68頁）。

結局、各事業の収支勘定は最後まで提出されなかった⁽⁵³⁾。貴族院本会議において「此重大法案ヲ審議スル」ためには「参考資料ノ如キハ、甚ダ不備不十分ハ免レヌ」と指摘され⁽⁵⁴⁾、また南通相が貴族院の答弁において、委員からの質問について「的確ノ調査モマダ出来テ居ナイ」ので、「九年度カラ実施イタシマシテ、一年間ノ猶予ヲ以テ充分ノ調査モシ、充分ナ計画ヲ立テテ、是ガ実行ニ萬違算ナキヲ期シタイ」⁽⁵⁵⁾と答弁しているように、逓信省案はきわめて杜撰であったという誹りを免れない。

こうして特別会計法案は、最終的には1933年3月の貴衆両院において満場一致で可決され、4月に通信事業特別会計法（法律第41号）が公布され、34年度より実施されることになった⁽⁵⁶⁾。この背景には、不況からの脱却のために低金利政策のもとで郵便貯金利子の大幅切下げを主張する高橋是清蔵相の意向が強くはたらいたといわれている⁽⁵⁷⁾が、植原悦二郎が述べているように、一般論としては特別会計の設置は望ましくないものの、通信事業特別会計法案については容認するという見解が大勢をしめた。

私は元来国家本位の立場から言へば特別会計には反対です。特別会計になれば議会の予算審議権を著しく縮小する。……従来の逓信省の予算の建前、国家の財政状態の現状では国民の要求する程度に通信事業の発達を期することは出来ぬ。……通信事業を普遍化し且つ民衆化さうとすれば……利益をも得られる通信事業の如きものは変態であり且つ一時的であつても特別会計にせねばならぬ。さう云ふ現状に迫まれてこれを承認したのです⁽⁵⁸⁾。

しかし、実際には、逓信省の独立会計化のメリットを強調する建前の議論よりも、逓信省内部におけるつぎのような解釈の方が的を得ているように思われる。

通信事業の固有の性質から特別会計制度と相容れぬ或るものがあると思はれる……通信事業の如き事業は社会の必要に応じて或は社会の必要に先んじて施設さるべきもので、其の収入の範囲内のみで施設さるべきものではないのである、此点から云へば特別会計制度の下にあるべきではないと云ふべきである、然るに国家財政の都合から常に事業が圧迫されて手も足も出ない様になる、是ではタマらぬから已むを得ず特別会計制度の下に逃げ込んだのである⁽⁵⁹⁾

各事業別収支については、1933年3月の通信事業特別会計法案をめぐる衆議院および貴族院

53 「審議経過」87頁。

54 「審議経過」191頁。

55 「審議経過」124頁。

56 特別会計について詳しくは、逓信省「通信特別会計制度の大綱」（1933年10月、大阪通信局管内一、二等及特三局長会議における経理局佐久間事務官の講演）。大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻（会計制度）（東洋経済新報社、1959年）140～150頁。

57 内海『通信事業特別会計の生れるまで』175～182頁、および石井「通信特別会計成立に関する一考察」10～12頁。

58 「特別会計座談会」『通信協会雑誌』309号（1934年5月）226頁。植原は立憲政友会所属の政治家で、1924年の加藤高明内閣では逓信参与官をつとめ、このときは衆議院副議長であった。この「特別会計座談会」で、植原だけが、特別会計で「一番問題となるものは三等郵便局」で、通信事業を普遍化・民衆化し、通信能率を発揮させるためには世襲的と思われる三等郵便局の請負制度を変革しなければならない、と指摘している（227頁）。貴族院委員会において藤村義朗も、選挙の際の三等郵便局と政治の弊害について言及している（「審議経過」171頁）。内海『通信事業特別会計の生れるまで』305頁も参照。

59 香西俊雄「通信事業特別会計実施に際して」26～27頁。

歳入	款	項	1933	1934
經常部	印紙収入	印紙収入	73,030	77,274
	官業・官有財産収入	郵便電信及電話収入	261,715	113
	通信事業特別会計納付金			78,000
	雑収入		620	148
	計（その他とも）		335,369	155,536
臨時部	官有物払下代		303	9
	特別会計より繰入		1,151	1,236
	計		1,454	1,245
	総計		336,824	156,781
歳出				
經常部	逓信本省		1,482	1,031
	逓信費		143,094	1,222
	年金及恩給		163,526	170,071
	合計（その他とも）		309,864	173,775
臨時部	補助及奨励費	航路拡張費	10,375	10,263
		船舶改善助成費	3,698	4,734
		航空奨励金	170	174
		航空輸送補助	1,369	954
		計（その他とも）	16,145	16,505
	航路標識営繕費 電信電話営繕費 営繕費（新営及修繕費） 電話交換拡張費 電信拡張及改良費 臨時通信費 震災復旧及新営費 無線電話設置費 事件費 船舶建造助成施設費 航空路設置費 災害費 通信事業特別会計へ繰入		208	207
			485	
			341	44
			24,243	
			809	
			7	
			516	19
			16	
			50	
			54	61
				68
			30	126
				2,307
		合計（その他とも）	43,308	19,431
		総計	353,172	193,207
特別会計	簡易生命保険歳入		220,515	239,539
	同 歳出		99,335	114,528
特別会計	郵便年金歳入		17,966	16,425
	同 歳出		3,850	4,363

資料）『第46回逓信省年報』および『第47回逓信省年報』より作成。

表2 一般会計から特別会計への移行、1933、34年度（単位：1,000円）

委員会における一般会計への納付金額の根拠についての答弁で、富安謙次経理局長は、収支計算は正確にはわからないとしながらも、郵便が2,700万円の利益、電信が1,000万円の損失、電話が5,600万円の利益としている⁽⁶⁰⁾。図3-2でみたように、郵便および電信収入の増加は期待しえなかったのが、結局、特別会計の独立化の核心は、収入増加が見込める電話事業の拡張にあったといえる。

電信電話設備拡張改良目的による公債発行や借入金（第2条）にくわえて費目内での流用も

60 「審議経過」24頁。牧野は、32年度決算および33年度予算からの推算として、郵便事業3,050万円収益、電信事業1,180万円損失、電話事業5,500万円収益、為替貯金事業420万円収益という事業別収支をあげており（牧野『特別会計となつた通信事業』73頁）、最所文二もほぼ同様の数字をあげている（最所「通信事業特別法の実施に際して」14頁）。

可能になったが、通信省の財政構造はどのように変化したのだろうか。すでに図1、図2、図4においてマクロ的に概観したが、特別会計への移行にともない、通信省の一般会計（経常部）の歳入出額はともに半減した。表2は、1933年度と34年度の歳入出（決算）を比較対象したものである。一般会計から特別会計への移行にともない、「従来は予算が成立すれば、通信大臣は会計法規上定額使用権を与へられ、「予算の範囲内ならば、歳入の状況に顧慮するところなく支出してかまはなかつた」が、「今後は歳入といふものが予算の経理上実に重大な意味を持つて来る」ことになった⁽⁶¹⁾。

まず1933年度の一般会計における通信省の歳入額をみると、経常部および臨時部合計で3億3,682万円、そのうち78%に相当する2億6,172万円が郵便・電信・電話収入であった。そのほかに簡保生命保険特別会計の歳入2億2,052万円と郵便年金特別会計の歳入1,797万円をくわえると、合計で約5億7,500万円にのぼった。歳出額は、経常部3億986万円のうち年金・恩給の支払が1億6,353万円（46.3%）、通信費が1億4,309万円（40.5%）、臨時部が4,331万円（うち電話拡張費2,424万円）で、合計3億5,317万円であった。ここで通信省の歳出において、年金・恩給費が通信費よりも多額におよんでいる状況は異常であるとしかしいようがない。1934年度の一般会計は、通信事業特別会計納付金7,800万円があるものの、郵便・電信・電話収入2億6,200万円が特別会計に移行したために、経常部の歳入は臨時部をふくめても1億5,678万円にほぼ半減し、歳入の大部分を印紙収入および通信事業特別会計納付金にしめる構造になった。歳出も、通信事業関係の費目が特別会計に移行したために1億9,321万円にほぼ半減し、そのうち年金・恩給が88%をしめ、臨時部の船舶・航空関連の補助金は10%にすぎなくなり、結局、一般会計の年金・恩給額はそのまま通信省が肩代わりして負担することになった。

表3は、1934年度以降の特別会計勘定（決算）をしめしている。特別会計は、資本勘定、用品勘定、業務勘定の3勘定から構成されていた。1934年度における資本勘定は5,000万円（うち2,600万円が電信電話設備拡張改良及補充費）、用品勘定が3,000万円、業務勘定が2億8,000万円（うち通信業務費1億7,500万円、一般会計納付金7,800万円）で、他勘定と重複する用品勘定をのぞくと、特別会計の規模は約3億3,000万円であった。

歳出では、独立会計化により通信省主体の長期的な通信事業計画が策定できるようになったとはいうものの、経営の経済化・合理化と従業員の自助努力によって資金を調達することは容易ではなく、電信電話設備拡張改良及補充費は1937年度をピークに以降減少している⁽⁶²⁾。通信事業サービスの拡大は、電信電話拡張改良及補充費の増加と従業員の負担軽減のための人件費など通信業務費の歳出増加をまねいただけではなく、船舶や航空など時局産業に対する監督行政の拡大にともなって植民地との航路や通信回線などの支出も増加した。また国債整理基金特別会計繰入額（国債元利償還金）の増額や38年度以降の臨時軍事費特別会計への繰入などにより特別会計の負担額も増加した。このような歳出の増加に相応する歳入の確保は容易ではなく、通信事業収入のほかに、大蔵省預金部特別会計からの繰入や、37年度以降は簡易生命保険および郵便年金特別会計からの繰入によって歳入不足を補填しなければならず、特別会計法の当初の目的であった通信事業の整備・充実から漸次逸脱していった。

61 富安謙次「通信事業特別会計の実施に際して」『通信協会雑誌』308号、31頁。

62 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第3巻（東洋経済新報社、1955年）は、1935、37年度に電信電話拡張計画が追加され、「電信電話設備の拡張改良は、独立の会計となって、はじめて積極的なものとなった」と評価している（259頁）が、電信電話拡張計画はこれ以降戦時統制経済の強化とともに急速に縮小していった。

年 度				1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940
資本勘定	歳入	通信事業資金収入	業務勘定過剰金繰入	25,956	30,914	39,693	51,768	48,283	68,648	51,578
			事業設備補充費繰入	1,549	2,830	2,550	3,199	3,214	3,349	3,369
			電信電話建設寄付及設備負担金	10,580	13,069	12,382	17,125			
			電話設備負担金					8,621	7,562	5,027
			公債金	9,850	11,910	11,270	26,891	13,426	13,298	9,800
			計（その他とも）	48,114	59,058	66,710	99,049	74,200	92,982	69,895
		一般会計より受入		2,307						
	合計（その他とも）		50,421	59,058	66,710	99,049	74,200	92,982	69,895	
	歳出	電信電話設備拡張改良及補充費		25,985	41,167	44,024	63,973	45,769	38,680	37,367
		電信電話営繕費		587	270	385	532	234	247	66
		営繕費		806	2,310	4,455	4,774	3,457	1,871	2,409
		一般会計へ繰入		632	672	1,711	13,793	182	210	759
		国債整理基金特別会計繰入		1,346	3,784	3,930	4,012	4,147	4,277	4,620
		災害費		336	2,117	126		20	59	321
		震災復旧及新営費		12						
		日満連絡電話施設費				2,944	3,935	2,205	207	
		航空無線電信施設費			78	460	138			
		航空無線電信電話施設費				135	1,598	1,448	988	1,218
		気象通信施設費						254	536	
臨時軍事費特別会計へ繰入							16,000	16,000	17,000	
合計（その他とも）		29,722	50,417	58,195	93,194	75,436	63,295	69,499		
用品勘定	歳入	通信事業用品及工作収入	合計（その他とも）	28,534	43,625	42,242	42,759	38,638	37,054	37,458
	歳出	通信事業用品及工作費	合計（その他とも）	33,555	41,053	44,888	47,811	36,706	38,398	45,345
業務勘定	歳入	通信業務収入	業務収入	269,576	288,489	308,433	352,938	365,728	409,973	435,617
			大蔵省預金部特別会計より繰入	910	9,000	9,360	11,450	14,678	18,730	24,351
			利子収入	1	312	998	509	788	1,065	947
			雑収入	584	920	1,281	1,741	1,195	1,065	1,753
			簡易生命保険特別会計より繰入				7,988	31,855	39,050	49,600
			郵便年金特別会計より繰入				106	396	818	1,687
		合計（その他とも）	279,261	298,722	320,072	374,732	414,640	471,086	513,955	
	歳出	通信業務費 一般会計納付金		175,360	189,782	199,374	241,952	284,866	320,921	380,960
				78,000	78,000	81,000	81,000	81,500	81,500	81,500
			合計	253,360	267,782	280,374	322,952	366,366	402,421	462,460
	歳入合計		358,216	401,404	429,024	516,539	527,477	601,122	621,308	
	歳出合計		316,638	359,252	383,457	463,958	478,508	504,114	577,304	

資料）『通信省年報』各年度より作成。1940年度は『続通信事業史』204～205頁。

注）1937年度の業務勘定歳入は、原表では合計3,714,410円となっているが、歳入合計と一致しないので訂正した。

表 3 通信事業特別会計（決算）、1934～1940年度（単位：1,000円）

おわりに

本稿では、通信省財政の構造変化をマクロ的に概観し、通信省の通信事業と監督行政下の産業に対する補助金政策との関連を検討してきた。通信省財政の時期区分のメルクマールとして、1909年前後と1934年の通信事業特別会計への移行の2つの時期をあげることができる。

1908年度までは通信事業収入にくわえて鉄道益金収入で、通信事業は順調に拡大したが、1906年の鉄道国有化にともなう鉄道行政の分離により1908年度で鉄道益金収入は終了した。こうして1909年度以降、日清・日露戦後経営期の臨時部歳出の肥大化による拡張政策に終止符がうたれ、通信省財政は経常部を主体とする正常な財政構造に転換した。それと同時に1910年度から年金・恩給支給業務が開始され、1909～33年度は郵便・電信・電話収入と印紙収入で、通信費（通信事業費）と年金・恩給を支弁する構造に変化した。通信省は、通信事業においては政策主体としての役割をはたしたものの、郵便・電信・電話事業をめぐる頻繁な官制や組織の変更は、通信省内部でも郵便と電気通信をめぐって基本的な政策が確定しなかったことを物語っている。それは、通信省創立時の基本方針が「駅通電信燈台管船四局ノ分課皆旧ニ仍リテ

改メス是ヲ立省ノ際設官置局ノ梗概トス」⁽⁶³⁾と明記されているように、郵便事業と電気通信事業が人的にも技術的にも基本的に相容れないシステムであったにもかかわらず、通信事業として一体化されて運営されたことに起因しているといえよう。

逓信省は、通信事業関係費が一般会計に組み込まれていたことを理由に各通信事業の正確な収支計算を怠っていた。事実、郵便事業収入は停滞し、電信収入は損失を計上していたにもかかわらず、公的機関としてのサービスの拡大という理由で施設拡張が継続しておこなわれ、郵便局の窓口業務は、電信・電話の取扱業務だけではなく、郵便為替・貯金の取扱いや年金・恩給の支払業務にまで拡大し、そのための経費の増加は逓信省の負担になるとともに、従業員の労働条件を過重なものにした。また、逓信省による船舶・鉄道・電力・航空などに対する産業政策と監督行政は、基本的に政府レベルの政策にもとづいて策定・実施されるもので、逓信省の主体性が発揮されることはほとんどなかった。

1934年の通信事業特別会計への移行により通信事業は独立会計となったものの、主な対象は収益の期待された電話事業の拡張・改良で、郵便事業にとって大きなメリットはなかった。特別会計による通信事業の独立化は、逓信省の長年の懸案であったにもかかわらず、貴衆両院に提出された参考書類や審議経過をみるかぎり、準備不足の感は否めなかった。1934年度以降、逓信省の一般会計は、印紙収入と通信事業特別会計納付金で、年金・恩給の原資を負担する構造に変化し、逓信省は通信事業の独立化によって通信事業における政策主体としての地位を確立したものの、戦時統制経済の強化とともに、会計の自由度は制約され、特別会計化の目的であった電信・電話拡張計画も急速に縮小していったのである。

(すぎやま しんや 慶應義塾大学名誉教授)

63 『逓信省第一年報』（逓信省総務局、1889年）1～2頁。

論文

明治初期における水谷久右衛門（旧飛脚問屋）による廻漕会社参加と内国通運松阪分社営業

巻島 隆

はじめに

本稿は、明治維新时期における松阪廻漕会社及び内国通運会社松阪分社の創業に関わった水谷久右衛門（三重県飯高郡松阪町）の動向を明らかにすることを目的としている。水谷久右衛門は江戸時代後期から明治維新时期に飛脚問屋山城屋久右衛門^{やましろうやきゅうえもん}を営業した。その祖先に当たるとみられる山城屋市右衛門は、史料上では江戸中期の享保17年（1732）から宝暦14年（1764）に紀伊藩の江戸屋敷への御用送金を請け負った⁽¹⁾。また山城屋久右衛門（水谷久右衛門）は明治6年（1873）から明治23年（1890）まで松阪郵便取扱所（同8年に松阪郵便局）を務めた⁽²⁾。

本誌14、15号で水谷家文書（国文学研究資料館蔵）に依拠して水谷家の飛脚問屋と郵便取扱所の活動を中心にそれぞれまとめたが、今号では明治初期に水谷家に関わった廻漕会社・廻漕取扱所（東京―大阪の蒸気・帆船航行）と内国通運松阪分社に焦点を絞り、明治期地域物流の過渡期の状況の一端を明らかにしたい。廻漕会社に関する先行研究⁽³⁾では言及されることのなかった、廻漕会社の東京と地方との事業連携について解明したいと考える。また水谷家文書に含まれる横野村一件史料を通じて内国通運会社と松阪分社との書簡のやり取りから窺える「分社」の地域的役割について明示する。

なお明治期の史料には「松坂」と「松阪」表記が混在するが、引用史料を除いて本文中では「松阪」で表記を統一する。

1 廻漕会社・廻漕取扱所への参加

(1) 水運への着目、廻漕方

江戸時代末期の幕府は近代化構想を持っていたことが知られる。幕府が消滅し、明治政府が誕生したため、幕府主導型の近代化路線は歴史になりえなかったが、開明幕吏による政治制度改革、議会開設、貿易会社、郵便、洋式軍隊などの構想は、明治政府に場を移して継承、実行されるに至る。幕府は近代化の一環として江戸―大坂を蒸気飛脚船で結ぶ廻漕方（海運）の仕事为民間に委託した。即ち慶応3年（1867）9月、江戸定飛脚仲間と菱垣廻船・樽廻船仲間が

-
- 1 拙稿「近世伊勢松坂の飛脚問屋『山城屋市右衛門』―輸送圏と紀州藩御用送金―」（『郵政博物館研究紀要』第14号、2023年）
 - 2 拙稿「明治期の三重県松阪郵便取扱所、水谷久右衛門」（『郵政博物館研究紀要』第15号、2024年）
 - 3 加地照義「揺籃期のわが国海運企業―廻漕会社と日本国郵便蒸気船会社について」（『商大論集』23巻3号、兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術研究会、1971年）

協同して江戸―大坂で蒸気飛脚船の航行を開始した⁽⁴⁾。

定飛脚仲間が陸上輸送と並行して海運に乗り出した原因は、各宿場の問屋場における人馬継立賃銭の高騰とそれに伴う飛脚賃の値上げが背景にあったものと思われる。また飛脚問屋にとって延着の最大の要因は川支（河川増水による川留め）と馬支（問屋場の馬不足）であるが、特に川支は自然相手であったため、渡河地点を変えても限界があった。

運送コストの高騰、川支の解決困難という点において陸上輸送の限界を感じていたと思われる。そのため飛脚問屋は、蒸気飛脚船を航行する廻漕方に突破口を見出したものと考えられ、運用開始されるが、同年10月に大政奉還によって幕府は消滅した。

(2) 廻漕会社への参加

明治新政府は海運業を重視する立場から明治3年（1870）1月に通商司の監督下で三井組の支援を受けて廻漕会社を設立した⁽⁵⁾。東京の廻船問屋と定飛脚問屋の計15人が頭取に就任した⁽⁶⁾。

頭取の名前は伊藤右衛門、木村萬平、村井弥兵衛、島谷佐右衛門、吉村甚兵衛、西村仁三郎の名前がわかるにとどまっている。この内、村井弥兵衛は京屋弥兵衛、島谷佐右衛門は嶋屋佐右衛門、吉村甚兵衛は和泉屋甚兵衛、西村仁三郎は江戸屋仁三郎であり、江戸の定飛脚仲間である。これは幕府の廻漕方の継承であり、ひいては幕府近代化路線の継承と言ってもいいであろう。日本では初めての汽船会社となる廻漕会社は、東京為替会社が出資し、東京霊岸島と大阪中之島に事務所を設置し、東京―大阪に月3回の定期航路を開設した⁽⁷⁾。政府と諸藩提供の汽船13隻前後で主に郵便物の航送と旅客貨物の運搬を行った。

廻漕会社は設立に当たり、航路を開き、寄港地を決める必要があるが、まずは拠点設置を進めた。次の史料は和歌山藩の松阪出張役所（松阪は同藩の飛地領）に宛てた出張所設立願いである。

【史料】水谷家文書26Q—18—7

以書附奉申上候

一 為

皇國御弁利東京廻漕會社仕出シ蒸気飛脚船諸荷物積入、運用御開相成候ニ付而者荷物為取捌出張所被設、會社頭取名代之者諸合取締候得共、當地水谷久右衛門其外其筋相心得候者示談ヲ以合併都而世話為致度、依而者船付弁利之場所見立、右出張所取建度候間、宜敷御聞濟之程奉願上候、依之此段以書附申上候、以上

廻漕会社

頭取名代

午十一月

橋本多七

野村義八

若山藩御出張

御役所

上記史料の時期は明治3年（庚午、1870）と思われる。廃藩置県前年の明治3年11月、廻漕

4 宮川家文書33「廻漕方口上」（群馬県桐生市立図書館蔵）

5 日本経営史研究所編『日本郵船株式会社百年史』（1988年）

6 『函館市史 通説編 第二巻』（1990年）398頁

7 『松阪市史 第14巻 史料編 近代（1）』（1982年）

会社は和歌山藩（府藩県体制）を顧客に取り込もうと画索していたことがわかる。廻漕会社頭取名代橋本多七と野村儀八は「水谷久右衛門」の名前を出して猛アピールしている。維新前に紀伊藩御用を務めていた久右衛門が手づるとして期待された節が窺える。橋本と野村は大口村に視察に訪れ、久右衛門が正式に廻漕会社へ合併した。文中でも触れていた船着き場として松阪に近い大口村が選ばれた。久右衛門は「松阪廻漕会社」と社名を名乗り、便のいい大口村に出張所を設立した。

水谷久右衛門のように「其筋」（輸送）に精通した業者と合併して世話をし出張所を設置したいと述べる。のちのちの動きを見ると、この願いは通ったようである。廻漕会社が運航した船舶は、藩から供与された船も少なくなかったため、和歌山藩も応じたのであろう。また水谷久右衛門が紀伊徳川家の御用を務めた信用も影響したものと思われる。水谷久右衛門は廻漕会社出張所設立に向けて動き始め、伊勢街道筋の津、山田とも協議したようである。

江戸定飛脚問屋の取次所であった水谷久右衛門、黒川彦左衛門（四日市宿）らは廻漕会社への参加に積極的であったようである。水谷久右衛門は、大阪に出張していた田湖九郎兵衛（大坂手板〈嶋屋〉組の1つ）から7月7日付手紙で「蒸気飛脚船」のことで大阪に出てくるように誘われていた。久右衛門は基本的には廻漕会社への合併に賛成であったが、三重県内では津と山田が足並みそろわず「急速の合併はなり難い」ため「私し数度歩行及び談判に候得共何分内間勝手」と口上書で述べている⁽⁸⁾。結果的には津と山田が合意したため、それぞれ会社が設置されることになった。

久右衛門は、廻漕会社が岡崎、宮、四日市、松阪の4カ所に「発端会社」を設立するのだから、岡崎、宮、四日市と同様に松阪の港にも入津するように願い出ている。

山城屋久右衛門が廻漕会社の合併を承諾した理由であるが、東京側からの働きかけに応じたものと思われるが、次の史料は山城屋久右衛門宛ての願い書きである。

【史料】水谷家文書26Q—18—6

乍恐内願奉願上候

一 為

皇国弁利東京廻漕會社仕出し、蒸氣飛脚船諸荷物積入運用御開相成候付而ハ荷物為取捌、出張所取設可申答二付、東京會社頭取名代橋本多七、野村儀八与申者兩人御當所へ罷越、私共是迄業躰取引之手續を以同社江合併仕、船掛り場所二付、大口村瓶屋七右衛門へ申合、同人別莊并土蔵向示談を以當分借受、出張所取設申度段、去年十一月中奉願上、其後御蔭を以追々出荷ニも相成、難有仕合奉存候、就右蒸氣船積方之儀者都而大口村會社江差出シ呉候様出荷先町在へ御觸流し可被下候ハ、難有仕合ニ奉存候、格別思召を以御聞濟被為成下候ハ、茶、木綿、古手義者荷数ニも追々可相成与奉存候ニ付、為御冥加壺箇ニ付、上納仕度奉存候、尤蒸氣積立之節者甚火急ニ而不手行ニ御座候間、是迄和船積荷取扱居候者共江示談を以周旋被致、相應之手数料相渡、双方都合ニ相成候様仕度奉存候、右之通御容拜被為成下ハ、往々出荷も相増候ハ、元船鯛ノ子浦へ不絶相廻し候様自然と相成可申奉存候、左候へ者弁利も宜敷、土地之利潤ニも相成、且ハ下方相働キ候もの共ハ万端都合ニも相成可申与奉存候、乍恐夫々宜敷、御照察被下、御容拜相成候様奉願上候、以上

8 水谷家文書26Q16—8「口上書」

文中の大口村とは松阪最寄りの海港である。廻漕会社頭取名代の橋本多七と野村儀八も現地を視察し、大口村に出張所を建てたいとしている。

(3) 廻漕会社の運賃

表1は勢州松阪廻漕会社の蒸気飛脚船の運賃を示した表である。史料は箇条書きで示されているが、見やすいように一覧表に直した。旅客輸送では1人当たり金6両2分の料金である。手荷物は自己責任で2貫目(7・5キロ)、3貫目(11・25キロ)まで認められている。長持ち、明荷は荷物のサイズごとに料金が設定されている。目を引くのが大砲そのほか「目重」の品である。重さ10貫目(37・5キロ)が銀15匁の設定である。ほかは生活に関わる特産物(油、紙、木綿、呉服類、生糸、酒、茶、醤油、瀬戸物)などとなっている。

しかし、廻漕会社は東京為替会社に15万7496円の借入金を残して解散した。飛脚問屋としては海運業への挑戦とも言える投資であったが、結果的には失敗に終わった。その失敗の要因として加地照義氏は①官僚的経営②船の老朽化③経営組織の欠陥を挙げている。

(4) 廻漕取扱所の運航状況

廻漕会社は経営陣に人を得なかったことと、使用船に老朽船が多かったこともあって1年足らずで損失を出し、解散に至った。政府は明治4年1月に通商権正の吹田四郎兵衛に廻漕取扱所を創業させて廻漕会社業務を継承させた。高崎長右衛門が頭取に就任し、東京―大阪の定期航路、東京―石巻・函館間の不定期航路も開始した。同年7月に廃藩置県が断行されると、諸藩の所持の船舶が政府官有となった⁹⁾。

廻漕取扱所の運航状況を示す史料は少なく、なかなか運航実態がわからない。わずかに実態を示す史料が残される。

【史料】水谷家文書26Q―18―1

貫効丸	四日、十二日
蒸気	毎月
清渚丸	十九日、廿六日
成妙丸	六日、十四日
同	毎月
錫懷丸	廿一日、廿八日

記

一 今般蒸気船運送會所御取立ニ相成候ニ付、出荷物可致旨、御申越被下候段、合併之儀、御願申上候処、御承知被下示談行届候上、其御役所へ御申立被下候処、御聞届ニ相成、手前共江御印紙御渡し被下、御會所へ御印、掛札取為替、一札御渡し被下候上者情々致置力、以後無違変出荷可致候、為其連印御請書一札、如件

明治四年	河合孫六
辛未四月	河合仁平次
	竹口次兵衛

人・荷物	荷物規模	運賃	備考
乗船賃	1人	金6両2分	食料込み。手荷物は2、3貫目まで可。但し、自分差配であり、間違いがあっても会社では取り扱わない
長持	寸延	金5両	但し、36貫目まで。付けたりは10貫目ごとに銀15匁の割増
	大	金4両	
	中	金3両2分	
	小	金3両	
明荷	大	金3分2朱	但し、両掛、葛籠、明荷と同様
	中	金3分	
	小	金2分2朱	
箆笥、罎箱、箱物の類	曲尺四方	銀7匁2分	但し、「忝才」以下の品は全て銀7匁2分を請求する
大砲そのほか目重の品	目方10貫目	銀15匁	但し、1品20貫目以上は見積りの上で割増賃を相対で請求する
油	1樽	銀24匁	右の分、似寄りの品は右に準じて運賃を定めること。火薬類は積み入れを断ること。荷為替金の儀はその品に応じて貸し渡すこと。着荷物は会社より届け賃先払いのこと。
紙	1箇	銀5匁	
綿	1箇	銀45匁	
木綿	1箇	銀48匁	
呉服類	1箇	金1両1分	
生糸	1箇	金1両2分2朱	
酒	1樽	銀20匁	
茶櫃	大	銀28匁	
	小	銀24匁	
茶壺	大	銀48匁	
	中	銀36匁	
	小	銀24匁	
茶之実	1俵	銀20匁	
樽物	大	銀25匁	
	中	銀20匁	
	小	銀16匁	
醤油	1樽	銀6匁	
瀬戸物	大	銀10匁	
	中	銀8匁	
	小	銀6匁	

*水谷家文書26Q16—2に基づき巻島作成

表1 勢州松阪廻漕会社蒸気飛脚船の運賃

小松弥七郎殿
保田弥八郎殿
渡辺七兵衛殿
樋口九兵衛殿
武藤善平殿
記

一 蒸気船當湊江致出入候ニ付、御店ノ諸荷物積方致熟談候段、掛り者共ノ申出致承知候、

以後精々荷物出方御勉勵有之度候也

明治四年

千世崎

辛未四月

生産局 印

河合孫六殿

河合仁平次殿

竹口次兵衛殿

4隻の蒸気船が毎月8日に出港し、稼働していたことがわかる。後に明光丸、有功丸、廻漕丸、長鯨丸、千里以船の5艘、西洋帆船千歳丸、致遠丸、宮城野の3艘、蒸気・帆船の合計8艘で運航した⁽¹⁰⁾。また遠距離航路以外にも坂田丸（蒸気船）による近距離航路も運航されたようであり、四日市宿・宮宿廻漕会社の引札（四日市市立博物館蔵）によると、宮—四日市を結び、旅客輸送を定期的に行っていた⁽¹¹⁾。

(5) 廻漕取扱所の運漕状況

表2は明治4年1月13日出帆の千歳丸積荷を一覧したものである。千歳丸は蒸気船ではなく、帆船であることが明記されており、蒸気船以外に帆船が稼働していたことがわかる。荷物は東京廻漕会社の紀伊国屋萬造で受注されたものである。荷主は東京の小津庄五郎、津嶋屋七兵衛、布屋太兵衛などのほか、東京桑名藩の廣瀬忠吉といった士族も確認できる。

「宛先」欄は津嶋屋七兵衛の系列と思われる松阪の津嶋屋清八、松阪民政局、山田の大和屋甚四郎といった松坂宛てのほかに、美濃国竹ヶ鼻（岐阜県羽島市）の布屋清右衛門、岐阜の山田元三郎、桑名城内の岡田、桑名藩小の山の渡邊三郎兵衛の名前が見える。

「継所」欄であるが、美濃岐阜宛ての場合、四日市の「徳田屋武兵衛殿揚」とあり、美濃竹ヶ鼻宛ての場合は「勢州松崎揚、桑名、四日市之内へ御廻し文々美濃行」とある。継所の欄で「揚」「次」とあるのは、水揚げを意味するものと思われる。入津した船から荷物を陸揚げすることを請け負う業者である。陸揚げ場所の多くは大口浦（松阪市大口町、愛宕川・金剛川河口）、松崎浦（松阪市松ヶ崎浦町、三度川河口）であり、松阪に近い港である。四日市の黒川彦左衛門、宮宿の小嶋権兵衛は江戸時代に飛脚取次所を務めた家である。

荷物は唐糸、砂糖、鮭であり、ほかには筵包みが多い。筵包みの内容は不明である。

(6) 海運業からの撤退

明治5年8月に政府は廻漕取扱所を日本政府郵便蒸気船会社に改組し、同年11月に日本国郵便蒸気船会社と改称した。頭取に高崎長右衛門、副頭取に山路勘助と岩橋万造が就任した。郵便蒸気船会社は汽船18隻、西洋型帆船7隻を所有し、従来の航路を引き継ぎ、さらに政府から年額6,000円の補助を受けて沖縄航路を開いた。三井、小野、鴻池、島田ら豪商の支援を受け、東京為替会社から資金融通を受けたが、明治7年に小野組が解散すると融資が途絶えた。この間、競合相手として三川商会（旧九十九商会）が台頭し、明治6年3月に三菱商会に改組、さらに明治8年5月1日に三菱汽船会社となる⁽¹²⁾。

廻漕会社及び廻漕取扱所は、近代日本海運業の過渡期の企業形態である。今まで東京—大阪

10 水谷家文書26Q18—5「山城屋久右衛門宛て紀店清右衛門書翰」

11 石原佳樹「廻漕会社加入をめぐり大湊苦慮—伊勢湾に東京発 初定期蒸気船」（三重県ホームページ「歴史の情報蔵」）<https://www.bunka.pref.mie.lg.jp/rekishi/kenshi/asp/hakken/detail.asp?record=249>

12 前掲『日本郵船株式会社百年史』

No.	荷物	運賃	荷主	宛先	継所	備考
1	松印唐糸布色 3 箇、 松印唐糸筵作り 8 箇	銀393匁 (銀225匁、 168匁)	東京小網町三丁目、 亀屋清七	勢州松坂民政局		運賃 「松坂拂」
2	渋紙包 1 つ	金 1 分 1 朱	東京松嶋町、甚吉	勢州山田鍛冶屋垣 外辻之町、 大和屋甚四郎	「勢州松坂山城 屋久右衛門殿次」	
3	筵包箱 1 箇	銀11匁	小津保兵衛	勢州松坂西町、 大西嘉七		「大口浦込 賃済」
4	筵包 1 箇	銀42匁	小津庄五郎	勢州一志郡小舟 江、津田庄五郎	「勢州一志郡松 崎浦、松嶋吉左 衛門殿揚」	
5	唐糸 4 箇	銀240匁	津嶋屋七兵衛	勢州松坂、 井田屋市郎兵衛	「勢州松崎浦會 社次」	「大口浦込 賃済」
6	本玉砂糖25俵、 ■(店印) 印筵包櫃 入 1 箇	銀315匁	津嶋屋七兵衛	勢州松坂、 津嶋屋清八	「勢州松崎會社 次」	「大口浦込 賃済」
7	■(店印) 筵包櫃入 1 箇	銀20匁	津嶋屋七兵衛	勢州松坂宝光院小 路津、嶋屋権兵衛	「勢州大口浦、 瓶屋七右衛門殿 揚」	「大口浦込 賃済」
8	■(店印) 筵包 2 箇、 ■大樽 1 挺	銀62匁 5 分	津嶋屋七兵衛	勢州松坂、 津嶋屋清八	「勢州大口浦、 瓶屋七右衛門殿 揚」	「大口浦込 賃済」
9	唐糸 4 箇	銀240匁	東京、 津嶋屋七兵衛	濃州竹ヶ鼻、 布屋清右衛門	「勢州松崎揚、 桑名、四日市之 内へ御廻し文々 美濃行」	「大口浦込 賃済」
10	筵包 2 箇	銀96匁	東京、 布屋太兵衛	勢州四日市、 黒川彦右衛門		「四日市込 賃済」
11	■印紙手 5 本	銀150匁	東京、 佐野屋清次郎	濃州岐阜、山田元 三郎	「勢州四日市、 徳田屋武兵衛殿 揚」	「四日市込 賃済」
12	筵包鮭入 1 つ	金 3 朱	東京、泉屋甚兵衛、 両替店傳吉	勢州桑名在香取 村、素麵屋傳吉	「勢州四日市、 黒川彦左衛門殿 上ヶ」	「四日市込 賃済」
13	筵包 8 箇	銀390匁	東京、布屋太兵衛	尾州名古屋、 中屋治助	「尾州宮宿、 小嶋権兵衛殿揚」	「宮込賃済」
14	筵包 2 箇	銀53匁	東京深川仙台堀、 畑仲助	濃州岐阜、 百足屋金次郎	「勢州宮古田佐 右衛門殿揚ヶ」	「宮込賃済」
15	琉球包 1 箇	銀30匁	東京桑名藩、 廣瀬忠吉	桑名城内、岡田		「桑名込 賃済」
16	筵包 3 箇（1 箇は 「さけ」 3 本添え）	銀75匁	東京桑名藩、 廣瀬忠吉	桑名藩小の山、 渡邊三郎兵衛		「桑名込 賃済」
17	筵包櫃 1 箇	銀25匁	東京馬喰町一丁目、 井筒屋方、 板倉市次郎	勢州山田浦江町、 白木左近太夫	「勢州河崎、 福田作兵衛殿揚」	「河崎込 賃済」
合計		合計荷数75箇		運賃、銀 2 貫172匁 5 分		

* 水谷家文書26Q17-2 「未正月十三日出帆、二月六日入着/千歳丸荷物手板/勢州大口浦、廻漕會社/東京廻漕會社中、紀伊國屋萬造」より筆者作成

表 2 明治 4 年 1 月13日出帆、2 月 6 日入着、廻漕会社千歳丸荷物手板

を結ぶ定期航路として見られたが、水谷家文書の史料を見ていく中で、地方との関わりがあり、さらには経営トップ（頭取15人）の中に飛脚問屋関係者が4人含まれていた関係から水谷久右衛門や黒川彦左衛門のような地域の飛脚問屋（定飛脚問屋取次所を兼ねる）も少なからず参加していたことが推察し得よう。

水谷家文書には廻漕会社と、廻漕取扱所関係の史料のみしか含まないため、恐らく海運業から撤退したものと思われる。東京の定飛脚問屋は明治5年6月に陸運元会社に改組し、同8年2月に内国通運会社と改称し、通運丸による河川航行を開始した。明治6年に水谷家は郵便取扱所を命ぜられ、内国通運と郵便業務に専念することになる。

② 内国通運会社松阪分社

(1) 分社と出張所

水谷家文書の中には陸運元会社関係の史料が収められておらず、明治8年以降の内国通運会社関係の史料が多く含まれている。陸運元会社との関係は、恐らくあったものと思われる。水谷久右衛門は「山城屋」の屋号を用いていないことから、明治6年には屋号を廃したのであろう。明治8年に内国通運会社松阪分社となる。この「分社」の語は江戸期にはなく、明治期になって登場する用語である。他に「出張所」があるが、こちらは内国通運会社規則に明記されていない。「分社」について内国通運会社規定における定義を次に掲げる。

【史料】水谷家文書26Q26—22「明治九年十月十二日付 内国通運会社規則」

第壹條 分社條例

分社ハ本社ノ事業一部ヲ分チ其地ニ住スル株主ニ担当セシムルヲ以テ當社ノ諸規則ヲ遵守スヘキハ勿論左ノ條件ヲ準トシ、更ニ同盟改約スヘシ

第壹節 内国ヲ通運スル公私ノ諸物貨定式便宜ノ模様ニヨリ緊要ノ地ニ限リーノ分社ヲ設置スルモノトス

第貳節 分社ノ人員ハ本社ノ株主ニアラサルモ一名又ハ数名組合候共、其担当人ノ適宜ニ任セ随意タルヘシ、然レトモ本社ノ株主ニアラサル者ハ擔任者タルヲ得ス

第三節 分社ハ本社頭取ノ承知ヲ得、且其約定ニヨリ若干ノ線路通運ノ事業ヲ擔任スヘシ、然レトモ本社ノ定期通運便往復有之道筋ニ限り各自ノ都合ヲ以テ重複シテ物貨通運ノ事業ヲ開クヲ得ス

第四節 本社及分社ニ於テ通運セル物貨ヲ取次、或ハ之ヲ配達シ、或ハ人馬繼立ノミヲスル者ハ（當社株入ノ有無ニ拘ハラス）分社ト称スルヲ得ス

第五節 分社ニ於テ擔任セシ道筋往復通運ノ諸物貨及ヒ本社ヨリ受取りタル通運物品モ引受中ノ事故紛紜ハ其據（擔カ）任セシ分社ノ責トス

第六節 故ニ分社ハ其擔任セシ諸物貨難弁償ノ準備トシテ金三百圓以上三千圓迄事業ノ多寡ニ從ヒ抵當品ヲ本社ヘ差出スヘシ

第七節 前條準備抵當品ハ其分社營業中ハ本社ニ預リ置ベシト雖トモ分社廢業スルトキハ速ニ返附スヘシ

分社は本社事業の一部を分担し、現地における株主に担当させるものと規定している。水谷久右衛門は実際に内国通運会社本社株200円分を所有している⁽¹³⁾。分社の設置場所は諸物貨の「緊要ノ地」と限定する。荷物の賠償問題に関しては本社と分社のいずれかで受注した荷物であっても分社の輸送区間で損失が生じた場合は分社の責任を謳っている。さらに賠償支払いを前提として、事業の規模に応じて金300円から3,000円の間「抵当品」（廃業時に返還）を提出するよう定められた。

上記の規則の記述だけではなかなか分社の定義がつかめないが、荷物の賠償問題の箇所では分社の責任全面負担を謳っているため、本社とは一線を画すことが窺われる。野口雅雄によると、分社は本社経理と全く無関係の独立採算制であり、対外的に「分社」の名称が紛らわしいため、明治22年に「代理店」と改称している。つまり分社は内国通運会社を名乗ってはいるものの、全くの別事業者ということになる⁽¹⁴⁾。実態は、江戸期の取次所とほぼ変わらないことになる。

出張所は、本社が設置することから本社と経理を同じくしており、今日風に表記すれば、本社直轄の支店となる。江戸期で言う出店（地域によって本社からの指導の度合いが異なるものの）と同じである。

(2) 松阪及び松阪近辺の継立所

江戸期に宿場内で人馬継立を担った問屋場は、明治5年に陸運会社に再編されたが、明治8年5月に政府の命令で解散となった。その後、人馬継立は内国通運会社の継立所として継承される。内国通運会社松阪分社も継立所を設置した。従来の問屋場と大きく異なるのは人力車夫と駕籠人足が継立対象に加わった点である。内国通運会社規則で定義するところの継立所の概要を確認しておきたい。

【史料】水谷家文書26Q26—22「明治九年十月十二日付 内国通運会社規則」

第一節 継立所ノ事業ハ各地方分社或ハ取次所ニ於テ担当スベキ者トス、故ニ其分社、取次所ニテ事務ヲ執行スル者ハ別ニ内国通運會社継立所ノ看板ヲ掲表スベシ

第二節 継立所ノ事務ハ人馬等ヲ供給シ、本社及ヒ分社ニ於テ通運スル荷物ヲ通送シ、及公私ノ諸荷物ヲ継立或ハ之ヲ継通ス等最寄組合驛村申合継立規則ニ照準シ、適宜ニ執行致スヘシ、尤モ賃錢変更ハ必本社ノ承知ヲ得ベシ

継立所の事業に関して担当すべき主体として分社または取次所と規定している。付属施設のような位置づけでありながら別個に「内国通運会社継立所」の看板を掲げるように指示している。本社は、本社・分社荷物の通送に関して最寄りの組合駅・村と協議して継立規則に照らして円滑な人馬継立を要求する。さらには人馬賃錢の改定に関しては本社の承諾を得るようにと

13 『日本通運 社史』（1962年）147頁。ちなみに内国通運会社頭取吉村甚兵衛は14,600円、副頭取の武田喜右衛門（旧嶋屋佐右衛門）は5,400円、同じく佐々木莊助（和泉屋甚兵衛奉公人）は2,000円の株式を所有した。

14 野口雅雄『日本運送史』（交通時論社、1929年）112、113頁

継立路	継立種別	継立賃(1里ごと)	会社手数料	備考
本道の分	人足1人	3銭5厘	5厘	※但し、雨中は2分5厘増す、夜中は5分増し、大雨・大雪は前段のこと
	人力乗1輛	6銭	6厘	
	馬1疋	9銭	1銭	
枝道の分	人足1人	4銭	5厘	
枝々道の分	人足2人	4銭5厘	5厘	

*水谷家文書26Q23—3「松坂通運人馬車継立所、御届」より筆者作成

表3 明治9年、松坂通運人馬車継立所の人足・馬賃

も述べている。

表3で明治9年の松坂通運人馬車継立所の人馬賃金を掲げる。人馬賃金に会社(松坂分社)が手数料を徴収している。江戸期と大きく異なる点は、本道(街道・脇往還)のほかに枝道、枝々道の人足賃金に関して規定しているところである。馬に関しては替えがなかなか利かぬため、当初から本道のみ規定されたのであろう。

(3) 明治12年の継立所

表4は明治12年(1879)2月付の三重県内の内国通運会社継立所と継立賃を一覧したものである。江戸時代の問屋場が明治5年に陸運会社に移行し、明治8年5月に陸運会社が廃止されると、人馬継立は内国通運会社によって担われることとなった。表4からは人足と馬の継立のほかに人力車の継立が加わっているのが特徴として窺える。また東海道と伊勢街道、大和街道の主要街道だけにとどまらず、大村道、久居道、田尻道、八太道など脇往還にも継立所を設置している。

これらは郵便制度と対応しており、内国通運会社が郵便制度下で委託業務として、特に現金輸送を担ったことから、通送路線の拡張を図る必要があったものと思われる。実はこの「改正里程表 三重管轄継立所地名」の史料は、写された史料(水谷家26Q23—6)があり、そこらは表紙に「秘蔵 藤田所有」、末尾に「明治十二年自費紙ヲ以て寫記ス、故ニ藤田範七秘蔵ノ品ニ候事」とある。この藤田は前号の拙稿でも触れたが、明治6年4月2日から明治16年5月3日まで松阪郵便局書記を務めた人物である。史料が作成された明治12年2月段階では藤田は郵便局書記であることは確かである。継立所の所在地は三重県下の郵便局の所在地とも重なり、明らかに郵便業務を遂行する上で役立てたものと推察される。

表4の継立網の整備が一気に進んだ事情として明治11年の明治天皇御巡幸が考えられる。東京から埼玉、長野、新潟、富山、石川、福井、滋賀、三重、愛知、静岡、神奈川、東京を73日かけて巡った。その折に人馬継立の体制が改めて整備されたものと思われる。

表5は明治13年の明治天皇御巡幸の際の人馬継立賃金である。伊勢神宮、山田、津の3カ所の人馬賃金が明記される。表6は人力車と馬車の会合所位置区域である。これらの表4—表6によって、明治天皇御巡幸前後に内国通運会社継立所の整備がかなり進んだことが読み取れる。明治天皇御巡幸を地域側が万全の態勢で迎え入れることができたのは、内国通運会社継立所の通送網がしっかりと構築されたからだと言えよう。

(4) 茅原村荷物継立所の新設

表4の継立所に至る前に継立所の改廃・新設の検討がなされたことがわかる。明治11年12月19日付で飯高郡大河内村徳田助右衛門方から都合のため隣村の辻原村の村田幸太郎方へ移転し

街道	継立区間	里程	人足賃	馬賃銭	人力車
東海道	桑名―四日市	3里23町2尺	16銭	無	18銭、15銭
	四日市―石薬師	2里30町28間4尺	16銭、12銭7厘	無	15銭、19銭
	石薬師―庄野	1里1町28間3尺	4銭	無	6銭
	庄野―亀山	2里3町2尺	8銭	無	12銭
	亀山―関	1里23町21間5尺	6銭	10銭5厘	9銭
	関―坂之下	1里21町28間5尺	6銭5厘	13銭5厘	13銭
	阪ノ下―土山	2里27町43間2尺	13銭6厘	29銭5厘	無
伊勢街道	四日市―神戸	2里29町23間4尺	13銭5厘	無	14銭
	神戸―白子	1里22町44間5尺	6銭4厘	無	7銭2厘
	白子―津	4里11町53間	17銭2厘	無	19銭2厘、25銭8厘
	津―松阪	4里13町22間2尺8寸	16銭	36銭	24銭、26銭4厘
	松阪―斎宮	2里19町41間5尺3寸	10銭	25銭	16銭5厘、15銭
	斎宮―山田	2里27町12間4尺2寸	12銭	30銭	18銭
	山田―宇治	1里5町40間5尺6寸	6銭4厘	15銭3厘	10銭2厘
	津―窪田	1里31町50間4尺	7銭4厘、7銭5厘	無、13銭1厘	11銭1厘、11銭2厘
	窪田―棕本	2里6町11間	8銭7厘	15銭2厘	13銭
	棕本―楠原	33町5間2尺	3銭7厘	6銭3厘、6銭4厘	5銭5厘
	楠原―関	29町58間1尺	3銭3厘、4銭	5銭8厘、7銭	5銭、6銭
大和街道	関―加太	1里22町36間4尺	6銭5厘、9銭3厘	13銭5厘、13銭2厘	無
	加太―上柘植	2里11町10間2尺	13銭、10銭5厘	17銭3厘、21銭	無
	上柘植―佐那具	2里11町57間3尺	9銭5厘、18銭7厘	8銭、18銭7厘	無、18銭1厘
	佐那具―上野	1里19町38間2尺	6銭5厘、7銭5厘	12銭4厘、11銭	12銭
	上野―嶋ヶ原	2里6町29間2尺	11銭、11銭5厘	18銭、20銭7厘	無
	嶋ヶ原―大川原 (京都府管轄)	1里18町	8銭6厘	15銭5厘	無
伊賀街道	津―片田	2里12町19間1尺	9銭3厘	無、16銭3厘	14銭
	片田―長野	2里14町6間4尺	12銭9厘	21銭5厘	25銭8厘、21銭5厘
	長野―平松	2里18町38間	16銭2厘	26銭7厘	無
	平松―平田	2里16町7間3尺	13銭2厘	21銭	無
	平田―上野	2里8町59間3尺	12銭、10銭	18銭4厘、18銭	無
名張街道	上野―古山	2里4町31間4尺	10銭、9銭	16銭、18銭	16銭、18銭
	古山―名張	2里25町45間1尺	13銭5厘、11銭5厘	20銭、22銭	20銭、19銭5厘
近江街道	佐那具―玉瀧	2里8町	10銭3厘	19銭6厘	無
	玉瀧―龍野 (滋賀県管轄)	1里18町	6銭9厘3毛	13銭2厘	無
上野街道	松阪―久居	3里半	15銭7厘5毛、14銭	35銭、28銭	26銭6厘、21銭
	久居―長野	4里	18銭、11銭6厘	32銭、36銭	28銭、36銭
初瀬街道	松阪―八太	3里半	15銭7厘5毛、14銭	35銭、37銭5厘	36銭6厘、31銭
	八太―大村	2里10町	11銭4厘	25銭1厘、20銭5厘	16銭、15銭9厘
	大村―垣内	2里	8銭、7銭8厘	13銭7厘、13銭4厘	11銭3厘、11銭7厘
	垣内―伊勢地	3里3町49間5尺	18銭、15銭	29銭5厘、13銭4厘	無
	伊勢地―阿保	35町17間2尺	5銭	9銭5厘	無
	阿保―名張	3里3町40間4尺	15銭	28銭5厘、28銭7厘	無
	名張―髭無 (堺県管轄)	2里23町	13銭5厘	26銭3厘	無
大村道	津―大村	4里	16銭、20銭	無、30銭	24銭、28銭

街道	継立区間	里程	人足賃	馬賃銭	人力車
久居道	津—久居	2 里	8 銭	無、12銭	12銭、10銭
大村道	久居—大村	3 里	13銭 5 厘、15銭	24銭	21銭
田尻道	久居—田尻	1 里	7 銭 8 厘、4 銭	14銭 1 厘、10銭 7 厘	9 銭 2 厘、6 銭
八太道	久居—八太	1 里 3 町	5 銭 5 厘、4 銭	10銭、10銭 7 厘	8 銭、6 銭
和歌山街道	松阪—大石	4 里23町39間 2 尺 5 寸	18銭、17銭 6 厘	44銭、40銭	28銭、35銭
	大石—宮ノ前	3 里 5 町52間 3 尺 9 寸	13銭 2 厘	30銭	26銭 4 厘
	宮ノ前—七日市	3 里26町11間 5 尺	17銭 8 厘	40銭	無、35銭 2 厘
	七日市—波瀬	2 里20町58間 5 尺 7 寸	13銭 2 厘	30銭	無
	波瀬—鷺家	5 里	27銭 5 厘	75銭	無
新宮道	松阪—相可	2 里24町	11銭 2 厘、13銭 3 厘	27銭 5 厘、26銭 7 厘	17銭 5 厘、16銭 7 厘
	相可—粟生	4 里	20銭	40銭	28銭
中街道	田丸—相可	3 里	13銭 5 厘、15銭	30銭	20銭 1 厘、21銭
	相可—大石	3 里	15銭、13銭 2 厘	30銭	21銭、26銭 4 厘
	大石—上多気	4 里	17銭 6 厘、20銭	40銭、32銭	35銭 2 厘、
	上多気—神末	3 里	18銭	27銭	無
熊野街道	山田—田丸	1 里28町57間 2 尺 4 寸	9 銭	22銭、20銭	13銭、13銭 5 厘
	田丸—相鹿瀬	2 里17町 7 間	12銭 5 厘	25銭	無
	相鹿瀬—粟生	3 里10町28間 5 尺	15銭	無	無
鳥羽街道	山田—鳥羽	4 里 1 町50間	20銭	48銭、無	32銭、無
	鳥羽—上ノ郷	3 里33町19間	23銭 5 厘	無	無
	宇治—鳥羽	3 里28町	18銭 9 厘	無	37銭 8 厘
上ノ郷道	宇治—上ノ郷	4 里 9 町	33銭、15銭 5 厘	無	無
川俣街道	田丸—丹生	4 里	18銭	40銭	26銭
	丹生—宮ノ前	4 里25町	23銭 5 厘、20銭 7 厘	44銭 1 厘、47銭	40銭 8 厘 5 毛、41銭 4 厘
四日市道	白子—北若松	1 里 8 町	4 銭 9 厘	無	5 銭 5 厘
亀山道	白子—亀山	3 里18町	14銭	無	15銭 8 厘、無
治田街道	上野—治田	2 里12町	11銭 7 厘	19銭	無

	地名	船路	乗合	馬荷 1 駄	人力車賃
	熱田	7 里、干潮10里	8 銭	無	18銭
	前ヶ須	2 里	2 銭	無	4 銭
	大垣	10里	10銭 4 厘	無	無
	笠松	10里	12銭	無	無
	熱田	10里	11銭	22銭	22銭

* 水谷家文書26Q23—5 「三重管轄継立所地名」、水谷家文書26Q23—6 「改正里程表 三重管轄継立所地名 秘蔵 藤田所有」より巻島作成

表 4 明治12年2月、改正里程表、三重管轄継立所・人馬継立賃銭

目的地	継立種別	数	賃銭	1里ごと	手数料
斎宮（里程2里19丁）	人足	1人、7貫目持ち	15銭2厘	6銭	6厘
	人力車	1人乗り1輛	15銭2厘	6銭	6厘
		2人曳1輛	30銭4厘	12銭	1銭2厘
	馬	1疋、40貫目まで	22銭7厘	9銭	9厘
山田（里程5里10丁）	人足	1人、7貫目持ち	31銭6厘	6銭	6厘
	人力車	1人乗り1輛	31銭6厘	6銭	6厘
		2人曳1輛	63銭2厘	12銭	1銭2厘
	馬	1疋	47銭4厘	9銭	9厘
津駅（里程4里13丁）	人足	1人、7貫目持ち	26銭2厘	6銭	6厘
	人力車	1人乗り3輛	52銭4厘	12銭	6厘
		2人曳3輛	30銭6厘	12銭	1銭2厘
	馬	1疋	39銭2厘	9銭	9厘

但し、夜増しは定額賃銭の5割増し、雨増しは定額賃銭の3割増し

手数料は常備の外は受け取らない。定額賃銭は全額を渡すこと。櫛田橋、稲木橋、渡船と橋銭は別途もらい受ける

*水谷家文書26Q15—2「御通輦二付上伸御用留」に基づき巻島作成

表5 明治13年5月20日付、松阪駅—斎宮・山田・津人馬継立賃銭

行事の名前		地名					
人力車	松阪川井町 関末吉	川井町	西町	船江	塚本	曲り	野村
		西ノ庄	阿形	井村	大足	外五回	藤ノ木
		岡本	西野	深長	岩内	伊勢寺	八重田
		田牧	殿村	大平尾	大塚	獵師	新松
		久保田	矢津	勢津	丹生寺		
	松阪中町 大折末松	本町	魚町	中町	鎌田	石津	荒木
		郷津	高町屋	大口	大黒田	小黒田	田村
		立野	桂瀬	笹川	大河内	辻原	阪内
		殿町	新座町	新町	内五回	矢川	
	松阪愛宕町 井ノ上彦三郎	愛宕町	湊町	白杉町	西岸江	東岸江	垣鼻
		田原	大津	久保	下村	上川	駅部田
		山室	日野町				
	豊原村 奥田金兵衛	豊原	櫛田	射和	阿波曾	莊村	御生菌
		上蛸路	下蛸路	八太	中萬	山添	安楽
		山下	和屋	立田	朝田	佐久米	大宮田
		西野々	古井	西黒部	清水	菅生	上七見
		新屋敷					
	早馬瀬村 記載なし	早馬瀬	横地	目田	伊勢場	法田	稲木
		高木	松名	瀬	久保	川島	新聞
		保津	魚見	六根	腹太		
	井中村 記載なし						
馬車	松阪 村田勝蔵	飯高郡					
	豊原 稲木村 永井鉄四郎	飯野全郡					
旅籠屋	西町 櫻井平蔵	飯高郡、松阪部					
	中町 奥野甚右衛門	記載なし					
	豊原 阪倉房吉	飯野郡、豊原部					

*水谷家文書26Q18—13に基づき巻島作成

表6 人力車・馬車会合所位置区域・旅籠屋区域

た。その届が三重県令岩村定高宛てに提出された。

また明治11年12月19日付で水谷久右衛門は、茅原村の鈴木万之助、森井清之助らと連名で三重県令岩村定高宛てに茅原村に荷物継立所を設置する届けを提出した。

【史料】「明治十二年 横野継立書類」(水谷家文書26Q24—1)

御届

一 御管下飯高郡茅原村之義ハ従前ヨリ荷物継立所等之設ケ無之候処、方今同村ニ於テ運搬物品有之候ニ付、同所江継立所等設置候ハ、衆人便利之趣ニテ當社継立係出張取扱方等之儀、同村ヨリ協議之次第モ御座候ニ付、東京内國通運會社江照會中ニ候得共、差向不便之趣ニ付、一時右茅原村——地鈴木万之助所有式番地江出張川陸運搬等取扱候間、此段双方連署ヲ以御届奉申上候也

内國通運會社

松阪分社

明治十一年十二月十九日

水谷久右衛門 印

飯高郡

茅原村

鈴木万之助 印

右村同掛

森井清之助 印

三重県令岩村定高殿

上記は荷物継立所の新設に関する届書であるが、内国通運会社に照会中であるため、一時的に継立所を仮設するという内容となっている。こうした動きの背景には荷物運搬件数の増加が理由として考えられるが、現地における判断が優先されている。内国通運会社での照会は通過したようであり、茅原村は誓約書を提出した。以下の12カ条の遵守を誓約している。

【史料】「明治十二年 横野継立書類」(水谷家文書26Q24—1)

誓約書之事

一 今般御社継立係ヲ飯高郡茅原村鈴木万之助所有式番地江出張諸荷物水陸運搬方御取扱相成候ニ付テハ右取扱方大河内村徳田助左衛門、廣瀬村長谷川右八郎、茅原村鈴木順之助、同村鈴木萬之助共江御委任被成下候ニ付、件款十二ヶ條誓約仕候処如左

第壹條

一 御社ノ御規則ヲ遵守シ、実直方正互ニ親睦懇和ヲ以取扱可致ハ勿論荷主ヘ對シ深切丁寧ヲ旨トシ且粗暴之言辞ヲ吐露致間敷候事

但し双方ノ中不和合ヲ相生し候節ハ御社ノ御差圖ニ随ひ如何様共進退可仕候事

第二條

一 当出張所ヘ受負候諸荷物ハ総テ御社御規則之通取扱可申候事

第三條

一 当出張所事業上ヨリ起発スル一切之事故ハ渾テ御社江具状スルト雖トモ決シテ御迷惑相懸ケ申間敷ハ勿論事務上ニ付粗漏不注意ヨリ生ズル難事損失ハ一切私共ニ於テ弁償可致候事

第四條

- 一 前條の場合ニ於テ若大難事ニ罹リ私共身代ニ難償候節ハ引請証人ヨリ弁償可致候事

第五條

- 一 事務上ニ付、不法不正及ヒ粗略之為ニ御社へ損失ヲ招キ候様之儀有之候ハ、相當之償ヒ可致、猶不足相生シ候節ハ引請証人ヨリ弁償可致候事

第六條

- 一 万一御規則ニ悖リ聊ニテモ不都合之儀有之、何時解放相成、更ニ該地ニ於テ何れへ御取設相成候トモ一言之申分無之候事

第七條

- 一 當出張所ハ當三ヶ年ヲ一期トシ、出張所御設相成候儀ニ付、期限中御成約申上候通取扱可仕候事

第八條

- 一 第七條ノ如ク期限ヲ定メ出張相成候へ共、御社之御都合ニ據リ期限ノ変換可有之候事

第九條

- 一 當出張所ノ儀、益金ハ毎月々末双方立會精算可致事
但し此精算書一通ヲ製シ、御社へ送上仕事

第十條

- 一 當出張所得益金惣額ヲ何分トシ其何分ヲ御社へ渡シ、其何分（四名姓名記入）取、分賦可致候事

第十一條

- 一 當出張所事務上計算上ニ就テ諸帳簿且其他共何時御監査相受候トモ敢テ相憚ル処無之候事

第十二條

- 一 當出張所ノ印判ハ荷物受取書、送状、判取帳及事業上ニ関ス往復文書ニ限り相用ヒ其他ノ事ニハ決シテ相用ヒ申間敷候事
右之條々確守可致候、依テ誓約書、如件

明治十一年十二月十五日

大河内村	徳田助左衛門	印
右証人	徳田助八	印
廣瀬村	長谷川右八郎	印
右証人	鎌倉岩市	印
茅原村	鈴木順之助	印
右証人	上嶋清吉	印
同	鈴木萬之助	印
右証人	小坂藤八	印

条文に出てくる「出張所」は紛らわしいのであるが、内国通運会社規則に出てくる出張所とは全く意味が異なる。水谷久右衛門がかなり介入していることから、あくまで松阪継立所の出張所というニュアンスで使われている。重要なのは荷物損失への賠償責任、継立所の期間（3カ年）、益金の分担である。

(5) 横野村継立所

横野村継立所の事例も明治11年12月3日付で一志郡上多気村、同15日付で飯高郡丹生村荷物

惣代、同20日付で一志郡奥津村惣代からの依頼書が飯高郡横野村用掛宛てに提出された。文章はいずれも判を押したように同じである。上多気村の依頼書を次に掲げる。

【史料】水谷家文書26Q24—1

依頼書

一 拙者共近來荷物送り方馬夫等エ直ニ相渡シ来リ候処、毎々不都合多ク迷惑致シ候ニ付テハ御村方ニテ荷物継立方御世話ニ預リ度其筋エ御談シ被成下候様一同ヨリ御依頼書ヲ申上候、以上

一志郡上多気村

荷主惣代

明治十一年十二月三日

石丸善九郎（印）

三木六左衛門（印）

横野村

用係り

御中

【史料】水谷家文書26Q24—1

通運継立所御取設願

當横野村儀者従前より荷物輻輳之地ニシテ運搬物継立方最モ便利之地ニ有之候處、不幸ニシテ継立所等之設ケ無之候、就テ者夫カ為衆庶之不便ヲ醸し、不都合之儀往々有之、依テ過般來松阪通運会社江向再應御取締方御依頼ニ暨ヒ置候次第も有之近々諸般御盛大之御時勢及之候處、斯不便ヲ醸し候テ者實以歎息之至リニ不堪候ニ付、何卒通運継立所御取設ケ被成下度、取扱人之儀者左ニ

三重縣飯高郡横野村

拾壺番地

北出豊三郎

右之者撰拳仕候間、御聞濟之上御申付被下度連署ヲ以此段御願申上候、以上

三重縣伊勢國飯高郡

横野村惣代

武藤又四郎（印）

同村拾壺番地

北出豊三郎（印）

内国通運會社

正副頭取

御中

図1を参照していただきたいが、横野村とは依頼書を提出した3カ村の中間点に位置している。その東隣りに大石村がある。

水谷久右衛門は、内国通運会社本社へ手紙を認め、横野村に継立所を設置するように訴えている。



図1 横野村継立所の位置（グーグルマップに筆者加工）

【史料】水谷家文書26Q24—1「明治十二年 横野継立書類」

諸ハ飯高郡中山邊村々より當一件及ヒ其他へ運搬之物品有之候処、是迄牛馬夫等自儘勝手ニ受負、互ニ道路ニ於テ交換し、又ハ荷積問屋杯与唱へ、所々ニ於テ猥リニ荷物ヲ受負、継立等致し候ニ付、不都合頼致、苦情も不尠候ニ付、一昨年来乍不及、當店附属之者其辺々江出張、馬夫等且夫々江説諭し、其最寄継立所ニ取締向等之儀相議し候処、右當分ハ互ニ情実ヲ現し候様ニ茂有之候処、右最寄継立所ハ大石村継立所ヲ便ニスル而已、然レ共右大石村ハ同郡中横野村江出荷村々ニテハ不適當之地ニ付、反テ不便ニ有之候趣、且ハ牛馬夫等ニ於テ茂兎角旧習ヲ脱セス、往々不都合之儀有之候処、官ニ於テ茂其聞へ等モ有之候事ニ付、今般別紙甲号之通、御布達相成候ニ付テハ不適當之場所ニアル荷積問屋等ハ断然御差留之姿ニ付、一時其邊々ニ於テハ運搬之渋滞ヲ醸し不便ヲ生し候処、同郡中最モ便利之眼目ニ致候所ハ別紙乙号畧圖中、前頭横野村ニシテ、此度別紙兩号之通、荷主中々同村用掛元へ依頼之候趣ヲ以右用掛中より別紙丁号之通、申越候ニ付テハ之ヲ傍視致居候儀ニ無之候ニ付、右横野村ニ近ズク継立所ハ前書矢張大石村ニ有之候ニ付、直チニ同所へ出張、双方之実況ヲ熟知仕候処、右大石村継立所之儀ハ旧幕之御傳馬所より續キ、漸ク通運之名義ヲ相受候而已ニシテ其旧弊ヲ不去、且ハ現今ニ於テハ一旦家産ヲ破散シ、一ノ山家屋ヲ以取扱居候事ニ付、数駄之荷物ヲ引受、保護致し候場所も無之、猶又追々疲弊之姿ニ付、是迄荷主ニ對シ不信ヲ懷キ、不都合之儀モ不尠歟、自今取扱人ハ今日ハ裁判所なるハ警察署ト御換（喚カ）出しヲ蒙り居候地ニテ兎角不在ニ有之、其取扱ノ事務ヲ不出候ニ付、同所ニ於テ迎も此便利ヲ相聞キ候場合ニ限至荷主ニ於テも前條之義ニ付、同所江委托ヲ致候者無之、又飯高郡中荷物ノ便利ハ同所ニ於テハ不適當之景況ニ付、當社ニ於テも深心配仕、種々便利ノ方法も相議し候得共、何分大石継立所疲弊之姿ニシテ、負債ニ於テハ前條今日官ノ責ムル所に相成居候事ニ付、前頭横野村へ出張候ハ、自然大石驛義も現捨置候ニ付、万端取締向等申談、世話致候ハ、永續之場ニ立直り候儀与存候、最モ大石与横野村トノ山邊ハ荷物出口ハ区々ニシテ兼用候儀ハ必ス不便ニ有之、仮令い東海道之如キ甲驛ハ乙驛江与順路継送候訳ニ無之候ニ付、斯別紙之通之場合ニ差廻し候事ニ御座候、地方廳ニ於テも御保護有之候事ニ付、傍觀座視候場合無之候間、右横野村へ當村継立係ヲ出張、其便利ヲ開キ候ハ、双方之都合ヲ得、通運之名義も隆盛御儀ニ有之候歟、右御評議之上至忠何分

之御回答有之度、此段相願候也

水谷久右衛門

十一年十二月廿四日

東京

内國通運會社

御中

(傍線部筆者)

水谷久右衛門は、最も便利な場所は横野村であると主張し、大口村は旧弊を去らず、家産も一旦破産しているなど難点を掲げ、横野村に継立所を設置することこそが大口村をも生かし、内国通運の「隆盛御儀にこれ有るべく候か」と結論づけている。久右衛門の書簡に対して内国通運会社は以下のように回答した。

【史料】水谷家文書26Q24—1「明治十二年 横野継立書類」

伊勢國松坂驛

内國通運會社分社

緘 水谷久右衛門殿 (角印1)

(角印2) 貴答

※角印1は朱印「東京日本橋/佐内町内國/通運會社」、角印2は「手人便」

然者今般御管下荷積問屋之者往々當社類業之所為有之ヲ以、御布達之寫等御回送相成、正ニ請取夫々致御手前候、就而ハ御縣下各荷主ハ別紙圖面之通り、横野村へ継立所設置致し呉候様依頼之趣等も有之、旁更ニ貴社ハ開設シ出張御取締被成度、且右驛大石継立擔當人ハ近来疲弊之趣ヲ顯シ、取扱ノ事務ヲ不盡ルヨリ種々不都合之廉も不尠故ニ前件出張諸般御取締有之候ハ、旁永續之御見込も可有之由等御申立之趣、至極御尤ニ而存候得共、右儀他村へ出張シ取扱候義ハ不容易趣意無之而ハ差支申候、殊ニ新設取扱候共其答無之義与被察候条、該村希望之者有之候ハ、得与緒約可致御撰挙之上、重而御申立可被成候、此段及御答候也、

十二月廿八日

本社

水谷久右衛門殿

内国通運会社本社でも久右衛門の具申を検討した結果、その主張するところに納得している。久右衛門の根回しが功を奏した結果となり、その上で横野村から継立所の設置願いが正式に提出された。

【史料】水谷家文書26Q24—1「明治十二年 横野継立書類」

通運継立所御取設願

當横野村儀者従前より荷物輻輳之地ニシテ運搬物継立方最モ便利之地ニ有之候處、不幸ニシテ継立所等之設ケ無之候、就テ者夫カ為衆庶之不便ヲ釀し、不都合之儀往々有之、依テ過般来松阪通運会社江向再應御取締方御依頼ニ暨ヒ置候次第も有之近々諸般御盛大之御時勢及之候處、斯不便ヲ釀し候テ者實以歎息之至リニ不堪候ニ付、何卒通運継立所御取設ケ被成下度、取扱人之儀者左ニ

三重縣飯高郡横野村

拾壹番地

北出豊三郎
右之者撰拳仕候間、御聞濟之上御申付被下度連署ヲ以此段御願申上候、以上
三重縣伊勢國飯高郡
横野村惣代
武藤又四郎（印）
同村拾壹番地
北出豊三郎（印）
内國通運會社
正副頭取
御中
前書之通、願出候ニ付、奥印進達致候也
明治十二年四月三日
伊勢松坂分社
水谷久右衛門

明治12年4月8日付で内国通運会社より水谷久右衛門宛てに「本月三日附ヲ以横野村繼立所ノ御依頼之件、弥承諾いたし候事ニ相決シ候間、取次及び繼立所約定書下案之通り証券界紙江相認メ御差越シ相可被下度候也」と報せた。5月20日付、三重県令岩村定高署名で許可が正式に下りた。

3 内国通運会社取次所を巡る問題

(1) 取次所とは

取次所は明治期ではどのように規定しているのだろうか。江戸時代から存在する飛脚問屋を取次代行する業者のことをいう。次に内国通運会社規則を掲げる。

【史料】水谷家文書26Q26—22「明治九年十月十二日付 内国通運会社規則」

當社ノ規則ニ從ヒ通運ノ物貨ヲ受次或ハ公私ノ諸荷物ヲ繼立致候者從前取扱所ノ名号ヲ表シ候處、自今内国通運會社取次所ト改稱スヘシ、但シ當社中ノ荷物水路運送約束スル者（分社、取次所ニアラサルモノ）ハ内国通運會社聯合ヲ片書トシ、何地何々社・所名ト記スヘシ、尤モ内国通運會社ハ關係セサル相對荷物ノ請取証書ヘハ右片書ハ用ユヘカラス、故ニ之ヨリ生スル事故云々ハ於當社決テ其責ニ當ラス

第一節 取次所ハ本社及分社引受ノ通運物貨ヲ受取置、又其通運シ來リシモノヲ其地或ハ近傍ヘ配達スヘシ、故ニ本社ノ株主タラザルモノモ其地ノ住人ニシテ身元確實ナルモノニ限ルヘシ

第二節 取次所ハ本社及ヒ分社ニ於テ難事損失ノ辨償ヲ受合タル物貨ノ配達ヲ委任スルヲ以テ身元正シキ者ト雖トモ貳名以上必ス引受証人ヲ立、且其取扱品ニ充備スル証書ヲ出スヘシ

第三節 故ニ諸物貨取扱高ノ模様ニヨリ相當ノ身元金或ハ準備抵當金ヲ差出ス者トシ、其金額ハ本社頭取ノ決議ヲ以テス、故ニ是ヲ拒ミ出サ、ル者其取次所タルヲ得ス

但シ、正金ニ限り元金年六分ノ利子ヲ其本人ヘ渡スヘシ

第四節 本社頭取ノ決議ヲ以テ其取次ヲ免シ、或ハ本人ノ願ヲ以テ取次ヲ辞スル時ハ其身元金抵當品ハ速ニ返附スヘシ

第五節 取次所ノ者事業上ニ粗畧及不法不正ノ筋有之為メニ會社ノ損失ヲ來ス事アル時ハ差出置タル身元金或ハ抵當品ヲ以テ為償、尚不足ヲ生スル時ハ其本人ハ勿論其次第二ヨリ引受証人ヨリ辨償セシムヘシ

第六節 取次所ニ於テ受取置タメ物貨ハ其運賃高ニ應シ、規則ノ通手數料ヲ渡スヘシ、故ニ本社或ハ分社ヘ受渡ヲナサ、ル物貨ニ生スル難事ノ損失ハ一切其取次所ノ責任タルヘシ

上記の取り決めで重要なのは、荷物への賠償責任、身元金（または準備抵当金）を提出することに尽きる。基本的に荷物が損失した場合、取次所が弁償し、取次所が弁償できない場合は身元金また抵当金を弁償に充てるものと規定している。

(2) 長嶋浦取次所

明治18年（1885）2月から3月にかけて長嶋浦取次所の設置を巡って、内国通運会社本社は松阪分社と手紙のやり取りをしている。取次所の設置に関しては本社がむしろ積極的な姿勢を示しているが、現地の松阪分社には消極的な姿勢が窺える。

図2を参照していただくと、松阪と新宮とのほぼ中間点に長嶋浦が位置している。内国通運会社本社はこのルートに取次所を設置しようと松阪分社に打診の書簡を当てた。



図2 長嶋浦取次所の位置（グーグルマップに筆者加工）

【史料】水谷家文書26Q24—2「長嶋浦取次所設置要件綴」

貴驛分和歌山縣下新宮ニ至ル距離四十里ニ垂トスルモ右間路ニ當社取次所設置無之、為メ

ニ貴社江及御送付候貨物ハ途中旅亭或ハ長島浦松井利吉江配達相托シ相成候義も有之哉ニ承知致し、懸念不叶就而ハ長島浦ハ中央之土地柄、殊ニ戸数も八百有余之由ニ付、當社取次所設置候ニ者屈竟之地位共被考候条、尚御管見も有之候ハ、御申越有之度、此段御照会候条至急御報有之度候也

十八年二月廿一日

本社

松阪分社御中

内国通運会社本社は長嶋浦取次所の設置に前向きの姿勢が窺えるが、「御管見もこれ有り候はば御申し越しこれ有いたく」と松阪分社に配慮した文面となっている。やはり現地の地理と事情に詳しい松阪分社の意見を徴しようとする意図が明確に見える。

【史料】水谷家文書26Q24—2「長嶋浦取次所設置要件綴」

本月廿一日、御認之尊翰相達、拝見仕候、時下未タ餘寒退カス候ヘトモ愈々御社栄奉欣賀候、豫テ御照会ニ預リ候弊駅ヨリ和歌山縣下新宮ニ到ル距離四十里ニ垂ントスルモ右間路ニ取次所無之云々御書通之趣、謹承其途中ニ達スル通送物ノ配達、旅亭或ハ長嶋浦松井利吉等ヘ托ス義モ有之云々之儀ハ兼テ御承知之通、該縣下新宮ニ到ルノ沿道ハ皇国ニモ其名著シキ熊野ト称シ、山岳巍々トシテ嶮岨ヲ極メ夜ニ至レハ狼猪人ヲシテ危険ニ陥ラシメシヲモ有之故ニ脚夫投宿ノ時間ヲ量リ或ハ長嶋ヨリ脇道ニ入込シ地ニ配達モノ道之ヲ達シタル時ニハ宿泊ノ定駅ニ到ルニハ心ス、夜ニ入御見認ムル時ニハ万一定宿等ヘ依頼可致事ヲモ可有之候ヘモ精々ハ直達候様注意罷在候事ニ御座候、最モ弊方ハ從來ヨリ新宮ニ到ル沿道通行業務專一ニ罷在、定宿ノ外投宿ハ不仕決メ、間村不安心ノ旅宿等ヘハ投宿不仕様注意罷在候義ニテ別段是迄不都合ノ義モ無之ト自認罷在候、猶亦当松阪駅ハ隣駅ニ比スレハ誠ニ狹隘偏小ノ地ニシテ物貨ノ入出モ僅少且加フルニ土地追々衰微ヲ告ケ、既ニ自今本業ノミニテハ活路モ如何ヤラント苦慮罷在候折柄從來弊方受持ト御認可相成場所ヲ分割相成、一ノ取次所御設置ニ相成候テハ甚困却ノ仕合、夫是出格之御詮議ヲ以右事情深ク御熟察被成下、長嶋駅取次所設立ノ義ハ御見合セニ預リ度候様奉願上候、右御承知之旨甚タ乍御手数御回答ニ預リ度、是亦深ク奉願上候、先ハ貴酬迄如此ニ御座候、頓首

十八年二月廿八日

松阪分社

水谷久右衛門 印

本社御中

上封ハ頭取佐々木莊助宛 親展トス

水谷久右衛門は右に続いて3月3日付で森本伊助と米林乾吉宛てにも1通ずつ書き送っている。松阪分社の見解を了解した上で、本社側はさらに次のような書翰を送り、長嶋浦取次所の設置案について再度諮問する形を取っている。

【史料】水谷家文書26Q24—2「長嶋浦取次所設置要件綴」

御書翰披見、然者貴驛ハ和歌山縣下新宮ニ達ル距離不近ニ付、中央長嶋浦辺ニ於テ當社取次所設置無之テハ指支之儀モ可有之哉ニ付、尚御異見モアラハ御申越相成度旨及御達至候處、山岳巍々トシテ嶮岨ヲ極メ殊ニ猪狼ノ危険モ有之、脚夫之者投宿ノ時間ヲ量リ、或ハ定宿等江依頼配達等可相成事モ有之由、将タ貴驛之如キハ土地狹隘ニテ物貨ノ出入モ僅少之折柄ニ付、貴家受持於道路中取次所設置候ハ御不都合之趣、懇々之御申立委細了承致候

得共、御承知之通驛傳取締準則御發令ニ付而ハ不違御着手可相成、然上ハ右様嶮岨之支道ハ殊更ニ驛傳所御設置可多モノト被考候条故ニ貴家ヨリ先ンシテ中央長島浦松井利吉為人正実ニテ身元相應之者ニ候ハ、御誘導取次所契約致候方却御貴君ノ権理ヲ伸暢スルニ庶幾ンヤト致推察候条、御勘考之末今一慮御申出有之度、此段再及御質問候、以上

十八年三月六日

本社

松坂分社

水谷久右衛門殿

水谷久右衛門は内国通運会社の佐々木莊助宛てに手紙を認めた。些か長いが、水谷久右衛門の実感を籠めた論理立った見解なので全文を引用する。

【史料】水谷家文書26Q24—2「長嶋浦取次所設置要件綴」

邦書拝啓、時下稍々春色を呈し候処、貴社愈々御盛昌奉欣賀候、陳者曾テ御照會を蒙り候紀州牟婁郡長嶋浦邊ニ於テ本社之取次所設置云云之貴書翰ニ對シ客月廿八日附ヲ以該地之狀況山岳巍々トシテ嶮岨を極メ殊ニ猪狼の人をして危険に陥らしむるの患ひも有之、旁以脚夫之投宿に時間を量らざれば或ハ不慮の災害なきも復た保んすべからず、故に正実なる定宿へ稀に委託可致義モ有之候へ共、精々直達を要し右等之義ハ万中の一二なるのみ云云、猶亦松阪驛は土地狹隘にして物貨の出入も究めて僅少之折柄、當社受持道路中へ取次所御設置被下候てハ困却之仕合ニ付、何卒出格之御詮議ヲ以御見合ニ預り度義奉願上候、書翰を邦投するや其日より久右衛門至心に神仏に物忌ミ仕、精進潔斎以て安心ナル貴君之到ルを一日三秋之思ひを為し奉相待候処、本月六日發之御邦書ヲ以委曲御了承之旨被仰下、于茲其厚意を奉謝上候、然ルニ彼の驛傳取締準則御發令ニ付テハ不違御着手可相成ものト御賢考相成故ニ拙方ヨリ先ンジテ長嶋浦松井利吉タル人正実ニテ身元相應之者ニ候ハ、右同人誘導取次所契約可致方却テ當分社之権限ヲ伸暢スルニ庶幾ンヤ云云ト至矣盡矣之御懇諭を辱ふし、実ニ恐泊之至ニ奉存候、抑々モ長嶋浦之地形たるや三面山を圍ひ峻岳峨々と聳へ、一方ハ海面に突出したる可捕魚場にして浦人多くは漁業を生活として罷在候地ニ候へハ商賣軒を並へ運輸盛大の驛路と中程之地格にハ無之候、則聊カ鄙意を左ニ述ん今は昔し旧幕の頃、紀州牟婁郡北山御材木の御用向（当時、徳川家ノ用材ヲ北山ヨリ伐出セシモノ也）有之候へハ幕府ヨリ特ニ拙家へ御紋附之御繪符、御封箱、御灯燈（當時の唱呼ヲ用ユ）等を賜りき、且亦新宮藩（水野大炊頭）の御用其外紀伊公等の御用達相勤メ以テ南紀地方へ通御用辨スルヲ給ト三百年に垂々トシテ、此業を相営ミ以テ本社之流を相汲居候義ニ御座候、而して彼の幕府の頃に有名なる御茶壺を始めて通送せし権輿は拙方なりと云ふ、猶傳へ聞く御茶壺を荷造る時ハ權威赫々として彼の御紋附とせし、高張灯燈を照して、威を示せしとなん、其茶壺たるや当地南方川端てふ処に産出せしを徳川將軍へ奉りしを濫觸として後而宇治の茶を奉りしと云ふ、斯く長々敷贅文を呈出仕候へハ定而拙方ハ封建未開の殘夢いまた覚ざる歟との御譴責を蒙らん歟、なれとも是レ則此業の嚆矢を識るの一端にも有之、且故きを温衿（め）て新きを知るの謂にして封建鎖港の大古に遡洄し、永く今日に本社之浴澤を蒙り居候ハ格別比類も無之哉ニ奉存、愈々傾々本社之恩遇を感謝し併せて此業を創起したる小家之祖先に對し報酬せざるべからず、是を報酬する道は業務を大切に為るし受継来る処の我受持場所を永遠ニ保持するに可有之歟ニ愚慮仕候、且亦當国及志ナ国等にずいぶん戸数彼の長嶋浦に幾倍する土地にも未タ取次所設置無之箇所も有之哉ニ奉存、就中皇国の三良港とも称せし某地は旧城下にして今は電信あり、郵便あり、郡役所あ

り、常に和洋の船舶輻輳し随分小都會とも謂ふべき地スラ或る分社の所轄にして辨用缺かざるを以て未だ取次所無之が如し、乍去此例を引て長嶋浦へ断して取次所設置御見合セニ預り度トハ不申上候へ共、前縷々記述仕候通り之譯合、猶是迄前段不都合も無之、加フルニ前便申上候通り當地ハ偏小、殊ニ寂寥の土地柄ニ候へハ実に本業のミにてハ生活の道難相立候へ共、如上叙述之通り数百年來本社之浴澤を蒙り九候事ニ候へハ本社のあらん限りは細々にも相営まんと小家之祖先に對し、祈念罷在候義ニ御座候、其微衰之切ナル所を御憐察被成下、何卒長嶋浦之處ハ當分社之取次所トいたし、松坂通運分社取次所之看板を掲ルニ仕、則同地ニ於テ身元相應ナル正実之者相撰ミ、事務為取扱度奉存候、苟モ南牟婁北牟婁ノ兩郡役所之御用ヲモ相蒙り罷在候義ニ候へハ夫是之事情宜敷御了承被成下、願意御採擇被下候ハ、難有仕合ニ奉存候、則愚書ニ通相認奉差上候間、一ハ本社へ御止置、一ハ拙方へ御聴済之御証印被成下、御却送被成下度、此段謹而奉懇願候、頓首

伊勢國松阪分社

明治十八年三月十七日

水谷久右衛門（印）

内国通運會社本社

佐々木莊助様

森本伊助様

米林乾吉様

貴下

最後の手紙は幾分か長嶋浦取次所の設置について見合わせるように訴える姿勢から譲歩して、設置するにしても松阪分社管轄下に設置してくれるように譲歩している。とは言え、これだけの長文には読む者も圧倒されたであろう。

内国通運會社本社は水谷久右衛門宛てに次のように送った。

【史料】水谷家文書26Q24—2「長嶋浦取次所設置要件綴」

丙第六十号

本文之趣、事情相察候儀も有之、夫々ノ旨（カ）御承諾候、且松利（※松井利吉のこと）ノ中央長嶋浦ニ貴家取次所設置方ハ不取締無之趣御心得可有之、尤開設相成候上ハ地名番号及ヒ人名等詳細御申出可有之趣旨及御指揮候也

十八年三月廿一日

本社

本社は長嶋浦取次所の設置を水谷久右衛門に委任する形で承諾させた。長嶋浦取次所設置を巡る水谷久右衛門と内国通運會社本社との書翰から浮かぶ関係は、一方的な上下関係というよりも本社と分社との協力関係と捉えることができる。それは江戸期の江戸定飛脚問屋仲間と取次所との関係に裏付けされたものであり、実績があるからこそ水谷久右衛門は本社にここまで物申せるのだと言えよう。

おわりに

水谷久右衛門が関った廻漕会社及び廻漕取次所、内国通運會社松阪分社の業務実態の一端について垣間みた。廻漕会社は明治3年に創業し、ここから日本の近代海運業の萌芽が始まるように記述されることが多いが、少なくとも幕末期の廻漕方まで遡ることができる。松阪廻漕会

社は、東京—大阪間の航路途中の寄港地として海と内陸をつなぐ運送拠点であった。宮宿の小嶋権兵衛と貝谷権左右衛門、四日市宿の黒川彦左衛門、そして松阪の水谷久右衛門など江戸期の旧飛脚取次所が関わっていた。廻漕会社は廻漕取扱所、最終的に日本国郵便蒸気船会社へと移行するが、最終的には日本政府の信頼を勝ち得た三菱会社によって海運業が独占される形となる。定飛脚問屋は陸運元会社、内国通運会社への移行期の中で、通運丸の利根川、江戸川、東京湾航行に見られるように海運業から河川航行による貨客運搬へと軸足を移すことになる。

水谷久右衛門は内国通運会社松阪分社として、また松阪郵便取扱所（後に松阪郵便局）として内陸輸送事業に傾注した。水谷久右衛門は一身にして内国通運事業と郵便事業を兼業したわけであるが、内国通運が郵便制度の現金輸送の部分を担当したことから、制度上では松阪郵便取扱所（松阪郵便局）の委託業務を内国通運会社松阪分社が請け負った形となる。内国通運会社の継立所、取次所の設置に関しては、久右衛門が地域の飛脚問屋以来の歴史を担保に本社に対して一程度の影響力を持ったことがわかった。本社へ姿勢の強さは地域事情への明るさと信用に裏付けられていたと言えよう。中央政財界の前島や佐々木莊助らに意見具申しながら、三重県域における継立所・取次所の改廃・再編に強い影響を与えた。そうした意味で地方における郵便・物流業界に果たした役割は重要であったと言えよう。郵便、物流双方における人材の一部（例えば藤田範七）やノウハウ（逋送）の重複は、業務上で互助的な機能を果たしたのではないかと推察される。

（まきしま たかし 桐生市史編集委員会近世部会専門委員、
伊勢崎市史編纂専門委員会専門部会員）

【付記】 郵政歴史文化研究会第一分科会の石井寛治先生、メンバーに貴重な助言を賜った。この場を借りて御礼申し上げます。

論文

高度成長期財投計画における簡保資金の特徴と性格 —財政投融资にとって簡易生命保険とは何であったのか—

伊藤 真利子

1 課題の限定

本稿の目的は、高度成長期における簡易生命保険資金の財政投融资計画への「協力」を分析することを通じ、簡易生命保険が戦後経済社会に持った役割を解明することにある。このように課題を設定したことには、いくつかの理由がある。従来の財政投融资研究は、概ね主要な原資としての郵便貯金資金・簡易生命保険資金を政府資金として一体で分析の基礎においてきた。これは、両資金が郵便局を通じて国民の貯金、保険が受け入れられ、政府から見て同じ窓口から調達された受動的な資金であることによるものであろう。公的金融仲介による長期計画や財政政策的な分析においては、両原資はマクロ的経済条件に規定され、量的に所与として扱って差し支えないという判断であったと考えられる⁽¹⁾。

一方、これを財政投融资計画における原資の資金性格の違いという質的観点から見えていくと、原資とその用途には一定の傾向性（紐づけ）が見いだされる。これには、有償資金であることによる運用上の理由もあろうが、計画の政策目的と原資の資金性格について、目的の適切性・合理性と同時に、その資金源泉である郵便貯金、簡易生命保険が国（官）営で営まれてきたことにより、用途の妥当性・正当性が問われてきたことによるものと考えられる。また同様のことが、郵便貯金、簡易生命保険という郵政金融二事業の間においても見出される。

財政投融资の大宗をなしたのは郵便貯金資金であるが、支払い準備を除く郵便貯金資金が全額資金運用部に預託されていたことから、郵政省側から見れば、同資金は郵便貯金および資金運用部の両特別会計間のやり取りとしてのみ現れ、その用途の決定については、原則大蔵省側に運用権限があった。ところが、簡易生命保険資金については、戦時統制経済と敗戦直後の例外を除き、戦後には大蔵省一財務省および自治庁（省）との交渉を経るとはいえ、創業以来、通信省一郵政省が、運用権を原則堅持してきた。郵便貯金資金とは異なり、財政投融资計画に

※本稿は、公益財団法人郵政博物館資料センターおよび国会図書館において、当該期簡易生命保険にかかわる行財政史料、図書文献の調査をおこなうとともに、ヒアリング調査をあわせ実施した。また、本稿は、公益財団法人かんぽ財団「令和4年度調査研究助成」による成果である。ここに記して感謝申し上げたい。

- 1 これに対し、歴史研究の側からは、戦前期の郵便貯金・簡易生命保険の発展と深いかわりのあった貯蓄奨励運動を、大蔵省預金部をも視野に入れ、対象時期における国民経済のマクロ経済・財政金融政策の体系との関係で位置づけ、貯蓄源泉への能動的な政策介入に重きをおいて原資側から接近するというアプローチが進められてきている。この点については、拙稿「戦時経済移行期の郵便貯金—定額貯金開設をめぐる—」（『郵政博物館研究紀要』第15号、通信文化協会博物館部、2024年、58-80頁）で、戦前期貯蓄奨励政策の役割を整理しており、併せ参照されたい。なおこの時の戦時貯蓄奨励運動を通じ、これまでの貯蓄奨励政策に加え、本来受動的であるはずの郵便貯金にインセンティブを与えたことが、郵便貯金を積極的に戦時統制経済に動員し、戦時経済計画の不可欠な一環に組み込んでいく契機となり、戦後平和経済の下では財政投融资の「計画化」に繋がっていくことになる。

「協力」するものとして、高度成長期にはその大半が計画内に包摂されてはいたが、簡易生命保険資金は、一方で市場への放資や保険者への融資などの自主運用もおこなっており、郵政省側からすれば、独自に国民および保険契約者、場合により民間保険会社へのアカウントビリティが問われる性格のものであった。この意味で、二事業は共に国（官）による金融・保険事業であったものの、簡易生命保険は、その資金運用、とりわけ財政投融资計画における使途について、省としての一貫性あるいは整合性を求められ、また主張する立場にあったといえる。

本稿の課題とするところは、郵便貯金資金と簡易生命保険資金とが財政投融资計画の使途別に見られた各資金の傾向性のなかで、どのように振り分けられていたかを明らかにし、国（官）営事業としての簡易生命保険の持った固有の役割と意義、その政策理念を浮き彫りにするとともに、大蔵省とは一線を画す、当該期における郵政省の財政投融资計画に対する立ち位置を見出すことを目指している。

ところで、高度成長期は、戦後の「財政法」制定により財政均衡主義—国債不発行主義が確立され、第四条国債＝建設国債が発行されたもののその量は限定的で、特例国債（＝赤字国債）は、1965年度補正予算において1回のみ認められたに過ぎなかった。同時期には、民間資金が成長資金に集中されるなか、戦後復興と高度成長を支える産業および社会基盤整備を補う必要から、戦後の郵便貯金—資金運用部資金が動員され、簡易生命保険資金や戦後処理から蓄積された政府基金と合わせ、財政投融资計画となっていくという時代の特徴がある。郵便貯金の運用面から見れば、高度成長期は国債消化がほとんど問題にならないという、発足以来の長い歴史にあって異例な時期であった⁽²⁾。また、高度成長期は国民にとっても、金融資産形成上、国債がほとんど選択肢に上らなかった時期に当たる。財政投融资と郵便貯金・簡易生命保険資金との関係とその効果を、マクロ経済上の政策理念、社会経済的方向性にもとづく政策方針、経済社会計画との関係、あるいは国民の貯蓄意識との関係で明らかにする上で、当該期は極めて恰好な時期であり、本稿の対象とする時期を高度成長期に設定したのは、そのためである⁽³⁾。

次に本稿では、高度成長期後半にかかる1961年から1973年を主たる対象としている。これは1961年度より財政投融资計画に「原資別」、「機関別」に加え、「使途別」の分類が掲載されるようになったことによる。これにより、資金の源泉から使途までを一応フォローできるようになり、財政投融资の資金の流れが見通せるようになったという資料上の制約による。しかしこ

2 高度成長終焉後、バブル期の一時期を除き、赤字国債が常態化し、累積していくことで局面は変わっていく。郵便貯金を原資に財政投融资と国債消化とを両立させることの臨界点が定額貯金の巨大な波動の先に見えたのは、1998年末の「資金運用部ショック」であった。郵便貯金については、資金運用部を通じ一般会計においては国債の引き受け、財政投融资計画においては特別会計貸付という二重のルートで政府への資金供給をおこなっており、この時点で財政投融资と国債消化の両者間にトレードオフが生じ、戦後長らく政策により事実上機能を止めていたが、国債累積と金融自由化・国際化の要請から再開されたばかりの国債流通市場に大きな衝撃を与えた。この点については、拙稿「日本における国債問題の展開—郵便貯金との関連で」（『郵政博物館研究紀要』第6号、通信文化協会博物館部、2015年、57-67頁）を参照されたい。

3 一般会計の財政投融资比率を見ると、財政投融资成立時期に30%台であったものが、高度成長期に入って40%台に膨れ上がった。しかし、一般会計の急速な伸びによって、1975年度からは比率は約43%で推移するようになる。1980年度以降行財政改革が進められたことにより、一般会計の伸びが大きくダウンしたが、民営化によって財政投融资の対一般会計比率も低下に転じた。この動きが反転するのは、バブル期に突入する1987年度からであり、比率は50%を超えるようになった。これは、第3次中曽根政権から竹下政権への移行の時期に当たっている。高度成長期は、郵便貯金資金—資金運用部資金にとって、国債の引受け、国民貯蓄によるその消化という、発足以来の役割から相当自由な、近代日本において稀有な時期であり、この余裕により財政投融资が日本経済に大きな比重を占めることを可能にした。1987年度からの大幅な比率上昇は、アメリカからの内需拡大要求に応じ、日本政府が財政再建路線を転換し、「緊急経済対策」を打ち出し、内需拡大を推進するようになった年度に当たっている。財政投融资は、このような国際関係や国内対策に規定され再度膨張していくことになった。

のことは、単にテクニカルな問題にとどまるものではない。1961年という時期は、財政投融资にとって、簡易生命保険にとっても大きな転換点であった。岸信介政権の下、同年度に国民健康保険および国民年金が設立され、国民皆保険・皆年金が実現された。これにより、厚生年金資金とともに、国民年金資金が資金運用部に預託されるようになる。戦後に生じた原資が整理されるとともに、資金運用部資金の資金源泉が多様化され、その運用が財政投融资計画に現れる画期がこの時点であった。財政投融资計画に新たに用途別分類が登場するのは、その反映であった。

1961年は、簡易生命保険事業にとっても大きな意味をなした。簡易生命保険および郵便年金は、近代郵便の発足とともに、郵便貯金とならび、イギリスの郵便局保険・年金を参考として前島密によって構想されたものである。しかし郵便貯金が1875年に出発したのに対し、簡易生命保険が実現を見たのは、実に1916年の第2次大隈重信内閣によってであった。大隈首相は、簡易生命保険を社会政策の一環に位置づけ、今後展望するドイツ型の強制加入の拠出型小口労働者保険に道を拓くものとした。同時期、プロイセン・ドイツ型社会保険（ビスマルク型労働保険の展開）は、ドイツの「社会国家」形成の機軸をなすものとして設立途上にあり、ドイツ帝国崩壊後には、世界最初の福祉国家とされるワイマール共和国に引き継がれる。イギリスにおいても、第二次世界大戦下の1942年にはケインズの影響も受けつつ、ウィリアム・ベヴァリッジによる、いわゆる「ベヴァリッジ報告」が提出され、大戦後のイギリス型福祉国家へと繋がっていく⁽⁴⁾。大隈の政策意図には、このような第一次世界大戦前に胎動し、20世紀に欧米先進国で進められた福祉国家化の世界的流れを予感させるものがあった。このような意味での社会政策という理念が、郵政金融二事業と一括されながらも、簡易生命保険に明治期以来の郵便貯金とは異なる運用形態と政策体系上の位置づけを与えることになったのである⁽⁵⁾。

1961年という時点は、簡易生命保険がその「前哨」として期待された国民皆保険・皆年金が日本において実現した画期であった。以降、簡易生命保険は日本型福祉を補完することを目的に、新たな再出発を模索し、特約型の新商品を展開していくことになる。このためにも、郵政

- 4 イギリスの郵便局保険の成立と限界、その背景事情については、ポール・ジョンソン『節約と浪費—イギリスにおける自助と互助の生活史』（真屋尚生訳、慶應義塾大学出版会、1997年）に詳しい。ドイツの社会国家化については、福澤直樹『ドイツ社会保険史—社会国家の形成と展開』（名古屋大学出版会、2012年）が詳細に論じている。日本においても、大戦下にありながら、厚生官僚たちは戦後を展望し、対戦国で公表された「ベヴァリッジ報告」を入手、検討に入っていた（幸田正孝（厚生事務次官）談「国民皆保険成立の史的評価」、菅沼隆・土田武史・岩永理恵・田中聡一郎編『戦後社会保障の証言—厚生官僚120時間オーラルヒストリー』有斐閣、2018年、所収）。
- 5 簡易生命保険の成立過程については、系統的に丁寧な分析したものとして、迎由理男「簡易生命保険の成立と展開」（洪谷隆一編『大正期日本金融制度政策史』早稲田大学出版部、1987年、100-131頁）がある。同論文では、日本経済史の時期区分にいたが、社会政策としての簡易生命保険設立を帝国主义段階の政策と位置づけ、社会政策本来の目的である労働者保険の「繋ぎ」の役割に過ぎなかったと評価している。これに対し、金澤史男「戦間期における簡保資金の地方財政融資」（金澤史男『近代日本地方財政史研究』日本経済評論社、2010年）は、簡易保険を官独占とする論理として社会政策が前面に打ち出され、労働保険を念頭におくことで本格的な社会政策の「前提」としての位置づけが与えられたことを評価しつつ、既存組織の活用によりコストを削減し、「公共的事業慈善救済的事業」に低利で融資をおこなうことが社会政策の内容とされることとなり、政策理念が緩められたとする。一方、加藤三郎『政府資金と地方債—歴史と現状』（日本経済評論社、2001年）は、橋本政権下の財政投融资改革を視野に入れることで、戦後財政投融资の原型である大蔵省預金部による地方還元問題にまで遡及し、地方債消化を軸に時系列的に追うことによって、戦後財政投融资の性格が戦前から準備されていったとする。このように簡易生命保険については、課題設定のあり方によって、大きく評価を異にする。迎や金澤は、発足時の政策理念からの乖離に重点をおいているが、加藤は戦後財政投融资の起点としての意義に重きをおいている。筆者は、後発の簡易生命保険が、日本経済の「二重構造」化（中村隆英）が進むなか、経営上の利点と政策目的の広範化から、労働者保険というよりも国民保険としての性格を強め、総力戦体制下の戦時貯蓄奨励運動を介して、戦後の簡易生命保険に引き継がれる一方、1942年労働者年金保険（厚生年金保険法）が設立され、経路依存的に社会政策が多層化していったことに注目する。したがって本稿は、迎、金澤の歴史研究に多くを学びつつ、加藤の問題意識を引き継ぐことを企図している。

省としては簡易生命保険資金の財政投融资計画を通じた使途を明示することにより、国民および保険者へのアカウントビリティを果たすとともに、終戦時に進められた官独占廃止後の国営事業であることの意義を再確認する必要があった。加えて、同年には戦後インフレーションへの対応のため、契約替えが集中的に進められた保険の大量満期が迫っており、これに対応するため、戦時期に大蔵省預金部に原則全額預託となっていた簡易生命保険・郵便年金積立金および余裕金が、全額資金運用部から払い戻しされた年に当たる。この年をもって、簡易生命保険の戦後処理は完了したのである。この意味で、1961年からの簡易生命保険資金の、郵便貯金資金との流れの違いを明らかにすることは、日本型福祉国家化によって生み出された「福祉複合体」の実態を明らかにする一助となろう⁽⁶⁾。

2 財政投融资の資金源泉

財政投融资制度は、1953年度国会の予算編成の参考資料として財政投融资計画が同様の形式で毎年提出されるようになったことをもって正式に発足した。これにより、財政投融资は、「郵便貯金や各種積立金、基金の類などの諸ファンド、さらには債券発行による調達資金など主として金融的資金を原資とし、資金運用部資金、産業投資特別会計、簡易生命保険資金制度、政府保証債などの諸制度・手段を通じて、もっぱら政府関係機関や地方公共団体に出资ないし融資する仕組みであり、予算に準じて管理運営されるプログラムの総称」として、日本の財政システムにおける公的金融仲介の骨格をなす制度として位置づけられた⁽⁷⁾。

(1) 原資別財政投融资の構成

財政投融资計画では、国の特別会計、公社、公庫、公団、地方公共団体、特殊会社等への運用額のうち、資源配分機能を果たす長期の運用予定額が明示されている。初年度となる1953年

6 本稿は、福祉国家化の起点を第一次世界大戦による総力戦の経験とロシアにおける社会主義革命におくという、加藤栄一や林建久の世界経済史の時期区分を踏襲しつつ、同時代現象の一環として戦後における日本型福祉国家化の前哨の役割に簡易生命保険を位置づけることを試みている（東京大学社会科学研究所編『福祉国家』全6冊、東京大学出版会、1984-1985年、および林建久『福祉国家の財政学』有斐閣、1992年）。一方、これを「日本型」の福祉国家化と捉えるのは、イエスタ・アルピン＝アンデルセンの類型論的福祉レジーム論と問題関心を共有するためである（イエスタ・アルピン＝アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』、岡沢憲美、宮本太郎監訳、ミネルヴァ書房、2001年）。しかし、アンデルセンの類型論では、レジームの種差性を生み出す歴史動態—経路依存性については必ずしも明らかにならない。この点、高田実・中野智世編『近代ヨーロッパの研究15 福祉』（ミネルヴァ書房、2012年）では、前近代の多様な歴史的主体による多様な原理が多層的な扶助システムの「複合体」を形成し、資本主義の成立と展開のなかで経路依存的に構造化されるという視点から、各国「福祉国家」の種差性を描き出す国際比較史の方法を採用している。同書所収の高田実『「福祉の複合体」の国際比較史』によれば、「福祉国家化」は、自助・共助・公助による福祉の重層的に構造化された歴史的な社会システム＝「福祉の複合体」が、国家目的としての「社会権」、「生存権」の公認を通じ、ナショナル・ミニマムをベースとして、行政によって総括されていく過程として捉えられている（高田実『「福祉の複合体」の国際比較史」、高田実・中野智世編『近代ヨーロッパの研究15 福祉』ミネルヴァ書房、2012年）。このように考える時、簡易生命保険は、日本型福祉複合体の前提であったものが、その成立とともにその一環として組み込まれていったと捉えることが可能になるのではないか。1916年と1961年は、この意味で極めて重要な年であったといえよう。なお浅井良夫は、日本における「ケインズ主義的福祉国家体制」を戦後復興期から高度成長期を経て1980年代初めまでと位置づけている（浅井良夫『戦後改革と民主主義—経済復興から高度成長へ』吉川弘文館、2001年、3頁）。

7 大蔵省財政史室『昭和財政史 昭和27～48年度 第8巻』東洋経済新報社、2000年、2頁。なお、同書において財政投融资改革後の財政投融资は、「税負担に拠ることなく、国債の一種である財政投融资債の発行などにより調達した資金を財源として、政策的な必要性があるものの、民間では対応が困難な長期・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトの実施を可能とするための投融资活動」と定義されている。これは、改革が「財政投融资のセキュリティゼーション」（加藤三郎）であったことを示している。

度の財政投融资計画では、それまでの「総予算均衡主義」が放棄され、「財政法」の「財政健全主義」を維持しつつ、成長を下支えするものとして、財政投融资資金を積極的に活用、国民経済の基盤の整備と拡充を目的とすることとされた。これは、有償資金を原資とする財政投融资の積極的活用により、国債発行を代替することを宣言したものと見える。戦後復興の完了により、さらなる成長を目指すとともに、社会基盤整備や国民生活の向上等、公共的役割を果たし、長期資金が不足する民間金融では充足することの難しい分野に、政府資金を計画的に供給配分する方針が示されたのである。

財政投融资の運用範囲は、高度経済成長とともに拡大した。まず、日本住宅公団（1955年）や日本道路公団（1956年）が財政投融资対象機関として設立され、公営企業金融公庫（1957年）、労働福祉事業団（1957年）等への運用が開始された。これを皮切りに1961年度の拠出型年金制度の発足や郵便貯金の増強等、財政投融资原資が充実していくとともに、運用規模は一段と広がりを見せていった⁽⁸⁾。

財政投融资の原資は、同計画の記載において、以下の①産業投資特別会計、②資金運用部資金、③簡易生命保険資金、④政府保証債・政府保証借入金の4種類の資金から構成されている。

① 産業投資特別会計

産業投資特別会計は、アメリカの対日援助物資の払下げ収入を経理していた見返り資金特別会計からの資産を承継し、経済の再建、産業の開発、貿易の振興のために投資することを目的として設立された。同会計は、当初承継した資産を財源としていたことから財政投融资原資に占める割合は大きく、大部分が無償の資金であった。原資は経年新たに発生する性格のものではなく、1980年度までは一般会計から繰り入れされていたが、財政悪化にともない、1981年度以降には外債発行によるものとなった。特別会計としての出発の経緯もあり、戦後復興と重化学工業化の再開に大きな役割を持ったものの、高度成長期にはその財政投融资に占めるウェイトは、漸減していった。

② 資金運用部資金

資金運用部資金は、「郵便貯金」、「厚生年金・国民年金」の年金資金、「回収金等」の資金で構成されている。このうち回収金は、過去において資金運用部で財政投融资機関に貸し付けた貸付金、取得した債券が回収され、再投資に回される資金である。「回収金等」には、回収金に郵便貯金、厚生年金・国民年金以外の政府の特別会計等の余裕金、積立金のすべてが組み込まれている。とはいえ、その大宗は郵便貯金であった。資金運用部にはこれらの資金が自動的に集められる仕組みとなっているが、拠出型年金資金を含みつつも、郵便貯金のように国民の自発的預入によって貯蓄された資金を大宗としていたことから、産業投資特別会計とは異なり、経済成長を通じた所得上昇により、増加が見込まれる原資であった。しかしそのことは同時に、

8 特に、1970年代における急速な規模拡大によって、経済活動に占める財政投融资の圧倒的なプレゼンスは、先進諸国（OECD）のなかに類例をみないものとなった。財政投融资資金合計は、高度成長期に成長を通じて順調に増加していたものが、1970年代に入ると第1次オイルショック後、第2次オイルショック時、そしてバブル崩壊時と、日本経済の成長の屈折点ないし大きな転換時を契機に、段差的に量的規模を拡大していった。このような財政投融资計画の拡大、ないし場合により肥大化は、橋本龍太郎首相の下で進められた行財政改革である1997年の中央省庁再編—2001年の財政投融资改革によって戦後財政投融资の再編過程に入った。この点については、拙著『郵政民営化の政治経済学—小泉改革の歴史的前提』（名古屋大学出版会、2019年）および拙稿「郵便貯金・財政投融资・ODA—援助大国への道」（『郵政博物館研究紀要』第12号、通信文化協会博物館部、2021年、90-111頁）を参照されたい。

資金運用部資金がその資金量をコントロールできない性質の受動的資金でもあることを意味した。戦前のように大蔵、内務、通信、文部各省を巻き込んだ国家的貯蓄奨励運動が可能でない戦後には、税制の優遇と政策金利といった誘導的な貯蓄奨励政策を併用する必要がある、国民経済と財政投融资が資金調達面から連動することにより、金融と財政とを繋ぐ経路をなし、財政投融资改革によって債券発行による市場からの直接的資金調達への転換が図られるまで、その資金量が財政投融资の活動を規定する重要な要因となった。

③ 簡易生命保険資金

簡易生命保険および郵便年金特別会計の決算上生じる剰余金の積立金は、郵政大臣が直接管理運用していた。その運用方法としては、財政投融资協力分のほか、契約者貸付け、公債や社債等への市場での運用がある。簡易生命保険資金は、統合運用の例外とされているものの、戦後の運用再開から高度成長期までは、その運用の多くが財政投融资計画に包摂されていた。とはいえ、創業以来、郵便貯金とは異なり、大蔵省預金部—資金運用部への全額預託はなされず、自主運用分を持つという点で、郵便貯金の預け入れ上限の決定や郵便貯金金利の決定、資金運用部への預託金利決定とともに、旧郵政省が財政投融资につき大蔵省—財務省に対する交渉力を持つ根拠ともなってきた。簡易生命保険資金の運用は、国の財政投融资計画に即しつつも、郵政省の意向が反映されるとともに、発足以来の経路依存性があり、官による任意保険としての簡易生命保険の「正当性」の論理が独自に貫かれるものとして位置づけられていたといえる。

④ 政府保証債・政府保証借入金

政府保証債は、財政投融资対象機関が民間から資金調達し、事業資金を充当する際、政府が元本の償還や利子の支払いを保証している債券である。これと同様に、政府保証借入金は、財政投融资機関が民間から資金調達する際、政府が元利払いを保証している借入金である。政府保証債には、一般会計の予算総則において限度額があり、政府資金そのものではないものの、その発行が比較的能動的に決められる性格がある。その性格から、財政資金を節約しつつ、政府の財政経済方針を市場に反映させる政策ツールであり、財政投融资改革後は、財政投融资債というかたちで資金調達経路のシフトが図られることになった。ただし、間接金融優位の下、規制金利下にあり、債券流通市場が事実上機能していなかった戦後復興期から高度成長期には、その役割は限定的であった。

(2) 機関別分類表と使途別分類表の採用

財政投融资計画の運用は、その発足以来「機関別分類表」によって見る事ができる。同表は、財政投融资資金を中心に運営される、いわゆる財政投融资機関への各年度の資金配分計画である。これにより、財政投融资の機構を通じ、政府がどのような財政経済政策方針を建てているか、それにしたがって公的金融がどのように展開されるかの一端を明らかにすることができる。ここであらためて一端と述べたのには理由がある。財政投融资機関の活動内容を積み上げていけば理論的には財政投融资の機構の全体像を明らかにすることができるはずであるが、そのことだけでは、財政投融资が日本経済ないし日本社会のどのような領域に、どのような形で影響を与えているかを、原資の資金性格から運用の実態を通じ、系統的、包括的に見ることは難しい。

というのも、第一に財政投融资の運用の範囲については、各機関の設立根拠により、おおよその見当がつけられるとはいえ、同じ範囲に複数の財政投融资機関が投融资をおこなっている

場合があり、また産業助成や地方債引受など機関別で見ただけでは、財政投融资の日本経済および国民生活の当該領域に持つ効果を総合的に見る上で限界がある。第二に、財政投融资機関には、特別会計間のやり取りや一般会計からの補助、利子補給、出資金が含まれるなど、異なる資金源泉が存在しており、後述するように、資金源泉の性格によって投融资の対象が条件づけられている。公的金融としての役割から、資金源泉の性格が政策的に資金の運用範囲を規定する場合がある。結論を先取りすれば、簡易生命保険資金は、年金資金とともに、その典型的な事例である。このような事情により、「機関別分類」だけではその政策効果が見えにくい⁽⁹⁾。

資料的にこの難点を打開することになったのは、1961年度の「資金運用部資金法」を中心とする財政投融资制度の大幅改正であった。これにともない、財政投融资計画の新機軸として、従来公表されてきた財政投融资先の「機関別分類表」に加え、運用内容を表示する形式として新たに「使途別分類表」が採用された。「使途別分類表」は、一般会計予算において、所管、組織、項等の区別による分類のほか、社会保障関係費、防衛関係費などの主要経費分類を作成していることになって、財政投融资の内容を分類したものである。

「使途別分類表」は、財政投融资の運用額が4原資別に12項目の使途別とのマトリックスで示され、各原資における資金運用の性格が明らかにされている。具体的な使途別は、①住宅、②生活環境整備、③厚生福祉、④文教、⑤中小企業、⑥農林漁業、⑦国土保全・災害復旧、⑧道路、⑨運輸通信、⑩地域開発、⑪基幹産業、⑫輸出振興として区分されている⁽¹⁰⁾。「使途別分類表」は、この区分にしたがって、各機関別に資金配分したものを最終的にこれらの分類に統計上整理したものである。このため、使途別分類は、財政とならび国の政策目標が国民経済と国民の生活にどのように向けられているかを示すものとなっている。

使途別分類は、機関別では見えない財政投融资の資源配分機能を端的に表現する。このため、当初計画の運用計画に原資計画を重ねてみれば、財政投融资の原資の性格と使途別配分との関係から、複雑な財政投融资制度を通じた政策意図と資金の流れを対照させ、ある程度明らかにすることができる。定義にしたがえば、「使途別分類表」の①から⑥の項目が「主として国民生活の安定向上に直接役立つ分野」である国民生活関連の投融资、⑦から⑩の項目が社会や経済のインフラ整備など「主として国民生活の安定向上の基礎になる分野」である国土開発関連投融资とおおまかに捉えられる。また、⑪基幹産業、⑫輸出振興の項目が「主として産業政策の分野」に対する投融资として区分されている⁽¹¹⁾。

以上のように見ると、簡易生命保険資金の運用面における特徴とその役割を明らかにする上では、交錯が予想される「機関別分類」をひとまず措き、1961年度からの財政投融资計画の「使途別分類」に注目してみることが、第一次接近として適宜であろう。

9 大蔵省財政金融研究所財政史室『大蔵省史一明治・大正・昭和 第3巻』大蔵財務協会、1998年、232頁。なお、1960年度までの財政投融资計画は、民間への資金供給、政府事業建築投資、地方債に大別し、産業助成、公企業投資、地方財政問題という政策目的が示されていた。1962年度以降には、民間への資金供給を公庫等、公団等、特殊会社等に3区分し、政府事業建設投資を特別会計と公社に二分することで、資金運用の経路を細分化し示すようになった。これらを含んだ検討は、次の課題としたい。

10 なお、「使途別分類表」には、1987年度より13項目として郵便貯金資金等の「自主運用」の項目が追加された。

11 ⑪については、当初「基幹産業」とされていたが、1985年度以降は「産業・技術」に変更された。資金源泉の整理と日本の産業構造変化を反映したものといえる。

3 原資別財政投融資の推移

図1は、原資別財政投融資（実績）の当該年度の推移を示している。財政投融資の原資合計額は、1955年度約2,978億円、1960年度約6,251億円、1965年度約1.8兆円、1970年度約3.8兆円、1975年度約11.3兆円に増大した。財政投融資合計の対前年度増減率は、1950年代後半は毎年度変動したが、1960年代末になると1968年度11.4%から1971年度31.8%と大きな伸びがみられた。財政投融資計画の原資に占める資金運用部資金（郵便貯金+厚生年金・国民年金資金+回収金等）の構成比は、1955年度は約50%であったが、1964年度に60%台となり、1969年度には70%台、1973年度には80%台に達した。高度成長期に入るとともに、財政投融資の原資面での本体は、資金運用部資金となっていったのである。

資金運用部資金を分解し、郵便貯金資金のみの構成比で見れば、1961年度の21.3%から拡大傾向に転じ、1964年度に財政投融資原資の4分の1を上回るようになり、1975年度には44%を占めた。厚生年金資金については、1950年代を通じた適用事業所および被保険者数の飛躍的な増加によって、余剰金の積立が増加するとともに、掛け金が強制的に徴収されるという特性により増大し続けた⁽¹²⁾。1961年度以降には年金資金に国民年金が加わり、1965年度には厚生年金の保険料率が3.5%から5.8%に引き上げられたことから、資金運用部資金の確実な原資としてさらなる増加が期待され、原資総額における年金資金の構成比は1965年度20.8%から1970年度27.0%と上昇した。

これに対し、簡易生命保険資金の構成比は、1961年度17.2%から1965年度6.2%と減少傾向であったが、その後1969年度からは10%台で安定的に推移している。一方、米国対日援助見返資金特別会計の承継資産をもって設立された産業投資特別会計については、次第にネグリジブルになっていき、政府保証債・政府保証借入金についても、1965年度の25%から翌1966年度は一時的に約30%に増大するものの、以降は傾向的に低下し、1975年度には4.0%となった。その資金の性格と源泉からすると、高度成長期は産業投資特別会計の動向から見て、財政投融資における戦後復興期の最終処理段階といえ、政府保証債等から見れば、間接金融優位による証券市場化の遅滞が反映していたといえよう。

この間財政投融資を大きく支えたのが、資金運用部資金の郵便貯金資金であった。さらに、GHQの指令により預金部資金とともに運用が凍結されている間、凍結の適用除外であった契約者団体貸付を便法に、戦災復興のための地方資金を供給していた簡易生命保険資金が、預金部の資金運用部への再編および簡易生命保険資金の運用再開認可を受け、これを補完していたのである⁽¹³⁾。1960年代後半からは、郵便貯金資金を大宗とすることに変わりがなく、年金資金の増加に加え、拠出型の国民年金の資金運用部への預託と入れ替わるように、簡易生命保険が財政投融資と応分の「協力」関係を維持するという方針に転換していったことがわかる⁽¹⁴⁾。こ

12 新藤宗幸『財政投融資』東京大学出版会、2006年、36頁。

13 これまで簡易生命保険資金から地方債引受を通じ資金供給を受けてきた地方政府が、戦災復旧資金の欠乏に苦しみ、GHQによって差し止められていた簡易生命保険資金の運用再開を訴えたことを後盾に、郵政省は1953年に同資金の運用権を回復し運用再開に漕ぎつけたが、その大半は財政投融資計画への協力に充てられることになった。なお再開までの期間、通信省は、運用停止の例外とされた契約者貸付を拡大解釈し、契約者団体貸付という便法で、地方への戦災復旧資金を供給しつづけていた。この経緯と使途が、政策理念とともに、再開後の簡易生命保険資金の財政投融資計画における運用の性格を規定していくことになる（前掲、『簡易生命保険郵便年金事業史—創業五十周年記念』、897頁）。

14 この時点をもって、簡易生命保険の設立目的である、拠出型労働者保険を中軸とする本格的な「社会政策」実現ないし日本型国民福祉確立の「前哨」という役割が達成されたといえる。この後、郵政省簡易保険局はベビーブーマー＝団塊世代の成長に合わせ、日本型福祉システムを「補完」する

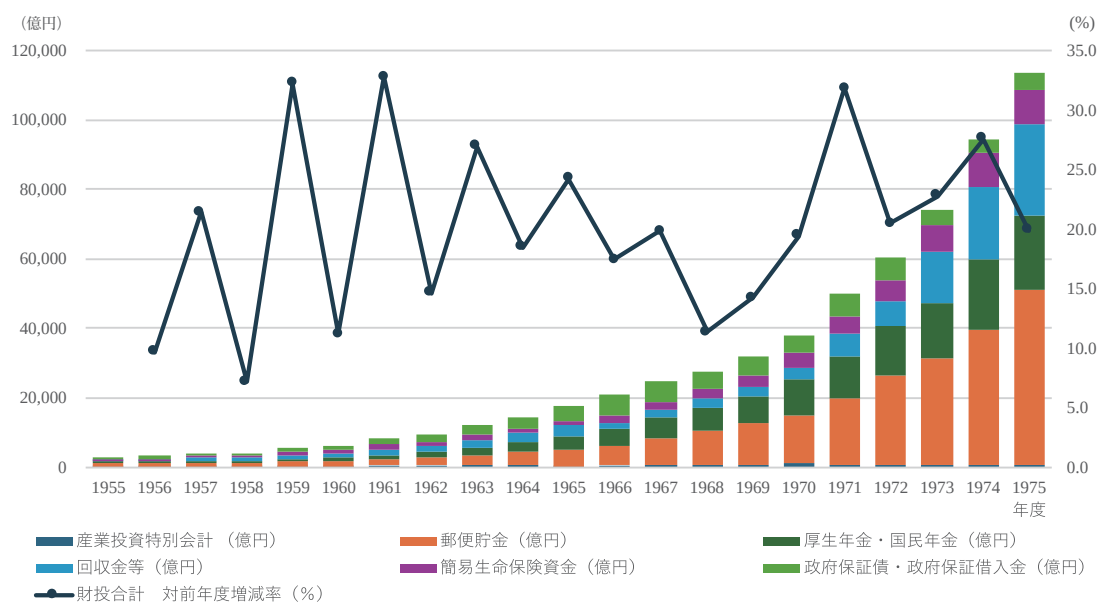


図1 原資別財政投融资（実績）の推移

のような簡易生命保険資金の独自の動きは、資金運用部への全額預託が一貫して揺るがなかった郵便貯金と、創業以来通信省一郵政省が自主運用権を一貫して防衛しようとしてきた簡易生命保険との運用のあり方の違いによるものであった。

資金運用部資金の増大は、1955年度から1958年度までは回収金等が、1960年代に入ると厚生年金・国民年金が、1965年度以降には郵便貯金の伸びが牽引した。1950年代には、毎年度の投融资計画設定に際し、郵便貯金の増加が危ぶまれたことが原資不安の原因になっていたが、1960年代になると、郵便貯金の増加実績が目標額を上回り、安定的で高い「達成率」を実現するようになった。これにより、あらかじめ預託額の増加を見込んだ原資計画が立てられるようになったのである⁽¹⁵⁾。

郵便貯金資金の増大、すなわち資金運用部への預託額の飛躍的な伸び自体は、高度成長のパターン変化によって説明できる。外貨準備が低位であった高度成長の前半期には、輸出先導型の景気上昇が見られ、これを通じて外貨準備の枠が確保されると、日本銀行によるイージーマネー・ポリシーによって投資が伸びる（ストップ・アンド・ゴー政策）という、輸出先導・投資主導型の成長パターンが定着した。このような成長パターンが可能になったのには、戦後における人口ボーナス＝ベビーブーマー＝団塊世代の登場が重要であろう。高度成長期の前半に

ことを目的に、新型商品の開発を推進していくことになる。国民皆保険・皆年金の実現とその後の展開過程については、厚生省当事者による証言がなされている（前掲、菅沼隆・土田武史・岩永理恵・田中聡一郎編『戦後社会保障の証言』）。国民皆年金については、吉原健二、畑満『日本公的年金制度史 戦後70年・皆年金半世紀』（中央法規出版、2016年）、国民皆保険については、新村拓『国民皆保険の時代—1960、70年代の生活と医療』（法政大学出版局、2011年）が詳しく、国民皆保険・皆年金実現後の社会保障の変遷を財政との関係で論じたものとしては、永廣顕「土建国家形成期の社会保障」（井手英策編『日本財政の現代史Ⅰ—土建国家の時代1960年～85年』有斐閣、2014年、第7章）がある。

- 15 定額貯金中心の郵便貯金増加が、受動的資金を原資としつつも長期計画の策定を可能にするという制度的仕組みは、戦時統制経済期に確立していた。なお、郵便貯金目標額は年度当初の財政投融资計画の「郵便貯金見込額」として計上され、それを上回る増加分は年度中の「自然増収」分となった。このような「自然増収」は、増加目標額を過小に見積もることさらに増幅されたとされる（竹原憲雄『戦後日本の財政投融资』文真堂、1988年、174頁）。

においては、敗戦後の兵役解除、外地からの引き揚げにより労働力供給に余剰が生まれる一方、ベビーブームによる人口増加によって消費需要が旺盛であった。冷戦構造の下、アメリカからの技術移転が容易となることで生産性の上昇が見込まれ、エネルギーについても国内石炭産業の増産に加え、アメリカの世界戦略によって相対的に安価で安定した石油供給が確保された。これらを条件に、日本経済は投資主導の成長軌道に入っていた。

旺盛な投資需要を制約するものは、原材料輸入に上限を画する固定相場制下の外貨準備であったが、高度成長期の後半になると輸出の拡大によって外貨準備の天井が外れ、所得上昇による家計消費支出の伸びが加わることで、総需要が成長の持続を牽引することになった。この間には物価上昇と賃金上昇が伴い、インフレ圧力が高まったものの、労働力の豊富さと生産性の上昇により、物価上昇は比較的マイルドにとどまり、前半の投資主導型成長に所得上昇が遅行したことも影響し、家計貯蓄が増大した。預貯金市場全体が拡大するなか、郵便貯金が増加していくことになったのである。高度成長期後半には、ベビーブーマー＝団塊世代が成長し、「低廉で質の高い労働力」として労働市場に参入し始める。人口増の下、新民法により家族規模が縮小（単婚家族ないし核家族）すると、家計単位の増加と所得上昇が相まって消費を拡大させるとともに、家庭の耐久消費財需要が増大し、「3C」など消費水準の上昇が見られるようになった。ただし、これに比べ住環境の向上は遅れていた。民間住宅金融は進んでおらず、公的金融がこれを支える他なかったため、都市およびその郊外における住宅供給の量的拡大が目指されたものの、住環境の向上と住宅の質の向上は、これにはるかに遅れた。住宅や住環境を改善させるためにも、自助による貯蓄が必要であった。

産業構造の変化もこのことに大きく寄与した。この間人口は、第1次産業から第2次産業へと移動し、空間的には地方から都市への若年労働力の移動が続き、さらには重化学工業化の再開と発展は大企業体制を生み、より高度な知識を備えた労働力需要と、管理労働の必要を生んでいった。地方における潜在的過剰人口を都市が吸収することは、GHQ改革による資産の低位平準化とも相まって、地域間所得格差を縮小させた。戦後改革期に困難とされた給与体系における能力の査定は、学歴で代替されていくことになり、新たな職種への社会的移動（上昇）は、各家庭にこどもたちの進学動機を与え、それによって果たされた進学率の上昇が、さらなる成長を労働力の高度化の面から支えることになった⁽¹⁶⁾。これにより、家計の「教育投資」へのニーズが高まった。このような成長プロセスを通じ、都市新中間層が形成されるようになったが、その裏面では、住宅に加え、社会インフラの整備、道路、学校など、成長を支え、その成果を国民生活に還元するさまざまな設備施設の整備の遅れが意識されるようになっていっ

16 地域間所得格差の是正が、工業拠点の再配置もさることながら、都市への若年労働力の移動に加え、地方交付税、そして公共事業による雇用および所得機会の確保などによっておこなわれたとの指摘が、全国総合開発計画の立案および推進の当事者によってなされている（下河辺淳『戦後国土計画への証言』日本経済評論社、1994年）。また、河西宏祐は、戦後賃金体系の代表例である、電産協によって獲得された電産型賃金制度にあって、能力の査定が懸案となり続け、結局「能力給は〈査定〉の入らない〈学歴・職務給〉となっていた」とし、年功と言っても、査定のないところに「功」はなかったと断じている（河西宏祐「能力給（電産型賃金）の査定基準」、『人間科学研究』第18巻第1号、早稲田大学人間科学学術院、2005年、1-17頁）。したがって学歴がそのまま「高度」な能力の証左であるというのは、必ずしも厳密でないかもしれない。しかし就職段階で基礎知識を標準化するという意味合いは、大企業体制の「内部労働市場」化にあって、雇用者側からすれば人事政策の効率化あるいは能力の外形標準による規格化となったとはいえよう。鈴木誠も、敗戦直後の一企業の事例から、職・工身分差撤廃闘争の中で問われた能力評価問題が、その困難から「学歴相当」として制度化されていく過程を明らかにしている（鈴木誠「戦後型学歴身分制の形成—三菱電機の1948年身分制度改訂」、『大原社会問題研究所雑誌』第710号、法政大学大原社会問題研究所、2017年、63-81頁）。以上の論点を含め、独自のアプローチによって日本的雇用の成立過程と展開を扱った最近の研究として、梅崎修・南雲智映・島西智輝『日本的雇用システムをつくる 1945-1995—オーラルヒストリーによる接近』（東京大学出版会、2023年）がある。

た^{(17)○}

当面家計は、自助による対応を図る必要があり、家計貯蓄の増大はその反映でもあった。これとともに、公助の面からは、従来からの共助である厚生年金他の共済に加え、拠出型の国民年金、国民健康保険による国民皆保険・皆年金が目指された。これに対し、自助や共助では可能でない社会基盤整備、道路、都市、住宅、学校、電力、電話などの整備充実といった公共ニーズについては、戦後改革によって再編された財政投融资の「計画化」によって果たすことが求められるようになった。その資金源泉の大宗をなしたのが、自助に基づく郵便貯金資金と共助を基礎にした簡易生命保険資金という有償資金であった。こうして高度成長期に郵便貯金と簡易生命保険は、財政と金融を結び、公的金融仲介を通じて自助と共助を公助と繋ぐ資金の流れとして定着していくことになったのである。

このような高度成長期の原資面、運用面での変化が、財政投融资計画あるいは資金運用部に質的变化を生じさせるにあたっては、1962年7月18日の内閣改造によって田中角栄が大蔵大臣に就任したことが少なからず影響した。田中は一般財源の不足が懸念されるなか、財政投融资計画に積極的要素を盛り込み、景気の浮揚策とするという考え方を示した⁽¹⁸⁾。このことは、使途そのものの公益性に変更はないものの、国債不発行主義を建前に、「表門」は財政均衡主義を標榜しつつ、財政投融资の政策目的に、公益の名の下、「裏門」からケインズ的景気政策ないし雇用政策を呼び込んだと評することができるかもしれない。これに加え、「公共の利益」の眼目は、復興と成長、日本型福祉の充実から、開発へと重点を移し始めた。同年12月に閣議決定された「昭和38年度予算編成方針」では、「健全財政の方針を堅持するとともに、財政投融资においては、政府資金、民間資金を通じ、その活用について積極的に配意」し、「社会資本の充実、産業基盤の強化に努める等、ひきつづき重要施策を着実に推進することに重点をおき、経費および資金を効率的に配分、運用する」ことをもって基本とする方針が打ち出された⁽¹⁹⁾。「健全財政主義」に則って、一般会計の対前年度増減率は1962年度23.9%から1963年度19.1%、1964年度8.8%に急低下していく。一方、財政投融资規模の対前年度増減率は1963年度26.9%、1964年度にいったん18.5%と鈍化したものの1965年度になると25.2%に戻し大幅に増

17 日本の国土計画（＝全総）は、経済計画（＝国民所得倍增計画）と結合することによってはじめて実現可能となったが、「所得倍增計画」の中心にいた下村治が意識的に成長予測を低めに示していたため、現実の成長に国土計画が追いつかなくなったとの下河辺の証言がなされている（前掲、下河辺淳『戦後国土計画への証言』、100頁）。池田勇人の後を襲い、首相となった佐藤栄作政権は、経済開発に加え、社会開発を政権の眼目に掲げる。高度成長期の財政投融资（使途別分類項目）には、国土計画とこのような各政権の経済計画との関係が反映されている。この点については、より丁寧な検討が必要であり、今後の課題としたい。戦後の経済計画の流れについては、総合研究開発機構編・星野進保『政治としての経済計画』（日本経済評論社、2003年）を参照。

18 昭和38（1963）年度予算計画の編成過程では、一般財源難が問題の焦点とされ、建設国債の発行等の声が上がる一方、財政投融资原資面においても、既に述べた満期大量集中による簡保資金500億円相当の減少が予想される等、前年度を上回る予算の増加が不可能な状態にあった。これに対し、田中大蔵大臣は、「明年度一般会計の財源はかなり窮屈になるので、財政投融资の原資対策を強化し、行政投資を拡大する」ことで積極財政を展開する一方、外資導入などのために「あくまでも前面には均衡、健全財政をゆるめないということを押し出すことが必要であって、国内的には、適時、適切にゆるめるべきところには手を打っていけばよい」との姿勢を示した。外資導入とは、国際復興開発銀行からの融資、いわゆる「世銀借款」を指す。1953年に第1号として電力3社が資金を受け入れ、その後鉄鋼、自動車、造船の民間への借款が続いたが、1956年の国際復興開発銀行のワトキンス調査団報告を受け、1960年に名神高速道路、1961年に東海道新幹線、1962年からは名神高速道路、東名高速道路建設につき、2次～6次の借款がおこなわれた。受け入れ先は日本道路公団等財政投融资機関であり、このためにも一般会計は表向き均衡財政を維持する必要があり、それ以外は財投機関が受け皿となって財源を調達し、柔軟ないし融通無碍に積極政策を展開するという田中の強気の方針が、閣議の基本方針とされたのである。（前掲、『昭和財政史 昭和27～48年度 第8巻』、292-294頁）。

19 大蔵省財政史『昭和財政史 昭和27～48年度 第2巻』東洋経済新報社、1998年、190-191頁。

加した。財政投融资の相対的な膨張にともない、既述したように対一般会計の比率は、1964年度以降45%前後の規模で推移するようになり、財政投融资は「第二の予算」として確固たる位置づけを得るようになった。

当時戦後最大の不況と呼ばれた証券恐慌と一部大企業の倒産によるなべ底不況下の1965年度補正予算で特例国債（赤字国債）が発行され、戦後堅持されてきた国債不発行を原則とする「均衡財政主義」が単年度とはいえ修正されると、財政投融资の重要性はこれまで以上に増した。1966年度の財政投融资計画策定に際しては、1965年の不況からの速やかな回復が課題となった。経済を安定成長軌道に導くとともに、経済・社会の各部門間における均衡ある発展を実現するとの政府の基本方針に則り、計画規模の積極拡大を図ることによって、住宅等国民生活環境の整備拡張、社会開発の推進、低生産部門の近代化、交通など高度成長期前半に明らかになってきた成長のボトルネックの改善に資金の重点的・効率的運用を進めることが目指された⁽²⁰⁾。

もっとも、大方の予想に反し、1966年度に景気はV字型で回復し、実体経済はさらなる成長に向かうことになった。このため1967年度の財政投融资計画では、国際収支の均衡と物価の安定を主眼におき、その規模については極力抑制する方針が採用された。その後同計画は、1960年代後半を通じて比較的抑制基調で推移していたが、1971年度には、前年夏からの景気対策やドルショック対策として大幅な拡大に転じた。1972年には第1次田中角栄内閣が成立、田中の言葉ではなかったとされるが、「福祉元年」を打ち出す一方、「日本列島改造論」がブームとなって地価急騰と物価高騰を生み、1973年の第2次オイルショックによって「狂乱物価」を生んだ。同年には、政敵であった福田武夫を大蔵大臣に迎え、第2次田中内閣は総需要抑制政策に転じた。財政投融资の原資合計額の対前年度増減率は1970年代後半になると、変動を含みつつも減少トレンドとなり、1978年度には-2.7%と一時的にマイナスとなった。これには資金運用部資金の長期国債運用分が先取りされたことも影響した。この時、資金運用部に国債消化の大きな負荷がないことを条件に拡大してきた戦後財政投融资は、曲がり角に差し掛かっていた可能性がある。ところが、原資面における1970年代末からの回収金の急増と1980年における定額貯金の大量預入、その後1980年代後半のバブル経済への突入によって、この可能性はいったん視界から消え去ることとなった。

④ 使途別分類表に見る簡易生命保険資金の特徴

表1は、データが明らかになる1961年度以降の13項目に分類される財政投融资運用合計の使途別分類表を示したものである。使途別分類表は、小計①「主として国民生活の安定向上に直接役立つ分野」、小計②「主として国民生活の安定向上の基礎になる分野」に区分される。この他、国民生活の安定向上と関係しない「基幹産業」、「輸出振興」、「その他」の項目があり、ここでは、便宜上小計③と分類（以下の表でも同じ）してある。

財政投融资合計は、1961年度約7,292億円から1972年度に5兆円、1976年度には10兆円を上回る規模に拡大した。この間における、「住宅」、「生活環境整備」、「厚生福祉」、「文教」、「中小企業」、「農林漁業」、「国土保全・災害復旧」、「道路」、「運輸通信」、「地域開発」、「基幹産業」、「輸出振興」の各項目が財政投融资全体に占めるシェアを見てみよう。1961年度においては、「運輸通信」、「住宅」、「中小企業」、「生活環境整備」、「基幹産業」の順で、それぞれ10%以上のシェアを占めている。次いで、「輸出振興」、「農林漁業」、「地域開発」、「道路」、「国土保全・

20 宇沢弘文・武田晴人『日本の政策金融Ⅰ』東京大学出版会、2009年、310頁。

年度	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975
住宅	959 (13.2)	1,220 (14.2)	1,521 (13.7)	1,806 (13.5)	2,259 (13.9)	3,241 (16.0)	3,816 (16.0)	4,407 (16.3)	5,321 (17.3)	6,896 (19.3)	8,654 (20.2)	11,517 (20.4)	12,509 (18.1)	15,566 (19.6)	19,966 (21.4)
生活環境整備	826 (11.3)	984 (11.4)	1,229 (11.1)	1,580 (11.8)	2,010 (12.4)	2,333 (11.5)	2,653 (11.1)	3,098 (11.5)	3,463 (11.3)	4,168 (11.6)	5,199 (12.1)	7,908 (14.0)	11,338 (16.4)	12,991 (16.4)	15,573 (16.7)
厚生福祉	236 (3.2)	288 (3.4)	352 (3.2)	443 (3.3)	585 (3.6)	659 (3.3)	764 (3.2)	856 (3.2)	958 (3.1)	1,017 (2.8)	1,183 (2.8)	1,492 (2.6)	2,022 (2.9)	2,453 (3.1)	3,133 (3.4)
文教	194 (2.7)	210 (2.4)	305 (2.7)	403 (3.0)	493 (3.0)	708 (3.5)	715 (3.0)	631 (2.3)	733 (2.4)	790 (2.2)	964 (2.3)	1,079 (1.9)	1,413 (2.0)	2,010 (2.5)	2,752 (3.0)
中小企業	878 (12.0)	1,141 (13.3)	1,314 (11.8)	1,642 (12.3)	2,045 (12.6)	2,504 (12.4)	3,293 (13.8)	3,876 (14.4)	4,593 (14.9)	5,523 (15.4)	6,584 (15.4)	8,137 (14.4)	10,250 (14.8)	12,275 (15.5)	14,505 (15.6)
農林漁業	559 (7.7)	565 (6.6)	724 (6.5)	938 (7.0)	1,169 (7.2)	1,381 (6.8)	1,410 (5.9)	1,553 (5.8)	1,705 (5.5)	1,785 (5.0)	2,164 (5.1)	2,700 (4.8)	3,167 (4.6)	3,241 (4.1)	3,795 (4.1)
小計①	3,694 (50.1)	4,453 (51.3)	5,488 (49.1)	6,856 (50.8)	8,607 (52.8)	10,873 (53.4)	12,698 (53.0)	14,469 (53.4)	16,822 (54.5)	20,230 (56.4)	24,801 (57.8)	32,886 (58.3)	40,753 (58.8)	48,593 (61.3)	59,784 (64.2)
国土保全・災害復旧	295 (4.0)	414 (4.8)	356 (3.2)	435 (3.2)	506 (3.1)	717 (3.5)	623 (2.6)	586 (2.2)	534 (1.7)	560 (1.6)	617 (1.4)	1,048 (1.9)	1,570 (2.3)	827 (1.0)	1,100 (1.2)
道路	414 (5.7)	490 (5.7)	969 (8.7)	1,117 (8.3)	1,284 (7.9)	1,686 (8.3)	2,358 (9.9)	2,607 (9.7)	2,689 (8.7)	3,078 (8.6)	3,508 (8.2)	5,330 (9.5)	6,536 (9.4)	6,860 (8.7)	7,444 (8.0)
運輸通信	985 (13.5)	1,033 (12.0)	1,468 (13.2)	1,852 (13.8)	2,250 (13.9)	2,697 (13.3)	3,172 (13.3)	3,570 (13.2)	3,914 (12.7)	4,723 (13.2)	5,651 (13.2)	6,865 (12.2)	9,078 (13.1)	10,776 (13.6)	11,849 (12.7)
地域開発	539 (7.4)	627 (7.3)	928 (8.4)	1,152 (8.6)	1,124 (6.9)	1,215 (6.0)	1,123 (4.7)	1,197 (4.4)	1,316 (4.3)	1,431 (4.0)	1,791 (4.2)	2,193 (3.9)	2,715 (3.9)	2,885 (3.6)	3,059 (3.3)
小計②	2,256 (30.6)	2,587 (29.8)	3,746 (33.5)	4,581 (34.0)	5,189 (31.9)	6,340 (31.1)	7,302 (30.5)	7,985 (29.5)	8,476 (27.5)	9,815 (27.4)	11,590 (27.0)	15,460 (27.4)	19,924 (28.7)	21,371 (26.9)	23,474 (25.2)
基幹産業	792 (10.9)	814 (9.5)	1,121 (10.1)	1,097 (8.2)	1,262 (7.8)	1,537 (7.6)	1,587 (6.6)	1,779 (6.6)	1,813 (5.9)	2,028 (5.7)	2,299 (5.4)	2,641 (4.7)	2,460 (3.6)	2,415 (3.0)	2,764 (3.0)
輸出振興	570 (7.8)	810 (9.4)	810 (7.3)	937 (7.0)	1,219 (7.5)	1,595 (7.9)	2,370 (9.9)	2,830 (10.5)	3,731 (12.1)	3,800 (10.6)	4,190 (9.8)	5,440 (9.7)	6,190 (8.9)	6,935 (8.8)	7,160 (7.7)
その他	45 (0.6)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)
小計③	1,407 (19.3)	1,624 (18.9)	1,931 (17.4)	2,034 (15.2)	2,481 (15.3)	3,132 (15.4)	3,957 (16.6)	4,609 (17.1)	5,544 (18.0)	5,828 (16.3)	6,489 (15.2)	8,081 (14.3)	8,650 (12.5)	9,350 (11.8)	9,924 (10.7)
合計	7,292 (100.0)	8,596 (100.0)	11,097 (100.0)	13,402 (100.0)	16,206 (100.0)	20,273 (100.0)	23,884 (100.0)	26,990 (100.0)	30,770 (100.0)	35,799 (100.0)	42,804 (100.0)	56,350 (100.0)	69,248 (100.0)	79,234 (100.0)	93,100 (100.0)

(注 1) 上段の数値は実額(億円)、下段()内の数値は構成比(%)。

(注 2) 小計①「主として国民生活の安定向上に直接役立つ分野」は、使途別財政投融资における住宅、住宅環境整備、厚生福祉、文教、中小企業、農林漁業の6項目の合計。

(注 3) 小計②「主として国民生活の安定向上の基礎になる分野」は、使途別財政投融资における国土保全・災害復興、国土保全・災害復旧、運輸通信、地域開発の4項目の合計。

(出所) 大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和27～48年度 第8巻 財政投融资』(東洋経済新報社、2000年)、および財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史 昭和49～63年度 第5巻 国債・財政投融资』(東洋経済新報社、2004年)より作成。

表 1 使途別財政投融资の推移：財政投融资合計

災害復旧」、「厚生福祉」、「文教」が続き、最小シェアは同年度のみ計上された「その他」の0.6%であった。1975年度には、「住宅」が突出的に20%を占めるようになり、次いで、「生活環境整備」、「中小企業」、「運輸通信」、さらに、「道路」、「輸出振興」、「農林漁業」、「厚生福祉」、「地域開発」、「文教」、「基幹産業」が続き、最小シェアは、「国土保全・災害復興」の1.2%であった。つまり、高度成長期を越えた1970年代中頃には、財政投融资が「住宅」、「生活環境整備」、「中小企業」、「道路」へと比重を高めていたのである。また、大企業向けである「基幹産業」が1960年代はじめ、次いで「輸出振興」が1968年度から1970年度にかけて一時的に10%を上回ったものの、前者は年々低下し、1974年度には3%となり、後者においても1969年度の12.1%をピークに低下に転じている。このことは、民間金融の拡大にともなって、戦後復興過程で求められていた「基幹産業」への公的資金の集中の必要が薄れ、重化学工業化の進展に求められる原材料の確保と製品輸出市場の開拓についても、高度成長期末期には民間金融機関に代位していったことを示している。

財政投融资合計において、「住宅」から「農林漁業」までの小計①「主として国民生活の安定向上に直接役立つ分野」の6項目合計が全体に占める割合は、1961年度50.1%から1963年度49.1%とやや低下したのち増大に転じ、1975年度64.2%となった。一方、「国土保全・災害復旧」から「地域開発」までの小計②「主として国民生活の安定向上の基礎になる分野」の4項目合計が全体に占める割合は、1961年度には30.6%であったが、1975年度には25.2%となった。林建久は、小計②に盛り込まれた成長の基盤となるインフラ形成のための公共事業に配慮しつつ、同時に小計①に見られる社会保障関連費を拡充することによって、高度成長期末期に現れてきた急速な成長がもたらす社会的な軋轢を回避し、政治的な安定性と経済成長とを両立させる条件が整備されたものとしている⁽²¹⁾。以下、小計①および小計②に絞ってこの時期の傾向を取り出そう。

小計①「主として国民生活の安定向上に直接役立つ分野」の構成比をみると、「生活環境整備」で1970年度から、「住宅」では1968年度から増加している。これは、成長に遅れをとった劣悪な住環境の整備、あるいは上下水道等、成長過程で整備の遅れが目立った分野への対応が求められたことによる。「住宅」については、1966年「住宅建設計画」が成立し、同年に「第1期住宅建設五箇年計画」、1971年には「第2期住宅建設五箇年計画」が策定され、公営・公庫・公団住宅の建設が推進されている。この間、「厚生福祉」と「文教」は2～3%台と低水準ではあるが安定的であった。後述するように「厚生福祉」については資金運用部資金中の年金資金等、「文教」については簡易生命保険資金の寄与による。小計①「主として国民生活の安定向上に直接役立つ分野」が全体に占める割合は、1970年代後半から約70%で推移する。

小計②「主として国民生活の安定向上の基礎になる分野」の構成比を見てみると、「運輸通信」はこの期を通じ、12%～13%台で安定的に推移している。対象となったのは、郵政事業特別会計、日本放送協会、財政投融资機関としては、日本国有鉄道、日本鉄道建設公団、日本電信電話公社などがあることから、この期に安定的であったことの理由は明らかである⁽²²⁾。「国土保

21 林建久「1960年代財政金融の展望」、武田隆夫・林健久編『現代日本の財政金融Ⅲ』東京大学出版会、1986年、368頁。

22 日本国有鉄道は、1943年に通信省と鉄道省が統合された運輸通信省の現業部門であり、1945年通信院が分離され、運輸省となるにあたり、現業部門が公企業体の日本国有鉄道として発足している。一方の通信院は翌年通信省として復活したが、翌年には通信省が廃止され、郵政省と電気通信省に分離（郵電分離）、さらに1955年に日本電気電話公社に移行した。郵便貯金を管掌する郵政省にとって、これら戦後の官公庁再編成のなかで自立化し、財政投融资機関となっていた現業部門の活動とは親縁性があつたかもしれない。電信電話監督行政および電波監督行政は、郵政省が管掌した。

全・災害復旧」は1961年度4.0%から1974年度1.0%と低下した。これに代わるように、小計①の「生活環境整備」、「住宅」と並行し、「道路」の構成比が割合を高めている。敗戦後の国土計画は焦眉の課題であり、また電源開発による電化の推進は重化学工業化の再開にとって不可欠であったが、戦後復興と経済成長の定着によって、国土関連の投融资の比重が低まり、これに代わって成長のネックとして顕現してきた道路網の整備と高速化へと政策の重点が変化したことが見て取れる。この分野への投融资の拡大は、流通コストの削減だけではなく、それ自体が雇用を生み出すとともに、次の段階の基軸産業となり得る自動車産業の自立化にとっても不可欠であった。

1960年代半ば、都市部、特に首都圏への経済資源と人口集中が進み、生活様式の近代化ないし現代化と、産業の工業化、重化学工業化が相乗し、「都市問題」が露呈した。1968年5月には、田中角栄自民党都市政策調査会長によって「都市政策大綱」が発表され、その改善が図られた。小計①にもその反映が見られたが、小計②においては「道路」で顕著である。「道路」の構成比は、東京オリンピックや大阪万国博を機に大都市圏内と圏間の交通網が整備されたことから、1962年度5.7%から1963年度8.7%、1964年度8.3%と増大した。1965年の不況によって一時的にシェアが低下したものの、1960年代後半から再度大幅な拡大に転じている。自動車産業の勃興と道路網の全国展開ならびに整備・高度化が相まってモータリゼーションが進み、1967年度に約10%のピークをなした後も、1971年度8.2%、1972年度9.5%、1973年度9.4%と高水準を保った^{(23)○}

以上、財政投融资計画全体の概略を表1の用途別分類表によって確認したが、これを原資別分類と対照させ、原資別と用途別とをリンクすることで、郵便貯金資金を大宗とする資金運用部資金と簡易生命保険資金との違いを取り出し、さらに高度成長期前半と後半との変化を見出すことによって、簡易生命保険資金の財政投融资計画における特徴と意義を析出しよう。表2は財政投融资計画で採用された資金用途別分類に対応し、資金運用部資金がどのような用途に投融资されていたかを示している。表1の1961年度の財政投融资合計で高い比重を傾けられていたのは、「住宅」、「生活環境整備」、「中小企業」、「運輸通信」、「基幹産業」であったが、表2を見れば、資金運用部資金でも同様の傾向がみられる。資金運用部資金が財政投融资の本体をなしていたことから、このこと自体は当然のことである。ただし試みに、表3で財政投融资計画全体と資金運用部資金および簡易生命保険の資金（以下、郵便年金資金を含む）各用途別分類に占める優先順位で比較してみると、1961年度において、財政投融资計画合計で1位の「運輸通信」は資金運用部資金では7位、財政投融资計画合計で4位であった「生活環境整備」は資金運用部資金では6位となっている。これに対し、簡易生命保険資金では、「運輸通信」が1位、「生活環境整備」が3位となっており、同資金が資金運用部資金を補完するかたちで、財政投融资全体の当該年度における「運輸通信」および「生活環境整備」の順位を規定していたことがわかる。

このことを次に表4の本稿の課題とする簡易生命保険資金の側から見てみよう。1961年度における同資金の構成比は、「運輸通信」（16.8%）、「中小企業」（15.4%）、「生活環境整備」

23 道路整備に関する長期計画は、1954年5月に「第一次道路整備5カ年計画」が閣議決定された後、経済計画の一環として位置づけられるようになり、第二次（1958～1962年度）、第三次（1961～1963年度）、第四次（1964～1966年度）、第五次（1967～1971年度）、第六次（1970～1974年度）、第七次（1973～1977年度）が相次いで実施された。「5カ年計画」は、各計画における道路需要の見込みが実績を大幅に上回ったことからおよそ3年毎に改定された（今井勝人『現代日本の政府間財政関係』東京大学出版会、1993年、78頁）。日本の道路政策の流れについては、日本道路協会『道路政策の変遷』（丸善出版、2018年改訂版）に詳しい。

年度	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975
住宅	444 (10.3)	629 (12.4)	876 (13.7)	1,130 (14.0)	1,546 (14.5)	1,690 (13.7)	1,813 (12.9)	2,746 (15.3)	3,141 (15.0)	4,320 (17.0)	5,654 (18.0)	7,928 (18.8)	11,061 (19.7)	13,372 (20.7)	17,780 (22.8)
生活環境整備	392 (9.1)	473 (9.3)	640 (10.0)	902 (11.2)	1,226 (11.5)	1,357 (11.0)	1,537 (10.9)	1,938 (10.8)	2,386 (11.4)	3,134 (12.3)	4,044 (12.9)	6,127 (14.5)	9,468 (16.8)	11,299 (17.5)	14,066 (18.1)
厚生福祉	231 (5.4)	283 (5.6)	347 (5.4)	443 (5.5)	585 (5.5)	659 (5.3)	762 (5.4)	856 (4.8)	958 (4.6)	1,017 (4.0)	1,183 (3.8)	1,492 (3.5)	2,012 (3.6)	2,415 (3.7)	3,125 (4.0)
文教	114 (2.7)	108 (2.1)	165 (2.6)	251 (3.1)	348 (3.3)	488 (3.9)	471 (3.3)	405 (2.3)	472 (2.3)	497 (2.0)	573 (1.8)	526 (1.2)	325 (0.6)	471 (0.7)	781 (1.0)
中小企業	648 (15.1)	856 (16.8)	1,113 (17.4)	1,402 (17.4)	1,635 (15.4)	1,917 (15.5)	2,585 (18.3)	3,183 (17.8)	3,860 (18.4)	4,694 (18.5)	5,607 (17.9)	7,100 (16.8)	9,282 (16.5)	11,026 (17.1)	13,225 (17.0)
農林漁業	417 (9.7)	413 (8.1)	482 (7.5)	622 (7.7)	1,001 (9.4)	1,351 (10.9)	1,374 (9.7)	1,498 (8.4)	1,635 (7.8)	1,683 (6.6)	2,014 (6.4)	2,488 (5.9)	2,904 (5.2)	2,961 (4.6)	3,586 (4.6)
小計①	2,246 (52.3)	2,762 (54.3)	3,623 (56.5)	4,750 (59.0)	6,341 (59.6)	7,462 (60.4)	8,542 (60.6)	10,626 (59.3)	12,452 (59.5)	15,345 (60.3)	19,075 (60.9)	25,661 (60.8)	35,052 (62.3)	41,604 (64.4)	52,626 (67.5)
国土保全・災害復旧	189 (4.4)	266 (5.2)	233 (3.6)	317 (3.9)	467 (4.4)	620 (5.0)	523 (3.7)	486 (2.7)	441 (2.1)	436 (1.7)	430 (1.4)	824 (2.0)	1,440 (2.6)	779 (1.2)	936 (1.2)
道路	184 (4.3)	140 (2.8)	258 (4.0)	274 (3.4)	248 (2.3)	220 (1.8)	359 (2.5)	815 (4.5)	869 (4.2)	1,155 (4.5)	1,394 (4.4)	2,425 (5.7)	3,171 (5.6)	3,139 (4.9)	3,520 (4.5)
運輸通信	358 (8.3)	367 (7.2)	486 (7.6)	607 (7.5)	909 (8.5)	799 (6.5)	616 (4.4)	1,348 (7.5)	1,739 (8.3)	2,907 (11.4)	3,869 (12.3)	4,693 (11.1)	7,091 (12.6)	8,733 (13.5)	9,913 (12.7)
地域開発	202 (4.7)	271 (5.3)	399 (6.2)	502 (6.2)	650 (6.1)	699 (5.7)	634 (4.5)	779 (4.3)	823 (3.9)	850 (3.3)	1,069 (3.4)	1,398 (3.3)	1,850 (3.3)	1,865 (2.9)	1,958 (2.5)
小計②	933 (21.7)	1,044 (20.5)	1,376 (21.5)	1,700 (21.1)	2,274 (21.4)	2,338 (18.9)	2,132 (15.1)	3,428 (19.1)	3,872 (18.5)	5,348 (21.0)	6,762 (21.6)	9,340 (22.1)	13,552 (24.1)	14,536 (22.5)	16,345 (21.0)
基幹産業	623 (14.5)	666 (13.1)	804 (12.5)	892 (11.1)	1,095 (10.3)	1,336 (10.8)	1,480 (10.5)	1,514 (8.4)	1,519 (7.3)	1,707 (6.7)	1,957 (6.2)	2,382 (5.6)	2,075 (3.7)	2,148 (3.3)	2,476 (3.2)
輸出振興	450 (10.5)	610 (12.0)	610 (9.5)	712 (8.8)	929 (8.7)	1,225 (9.9)	1,940 (13.8)	2,350 (13.1)	3,096 (14.8)	3,040 (11.9)	3,540 (11.3)	4,810 (11.4)	5,560 (9.9)	6,335 (9.8)	6,540 (8.4)
その他	45 (1.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)
小計③	1,118 (26.0)	1,276 (25.1)	1,414 (22.0)	1,604 (19.9)	2,024 (19.0)	2,561 (20.7)	3,420 (24.3)	3,864 (21.6)	4,615 (22.0)	4,747 (18.7)	5,497 (17.5)	7,192 (17.0)	7,635 (13.6)	8,483 (13.1)	9,016 (11.6)
合計	4,297 (100.0)	5,082 (100.0)	6,413 (100.0)	8,054 (100.0)	10,639 (100.0)	12,361 (100.0)	14,094 (100.0)	17,918 (100.0)	20,939 (100.0)	25,440 (100.0)	31,334 (100.0)	42,193 (100.0)	56,239 (100.0)	64,543 (100.0)	77,906 (100.0)

(注1) 上段の数値は実額(億円)、下段()内の数値は構成比(%)。

(注2) 小計①「主として国民生活の安定向上に直接役立つ分野」は、使途別財政投融資における住宅、住宅環境整備、厚生福祉、文教、中小企業、農林漁業の6項目の合計。

(注3) 小計②「主として国民生活の安定向上の基礎になる分野」は、使途別財政投融資における国土保全・災害復興、国土保全・災害復旧、運輸通信、地域開発の4項目の合計。

(出所) 表1に同じ。

表2 使途別財政投融資の推移：資金運用部資金

	財政投融资合計		資金運用部資金		簡易生命保険資金	
	1961年度	1975年度	1961年度	1975年度	1961年度	1975年度
住宅	2	1	4	1	5	2
生活環境整備	4	2	6	2	3	6
厚生福祉	11	8	8	8	11	11
文教	12	11	12	12	8	3
中小企業	3	3	1	3	2	5
農林漁業	7	7	5	6	9	7
国土保全・災害復旧	10	12	10	11	7	9
道路	9	5	11	7	10	1
運輸通信	1	4	7	4	1	4
地域開発	8	9	9	10	6	8
基幹産業	5	10	2	9	4	10
輸出振興	6	6	3	5	12	12

(出所) 表1 および表2、表4の原数値より作成。

表3 使途別分類表における融通順位

(15.1%)、「基幹産業」(11.8%)、「住宅」(10.3%)の5項目が10%以上の構成比を占めている。次いで、「地域開発」(9.5%)、「国土保全・災害復旧」(7.8%)、「文教」(5.9%)、「農林漁業」(4.2%)、「道路」(2.9%)となっており、「厚生福祉」(0.4%)、「輸出振興」(0.0%)の2項目については0%台である。1961年度時点においては、大勢において財政投融资の全体、資金運用部資金と簡易生命保険資金の使途別運用のシェアに、大きな差異が見出せない。強いていえば、先に指摘したごとく、「生活環境整備」および「運輸通信」に比較的ウェイトが多くおかれていたことであろう。

より立ち入ってみると、財政投融资全体では4%、資金運用部でも4.4%と低位であった「国土保全・災害復旧」が、簡易生命保険では7.8%、同様に財政投融资全体で2.7%、資金運用部でも2.7%であった「文教」が5.9%となっていることが注目される。郵便貯金資金を大宗とする資金運用部の資金量が大きいため、財政投融资全体の構成を同資金が規定しているものの、簡易生命保険がこの分野に特に比重を傾けていたことが見出される。これは、敗戦直後契約者団体貸付のかたちで運用が実施され、その後いったん中止された後、1959年度に再開された地方公共団体に対する自主運用対象とも近い。戦災復旧の遅れと社会インフラ整備の立ち遅れによって、災害被害が局地的に激甚であった戦争直後の国土の状況を鑑みれば、ここに簡易生命保険積立金の運用権の回復を目指してきた郵政省側の一貫した意向と、運用再開にあたっての基本方針を見ることができる⁽²⁴⁾。このような違いを含みつつ、1961年度の財政投融资計画は、

24 「文教」については、敗戦直後に問題となったのが、学童疎開の帰還による都市部の学校再開であった。戦時下の老朽化と戦災により、学校施設はこれに対応することが難しくなっていた(2部授業・3部授業・青空教室)。このため、簡易生命保険の契約者団体貸付制度を活用し、学校施設の復旧と教員住宅の確保が応急処置されている。この運用再開前の応急措置の期間に融資対象となった校舎は、保育園32件、小学校62件、中学校98件、高等学校21件と、この契約者団体貸付でも突出していた。(前掲、『簡易生命保険郵便年金事業史一創業五十周年記念』、897頁)。なお、新制移行に当たっては、旧制からの新制高等学校昇格意向が政府の予想を超えていたため、中学校の施設拡充が焦眉の課題となった。次いで戦後ベビーブーマーが、遠からず就学年齢に達することから、いわゆる「6・3制予算」の手当が地方公共団体にとって早急の課題となっていた。しかし、1949年ドッジラインによって同予算が全額削除となったため、義務教育施設整備の資金手当が緊急の課題となり、地方財政を揺さぶることとなった(市川昭午・林建久『戦後日本の教育改革4 教育財政』東京大学出版会、1972年、346頁)。簡易生命保険の運用再開の初年度に当たる1953年度の地方債引き受けによる融資対象事業区別を見ると、義務教育施設整備事業が一般会計債分の34%を占め、一般補助事業を除く最大項目を占めた。同年度には国の一般会計においても「公立学校施設費国庫負担法」が制定される。

年度	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975
住宅	140 (10.3)	153 (10.2)	153 (9.6)	141 (9.4)	133 (12.1)	240 (14.1)	425 (20.2)	431 (16.2)	720 (22.5)	856 (21.8)	1,020 (20.6)	1,199 (19.5)	1,300 (17.6)	1,998 (20.0)	1,986 (18.9)
生活環境整備	205 (15.1)	242 (16.1)	272 (17.0)	220 (14.7)	169 (15.4)	222 (13.1)	230 (11.0)	306 (11.5)	215 (6.7)	193 (4.9)	250 (5.1)	367 (6.0)	551 (7.4)	536 (5.4)	319 (3.0)
厚生福祉	5 (0.4)	5 (0.3)	5 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (1.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (0.1)	23 (0.2)	8 (0.1)
文教	80 (5.9)	102 (6.8)	140 (8.8)	152 (10.1)	145 (13.2)	220 (12.9)	244 (11.6)	226 (8.5)	261 (8.2)	293 (7.5)	391 (7.9)	553 (9.0)	1088 (14.7)	1,539 (15.4)	1,971 (18.8)
中小企業	210 (15.4)	265 (17.7)	195 (12.2)	110 (7.3)	110 (10.0)	225 (13.2)	250 (11.9)	300 (11.3)	380 (11.9)	425 (10.8)	515 (10.4)	539 (8.8)	630 (8.5)	1,149 (11.5)	1,180 (11.2)
農林漁業	57 (4.2)	27 (1.8)	28 (1.8)	20 (1.3)	10 (0.9)	30 (1.8)	35 (1.7)	50 (1.9)	70 (2.2)	100 (2.5)	150 (3.0)	212 (3.4)	263 (3.6)	280 (2.8)	209 (2.0)
小計①	697 (51.3)	794 (52.9)	793 (49.6)	643 (42.9)	567 (51.5)	937 (55.1)	1,184 (56.4)	1,313 (49.4)	1,646 (51.4)	1,867 (47.5)	2,326 (47.0)	2,870 (46.7)	3,842 (51.9)	5,525 (55.3)	5,673 (54.0)
国土保全・災害復旧	106 (7.8)	148 (9.9)	123 (7.7)	118 (7.9)	39 (3.5)	97 (5.7)	100 (4.8)	100 (3.8)	93 (2.9)	124 (3.2)	187 (3.8)	224 (3.6)	130 (1.8)	48 (0.5)	164 (1.6)
道路	40 (2.9)	75 (5.0)	175 (10.9)	200 (13.3)	270 (24.5)	318 (18.7)	490 (23.3)	550 (20.7)	679 (21.2)	1064 (27.1)	1359 (27.5)	1992 (32.4)	2340 (31.6)	2,960 (29.6)	3,149 (30.0)
運輸通信	228 (16.8)	223 (14.9)	289 (18.1)	343 (22.9)	139 (12.6)	234 (13.8)	201 (9.6)	502 (18.9)	527 (16.5)	608 (15.5)	773 (15.6)	828 (13.5)	882 (11.9)	1,220 (12.2)	1,227 (11.7)
地域開発	129 (9.5)	130 (8.7)	120 (7.5)	101 (6.7)	65 (5.9)	90 (5.3)	96 (4.6)	55 (2.1)	139 (4.3)	171 (4.4)	214 (4.3)	146 (2.4)	121 (1.6)	147 (1.5)	187 (1.8)
小計②	502 (36.9)	576 (38.4)	707 (44.2)	762 (50.8)	513 (46.6)	739 (43.5)	887 (42.2)	1,207 (45.4)	1,438 (44.9)	1,967 (50.1)	2,533 (51.2)	3,190 (51.9)	3,473 (46.9)	4,375 (43.8)	4,727 (45.0)
基幹産業	160 (11.8)	130 (8.7)	100 (6.3)	95 (6.3)	20 (1.8)	24 (1.4)	29 (1.4)	140 (5.3)	116 (3.6)	96 (2.4)	91 (1.8)	90 (1.5)	90 (1.2)	100 (1.0)	100 (1.0)
輸出振興	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)
その他	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)
小計③	160 (11.8)	130 (8.7)	100 (6.3)	95 (6.3)	20 (1.8)	24 (1.4)	29 (1.4)	140 (5.3)	116 (3.6)	96 (2.4)	91 (1.8)	90 (1.5)	90 (1.2)	100 (1.0)	100 (1.0)
合計	1,360 (100.0)	1,500 (100.0)	1,600 (100.0)	1,500 (100.0)	1,100 (100.0)	1,700 (100.0)	2,100 (100.0)	2,660 (100.0)	3,200 (100.0)	3,930 (100.0)	4,950 (100.0)	6,150 (100.0)	7,405 (100.0)	10,000 (100.0)	10,500 (100.0)

(注1) 上段の数値は実額(億円)、下段()内の数値は構成比(%)。
(注2) 小計①「主として国民生活の安定向上に直接役立つ分野」は、使途別財政投融資における住宅、住宅環境整備、厚生福祉、文教、中小企業、農林漁業の6項目の合計。
(注3) 小計②「主として国民生活の安定向上の基礎になる分野」は、使途別財政投融資における国土保全・災害復興、国土保全・災害復旧、運輸通信、地域開発の5項目の合計。
(出所) 表1と同じ。

表4 使途別財政投融資の推移：簡易生命保険資金

「基幹産業」や「輸出振興」が高いシェアを占めるなど、依然として戦後復興期の影響を残しつつ、高度成長期前半の重化学工業化の進展に対応していくものであった。いくつかの項目で敗戦後の特殊事情を引き継いだ面が見られるものの、簡易生命保険についても同じ基調にあったといえよう。

それでは1961年度と1975年度の財政投融资計画の変化のなかであって、簡易生命保険資金はどのような特徴を持つようになったであろうか。表1に戻って財政投融资計画全体を見れば、1975年度に財政投融资合計での21.4%と突出的に大きくなったのは、「住宅」(21.4%)、「生活環境整備」(16.7%)、「中小企業」(15.6%)、「運輸通信」(12.7%)の各項目であった。これに「道路」(8.0%)、「輸出振興」(7.7%)、さらに「農林漁業」(4.1%)、「厚生福祉」(3.4%)、「地域開発」(3.3%)、「文教」(3.0%)、「基幹産業」(3.0%)が続き、最小シェアは国土保全・災害復興(1.2%)であった。1961年度との比較でいえば、「住宅」、「生活環境整備」、「中小企業」、「道路」、「運輸通信」が変わることなく高いシェアを占めている。これに対し、小計②で構成比を高めたのは「道路」のみで、小計①の項目の構成比が高まり、そのなかでは、「文教」および「農林漁業」が相対的にシェアを伸ばしていることが目につく。小計②は全体的に構成比を減らしつつ「道路」に集中し、小計③では「基幹産業」のシェアが格段に低まった。「国土保全・災害復興」、「地域開発」の構成比低下を含め、戦後復興期の役割を脱したといえよう。

これに対し、1975年度における簡易生命保険資金の構成比を見れば、「道路」(30.0%)が突出しており、これに次いで「住宅」(18.9%)、「文教」(18.8%)が構成比を高めるのに対し、「運輸通信」(11.7%)、「中小企業」(11.2%)は10%以上を保つものの、構成比を下げている。さらに「生活環境整備」(3.0%)、「基幹産業」(1.0%)がその構成比を著しく低下させており、「農林漁業」(2.0%)、「地域開発」(1.8%)、「国土保全・災害復興」(1.6%)も漸減している。「厚生福祉」(0.1%)、「輸出振興」(0.0%)の2項目についてはやはり0%台である。

財政投融资計画全体と同様、戦後復興から高度成長を経て、簡易生命保険資金の運用特徴も変化した。ここで注目すべきは、「道路」、「住宅」、「生活環境整備」、「文教」である。簡易生命保険資金の運用再開は地方債引き受けによる地方公共団体貸付から開始され、その後に公社、公庫、公団等の財政投融资機関に融資対象を拡張していった。再開準備過程での郵政省と大蔵省の事務レベル協議では、小口の市町村債を主とし、市町村のおこなう事業を優先することで意見の一致を見ている⁽²⁵⁾。郵政省側にとっては、地方公共団体の強い意向を後ろ盾に運用再開に漕ぎつけたという事情もあるが、その発足以来の運用の基本方針が保険契約者の地域分布を斟酌した地方還元にあった上、この方針は募集政策上極めて有力な武器となった。これが高度成長期後半の資金運用方針にも引き継がれたのである。

1964年度末の簡易生命保険・郵便年金積立金融資対象の運用状況で見ると、自主運用分も含むため、財政投融资計画の区分と厳密には一致しないが、「道路」とされる融資749億円中機関別でみると日本道路公団316億円、首都高速道路公団109億円、都道県市町村201億円、都市計画123億円となっている。東京オリンピック開催年度であることを鑑みれば、地方債による都

さらに1955年には「公立小学校不常授業解消促進法」、1958年「義務教育諸学校施設費国庫負担法」、1960年には「公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法」が制定され、義務教育費の国庫負担化が進められたが、それを補完するものとして、その後も地方還元の趣旨から、簡易生命保険資金の財政投融资を通じた同事業への融資は大きな比重を占めつづけたのである。注目されるのは、1962年度からはこれまでになかった高等学校施設整備事業が融資対象事業区別に現れていることで、これがベビーブーマー＝団塊世代の進学率上昇、高等学校進学を見据えたものであることは明らかである。(前掲、『簡易生命保険郵便年金事業史—創業五十周年記念』、907頁)。

25 かんぽ生命保険編『簡易生命保険誕生100周年史』かんぽ生命保険、2017年、168頁および257頁。

道府県市町村への比重は大きいものであったといえよう。「住宅」については、1,494億円中、日本住宅公団507億円、住宅金融公庫623億円、公営住宅364億円で、やはり地方への資金配分が配慮されている。「文教」については、807億円中義務教育662億円、高等学校137億円、大学その他8億円とされている⁽²⁶⁾。地方債による地方公共団体向けの貸付が、各項目で配慮されていたのである。

以上を踏まえ、1961年度から1975年度にかけた変化を、前掲表3より計画全体と資金運用部資金、簡易生命保険資金を対照してみよう。1975年度の財政投融资計画の各項目順位は、「住宅」、「生活環境整備」、「中小企業」の順であり、資金運用部資金との間には、やはり大きな差異は見られない。これは資金運用部資金が量的に大きいという、1961年度と同じ理由による。しかし子細に見ると、財政投融资全体の動きを各原資の動向による構成比変化が規定していた姿が浮かび上がってくる。「生活環境整備」は、財政投融资全体では変化がなかったが、資金運用部資金では1961年度6位から1975年度2位に移行している。年金資金は概ね「厚生福祉」に向けられていたから、本体は郵便貯金資金であったといえる。注目されるのは、これと反対に簡易生命保険資金における同項目では、3位から6位に順位が落ちていることである。つまり、「生活環境整備」については、財政投融资全体に占める重要性に変わらなかったが、その担い手が簡易生命保険資金から郵便貯金資金に集中されたのである⁽²⁷⁾。

ここで注目されるのは、簡易生命保険資金の小計①では、「生活環境整備」と入れ替わるように、「文教」が8位から3位に移行していることである。ことはむしろ、「文教」に資金を集中するため、「生活環境整備」への資金運用のウェートを減らし、資金運用部―郵便貯金資金等に肩代わりさせた、あるいは分担関係を整理したというべきであろう。これは、1965年度以降、財政投融资全体の「文教」の比重が低下したのに対し、1970年代になって起債面で人口発達地域の義務教育施設の充実が認められたこと、また従来資金運用部と共同分担していた義務教育施設の資金手当てが簡易生命保険の専管となり、簡易生命保険資金での「文教」の順位引き上げに寄与したことによる⁽²⁸⁾。

また、簡易生命保険資金の小計②では、「道路」が10位から1位に移っていることが注目されよう。財政投融资合計において「道路」を9位から5位に押し上げたのは、同項目の比重を高めた簡易生命保険資金だったのである。高速道路とは別に、基幹道路の整備が進むとともに、府県市町村道路の整備に重点が傾けられるようになったことが、この変化を生んだと考えられる。また、小計③については、「基幹産業」が財政投融资合計では5位から10位に、資金運用部資金は2位から9位に移動しており、簡易生命保険資金については小計③はほとんど運用離脱状態となった。以上から、財政投融资における簡易生命保険資金は、1961年度には依然として戦後復興期の影響のうちにあったが、高度成長期後半になると、年金資金に加え、郵便貯金との役割分担により、運用対象の再編―原資の資金性格からする分担関係の明確化が進行したと評せよう。

1975年度段階には、運用再開時期の地方還元という基本方針がより鮮明となり、財政投融资全体でもいえる主要な運用先の「住宅」、「中小企業」、「運輸通信」に加え、「文教」および「道路」に特に比重を傾けていくことに特徴があった。財政投融资合計に占める簡易生命保険資金

26 前掲、『簡易生命保険郵便年金事業史―創業五十周年記念』、931頁。

27 ただし、簡易生命保険では、財政投融资投融资計画の枠の外で、自主運用分として契約者団体貸付制度が1959年から再出発しており、そのなかには地方に対する環境整備に類するものを含め、小口ながら多様な貸付がおこなわれている。

28 簡易保険事業60周年記念事業史編さん室編『簡易生命保険郵便年金事業史―創業60周年記念』簡保保険加入者協会、1977年、347頁。

の割合は、「文教」で1961年度に41.2%であったものが、1975年度には実に71.6%となった。「道路」についても、1961年度に同割合が9.7%であったものが、1975年度には42.3%に跳ね上がっている。これを見れば、高度成長後半を通じ、簡易生命保険資金がベビーブーマー＝団塊世代の成長と沿うようにその運用を変化させつつ、創業以来の運用理念である「公共の利益」と「地方還元」という運用基本方針にしたがい、地方の自助・共助・公助を運用面から連結していく姿が浮かび上がってくる。同時に、それらの項目が目に見えるかたちで契約者の在住地域に還元されることが、簡易生命保険と団体も含む契約者とを結びつけ、官独占を失った戦後の簡易生命保険の意義を明示することを通じ、その発展の有力な武器としてきたことを付け加え指摘しておきたい。

5 おわりに

本稿では、高度成長期の簡易生命保険の意義と役割、郵便貯金との差異性について、原資別財政投融資の動向を用途別財政投融資と重ね合わせ、財政投融資計画における簡易生命保険資金の寄与の特徴の中に見出した。これにより、官独占を返上した戦後においても、積立金がほぼ財政投融資計画に含まれていた高度成長期の運用を通じ、政府の諸計画に即しつつ、創業以来の官による小口の任意保険であることの政策理念と生活に密着した地方還元という基本方針が貫かれていたことが明らかとなった。それはむしろ、戦後になって官による独占が失われたがゆえに、より鮮明に示される必要があったともいえる。郵政省にとって、このような理念と基本方針を堅持することが、積立金の自主運用を政府部内で「正当化」する根拠であった。また「公共の利益」に裨益するとともに、地方への還元をおこなうことは、民間生命保険とは異なる簡易生命保険の特質、存在意義を民間保険業界に示すとともに、その意義を契約者に印象づけ、そのロイヤリティを維持する募集上の武器ともなった。

本稿では課題の設定により立ち入ることができなかったが、独占を欠くこととなった簡易生命保険はまた、民間生命保険会社との競合を前提に、財政投融資以外により利回りのよい社債等への自主運用を通じて、契約者に利益を還元していく必要があった。これら運用された社債や金融債は、公益性の高いものが選択されていたと考えられ、財政投融資計画協力による積立金運用と合わせ分析することにより、戦後における簡易生命保険の戦後経済成長と国民生活の向上に持った意義はより鮮明になるであろう。この点において、はるかに下って1986年自主運用が一部認められるようになった郵便貯金とは、民営化の歴史的前提を異にするものであったことを、本稿の課題の範囲でも明らかにできたものとする。

さらに、本稿では運用に課題を限定したため触れられなかったが、保険事業についても、大量満期集中への対応を終えた1962年から、簡易保険局では新しい保険の開発が検討されるようになり、1968年郵政審議会において「特色ある簡易生命保険とするための方策に関する答申」が出され、高度成長期の後半から、簡易生命保険は新しいタイプの保険を開発していくことになる。これらの保険は、敗戦から立ち直りを見せた国民生活の様々な変化に対応していこうとするものであり、民間生命保険会社においても問われていたものであることは言うまでもないが、そこにもまた簡易生命保険の特質が見出される。

それらについて個々にここで取り上げることはできないが、1971年に特別終身保険と学資保険が創設されたことを挙げておこう。1955年に男性63.60歳、女性67.75歳であった日本人の平均寿命は、1970年には男性69.31歳、女性74.66歳と伸びている。前者の保険は、これに対し、本来の終身保険に貯蓄性の強い養老保険の仕組みを組み込んだものである。後者の保険は、進

学率の上昇と教育費の高騰に対応するため、被保険者である子供と保険契約者である親との「連生保険」である。1960年代はベビーブーマー＝団塊世代がそれぞれの学校を卒業し、就職しつつあった時代であり、学制上の最終学校である大学への進学が始まっていた。1971年とは、団塊世代の多くが社会人となり、結婚を意識し、あるいは団塊ジュニア世代が生まれつつある時期に当たり、団塊世代の親世代が老後を考え始める時期とも重なる。すでに明らかにしたように、簡易生命保険資金は、財政投融资の「文教」において圧倒的な役割を演じてきた。それは、預金部の活動が停止され、簡易生命保険積立金の運用が制約されていた条件の下、戦後教育改革による六・三制義務教育の開始と、ベビーブーマー＝団塊世代の登場によって差し迫っていた義務教育施設拡充のための契約者団体貸付という便法によって開始され、高度成長期に引き継がれたものであった。

このように考えるならば、簡易生命保険は保険事業と運用との両面において、戦後ベビーブーマーのライフ・サイクルとその変化に寄り添いつつ、並走し、発展してきたと言えるであろう。その団塊世代も、ほぼ後期高齢者に入りつつある。1916年にその「前哨」となることを期待されて産声を上げ、1961年の国民皆保険・皆年金の実現以降には、簡易生命保険がその補完としての役割を果たしてきた戦後日本の社会保障制度も曲がり角に来ている。戦前から一貫して掲げられてきた「地方還元」の対象である日本の地域構造も大きく変容しつつある現在、民営化以降の簡易生命保険が営々として築き上げてきた「信頼」という財を、どのように生かしていくかは、日本型国民福祉の未来にとっての大きなチャレンジであるように思われる。

(いとう まりこ 東京成徳大学経営学部准教授)

論文

「特定郵便局」及び「特定郵便局長」の 「呼称」について ～ その起源と消滅 ～

藤本 栄助

はじめに

「特定郵便局」あるいは「特定郵便局長」という「名称」（「呼称」、「称呼」⁽¹⁾は、1941（昭和16）年以来、半世紀以上にわたって用いられ、人口に膾炙していた⁽²⁾。これに対するのが、「普通郵便局」と「普通郵便局長」である。これらの関係について、旧郵政省の職員は、「特定郵便局長を長とする郵便局が特定郵便局である。普通郵便局とは、それ以外の郵便局である。」と教えられてきた。これに対しては、釈然としない思いを懐く者も多かった。ところが、この2つの名称は、2007（平成19）年、郵政事業の民営化に伴って、卒然と消滅するに至った。以上のことは、どのようにすれば、一貫して説明できるであろうか。

「特定郵便局長」の「称呼」は、1941（昭和16）年、郵便局の一等から三等までの等級制を廃止した勅令で、「逋信大臣ノ特ニ指定スル郵便局ノ長ハ特定郵便局長ヲ以テ之ニ充ツ」として、「三等郵便局長」に替えて導入されたものである。「特定郵便局長」とは、字義上、単純に「特定郵便局」の「長」を指すように思われるが、勅令の書き振りは、そうっていない。(a)「逋信大臣ノ特ニ指定スル郵便局の長」に (b)「特定郵便局長」を充てるのだから、同じ「長」ではあるが、(a)は充てる先、(b)は充てる元である。このような規定振りは、郵政省時代の説明とどのような関係にあるのだろうか。

まず、以上の論点に関わる先行研究に触れておきたい。「特定郵便局」の歴史については、郵政省編『逋逋信事業史（一）総説』が、約50頁を費やして、明治初年の「郵便取扱役」から、「郵便役所」、「郵便局」の五等級制度、三等級制度とその廃止、さらには、戦後の労働組合による「特定局制度撤廃運動」とそれに誘発された郵政大臣の「特定局制度調査会」の答申⁽³⁾（1957）までを概観している⁽⁴⁾。また、小川常人「特定郵便局制度史」は、この著者がかつて執筆に当たっ

- 1 規程類では、「名称」ではなく、古くは「称呼」、戦後は「呼称」が用いられている。本稿では、文脈に応じて、適宜使い分ける。
- 2 『広辞苑第4版』（岩波書店、1991）に、「郵政大臣の定める郵便局の一。もとの三等郵便局で、明治初年、地方の素封家の協力を得て設置した郵便取扱所に始まる。比較的規模の小さいものが多い」とあるように、「特定郵便局」は、郵政部内にとどまらず、社会的認知を得た名称であった。
- 3 1950年頃、労働組合から、特定郵便局制度は封建的であるとして、撤廃運動が提起されていた。このことを背景に、田中角栄郵政大臣時代の郵政省は、1956年、大臣の私的研究会でなく、閣議決定に基づいて、国家行政組織法上のいわゆる8条委員会を設置し、特定局制度を様々な角度から調査検討の上、1957年に答申を行った。これには、反対意見も付されており、今日から見ても、フェアな検討を加えた調査会であったと評価できる。
- 4 郵政省編『逋逋信事業史（一）総説』（財団法人前島会、1963）、239頁以下。執筆者は、小川常人及び島村孝。

たという、上記『続通信事業史』を参酌しつつ記述されており、「制度」の概説、「昭和12年と戦時中の改正」、「終戦後の制度改正」、「平和条約後の特定局」の4章からなる⁽⁵⁾。同書は、特定郵便局長の身分的特徴、特定郵便局の経費支弁、戦後の制度撤廃を巡る動向等に主眼を置いており、「三等郵便局長」に替わって「特定郵便局長」の「称呼」が登場する1941（昭和16）年の改正にはほとんど言及しておらず、これらの名称の起源についても触れていない。これに対し、山口修『特定郵便局 全国特定郵便局長会の歩み』は、これらの名称の起源と変遷についての記述を含んでいる⁽⁶⁾。

しかし、以上の文献からは、「特定郵便局（長）」という呼称の発生から消滅に至るまでの一貫した説明は得られない。万事、法令によって規定されていた国営時代には、明治時代から戦後の郵政省時代までを通じて、これらについての明確な定めが存在していたはずである。本稿は、「特定郵便局」及び「特定郵便局長」の名称（「呼称」、「称呼」）の発生と消滅の理由を、郵便局及び公務員にかかる法令、規程類におけるカテゴリー体系の中に位置づけようとするものである。その典拠は、郵政博物館収蔵の『駅通局報』、『通信公報』及び『郵政公報』を主とし、「日本法令索引」（<https://hourei.ndl.go.jp>）を補助的に用いる。

1 郵政省時代の通念

総務省/郵政事業庁時代の特定郵便局は、基本的に、郵政省時代のそれと変わるところがない。よって、郵政省時代を通じて、特定郵便局、あるいは特定郵便局長の特徴として、郵政部内で一般的に認識されていたことを、議論の共通の土台として整理しておく。

(1) かつて、「郵便局」は、「郵政省設置法」上の、郵政省の地方支分部局のひとつであった（同法第6条）。「特定郵便局」という名称は、「郵便局組織規程」（公達）で、公達、通達、告知等に使用する郵便局の「呼称」として定められていた。すなわち、「特定郵便局長を長とする郵便局以外の郵便局」という「区分」に対して「普通郵便局」の、「特定郵便局長を長とする郵便局」という「区分」に対して「特定郵便局」の「呼称」を、それぞれ与えるのである（同規程第44条）。「公達」とは、旧通信省、郵政省において伝統的に用いられていた、下部機関への指示文書の形式で、国家行政組織法にいう「訓令」と同じ性質を有し、所管の諸機関や職員に対し命令又は示達する必要がある場合に発出するものである⁽⁷⁾。

(2) 以上は、特定郵便局の呼称の形式的規定である。対して、実体的な特徴は、「無集配特定郵便局」の姿を見れば分かりやすい。無集配特定郵便局は、局長を含めて職員が最低2名、多くとも10名程度の小局で、職員が総合サービス（局組織も、したがって職員の担当も、郵便、貯金、保険に分かれていない）で窓口業務のみを行っていた。一方、集配業務も行う「集配特定郵便局」は、小は職員数が数名から、大は30名を超えるものまであった。歴史的には、特定郵便局の起源は集配特定郵便局にあり、無集配特定郵便局は、戦前、大正時代に入ってから大きく増加したものである⁽⁸⁾。これに対し、「普通郵便局」は、ほとん

5 小川常人・高橋善七『特定郵便局制度史』（示人社、1983）所収の「特定郵便局制度史」。なお、同名書後半に収められている高橋善七「特定局事始」は、制度の草創期における郵便取扱役、渡切経費の成立、郵便取扱所の実態を詳述するものであり、三等郵便局及び特定郵便局への変更は、論述の対象としていない。

6 山口修『特定郵便局 全国特定郵便局長会の歩み』（ぎょうせい、1993）

7 郵政省編『郵政省における公文書』（信友社、1952）89頁以下。

8 郵政省編『郵政百年史資料第30巻』（吉川弘文館、1971）、郵便13頁、郵第1表 郵便局数を参照。こ

どが集配局である。

- (3) 国家公務員には「官職」や「官」の概念があり、各省において、それぞれの省の名称を冠して、「〇〇事務官」等と称していた。郵政省の場合、「郵政事務官」、「郵政技官」のほかに「特定郵便局長」があった。これらは、いわば入口の区分であって、当初、「特定郵便局長」として採用された者が、何らかの事情で、普通郵便局、地方郵政局、郵政本省等に勤務する場合には「郵政事務官」となる。このことを「転官」と呼んだ。「特定郵便局長」は管理職であるが、普通郵便局、郵政局、本省等における管理職、すなわち「一般管理職」とは別種であり、俸給表も別であった。
- (4) 特定郵便局長の任用は、「選考採用」による。これを、一名「自由任用」とも呼んでいた。国家公務員の任用は競争試験が原則であるが、特定郵便局長の任用は、その例外である⁽⁹⁾。そのことは、「特定郵便局長任用規程」で「特定郵便局長ハ左ノ各号ニ該当スル者ヨリ之ヲ任用ス 一 年齢満二十五歳以上の者 二 相当ノ学識才幹アル者」と定められていた（昭20.5.19 公達127号）。もっとも、すでに郵政職員である者を特定郵便局長に任用する場合は、結果的に、人事院の国家公務員試験や郵政省の職員採用試験に合格した者を「特定郵便局長」に任用することになる⁽¹⁰⁾。これもまた「転官」である。選考採用の理由は、ペーパー試験の成績ではなく、地域に密着した（あるいは密着を期待できる）人物を採用することにあると理解されていた。創業時の郵便取扱役のような「地方名望家」がその典型である⁽¹¹⁾。
- (5) この「地域密着」性から、「原則不転勤」という人事運用が導かれる。長年、同じ郵便局の局長を務め、地域や地域住民をよく理解し、地域に貢献するという考え方である。これが二、三年で転勤する普通郵便局長との違いである。
- (6) これに関連して、特定郵便局には「私有局舎」が多いことが挙げられる。典型的には、当該郵便局長が郵便局舎を建設して、その土地、建物を国に有償で貸し付けるものである。古くは局長に局舎提供義務があったが、後年、局舎料が支払われるようになった⁽¹²⁾。また、局舎は前任局長の所有であることも多く、それも含めて、特定郵便局は、私有局舎が大勢だった。これ以外に、「国有局舎」（集配特定局に多い）、あるいは「郵政互助会局舎」（旧郵政省所管の財団法人が貸主）も少数ながら存在した。
- (7) 以上のことから、「自由任用」、「不転勤」、「私有局舎」が特定郵便局の三大特徴と言われることもあった。そして、そのコアは、任用方式にあると考えられていた。

の表によれば、集配、無集配の別の記述がある1905（明治38）年度において、三等郵便局中、集配局が4,071局、無集配局が1,960局であったのに対し、1936（昭和11）年度には、それぞれ5,198局、5,337局となり、逆転を見た。集配一等局、集配二等局は、この時点でも、それぞれ114局、211局にすぎない。

- 9 国家公務員法第36条を参照。郵政省職員で、人事院の国家公務員試験の対象だったのは、「上級職」（後に「一種」）と「初級職」（内務職員、後に「三種」）である（「中級職」はほとんど採用していなかった）。それ以外は「選考採用」となる。郵便外務職がその代表であり、人事院の試験の対象ではないという意味で「試験対象外官職」と呼ばれていたが、郵政省が実施主体となって競争試験を行っており、概して高い競争率があった。
- 10 いわゆる「部外任用」とは、郵政部外（特に民間経験者）から特定郵便局長を任用することをいう。前任者の子弟等、縁故者であることも多い。しかし、次第に、局長の子弟であっても、国家公務員試験に合格して郵政部内に既に勤務している者を局長に任用することがむしろ増えてきた。この場合は、一般的な昇任に近く、「特定郵便局長は世襲である」という世評は、必ずしも当たらない。
- 11 戦前の三等郵便局の局長が、どのような経済力をもっていたかを全国統一基準によって測定しようとする試みに、石井寛治「三等郵便局長の経済的地位」がある。『郵便史研究』郵便史研究会紀要第50号（2020）所収。
- 12 所要面積等の要件は、郵政省が定めていた。その要件を満たす郵便局を貸主が建設するのである。

(8) 戦後の特定郵便局は、国の直営の郵便局である。局長も職員も一般職の国家公務員であり⁽¹³⁾、運営経費は国費（「郵政事業特別会計」の人件費、渡切費⁽¹⁴⁾、局舎借料）で賄われる。この点で、業務量の少ない地域に置かれ、地方公共団体、農協、個人等への委託契約に基づく「簡易郵便局」と異なる。簡易郵便局は、戦後になって「簡易郵便局法」（昭和24年法律第213号⁽¹⁵⁾）によって導入されたもので、郵政省とは受委託の関係にある。受託者は、当然ながら公務員ではなく、自ら施設を設け、その維持費用、光熱水料を委託費の中から

No.	特定郵便局制度	処遇・身分	局舎形態	取扱業務					局数(局)
				郵便	為替貯金	保険年金	電信	その他	
M4	○「郵便取扱所」を設置	○「郵便取扱人(＝局長)」に 地方の有力者を起用(準官吏) 従業員は雇員 俸給の支給なし	○土地建物を無償提供	郵便 ⋮					179
8	○「郵便局」と改称し、 一～五等の等級を設定 「郵便受取所」を設置	俸給の支給なし わずかな手当と雑用費のみ 支給			貯金、為替 ⋮				3,549
18		○渡切経費(局務運営経費等)の 支給を開始							5,454
19	○郵便局の等級を 一～三等に改正し、 「三等郵便局」と改称	○局長は判任官(官吏の最下級)							4,614
21							電報 ⋮		4,106
23							電話 ⋮		4,050
25				小包郵便 ⋮					4,612
32								印紙 ⋮	4,340
33		○切手・印紙の割引売渡制を導入							4,678
39					振替 ⋮				6,269
43								年金恩給 ⋮	6,873
T4								国庫金 ⋮	7,144
5						保険 ⋮			7,315
15						年金 ↓			8,643
S12		○集配局の人件費を直轄化	○局舎料の支給を開始			厚生省移管			11,760
13		○兼業・営利事業就業の届出制が 許可制へ							12,234
									13,091
16	○郵便局の等級廃止、 「特定郵便局」と改称								13,260
17						通信省復帰 ⋮			13,145
21		○全特定局の人件費を直轄化							
23		○一般職の国家公務員 俸給の支給を開始 営利企業の兼業は原則禁止	○土地建物の提供義務を 廃止、局舎借入契約 を締結						13,407
54		切手・印紙の割引販売制を廃止					電話廃止 ⋮		17,455
H2							電報廃止 ⋮		18,241
8				↓	↓	↓		↓	18,711

表 1 特定郵便局制度の変遷

13 戦前においては、局長を除き、特定郵便局の職員は、国家公務員ではなく、局長が雇い入れる私人であった。しかし、次第に人件費やその他の経費が直接国費で支弁されるようになって行った。

14 「渡切費」とは、当該局（渡切局）に予算を支給した時点で、支出済みとする国の会計制度である（会計法旧第23条、現在は削除されているが、当時、在外公館、登記所もこれによっていた）。内容的には、光熱水費、物品購入費、郵便配達や切手類販売の委託費に及ぶ。渡切費による郵便局経営については、田原啓祐「戦前期三等郵便局の経営実態―滋賀県山上郵便局の事例より―」郵政資料館研究紀要 創刊号、(2010年)が詳しい。

15 法律の年月日は、番号と一体の固有名とみて、本稿では、原則として西暦表示をしない（以下同様）。

賄わねばならない。また、切手類の販売に関しては、「切手類販売所」と同様、私金で切手類を買い受け、それに対して手数料が支払われる。当初は、地方自治体や農協等が受託者であったが、後に、個人受託が認められた。

- (9) 特定郵便局とそれに関連する制度の変遷のあらましを示したのが「表1」であり、郵政省/郵政事業庁時代の一般的認識を示している。

この表は、当時の認識に基づくものであり、本稿の視点からすると、厳密を欠く部分があるが、「特定郵便局制度」のひとまずの歴史的概観としては有用であろう。

2 「特定郵便局」、「特定郵便局長」の名称（「呼称」、「称呼」）の前史

- (1) しばしば、「特定郵便局」の前身は「三等郵便局」と言われる。実は、これは、おおまかな表現であって、厳密なものではない。そのことは、本稿で論証していくが、細かな議論に入る前に、まず、郵便業務等を行う現業官署の名称の変遷を、開業以来、郵便局の等級区分が廃止され、「特定郵便局長」の「称呼」が登場する1941（昭和16）年に至るまで、法令の根拠を示しつつ、概観しておこう。
- (2) 1871（明治4）年、郵便開業当時の「郵便取扱所」を出発点として、「特定郵便局」に至るまでには、大きく3つのフェーズがある。1873（明治6）年4月、「郵便役所」を「一等郵便役所」とし、「郵便取扱所」のうち270が「郵便役所」と改称、二等から四等に区分された。1875（明治8）年1月1日、「郵便役所」が「郵便局」と改称され、一等から五等までの等級区分が設けられた。従来の「無等郵便役所」が「五等郵便局」に当たる。このようにして、「郵便局」の名称が定着するまでの時代を第1フェーズとしよう。
- (3) 第2のフェーズは、郵便局の「三等区分」の時代である。1886（明治19年）の「地方通信官官制」（勅令⁽¹⁶⁾第8号）に始まり、「郵便局ノ等級ヲ分チテ一等二等三等トス」とした（第7条）。1889（明治22）年7月15日、この「地方通信官官制」は廃止され、「郵便及電信局官制」が公布されたが、「郵便電信局郵便局電信局ノ等級ヲ分テ各一等二等三等トス」（第5条）として、郵便局の三等区分は維持された（勅令第96号）。ここで、一等の局長は奏任または判任⁽¹⁷⁾、二等、三等の局長は判任であるが、「但三等ノ各局長ハ通信大臣別ニ定ムル採用規則ニ依リ任用スルモノ」とあるように（第6条）、任用方法が異なっていた。
- (4) 1903（明治36）年3月19日の「通信官署官制」（勅令第40号）は、「通信官署」として、管轄区域内の郵便等の事務を管理するとともに営繕、電信電話の建築事務を掌る「通信管理局」以下、「郵便局、電信局、電話局及鉄道郵便局」について定めた。ここでも、「郵便局ヲ分テ一等二等三等トス」（第4条）とされたが、一等郵便局、二等郵便局にはその区域内にある郵便局を管理する機能をも有していた。電信局、電話局には、等級がない。
- (5) 1924（大正13）年11月25日の「通信官署官制」（勅令第273号）は、従来の官制が地方管理機関を含んでいたのに対し、純然たる「現業業務」を行う組織を「通信官署」として規定し、地方管理機関を勅令第272号の「通信局官制」に委ねた。「郵便局及電信局ヲ分テ各一等二等三等トシ、電話局ヲ分テ一等二等トス」（第4条）とあり、郵便局は、なお三等区分のままであった。
- (6) 第3フェーズが、1941（昭和16）年、「通信官署官制」の改正（勅令第95号）により、

16 勅令とは、旧憲法下の法令の形式で、大権事項について、天皇が議会の協賛を経ずに発出する命令である。

17 奏任官は、旧憲法下において、天皇への奏請を経て任用される高等官。判任官はそれより下級の官吏。

三等区分が廃止されて以降の時代である。ここで「但通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局ノ局長ハ特定郵便局長ヲ以テ之ニ充ツ」とされ、「特定郵便局長」が登場する（第16条）。「特定郵便局」の名称はなく、「特定郵便局長」のみあることに注意したい。

この形は、表現を変えて、「特定郵便局長を長とする郵便局の指定」（郵政省組織規程の第86条、郵政事業庁組織規則の第70条第2項）として、中央省庁の再編に至るまで維持されることになる。このように、昭和16年の「通信官署官制」改正は大きな転機であった。以上のことを念頭に、以下、「特定郵便局長」及びそれと表裏をなす「特定郵便局」の概念を解明していく。

3 「通信官署官制」における「郵便局長」及び「郵便局」の概念

- (1) 1903（明治36）年の「通信官署官制」を改めたものを「大正13年官制」と呼ぼう⁽¹⁸⁾。「通信官署」は通信大臣の管理に属し、現業事務を掌る（同官制第1条）。郵便局、電信局及び電話局の3種があり（第2条）、「郵便局ハ郵便、小包郵便、郵便為替、郵便貯金、簡易生命保険、電信及電話ノ現業事務」を掌る（同第3条）。郵便局、電信局は一等、二等、三等、電話局は一等、二等に分ける通信官署の等級が規定され（同第4条）、個々の通信官署の名称、位置、等級、取扱事務の範囲は通信大臣が定めるものとされた（同第6条）。その上で、「通信官署ニ左ノ職員ヲ置ク」として、「通信事務官」以下、「三等郵便局長」、「三等電信局長」まで7種の「職員」を置き、その人数、奏任、判任の別等を定めていた（同第9条、下線は筆者が付したもの。）。

第9条 通信官署ニ左ノ職員ヲ置ク				
通信事務官	専任	96人	奏任	
通信技師	専任	22人	奏任	
通信書記	専任	5,543人	判任	
通信技手	専任	422人	判任	
通信書記補	専任	9,325人	判任	
<u>三等郵便局長</u>			<u>判任</u>	
三等電信局長			判任	

- (2) 第9条では、「職員」という名称が用いられているが、その意味を理解するには、「官」、「職」の概念の整理が必要である。古く、戦前の官吏制度では、「官」の概念と「職」の概念が区別されていた。「官」への任命行為は、そのものに官吏たる身分を付与するだけであり、その官吏が具体的にいかなる職務を担当するかは、別の行為、すなわち「補職」を必要とした⁽¹⁹⁾。たとえば、大蔵事務官に任命した者を主計局長に補する場合、大蔵事務官が「官」または「官名」であり、「主計局長」が「職」または「職名」である。
- (3) これに対し、戦後の「国家公務員法」（昭和22年10月21日法律第120号）は、「この法律

18 以下、官制にかかる法令、規程類の略称は、元号を用いることがある。
19 佐藤功、鶴海良一郎『法律学体系コンメンタル篇15公務員法』（日本評論新社、1954）、66頁以下。金子、新堂、平井編『法律学小辞典 第4版』（有斐閣、2004）、629頁以下（「職（公務員の）の項」）。法令用語研究会編『有斐閣 法律用語辞典 第3版』（有斐閣、2006）、178頁（「官」の項）、189頁（「官職」の項）、747頁（「職」の項）。

による規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占めるものを職員という。）に、これを適用する。」（第2条第4項）とした。この「職」の概念は、旧憲法下の官吏制度にはなかった観念であり、国家公務員法の基礎概念である。国家公務員は、「国家公務員の職階制に関する法律」（昭和25年5月15日法律第180号）が予定する職階制によって分類整理される「官職」（一人の職員に割り当てられる職務と責任）を与えられる。そこには、当然必要な技能があり、その技能を備える者をその職務に就かせるのである。そして、「官職」は、職務と責任に応じて「職級」に格付けされる。職階制が確立すれば、「官」や「官吏」の観念は消滅し、「職」、「職員」、「職級」に変わるはずであった。このとき、個々の職員は、その占める「官職」の（「職」の意味での）職階制上の階級の名称を付される。〇〇省△△局長、××事務官という名称は、否定されはしないが、職階制上のものではなく、「組織上の名称」と位置づけられる⁽²⁰⁾。ところが、職階制は、結局、確立されず終わり、戦前の「官」、「職」の概念は、戦後も長く維持される結果となったのである⁽²¹⁾。これが、「特定郵便局長」及び「特定郵便局」の戦後における位置づけにかかわってくる。

- (4) それでは、大正13年官制の第9条における「通信事務官」から「三等電信局長」までの7種の「職員」とは、何に当たるのだろうか。実は、これらは「官」と解すべきもので、そのことは、「官」と「職」の関係が不明な明治36年官制と比較するとよく分かる。

明治36年官制は、「通信官署ハ通信管理局、郵便局、電信局、電話局及鉄道郵便局トス」し（第2条）、通信官署に置く「職員」を定めていた。「通信管理局長、一等郵便局長、通信事務官、通信事務官補、通信技師、在外郵便局長、電信局長、電話局長、二等郵便局長、鉄道郵便局長、郵便支局長、電信支局長、電話支局長、通信書記、通信技手、通信書記補及び三等郵便局長」がそれであり、17種に及んでいる（同第12条）。

これらの「職員」には、「通信事務官」、「通信技師」のように、明らかに「官」と見られるものと、「通信管理局長」、「一等郵便局長」、「二等郵便局長」、「鉄道郵便局長」のように、一見、「官」とも「職」とも見られるものが混在している。任命権者と職務を見ると、「通信管理局長ハ勅任」で、「通信大臣ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理」する（第13条）。「一等郵便局長ハ奏任」で、「通信大臣ノ命ヲ承ケ局事務ヲ掌ル」（第14条）。「通信事務官及通信事務官補ハ奏任」で、「上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル」（第15条）。ここに「勅任」、「奏任」される対象は、一義的には「官」を意味しよう。一方、「在外郵便局長、電信局長、二等郵便局長、鉄道郵便局長、郵便支局長及電信支局長ハ通信事務官、通信事務官補又ハ通信書記ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス」（第17条）という書き振りからは、「在外郵便局長」、「二等郵便局長」等6つの「長」は、充てられる先の「職」であり、「通信事務官」、「通信事務官補」、「通信書記」は充てる元の「官」である。ところが、「通信管理局長」、「一等郵便局長」は、「二等郵便局長」と同様、「官」の書き振りでありながら、充てる先が明示されず、「職」を兼ねる趣がある⁽²²⁾。「三等郵便局長ハ判任トス上官ノ名ヲ承

20 注19の各書を参照。

21 「国家公務員の職階制に関する法律」は、第1条に「この法律は、国家公務員法第29条の規定に基づき、同法第2条に規定する一般職に属する官職に関する職階性を確立し、官職の分類の原則及び職階性の実施について規定し、もって公務の民主的且能率的な運営を促進することを目的とする。」としていた。しかし、職階制は実際には導入されることなく、2009（平成21）年に廃止された。鶴養幸雄「職階法へのレクイエム」『立命館法学2010年2号（330号）』、「官職という主題」『立命館法学2010年5・6号（333・334号）』を参照。

22 さらに古く、明治19年の「地方通信官官制」は「郵便局及電信分局ニ職員ヲ置クコト左ノ如シ 郵便局長 郵便書記 電信分局長 電信書記」としていた（第8条）。「一等郵便局ノ局長」は奏任四

ケ局務ヲ掌理ス」(第20条)というのも同様である。

また、同日付の勅令第43号は、第1条で「通信官署及郵便為替貯金管理所職員ノ定員ハ左ノ通トス但三等郵便局長ハ定員外トス」として、「通信管理局長2人」、「郵便為替貯金管理所長1人」、「一等郵便局長16人」、「通信事務官専任〔筆者注：以下も専任〕18人」、「通信事務官補35人」、「通信技師40人」、「通信書記3,587人」、「通信技手453人」、「通信書記補3,619人」という9種の「職員」とその「定員」を定めた。これは、基本的に充てる元＝「官」の意味での「職員」と考えられ、勅令第40号の第17条と対応している。人数の定めは、これらが「官」＝（その後に「職」をあてがわれる）人材プールであることの現れであろう。ここで、充てる元と充てる先が、多少は整理されたことになる。なお、「二等郵便局長」がここにはないのは、充てる先の「職」だからであろう。「三等郵便局長」は列挙されず、「定員外」であるが、「職員」には（「官」の意味で）該当すると思われる。

- (5) 大正13年官制は、これを整理し、「官」と「職」を分離した。まず、「通信官署ハ郵便局、電信局及び電話局」の3種しかなく（第2条）、その「郵便局及電信局ヲ分テ一等、二等及三等トシ電話局ヲ分テ一等及二等トス」る（第4条）。そして、「一等郵便局長、一等電信局長及一等電話局長ハ通信事務官ヲ以テ、二等郵便局長、二等電信局長及二等電話局長ハ通信書記ヲ以テ之ニ充ツ」（第15条）と、順を追って整然と定めた。実際の事例では、たとえば、「官」である「通信事務官 大沼齋一」は「八級俸下賜、高知郵便局長ヲ命ス」等として、「職」に「補任」されることになる⁽²³⁾。第9条の人数の定めが人材プール＝「官」の証左であるのも、明治36年官制と同様である。

明治36年官制では「三等郵便局長」の位置づけが曖昧だったが、大正13年官制第9条は、「通信事務官」、「通信書記」等と並ぶ「官」として明確に位置づけた。「三等郵便局長」とは、日本語の通常の語感からは、一見、「三等郵便局」の「長」を指す「職」のように見えるが、実は、そうではない。同官制中、第4条には、現業機関としての「三等郵便局」はあるが、第15条に「職」としての「三等郵便局長」はないことに注意されたい。

これらの「官」のうち、少人数の「通信事務官」は奏任官であって、いわばエリートである。これに対して、「三等郵便局長」は、判任官であるが、「通信書記」等と異なり、人数の記載がなく、その点は以前と変わらない。これは、「三等郵便局長」が、手当を支給されるだけで、俸給を伴わず、「定員外」であり、国家の予算にも大きくは影響しない形での「官」だからであろう。実際、れっきとした判任官であるにもかかわらず、「三等郵便局長」は、「準官吏」とも言われたのである⁽²⁴⁾。

等以下、「二等郵便局〔「ノ局」を欠く〕長及三等郵便局ノ局長」は判任である。明治22年の「郵便及電信局官制」では、「郵便局ニ職員ヲ置クコト左ノ如シ 郵便局長 郵便書記」として2種の「職員」を定めていた。「一等郵便局・・・ノ局長ハ奏任又ハ判任」、「二等三等郵便局・・・ノ局長ハ判任」（第6条）、「郵便書記ハ判任」である（第9条）。実際の発令では、例えば、「一等郵便電信局長 従七位 熊谷薫郎」が「任広島郵便電信局長、叙奏任官五等」、「二等郵便局長 多田純三」が「任徳島郵便電信局長、叙判任官六等」とされているから、ここでは、（地名を冠しない）「一等郵便電信局長」、「二等郵便局長」は「官」であり、「広島郵便電信局長」、「徳島郵便電信局長」が「職」であろう。しかし、「一等郵便局ノ局長」といった「ノ」を用いる名称もあり、「官」、「職」の分離は、不明瞭である。

23 『通信公報』第3630号、1,249頁にある大正13年11月27日の叙任辞令。

24 通信省郵務局『三等局制度の改善に就て』（1937）、7頁、15頁。

4 昭和16年の通信官署官制改正

- (1) 1941（昭和16）年、大正13年官制は、次のとおり改正された（以下、「昭和16年官制」という。）。縦書を横書に、漢数字をアラビア数字に改め、ポイントとなる部分に適宜下線____を付した。

御名御璽

昭和16年1月28日

内閣総理大臣 公爵 近衛文麿

逓信大臣 村田省三

勅令第95号（1月29日官報）

通信官署官制中左ノ通改正ス

第4条 削除

第6条中「、等級」を削ル

第8条中「郵便、小包郵便、郵便振替、郵便貯金、簡易生命保険、郵便年金」ヲ削ル

第9条中「三等郵便局長」ヲ「特定郵便局長」ニ改メ「三等電信局長 判任」ヲ削ル

第15条 特定郵便局長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ局務ヲ掌ル

第16条 郵便局長ハ通信事務官又ハ通信書記ヲ以テ之ニ充ツ但シ逓信大臣ノ特ニ指定スル郵便局ノ局長ハ特定郵便局長ヲ以テ之ニ充ツ

電信局長及電話局長ハ通信事務官又ハ通信書記ヲ以テ之ニ充ツ但シ電話局長ハ通信技師又ハ通信技手ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

附則

本令ハ昭和16年2月1日より之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ三等郵便局長ノ職ニ在ル者別ニ辞令ヲ発セラレザルトキハ特定郵便局長ニ同手当ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ三等郵便局長ニシテ休職中ノ者別ニ辞令ヲ発セラレザルトキハ休職ノ儘特定郵便局長ニ同手当ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

[参照]

大正13年11月25日公布勅令第273号

通信官署官制抄録

第4条 郵便局及電信局ヲ分テ一等、二等及三等トシ電話局ヲ分テ一等及二等トス

第6条 郵便局、電信局及電話局ノ名称、位置、等級及事務取扱ノ範囲ハ逓信大臣之ヲ定ム

第8条 逓信大臣ハ必要ナル各地ニ郵便、小包郵便、郵便為替、郵便貯金、簡易生命保険、郵便年金、電信又ハ電話ノ取扱所ヲ設クルコトヲ得

第15条 一等郵便局長、一等電信局長及一等電話局長ハ通信事務官ヲ以テ、二等郵便局長、二等電信局長及二等電話局長ハ通信書記ヲ以テ之ニ充ツ

第16条 三等郵便局長及三等電話局長ハ上司ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル

- (2) 昭和16年官制は、まず、郵便局の一等、二等、三等の等級付けを廃止し、一本化した（旧

第4の廃止、6条の改正)。その理由は、『続通信事業史(一)』によると⁽²⁵⁾、第一に、かつては一等、二等郵便局が三等郵便局を監督する立場にあったが、いまや、奏任官、判任官という相違、任用方式の相違がある以外には、行政機構上の差違がなくなったことにある。第二として、等級制があるために、通信部外では三等局が一等局、二等局の下位に置かれているとの誤解を生じ、部内的には、三等郵便局の職員を卑屈にさせ、士気に影響を及ぼす等、等級制度の存置は実益がないと判断されたことにあるという。

それと同時に、「三等郵便局長」を「特定郵便局長」に改め(第9条の改正)、「郵便局長」は「通信事務官」又は「通信書記」を以て充てるが、「但書」で「通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局」の局長は「特定郵便局長」を以て充てることとした(第16条の改正)。「官」(補任元の「職員」プール)の意味での「三等郵便局長」を「特定郵便局長」と改めたのである。「通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局ノ局長」が、補任先の「職」である。

- (3) 再び大正13年官制に立ち返って考えると、その時点で、「官」としての「三等郵便局長」は、何に「補任」されるのであろうか。一等郵便局長、二等郵便局長に、それぞれ通信事務官、通信書記を充てていた(第15条)のだから、「三等郵便局長ハ三等郵便局長ヲ以テ之ニ充ツ」とすべきであろうが、そのような補任先の定めはない。カテゴリー的には、ここで2回繰り返した「三等郵便局長」のうち、最初のは「職」(充てる先)であり、後のものが「官」(職員プール)であるが、同じ名辞のため、このような補任の仕方は、トートロジーに見えてしまう。大正13年官制は、「一等郵便局長」、「二等郵便局長」を「職」の意味で用いていたが、同様に「三等郵便局長」を「職」として用いたとたん、このような結果に陥るのである。そのため、「三等郵便局長」については、補任の規定を置かず、職務に則して、「三等郵便局長・・・ハ上司ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル」(第16条)とのみ定めたと考えられる。同第13条が「通信書記及通信書記補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務(技術)ニ従事ス」と定めていたのと平行であるが、「官」に対する指揮命令関係の記述にとどめたのであろう。

このように昭和16年官制の第16条において、「三等郵便局長」は「職」ではなく「官」であるが、その一方で、第15条では、「一等郵便局長」、「二等郵便局長」を「通信事務官」等をもって充てる先の「職」として用いているから、注意をして読まないと、カテゴリー・ミステイク⁽²⁶⁾(充てる先と充てる元の混同)に陥ることになる。

- (4) 昭和16年官制の勅令は、「郵便局長ハ通信事務官又ハ通信書記ヲ以テ之ニ充ツ」としつつ、但書で、「通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局ノ局長ハ特定郵便局長ヲ以テ之ニ充ツ」とした。「官」と「職」を整然とカテゴリーカルに分離して、「通信事務官」、「通信書記」、「特定郵便局長」のいずれについても、「〇〇ハ××ヲ以テ之ニ充ツ」という一貫した書き振りに改めた。「通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局ノ局長ハ」という表現は、先に述べたようなトートロジーに陥ることを避けるのと同時に、「特定郵便局」の概念の外延を考慮したものであった(その意味は後述する)。
- (5) 職務や指揮命令関係については、旧第16条の「三等郵便局長・・・ハ上司ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル」という規定が削除された上、第15条に繰り上がって、「特定郵便局長ハ上官ノ

25 前掲『続通信事業史(一)』186頁、258頁。

26 カテゴリー・ミステイクについては、Gilbert Ryle, *The Concept of Mind* (PENGUIN BOOKS, 1965. 初版はHutchinson, 1949)、17頁以下を参照。1例として、「通りでRichard Roe(友人でも誰でもよい)に出くわすように、「平均的納税者」になぜ出会うことができないのかと言われると当惑するだろう。」と述べている。これは固有名と統計概念の混同である。「特定郵便局長」では、「官」と「職」の混同が起きやすい。

指揮ヲ承ケ局務ヲ掌ル」となった。「命ヲ承ケ」が「指揮ヲ承ケ」と改められ、第13条（改正なし）の「通信書記及通信書記補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス」及び第14条（改正なし）の「通信技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス」と同様の表現になった。「上司」という表現が「上官」に統一されたが、「通信書記」、「通信技手」及び「特定郵便局長」という「官」は、「上官」から個別の業務指揮を受ける下級の「官」とのニュアンスを伴う。その点で、第11条（改正なし）の「通信事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル」とは異なる。それでも、「特定郵便局長」が「局務ヲ掌ル」とされた点は、改正前の旧第16条と同じであり、「局長」らしさも残された。

- (6) 「通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局」の局長に「特定郵便局長」を充てるのだから、「特定郵便局長」の名称は、「特ニ指定スル」に由来すると考えられる⁽²⁷⁾。しかし、ここで、そのような局の集合全体（外延）に対し、「特定郵便局」という名称が与えられた訳ではない。「特定郵便局」の名称（「称呼」）がはじめて登場するのは、この勅令の3日後、1月31日の「公達第73号」の「別表第一表」においてである（施行日は勅令と同じ2月1日）。

公達第73号

通信部内一般

自今公達、通牒、告知等ニ使用スル郵便局ノ称呼ヲ別表第一表ノ通定ム

附則

本公達ハ昭和16年2月1日ヨリ之ヲ施行ス

明治25年5月公達第219号ハ之ヲ廃止ス

本公達施行ノ際従前ノ公達、通牒、告知等ニ掲グル通信官署名、官職名等ハ別ニ規定スル場合ヲ除ク外別表第二表記載例ノ区別ニ従ヒ各相当下欄ノ〔筆者注：本稿では右欄となる〕官署名、官職名等ニ夫々改正セラレタルモノトス

昭和16年1月31日

通信大臣 村田 省蔵

別表第一表

区 別	称 呼	
通信官署官制第16条第1項但書ノ規定ニ依リ	{	<u>別ニ指定スル局</u> 指定郵便局
<u>逋信大臣ノ特ニ指定スル郵便局</u>		其ノ他ノ局 特定郵便局
其他ノ郵便局		普通郵便局
別表第二表		

別表第二表

27 前掲『続通信事業史（一）』258頁は、「特定郵便局長という呼称は、特定郵便局長が任用・服務の点で一般の官吏とは異なることと、その地方における相当の資産・学識および才幹を有する信望ある者のうちからとくに選任される官吏であるということを示すためにとられたものである。」とする。この前段は別論、相当の資産・学識および才幹を有する信望のある者から「とくに選任」されることに「特定」という用語の起源を求めるのは、疑問がある。このうち、「相当の学識才幹」というのは、後年の「特定郵便局長任用規程」（昭和20.5.19公達第3号）の要件であって、当時のものではない。古く、明治21年4月27日の通信省令「三等郵便局長採用規則」第1条が三等郵便局長の要件としたのは、①其三等郵便局所在地ニ在住スル者、②実価貳百円以上ノ土地又ハ家屋ヲ所有スル者、③日常ノ算筆ニ通スル者、④別ニ定ムル三等郵便局長服務規約ヲ遵奉スル者、⑤年齢満二十年以上ノ男子の5点である。「学識および才幹を有する信望のある者からとくに選任」するという価値的な表現はなく、地縁性、資産要件、遵法性、年齢要件の外には、「日常ノ算筆」という、簡単な読み書き計算能力が要求されているだけである。更に古く、「特ニ指定シタル郵便局所ニ於テ軍人軍属ノ払出ス通常為替ニ対シテハ其料金ヲ徴収セス」（明治37年5月9日通信省令第37号）とあるように、「特ニ指定」とは、価値的言明でなく、官庁用語における慣用句であり、単に郵便局を限定するために用いられているのである。

現 行	改 正
<u>一等郵便局</u>	普通郵便局
<u>二等郵便局</u>	
<u>一等及二等郵便局</u>	
<u>特定三等郵便局</u>	指定郵便局
<u>普通三等郵便局</u>	特定郵便局
<u>三等郵便局</u>	指定郵便局及特定郵便局
<u>一等電信局</u>	電信局
<u>二等電信局</u>	
<u>一等及二等電信局</u>	
<u>三等電信局</u>	削除
<u>一等電話局</u>	電話局
<u>二等電話局</u>	
<u>一等及二等電話局</u>	
<u>一等郵便局長</u>	普通郵便局ノ局長
<u>二等郵便局長</u>	
<u>一等及二等郵便局長</u>	
<u>特定三等郵便局長</u>	指定郵便局ノ局長
<u>普通三等郵便局長</u>	特定郵便局ノ局長
<u>三等郵便局長</u>	特定郵便局長
<u>一等電信局長</u>	電信局長
<u>二等電信局長</u>	
<u>一等及二等電信局長</u>	
<u>三等電信局長</u>	削除
<u>一等電話局長</u>	電話局長
<u>二等電話局長</u>	
<u>一等及二等電話局長</u>	
<u>一等、二等、三等局長</u>	郵便局長、電信局長及電話局長
附則	
本公達ハ昭和16年 2 月 1 日ヨリ之ヲ施行ス	
<u>特定三等郵便局規程ハ之ヲ廃止ス</u>	
<u>従前ノ特定三等郵便局ハ同名ノ指定郵便局トス</u>	
昭和16年 1 月31日	
逋信大臣 村田 省蔵	

「別表第一表」は、郵便局を大きく「逋信大臣ノ特ニ指定スル郵便局」と「其他ノ郵便局」に2分し、後者の称呼を「普通郵便局」とする。前者をさらに2分して、「別ニ指定スル局」を「指定郵便局」と、「其ノ他ノ局」を「特定郵便局」と呼ぶ。したがって、この「特定郵便局」は、「逋信大臣ノ特ニ指定スル郵便局」より狭い概念（「逋信大臣ノ特ニ指定スル郵便局」特定郵便局」）である。

次の「別表第二表」は、改正前の公達等に用いられていた「官署名」、「官職名等」を「改正セラレタルモノトス」る、読み替え規定である。この表における「〇〇郵便局」、(旧)「〇〇

別表第一表		別表第二表			
新呼称		郵便局の呼称		あて先の局長(「職」)の呼称	
其他ノ郵便局	普通郵便局	新	旧	新	旧
		普通郵便局	一等郵便局	普通郵便局ノ局長	一等郵便局長
			二等郵便局		二等郵便局長
			一等及二等郵便局		一等及二等郵便局長
通信官署官制第16条第1項但書ノ規定ニ依リ通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局	別ニ指定スル局	指定郵便局	特定三等郵便局	指定郵便局ノ局長	特定三等郵便局長
	其ノ他ノ局	特定郵便局	普通三等郵便局	特定郵便局ノ局長	普通三等郵便局長
		指定郵便局及特定郵便局	三等郵便局	—	—*
				* 職としての「三等郵便局長」は存在しない。	
				郵便局長、電信局長及電話局長	一等、二等、三等局長
充てるべき「官」の呼称					
				特定郵便局長**	三等郵便局長**

表2 新旧呼称の対応関係

** これらは「職」ではない。

郵便局長」、(新)「〇〇郵便局ノ長」の対応関係には、注意が必要である。郵便局の新呼称には、第一表のとおり、「普通郵便局」、「指定郵便局」、「特定郵便局」の3つがある。これに対応する局長(「職」)の呼称としては、「普通郵便局長」、「指定郵便局長」、「特定郵便局長」ではなく、それぞれ、「普通郵便局ノ局長」、「指定郵便局ノ局長」、「特定郵便局ノ局長」が用いられている。「指定郵便局及特定郵便局」(いずれも旧「三等郵便局」)という2つの局種の長(「職」)をひとまとめにする局長名(職名)は存在しない。「三等郵便局長」から「特定郵便局長」への読み替えは、「職」名の読み替えではなく、「官」名の読み替えなのである。なぜ、このようになっているのかを考えてみよう。

(7) 「別表第二表」には、郵便局、電話局、電信局等、多数の「呼称」が存在し、錯綜しているので、郵便局に絞って新旧の対応を整理すると、次の〔表2〕のようになる。

いま仮に、「指定郵便局」と対になる「特定郵便局」の長(「職」)に当てるのに「特定郵便局長」の称呼を用いた場合、昭和16年官制では、すでに「特定郵便局長」を「官」の呼称として用いているから、「職」と「官」の間のカテゴリー・ミステイクを犯すことになる。したがって、「特定郵便局」(旧「普通三等郵便局」)の長の呼称は、「別表第二表」にあるとおり、「特定郵便局ノ局長」でなければならない。昭和16年官制に言う「特定郵便局長」はあくまで「官」であって、これを「通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局」の「局長」の意味、「職」の意味で用いることはできないのである。

これに対し、「別表第二表」で「三等郵便局長」を「特定郵便局長」と読み替えているが、それが可能なのは、「特定郵便局長」が「職」ではなく、「特定郵便局長ヲ以テ之ニ充ツ」にいう意味での「特定郵便局長」、すなわち「官」だからである。この読み替え(〔表2〕の破線部分)は、昭和16年官制において、大正13年官制の「官」としての「三等郵便局長」を、「特定郵便局長」に改めたこと(旧第9条の改正)を読み替え規定においても繰り返したにすぎない⁽²⁸⁾。一方、「官」としての「特定郵便局長」と並ぶ「通信事務官」、「通信

28 明治36年「通信官署管制」からさらに遡ると、明治19年の「地方通信官管制」(勅令)は、「二等郵便局及三等郵便局ノ局長ハ判任」とし、「三等郵便局長」という名称は用いていないので、置き換えるべき「呼称」がない。もっとも、勅令より下の省令、規程類に「三等郵便局長」の使用例がない

書記」は、呼称の変更がないから、読替えの必要もなく、「別表第二表」には登場しない。この表の「特定郵便局長」が「官」であると認識されにくいのは、このことも一因である。

旧「一等郵便局長」及び「二等郵便局長」とあったものをまとめて「普通郵便局長」と読み替えず、「普通郵便局ノ局長」とし、「ノ」を用いたのも、新「称呼」一般の方式に倣ったのである。もし、「普通郵便局長」とした場合、「職」を表す新たな「呼称」を創出することになり、その対立概念として「特定郵便局長」が考えられる。しかし、これに「官」を表す呼称として使用済みであり、カテゴリーも異なる。そのため、別表第二表は、「職」の概念としては、「普通郵便局長」も「特定郵便局長」も用いないのである。

- (8) 大正13年官制は、すでに「三等郵便局長」を「職」の概念では用いていなかった。昭和16年官制の公達、別表第二表も同様であり、「特定」、「普通」の限定詞付きの旧称「特定三等郵便局長」と「普通三等郵便局長」を包摂する新たな「称呼」はない。また、「指定郵便局長」、「特定郵便局長」という「職」名を造語することなく（カテゴリー上できないのである）、「指定郵便局ノ局長」、「特定郵便局ノ局長」としている。

ただ、大正13年官制では「一等、二等、三等局長」という表現があった。この列記方法は、「三等局長」の概念を「一等、二等」局長同様、「職」として用いたもので、「三等局長」がふたつのカテゴリーにわたって用いられ、混線が生じていた。しかし、公達73号の別表第2は、これらを「郵便局長、電信局長及電話局長」をもって読み替えている。これも「職」を意味するものであるが、等級区分の廃止に伴い、これらの「称呼」を、郵便、電信、電話という大きな機能分類の「局」の「長」（「職」）に置き換えており（これらの局種名は、大正13年勅令の第6条にすでにある）、混乱は避けられている。

以上のとおり、昭和16年官制（公達第73号も含めて）は周到であり、「職」について、新たな「称呼」を造語することなく、既存の概念を組み合わせ、基本的に「〇〇局ノ局長」とした。「指定郵便局」と「特定郵便局」を包括する新たな「称呼」もない⁽²⁹⁾。これは、混乱を避けるための、「オッカムのカミソリ（Ockham's razor）」であった⁽³⁰⁾。ただ、その附則で、「本令施行ノ際現ニ三等郵便局長ノ職ニ在ル者別ニ辞令ヲ発セラレザルトキハ特定郵便局長ニ同手当ヲ以テ任ゼラレタルモノトス」としたのは、やや紛らく、本来「官」である「三等郵便局長」を「職」として用いている。しかし、「ノ職ニ在ル者」と書いていることから、「官」と「職」との違いは認識されているように見受けられる。

- (9) 「特定郵便局」あるいは「特定郵便局長」という呼称の由来を詳しく論じた研究は少ない。そのなかで、山口前掲『特定郵便局－全国特定局長会のあゆみ－』には、これに関する記述が複数箇所にある。表記やカテゴリーが問題となることから、該当の箇所をそのまま引用する。頁の順序は適宜入れ替えた。

- ① 「昭和16年2月1日、長くつづけられた一、二、三等局の区分は、まったく廃止された。すなわち、郵便局の等級制を廃止したわけである。従来の一、二等局は普通郵便局、三等局は特定郵便局と改称された。現在の称呼は、ここに始まる。」（同書72頁）
- ② 「いまの『特定』という名称は、むかしの特定三等局の称呼を、そのまま使用したものであった。本来は“特に指定した”という意味であったが、いま（筆者注：出版時は

かどうか（「官」であれ「職」であれ）は、網羅的には確認できなかった。

- 29 新たな称呼を定めなかったのは、「指定郵便局」が減少しつつあり、早晚なくなることにより、旧三等郵便局が事実上「特定郵便局」のみとなることを予想していたのかもしれない。
- 30 「存在者entityは必要もなく増加してはならない」との格言。14世紀英国の唯名論哲学者、William of Ockhamに由来する。『哲学事典』（平凡社、1971）192頁、「オッカムの剃刀」の項、『Oxford Dictionary of Philosophy』第2版（Oxford University Press、2008）、258頁を参照。

平成5年)の特定局にそのような意味はない。」(同書5頁)

- ③「普通局および特定局という呼称が、従来から(筆者注:昭和16年官制の前からの意)使用されていた呼び名、すなわち普通三等局および特定三等局に由来することは、すでに述べたところである。しかし特定局という制度が確立されると共に、旧来の三等郵便局長は特定郵便局長と改称され、ここに“特定”の語が(特に指定した、という意味ではなく)新しい意味のもとに使用されることになった。」(同書、74頁)

①に関していえば、旧「三等局」のすべてが「特定郵便局と改称」された訳ではなく、「特定郵便局」と改称されたのは、旧「三等局」のうち「普通三等郵便局」である。山口が「三等郵便局長」が「特定郵便局長」に「改称」されたことをもって、すべての「三等郵便局」が「特定郵便局」に改称されたと言うのなら、誤りである⁽³¹⁾。もっとも、山口も「三等局の大部分が集配局と無集配局を含めて『特定郵便局』と呼ばれるようになった」とするから⁽³²⁾、このことは認めているのかもしれないが、一貫しない憾みがある。

②、③は関連している。山口は、「いま(筆者注:郵政省時代のこと)の『特定』という名称が、「むかしの特定三等局の呼称をそのまま使用した」として、「特定」という限定詞の用い方の起源を、1903(明治36)年、「三等郵便局」の中から「通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局」を「特定三等郵便局」と称したことに求めている⁽³³⁾。「特定三等局」は、大規模となり、管理が難しくなった一部の三等局について、一定の経費を国の管理に直轄化したものである⁽³⁴⁾。昭和16年官制の「通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局」とは、指し示す対象が異なる。論旨が判然としないが、善解するなら、山口は、三等局全般から一定の限定を付された「特定三等局」における「特定」という限定詞を、等級制の廃止に際して、旧「三等郵便局」を改称するのに転用したという屈折のある解釈を行ったのかもしれない。

しかし、官庁用語において、「特定〇〇」とは、所管の大臣あるいは政府が、ある政策目的のために、一定の要件を充たす業種、地域、施設等を指定する場合の常套句である⁽³⁵⁾。「特定郵便局」とは、そのようなものとして、昭和16年官制の「通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局」から直接に由来するもので、郵便局一般に対し、一定の限定を加えたものと単純に理解すれば足りるのである⁽³⁶⁾。

端的に言うと、「特定郵便局長」の呼称は昭和16年官制の勅令第16条に、「特定郵便局」

-
- 31 山口の記述は、『続通信事業史(一)』258頁にしたがったものと思われる。1941年に「三等郵便局」が「特定郵便局」に改称されたとする記述は、他にも多く見られる。
- 32 山口前掲書3頁
- 33 山口前掲書、同前頁。
- 34 「特定三等郵便局規程」(明治36年3月28日、公達第290号)第1条 三等郵便局中特ニ指定スル局ヲ特定三等郵便局トス 第2条 特定三等郵便局ノ経費ヲ別テ直轄経費及払渡経費ノ二トス 直轄経費ハ通信管理局又ハ一等郵便局ノ経費ニ属シ払渡経費ハ当該局長ノ受負トス(以下省略)
- 35 戦前では、「特定ノ地域ニ関スル支出官事務、歳入徴収官事務、出納官吏事務及日本銀行国庫金取扱ニ関スル特別規程」(昭和18年大蔵省令第13号)の第1条第2項に「前項ノ特定ノ地域ハ大蔵大臣之ヲ定ム」等があり、戦後では、「特定不況産業安定臨時措置法」(昭和53年 法律第44号)、「港湾法」(昭和25年 法律第218号)の「特定貨物輸入拠点港湾」、「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」(平成6年 法律第78号)等、「特定」を冠する業種、施設等は、枚挙に暇がない。日本法令索引で、「特定」をキーワードとして検索すると、戦前戦後を通じて、5,000件以上の法令、訓令がリストアップされる。そのなかで、通信関係の「特定」、「特定郵便局長」が比較的古いものとして登場するのは事実である。なお、全体として訓令の数は少なく、網羅的に採録されていないようである。
- 36 「通信大臣ノ指定スル郵便局」と言わずに「通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局」としたのは、「特に」に意味がある訳ではなく、単に「指定スル」というのと変わらない。「特に」というのは、戦前の通信省令に特有の語法かもしれない。「特ニ指定シタル郵便局所ニ於テ軍人軍属ノ払出ス通常為替ニ対シテハ其料金ヲ徴収セス」とした前掲、明治37年5月9日通信省令第37号を参照

の呼称は公達第73号の「別表第一表」の「指定郵便局」、「特定郵便局」、「普通郵便局」の3分法に、それぞれ由来する。そして、「指定郵便局」と「特定郵便局」を合わせたものが、「通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局」である。このうち、すでに減少傾向にあった「指定郵便局」が漸次「二等郵便局」に改められ、実態がなくなった結果、「通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局」と「特定郵便局」の外延が結果として一致するに至ったのである。これを「指定郵便局」がなくなった時点から見れば、もともと「特定郵便局長」（官としての）＝「特定郵便局ノ局長」（職）であった、という理解（実は、誤解ないし単純化）が生まれるのも分らないではない。

- (10) もっとも、このような移り変わりを理解したとしても、戦後、郵政省の発足後、公達で「特定郵便局」が「特定郵便局長を長とする郵便局」であると規定されたことの説明にはならない。山口が、「本来は“特に指定した”という意味であったが、いまの特定局にそのような意味はない」とか、「“特定”の語が（特に指定した、という意味ではなく）新しい意味のもとに使用されることになった」というのは、どのような意味なのか。『続通信事業史（一）』も、この点に触れるところがない。「特に指定した」という意味ではなくなったとすれば、郵政省の時代（「いま」）、なぜ、「特定」の文言を残した「特定郵便局」や「特定郵便局長」の呼称が法令用語として使用可能だったのか。その理由の解明が別途必要である。
- (11) その前に、昭和16年官制下における郵便局の設置及び「通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局」の「指定」の仕方を具体的に示しておこう。通信官署官制改正に伴い、従来の三等郵便局は、一括して「同官制第16条第1項但書ノ規定ニ依リ通信大臣ノ特ニ指定スル同名ノ郵便局」として告示されることになった。

通信省告示第208号

郵便局、電信局及電話局ノ等級ハ昭和16年勅令第95号通信官署官制中改正ノ件施行ニ伴ヒ昭和16年2月1日より之ヲ廃止シ従前ノ三等郵便局ハ同官制第16条第1項但書ノ規定ニ依リ通信大臣ノ特ニ指定スル同名ノ郵便局トス

昭和16年1月31日

通信大臣 村田省蔵

昭和16年の官制改正後、新規に設置される局は、次の通信省告示第1116号の例にあるように、まず、個々の郵便局の設置年月日、名称、位置を告示し、これに連続する告示1117号で、当該局が「特ニ指定スル郵便局」であることを示した。これは「二段階方式」の告示と言える。当然ながら、いずれの告示も「特定郵便局」という「称呼」を用いていないことに注意したい。

通信省告示第1116号

昭和16年5月1日より左記郵便局ヲ設置ス
但シ郵便物集配事務ヲ取り扱ハズ

昭和16年4月26日

通信大臣 村田省蔵

名称	位置
コクラキヨミヅ 小倉清水郵便局	小倉市大字篠崎字清水（小倉局郵便区内）

キノエ
木上郵便局 熊本県球磨郡木上村（一武局郵便区内）
通信省告示第1117号
昭和16年4月通信省告示第1116号ノ郵便局ハ通信官署官制第16条第1項但書ノ規定ニ依リ通信大臣ノ特ニ指定スル郵便局トス
昭和16年4月26日
通信大臣 村田省蔵

最後に、「第16条第1項但書」の指定を取り消した例を示す。これは、当該局の業務量増加に伴って、「特ニ指定スル郵便局」が普通郵便局に種別改定されたものである。設置の告示と特に指定する告示を分けているので、後者の「特ニ指定スル」行為を取り消すことになる。

通信省告示第238号
昭和17年2月15日限り左記郵便局ニ対スル通信官署官制第16条第1項但書ノ規定ニ依ル指定ハ之ヲ取り消シタリ
昭和17年2月16日
通信大臣 寺島 健
名 称 位 置
玉島郵便局 岡山県浅口郡玉島町
廣郵便局 呉市廣町

以上、「特定郵便局長」、「特定郵便局」の「称呼」に関する戦前の定め方の経緯、その到達点としての昭和16年通信官署官制について、読み解きを行ってきた。それに際しては、「官」と「職」の関係にとくに注意を払った。その結論は、通信省の公達、告示において、「特定郵便局長」とは、「官」であり、「職」の名称として用いられることはない、ということであった。

郵政省になってからの「特定郵便局長を長とする郵便局が特定郵便局である。普通郵便局とは、それ以外の郵便局である。」という説明も、昭和16年通信官署官制に伴う公達第73号別表1とパラレルの表現であることも分かった。「官」と「職」を分けて考えると、この説明は、同語反復や循環的定義ではないのである。このことは、試験対象官職と対象外官職に関して、「郵政事務官」と「特定郵便局長」の違い、一方から一方に移る際の「転官」について述べたことの説明にもなる。

しかし、戦後の公務員法制下において、戦前と同じ「官」の「称呼」、「呼称」を用いて、「定義」めいた公達（「郵便局組織規程」）を定めた理由ないし根拠を知るには、以上の分析だけでは足りない。これらの呼称が民営化によって消滅する理由についても同様である。この点については、稿を改めて解明することとしたい。

「付記」

本稿の英文タイトル名を「On the term of “Special Post Office” and “Special Post Master”」としたが、これは、旧郵政省の公式用語集における「特定郵便局」、「特定郵便局長」の英文名称にならったものである（郵政省郵務局監修『POSTAL WORDS 和英・英和郵便用語集』（郵研社、1991））。しかし、実は、ここで「特定」を「special」とするのは、意味が通らない。本稿の文脈からは、たとえば、P. Machlachlanの*The People's Post Office*（Harvard University

Asia Center, 2011) にある「commissioned」が、適切であると考えていることを付言する。

(ふじもと えいすけ 郵政博物館特任研究員)

研究ノート

名古屋の飛脚問屋における災害情報の発信・伝達 ～小嶋権兵衛・貝谷権左衛門を事例に～

岡崎 佑也

はじめに

本稿は名古屋の飛脚問屋である小嶋権兵衛と、貝谷権左衛門が顧客に向けて発信・伝達した災害情報について考察するものである。従来、飛脚による災害情報の発信・伝達に関わる研究は、江戸に本店を置き、主に江戸・上方間で荷物、書翰などの輸送をおこなう定飛脚問屋を事例に取り上げられることが多かった。その研究の端緒として今田洋三氏の論稿が挙げられる。同氏は徳川幕府から営業の公許を得た定飛脚問屋が諸国の変事を把握した場合、江戸町奉行と月行事へ届け出るよう定められていたことや、得意先に江戸の大火、宝永4年（1707）の富士山噴火の一報を伝えたことを論じ、飛脚を災害情報の伝播の一手段として位置付けた⁽¹⁾。

その後、北原糸子氏が安政2年（1855）の安政江戸地震を事例に、同地震の発生および被害に関する情報が大名飛脚や定飛脚によって広範囲に伝播した過程を明らかにした。加えて、北原氏は定飛脚問屋の場合、キャッチした災害情報を幕府へ報告する義務を負わされていた一方、出入の大名屋敷や商家へのリークも指摘した⁽²⁾。近年では、享和3年（1803）に幕府道中奉行の許可のもと、定飛脚問屋によって規定された「仲間之法」に基づいて、災害情報を得意先に触れ出すことが定められていたことを明らかにしている⁽³⁾。これに加えて、巻島隆氏は嘉永7年（1854）11月4日に発生した安政東南海地震を事例に、同地震の被害情報が定飛脚問屋の嶋屋佐右衛門によって江戸、上野国、出羽国に伝達したことを紹介し、情報が伝わった時期の違いで情報量の内容が異なることを指摘した⁽⁴⁾。

一方、名古屋の飛脚問屋を事例にした研究として、巻島隆氏による井野口屋半左衛門の分析が挙げられる⁽⁵⁾。井野口屋は名古屋―京都―大坂―奈良を主な輸送エリアとし、尾張藩の御用を務め、同藩の庇護のもと、独占的に武家・町人荷物の輸送を請け負った飛脚問屋である。

巻島氏は井野口屋による災害情報の発信・伝達についても検討しており、同店の輸送エリアである京都・大坂・名古屋などの大火を尾張藩へ届け出ている点を明らかにしている。この他、同店は顧客に文政2年（1819）6月12日の文政近江地震における名古屋の被害も報告している。巻島氏によれば、井野口屋が伝える災害情報は、同店の輸送エリアにあたる地域の被災状況が主であり、文政近江地震の災害情報は名古屋・京都の情報のみで、伊勢・大和両国については

- 1 今田洋三「江戸の災害情報」（西山松之助編『江戸町人の研究 第五巻』吉川弘文館、1978年に収録）187～193頁。
- 2 北原糸子「安政江戸地震情報の伝播過程」（『都市災害の情報問題』東京大学新聞研究所、1987年に所収、のちに同『近世災害情報論』塙書房、2003年に収録）。
- 3 巻島隆a『江戸の飛脚 人と馬による情報通信史』（教育評論社、2015年）281～282頁。
- 4 巻島氏a前掲書291～293頁。
- 5 巻島隆b「名古屋の飛脚問屋 井野口屋半左衛門―尾張徳川家御用と非御用との競合―」（『郵政博物館研究紀要』第10号、2018年）

記されていないと述べている⁽⁶⁾。

このように従来の飛脚による災害情報の発信・伝達は、定飛脚問屋の事例が主であり、名古屋の飛脚問屋の事例は井野口屋半左衛門のみに留まっている。そこで本稿では、名古屋の一飛脚問屋の小嶋権兵衛と貝谷権左衛門の事例を取り上げることで、両店における災害情報の発信・伝達について明らかにしたい。

1 小嶋権兵衛と貝谷権左衛門について

本論に入る前に、小嶋権兵衛と貝谷権左衛門がいかなる飛脚問屋であったのかを、断片的にはなるが、複数の史料を活用しつつ、明らかにしたい。

尾張国の定宿講であった真菅組が作成した「尾州真菅組定宿之記」のうち、名古屋を拠点とする飛脚問屋の書上によれば、次のことが記載されている。

【史料1】⁽⁷⁾

江戸	熱田宿々出店名古屋伝馬町
京都	同 小嶋権兵衛
大坂	貝谷権左衛門

上記の史料から、小嶋権兵衛と貝谷権左衛門の両店は、東海道の宮宿（熱田宿）に本店を置き、名古屋城下の伝馬町（現・愛知県名古屋市中区）に出店を構えつつ、江戸—京都—大坂を輸送エリアとしていたことがわかる。後に取り上げるが、貝谷権左衛門が後述する徳川幕府の交代寄合であった西高木家に宛てて提出した請書によると、「名古屋伝馬町四丁目出張所おみて御取扱申上」⁽⁸⁾と記載されている。このことから、貝谷が名古屋伝馬町に構えた出店は、書状・荷物の集荷および集配のための出張所であったことがうかがえる。小嶋権兵衛による出店も貝谷と同様の目的で置かれていたのであろう。

一方、天保10年（1839）に江戸の定飛脚問屋仲間、大坂の三度飛脚問屋仲間、京都の順番飛脚仲間などが東海道各宿に配置された飛脚取次所との間で取り結んだ約定書「東海道取次所示談書連印帳」によると、次のような記載がみられる。

【史料2】⁽⁹⁾

	小嶋権兵衛
今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書附慥ニ請取置申候、以上	
⑩	
	貝谷権左衛門
今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書附慥ニ請取置申候、以上	
⑩	

小嶋と貝谷の両店ともに、東海道宮宿（熱田宿）の飛脚取次所であったことがわかる。飛脚取次所とは、定飛脚問屋に代行して集荷や取次、配達業務をおこなった業者である。主に東海道や中山道などの街道に配置され、普段は本陣役や旅籠などを営みつつ、宿場周辺の地域への

6 巻島氏b前掲論文85～86頁。

7 「尾州真菅組定宿之記」（西尾市岩瀬文庫所蔵）。

8 「乍恐御請旁奉差上候一札（飛脚御用達につき請書）」（高木家（西高木家）文書、名古屋大学附属図書館所蔵）。

9 「東海道取次所示談書連印帳」（郵政博物館所蔵）

配達、集荷事務を担った。江戸の定飛脚問屋である京屋弥兵衛が作成した「京屋大細見⁽¹⁰⁾」には、東海道京宿における同店の飛脚取次所として、小嶋権兵衛と貝谷権左衛門の名前が挙げられている。すなわち【史料2】も含めて考えるに、小嶋・貝谷の両店は飛脚問屋として、独自に江戸―京都―大坂への輸送事業をおこないつつ、定飛脚問屋、三度飛脚問屋、順番飛脚問屋の飛脚取次所を兼ねていたのである。

(1) 小嶋権兵衛

次に小嶋権兵衛と貝谷権左衛門の各問屋の概況をみていきたい。

【史料3】⁽¹¹⁾

覚

一、御用状壱封

江戸御屋敷

御役人御衆中様分

右之通至宿仕候ニ付、直様為持奉差上候参着之砌、御使御落手遊可被下候、且宮宿分^(ママ)之飛脚賃錢毎度之通御払被遊可被下候、以上

西四月三日

御用達

小嶋権兵衛印

高木修理様

御役所

(下線部は筆者による、以下同じ)

この史料は、小嶋権兵衛が美濃国多良郷（現・岐阜県大垣市）に知行地を所有し、同地に陣屋を置いた徳川幕府交代寄合の西高木家⁽¹²⁾に宛てた覚書である。内容としては西高木家の江戸屋敷の役人衆から送られた、国元への御用状の配達を、小嶋が請け負ったことを示している。ここで注目すべきなのは「御用達 小嶋権兵衛」と記載されている点である。つまり、小嶋権兵衛は交代寄合西高木家の御用達を務めていたことがわかる。西高木家文書のなかには、小嶋が同家から御用状や金子の配達を請け負ったことを示す覚書が多く残されている⁽¹³⁾。

この他に小嶋権兵衛は高木家のみならず、美濃国を領地も持つ他の領主層を顧客としていた。例えば、小嶋は備中国岡田藩の大坂堂島新地蔵屋敷詰であった佐野敬蔵より、同藩飛地領であった美濃国沓井郷（現・岐阜県揖斐郡池田町）で下代官を務めていた野原藤右衛門と、同藩江戸詰の福嶋勘治へ蘆包1箇を配達するようお願い出ている⁽¹⁴⁾。

また、尾張藩とのつながりを示す史料も存在する

【史料4】⁽¹⁵⁾

覚

10 「京屋大細見」（郵政博物館所蔵）。

11 「覚（飛脚請書）」（高木家（西高木家）文書、名古屋大学附属図書館所蔵）。

12 西高木家含む高木家三家の概要については、伊藤孝幸『交代寄合高木家の研究―近世領主権力と支配の特質―』（清文堂出版、2004年）を参照。

13 「覚（御用状預かり覚）」、「覚（銀子入り書状預り覚）」（高木家（西高木家）文書、名古屋大学附属図書館所蔵）など。

14 「（福嶋勘治より野原藤右衛門へ蘆包壱箇相仕仕向申候ニ付）覚」（阿子田昭家文書、岐阜県歴史資料館所蔵）。

15 「覚」（関西大学図書館所蔵尾張藩町奉行関係文書、愛知県公文書館所蔵CH版を使用）。

一、金五拾両也
外ニ御渡状壱通
御送書壱通
京都錦小路
御役所
三度早便

右之通御書印之俣慥ニ奉受取候、無相違御届ケ可申上候、万一於道中ニ故障之儀御座候
ハヽ、急度相弁御上納可仕候、為後日仍而如件

弘化三年
午何月幾日

三度飛脚会所
小嶋屋権兵衛
証人
井筒屋善左衛門

御勘定所
御用

この史料は関西大学図書館に所蔵されている尾張藩町奉行所関係文書に含まれている書状のひとつである。小嶋権兵衛が尾張藩御勝手方勘定所に宛てて、京都錦小路にあった同藩藩邸へ無事50両を送付することを誓約した請書である。日付は「弘化三年 午何月幾日」とあることから、この請書は雛形であったことが想定される。

このほか、小嶋権兵衛は尾張家年寄の石河家も顧客であったこと⁽¹⁶⁾や、後述の通り同藩家臣のもとにも災害情報を伝達している。このことから、小嶋にとって尾張藩も主要な顧客であったことがうかがえる。

一方、【史料4】をみると、「三度飛脚会所 小嶋屋権兵衛」と記載されている。小嶋は名古屋を拠点に、大坂の三度飛脚問屋が運ぶ荷物などを受け取る「会所」を設置していたか、飛脚の一般名称として小嶋側が「三度飛脚」を名乗っていた可能性が高い。いずれにせよ、小嶋は三度飛脚問屋と相仕（業務提携）関係であったと考えられる。

小嶋権兵衛が、江戸の定飛脚問屋とも相仕であったことが判明する史料がある。

【史料5】⁽¹⁷⁾

(端裏書)

「文政五壬午年名古屋三度飛脚小嶋権兵衛之書付也」

覚

一、飛脚出立定日
一、名古屋江戸表へ並便十日限位、毎月三、七、十、壱ヶ月ニ九度ツ、
一、江戸表名古屋へ並便八日、九日着、毎月二、六、九、壱ヶ月ニ九度ツ、
一、名古屋江戸表へ早便六日限、毎月三、四、六、七、九、十、壱ヶ月ニ十八度ツ、
一、江戸早便出日
毎月一、二、四、六、八、九、壱ヶ月ニ十八度ツ、
右之通御座候、以上

16 「覚（仕立御用書付壱通差上ニ付）」（石河家文書、徳川林政史研究所所蔵）。

17 「覚（名古屋三度飛脚予定書付）」（高木家（西高木家）文書、名古屋大学附属図書館所蔵）。

尾州名古屋伝馬町四丁目

小嶋権兵衛

午

九月十日

江戸飛脚問屋

日本橋瀬戸物町

嶋屋佐右衛門方

室町壱丁目

京屋弥兵衛方

上記の史料は交代寄合西高木家の史料群に含まれている、小嶋権兵衛が取り決めた定日（發送日）の一覧である。作成されたのは文政5年（1822）9月10日頃であることがわかる。この史料によれば、名古屋から江戸間のうち、通常便である並便は「十日限」と10日間で江戸へ輸送することが取り決められており、毎月3・7・10のつく日に發送した。また同じく並便のうち8、9日間で江戸へ輸送する場合は、毎月2・6・9のつく日に江戸へ出立した。短い日数で運送する早便は毎月3・4・6・7・9・10のつく日に發送し、6日間で届けた。逆に江戸から名古屋へ早便で送る場合は、毎月1・2・4・6・8・9がつく日を定日としていた。

この史料の宛名は、江戸の定飛脚問屋でも大手であった嶋屋佐右衛門と京屋弥兵衛となっている。小嶋権兵衛が京屋の飛脚取次所であることは先述した。このことを踏まえると、小嶋は嶋屋と京屋と相仕関係であったと考えられる。すなわち、小嶋権兵衛は大坂の三度飛脚問屋と江戸の定飛脚問屋と相仕関係を結び、これら問屋の飛脚取次所を兼ねつつ、独立した飛脚問屋として交代寄合西高木家や尾張藩の御用を務めていたのである。

(2) 貝谷権左衛門

貝谷権左衛門が、小嶋権兵衛と同様に交代寄合西高木家の御用達であったことが次の史料から判明する

【史料6】⁽¹⁸⁾

乍恐御請旁奉差上候一札

私儀従来御出入仕度心願ニ御座候処、先般駿府表急御用状御達方蒙 仰候処、無遅滞相達候模通相成候趣被 仰渡難有仕合奉存候、右続を以永々御用達被為仰付被成下置候様今般奉願上、尤御^(大カ)太切 御用取扱仕候義ニ付、御絵府并御目印御桃燈御渡被下置候ハ、別而難有奉存、是又奉願上候処早速願之通御聞済被為 仰付、右御絵府并御目印御桃燈迄も御渡被下置候趣、重々難有仕合、冥加至極永々私家之面目と申身ニ余り大悦奉存候、就而ハ急御用、御国許より御差立被遊候節ハ何時ニ而も無指支、名古屋四丁目出張所ニおゐて御取扱申上、御日限通無相違相勤可申候、若御旅宿等御差支之節ハ御差宿仕并飛脚賃銀之義も別紙書上奉差上候通御勤可申候、右御請奉申上度、奉差上一札仍如件

尾州宮

弘化四年未七月

御用達飛脚所

貝谷権左衛門㊤

18 前掲註（8）と同じ。

多良

西御陣屋様

上記は貝谷が西高木家へ従来通りに御用達の任命を願い出た書状である。貝谷と西高木家との関係は、同家が駿府での御用（駿府加番など）を任命され、同地に御用状を配送したことに端を発している。それ以来、貝谷は同家の御用達を命じられたという。一方、西高木家に対しては同家御用達を示すための絵符や目印となる提灯の下賜を願い出ている。このうち絵符は道中に行く宰領飛脚が馬荷に取り付けるために使用したものと考えられる。また、貝谷は書状のなかで配達時には、限られた日数で輸送することなどを誓約している。

このほかに貝谷権左衛門は、美濃国に領地をもつ旗本三淵家の御用達も務めていた⁽¹⁹⁾ほか、美濃郡代や勘定奉行を歴任し、美濃国大野郡三輪村に陣屋（清水陣屋）を置いた旗本岡田氏は顧客とし、同家江戸屋敷への御用状の配送を請け負っていた⁽²⁰⁾。

他方、貝谷も定飛脚問屋と相仕関係であったことを示す史料を、次に示したい。

【史料7】⁽²¹⁾

覚

御状壱通

本多筑前守様御内

小寺儀兵衛様

右之通封印儘ニ請取無相違相届可申候、以上

未

十月十日

定飛脚会所

貝谷権左衛門印

三輪孫六郎様

西高木家の家臣で同家御用所に勤める三輪孫六郎が、貝谷権左衛門に依頼し、旗本寄合席本多家家来の小寺儀兵衛宛に御状一通を送付する際、貝谷が作成した請書には「定飛脚会所 貝谷権左衛門」と記載されている。貝谷は小嶋権兵衛と同様に定飛脚問屋がらの荷物を受け取るための会所を設置していたものと思われる。貝谷も定飛脚問屋などの飛脚取扱所であったことを考えると、同問屋と相仕関係であったことが考えられる。

続いて、貝谷権左衛門が御用物を配達する際に設定した賃金についてみていきたい。西高木家の史料群に含まれている「御用物賃金書上」⁽²²⁾によると、早便で江戸表へ御状1封を配達する場合は銀2匁、同じく早便による江戸表への100両の配送は銀40匁、並便で江戸へ荷物を輸送する場合は、重さ1貫目までは賃銀は銀7匁などと定められている。「三日限」と3日間の日限で御状を輸送する場合は3両、「四日限」は2両2分と取り決められている。

以上のごとく、小嶋権兵衛と貝谷権左衛門は、江戸の定飛脚問屋と相仕関係を結びつつ、名古屋を拠点に、主に尾張国および美濃国に知行地を領有する大名家や旗本家を顧客に持ち、独自に飛脚業を展開していたのである。

19 「乍恐奉願上候御事」（三淵氏用人鈴木家文書、岐阜県歴史資料館所蔵）。

20 「（従江戸御屋鋪御封状ニ付）」（上田功家文書、岐阜県歴史資料館所蔵）

21 「覚」（高木家（西高木家）文書、名古屋大学附属図書館所蔵）。

22 「御用物賃金書上」（高木家（西高木家）文書、名古屋大学附属図書館所蔵）。

② 災害情報の発信

小嶋権兵衛と貝谷権左衛門の場合、江戸の定飛脚問屋と同様に、顧客に向けて災害情報を発信していた。

【史料8】⁽²³⁾

覚

- 一、当月六日午刻(所カ)迄同夜亥刻迄大風ニ而江戸永代橋御蔵辺(所カ)深川洲崎・本庄迄不残津浪ニ而大高水仕、永々流、怪我人多、死人七拾人余、夫々新地・石場・佃嶋、夫々芝辺高縄・品川・鮫洲・大森迄永々流、橋々流落、通路亡御座候、北者千住大橋・戸田村・八王子迄一向通路亡御座候
- 一、堀井・ねこさね・舟橋・けみ川・はら木・上総浦迄津浪ニ而永々流失仕、死人多御座候
- 一、木曾路熊谷・本庄・鴻巣・板鼻近辺高水ニ而、所々水強御座候
- 一、京・大坂当廿日大風雨ニ而永々吹潰、大木吹折申候、其外道中筋不残大風雨ニ而永々吹潰レ、人馬多ク損し申候

右之通為御知奉申上候、以上

八月廿二日認

立木弥蔵七様

名和定之丞様

貝谷権左衛門

この史料は、貝谷権左衛門が美濃国大野郡三輪村（現・岐阜県揖斐郡揖斐川町）に陣屋（清水陣屋）を置いていた旗本岡田氏の家臣立木弥蔵七、名和定之丞に宛てて、江戸、上総国、熊谷や本庄、鴻巣など武蔵国北部の中山道筋、京・大坂の各地域の台風被害を伝えた書状である。書状の端裏書には「寛政三年八月廿二日夕認、同廿八日夕着」とあることから、本文で記されている災害は寛政3年（1791）の夏に江戸で甚大な被害を与えた台風であったことが判明する⁽²⁴⁾。江戸においては同年8月3日から9月24日にかけて、断続的に台風を起因とした暴風雨が降り続いた。なかでも9月4日の暴風雨では江戸の深川・築地・芝浦方面が高潮被害に襲われ、甚大な被害を受けた。

史料をみると、8月6日の午刻（午前11時から午後1時頃）から、亥刻（午後9時から午後11時頃）にかけて大風により、江戸の永代橋際に位置する御蔵（御海手屋敷の御船蔵のことカ）から、深川洲崎、本所辺まで浸水被害を受けた。人的被害も生じた模様で、死者数は70人余に及んだという。また深川の花街である新地や石橋、江戸の西側にあたる芝・高輪・品川、江戸の外れで東海道筋にあたる鮫洲・大森まで浸水したことがわかる。江戸周辺のみならず、高潮被害は上総国の猫実・船橋・検見川・原木でも発生し、武蔵国北部の熊谷や本庄、鴻巣、板鼻では荒川・利根川筋の水位が著しく上昇した模様で、出水する被害が出た。

他方、小嶋権兵衛も貝谷権左衛門と同様に、顧客に向けて災害情報を発信している。安政2年（1855）10月2日に発生したマグニチュード7程度の大地震で、江戸において町人と武家と合わせて7095人もの犠牲者が出た⁽²⁵⁾とされる安政江戸地震の際、小嶋は同地震における江戸

23 「(当月六日江戸大風及び京大坂当廿日大風雨ニ付為御知奉申上候)」(上田功家文書、岐阜県歴史資料館所蔵)。

24 寛政期の水害に関しては、渡辺浩一『江戸水没 寛政改革の水害対策』（平凡社、2019年）に詳しい。

25 北原糸子・松浦律子・木村玲欧編『日本歴史災害事典』（吉川弘文館、2012年）322頁。

の被害状況を一枚摺にして顧客に配布している。

【史料9】⁽²⁶⁾

江戸大地震出火

当二日夜亥上刻まれ成大地震ニ而、江戸中土蔵者みなつぶれ、土加わら皆落、建家類ハ過半つぶれ、死人・怪我人多、其中所方も多^(ママ)出、新吉原不残、浅草田町・あみ笠ちや屋・しはい町・やまの宿・しやう天町・花河戸・馬道町迄焼、浅くさかんをん門せき無別条、駒形堂辺^(ママ)出火、すわ町・黒船町・かやてら迄焼、同所川岸通不残焼、西者新堀迄上の広小路、三枚橋南詰東側^(ママ)出火、大門町・上の町・同朋町さかな店・まりし天横町・長者町一、二丁目新屋敷迄焼、下谷池之端か、や町川岸辺不残焼、南伝馬町二丁目^(ママ)出火、京橋迄やけ、東ハ本材木町迄西ハ河岸通迄、御丸之内ひめ路様・をし様・森かわ様・あい津様、外桜だ伊藤様・郡山様・南ふ様・さつましやうろく屋敷・有馬備二守・丹羽若さ守様・大鍋嶋様、夫^(ママ)岡崎さま・高つき・遠とう・周州さま、夫^(ママ)八代須かし・ひけし屋敷やけ、深かわ森下町・六軒堀元町・ときわ町・永代橋東詰中町一の鳥い・小かわ町、本所たてかわ町通相をい丁一、二・みとり丁一、二丁目、北新かわ二橋^(ママ)大かわ端迄焼、右の外やけ場所数不知、前代未聞の事ニ御座候 卯十月八日 小嶋権兵衛

地震発生から6日後にあたる10月8日付で小嶋権兵衛が板行した一枚摺をみると、主として浅草・上野・下谷、日本橋周辺、京橋付近、江戸城丸の内に位置する大名屋敷、深川、本所の各地域の大火被害を伝えている。

江戸神田雉子町の町名主斎藤月岑が震災被害をまとめた「安政乙卯武江地動之記」によれば、「聖天町少々同横町・山之宿町、山之宿者西之裏手少焼る、(中略)南北馬道町・花川戸町両側はかり焼る⁽²⁷⁾」と浅草の聖天町・山之宿町・馬道町・花川戸町では焼失被害があったことが記載されている。また、神田の御成道に古本屋を構え、江戸市中の事件や噂話、落書を「藤岡屋日記」という形でまとめた須藤(藤岡屋)由蔵は、同日記に「上野広小路六阿弥陀常楽院南の方^(ママ)焼出、摩利支天横町・上野町壺町目、二丁目焼、同所東方下谷同朋町三町、同所続ニ而上野拝領屋敷二丁同御家来屋敷下谷車坂町替地大門町(中略)同所続き御徒士町通り三丁之間西側焼る⁽²⁸⁾」と上野広小路にある摩利支天徳大寺のある横町や下谷同朋町、上野大門町では火災の被害があったという。一方、相沢宅右衛門なる人物が被災状況をまとめた「江戸大地震取調」によると、「酒井雅楽頭様御上屋敷不残焼失、森川出羽守様御屋敷不残⁽²⁹⁾」と江戸城丸の内とその付近に位置した姫路藩上屋敷や下総生実藩の屋敷が焼失したという。このほか同史料には「松平下総守様不残焼失、松平肥後守様御中屋敷^(ママ)出火、上御屋敷共不残焼失⁽³⁰⁾」と忍藩の藩邸と会津藩の上・下屋敷も焼失したとある。これに対して、小嶋が作成した一枚摺には、「やまの宿・しやう天町・花河戸・馬道町迄焼」と山之宿町や花川戸町、馬道町の大火被害や、「大門町・上の町・同朋町さかな店・まりし天横町・長者町一、二丁目新屋敷迄焼」との上野の大火、「御丸之内ひめ路様・をし様・森かわ様・あい津様」と江戸城丸の内とその付近にあった姫路藩上屋敷や生実藩、忍藩、会津藩の各江戸藩邸などの焼失について記されている。以上を踏まえると、他の史料と比較して、小嶋権兵衛が作成した一枚摺は比較的確な情報を伝え

26 「江戸大地震出火」(牧田村吉田家文書、名古屋大学附属図書館所蔵)。

27 「安政乙卯武江地動之記」(東京都中央図書館特別文庫室所蔵)。

28 「藤岡屋日記 四十八」(東京都公文書館所蔵)。

29 「江戸大地震取調」(東京都中央図書館特別文庫室所蔵)。

30 前掲註(29)と同じ。

ていたことがわかる。

なお、【史料9】は美濃国石津郡牧田村（現・岐阜県大垣市）の名主を務めた吉田家文書のなかに含まれていたものである。これと同じ一枚摺は尾張藩年寄大道寺家人の水野正信による風説留「青窓紀聞 六十八⁽³¹⁾」、同藩祐筆安井重遠が安政江戸地震の被害情報をまとめた風説留「東都地震録 乾⁽³²⁾」にも収録されている。このことから、小嶋による一枚摺は、主に尾張・美濃両国に居住する顧客に向けて配布されたことがわかる。

その一方、小嶋権兵衛と貝谷権左衛門が連名となって、尾張藩家臣に災害情報を発信している場合がある。

【史料10】⁽³³⁾

三度飛脚達書

八月廿五日亥刻辰巳風烈敷、大風雨ニ而所々家々吹倒れ、火之見不残吹落し、折節新吉原出火、又一口ハ芝増上寺大門方門前一丁目出火、神明町迄焼失、大小名様方御長屋吹倒、芝・築地・鉄砲洲・八丁堀・深川辺、都而海辺大汐上り、床上迄揚り、築地御門跡御本堂大潰、其外大破損、永代橋崩ル、市中其外大破損、怪我も多分有之由、誠ニ前代未聞之大変也

右之通江戸表同職之者々為知候ニ付注進申上候

九月四日

三度飛脚会所

小嶋権兵衛

貝谷権左衛門

水野正信の風説留「青窓紀聞 七十六」には、安政3年（1856）年8月25日夜に関東・東北一帯を襲った台風のうち、小嶋・貝谷連名による江戸の被害報告が書き留められている。その内容として新吉原や芝増上寺付近から出火したことや、大名家と旗本家の各屋敷内に建てられた長屋の倒壊被害、芝、築地、鉄砲洲、八丁堀、深川付近における高潮被害と床上浸水、築地本願寺の倒壊、永代橋の崩落を伝えている。

先に紹介した斎藤月岑が天正18年（1590）から明治6年（1873）までに発生した事件や災害をまとめた記録「武江年表」によると、「（前略）深川・洲崎・芝・高輪・品川等の海岸ハ殊に風浪烈しく人家も溺らし」、「永代橋大船流当りて半ば崩れたり」、「芝片門前一丁目流家より出火して雨中より焼広がり⁽³⁴⁾」とあり、小嶋・貝谷が伝えた情報は比較的正確なものであったことがわかる。

【史料10】で注目できるのは、小嶋・貝谷側は「江戸表同職之者々為知申越候ニ付御達申上候」と江戸の飛脚から江戸の被害状況を入手していた点である。おそらく小嶋や貝谷は他の飛脚問屋から被災情報を収集していたのだろう。

3 安政東南海地震にみる被害情報伝達の特徴

次に嘉永7年（1854）11月4日に発生した安政東南海地震を事例に、小嶋権兵衛と貝谷権左衛門が顧客へ伝達した被害情報の特徴をみていきたい。安政東南海地震は嘉永7年（1854）11

31 「青窓紀聞 六十八」（名古屋市蓬左文庫所蔵）。

32 「東都地震録 乾」（名古屋市蓬左文庫所蔵）。

33 「青窓紀聞 七十六」（名古屋市蓬左文庫所蔵）。

34 『増訂 武江年表』（図書刊行会、1912年）283頁。

月4日の辰の刻（午前7時から午前9時頃）過ぎに発生した駿河湾、遠州灘、野灘の各海底を震源域とする安政東海地震と、翌5日に生じた南海水道と四国南方沖を震源とする安政南海地震のことを示す。いずれの地震もマグニチュード8.4の巨大地震で、駿河国や伊勢国の太平洋沿岸、土佐国などの広い地域で烈震と大津波に見舞われた⁽³⁵⁾。

地震発生から4日後の11月8日に、小嶋権兵衛と貝谷権左衛門が連名で安政東南海地震の被害情報を伝達している

【史料11】⁽³⁶⁾

乍恐口上

当四日大地震ニ而大坂市中損所多く、崩家阿波座ニ而三、四拾軒斗、小久太郎町どぶ池ニ而式軒、南堀江四丁目拾四、五軒、堂島ニ而土蔵余程損、京町堀はね板橋辺ニ而五、六軒斗、貝谷町通・兵庫町辺七、八軒斗、尤出火いたし候得とも早々打消し申候、鰹座ニ而三、四軒、下寺町・中寺町余程つぶれ家相成申候同五日申中刻々四日同様ニ厳敷、崩家多分有之、在町ニ而三ヶ所程出火相成候得とも、早々相消申候、其後空とも地中ともなく雷の如く響渡り、市中一統恐怖仕候、則天保山沖より津波押来り、安治川舟場辺より老若男女数万人御城之番場江押寄せ、昼夜相凌申候、津波ニ而難所左ニ
沖の大船不残、内川へ押込、安治川橋・亀井橋、道頓堀川ニて日吉橋・汐見橋・幸ひ橋・住吉橋、堀江川・長堀川右皆々押破り橋落申候、地震凌キの為ニ川舟へ乗り、川中江夥敷出居候者共、見事ニ残らず押合、皆々大舟も破崩申候、死人何百人共相訳り不申候
一、河内・和州・紀州・泉州・城州とも右五ヶ所ハ手輕キ様子御座候、灘・兵庫右ニ准一、勢州山田辺凡三、四分通潰家相成、大湊神社・河崎・鳥羽何れも津浪ニ而流家多分有之、板坂・津辺右ニ准、白子・神戸・四日市辺崩家余程有之、桑名一向手輕、且上方道中筋手輕御座候
一、東道中筋々三州路手輕く、一、二分崩家有之、荒井・舞坂津浪ニ而余程荒れ、浜松一、二分通崩家ニ相成、見附三分通崩、袋井七分通焼、掛川丸焼、日坂三、四分通焼、藤枝三、四分通焼、府中半分程崩焼、江尻七、八分崩焼、清水湊半焼、由井沖・沖津^(興)二分通崩、蒲原丸焼

冒頭は大坂の被害から記載が始まっている。安政東海地震で大坂の町々の家屋が破損した。しかし、翌日の安政南海地震で同地に津波が押し寄せ、数万人の老若男女が大坂城の番場に避難したことや、津波によって安治川や道頓堀川などの河川に架かる橋梁が流失したことが記載されている。

また、河内国、和泉国、紀伊国、山城国における被害は比較的軽少であったことや、伊勢国山田（現・三重県伊勢市）では3、4割の家屋が倒壊したことや、河崎（現・三重県伊勢市）や鳥羽、松坂、津などでは津波によって流失した家屋が多く、白子と神戸（いずれも現・三重県鈴鹿市）、四日市では倒壊した家屋があるという。この他に東海道のうち三河国にあたる地域から府中宿（現・静岡県静岡市）までの被害が記載されている。以上のように小嶋・貝谷による被害報告は大坂や紀伊半島を中心に伝達されている。

これに対して、【史料11】と同じく11月8日付で、江戸の定飛脚問屋で大手である京屋弥兵衛の福嶋店より、出羽国村山郡長瀨村（現・山形県東根市）を居所としていた長瀨藩の長瀨陣屋に伝達された安政東海地震の被害情報をみてみたい。

35 北原糸子・松浦律子・木村玲欧編『日本歴史災害事典』（吉川弘文館、2012年）311～317頁。

36 「嘉永七甲寅年十一月四日大地震ニ付諸家様御届之写」（高木家（西高木家）文書、名古屋大学附属図書館所蔵）。

【史料12】⁽³⁷⁾

嘉永七寅年十一月四日辰刻、東海道筋大地震之事、右十一月四日辰刻大地震、小田原之宿内土蔵四、五拾ヶ所大痛ニ相成、箱根ノ宿七分通損じ、夫々往来留ニ相成、三嶋ノ宿人家不残潰れ、其上三嶋明神々西江五、六軒、東江式町程焼失ニ相成、沼津之御城御櫓崩れ并御長屋潰れ、沼津之宿人家潰れ、吉原ノ宿人家不残潰れ、原ノ宿ハ少々潰れ、由井^(比)ノ宿人家ハ津波大霰れ、伊藤・下田ハ津浪ニ而人家流れ漸六、七軒残り、府中御堀大損じ候由、府中之宿人家不残潰れ焼失ニ相成候由、岡部・丸子ハ人家大潰れ、藤枝ノ宿御城下焼失、藤枝御家中不残潰れ候由、其外宿々未タ相訳り不申候得共、大変成様子ニ御座候間、右之注進申上候、以上

寅十一月八日

福嶋

京屋 弥兵衛

同

西谷三次兵衛

京屋福嶋店らから伝えられた情報をみると、【史料11】の小嶋権兵衛・貝谷権左衛門による書上と異なり、主に東海道小田原宿から藤枝宿の被害状況や、伊東や下田といった伊豆半島の津波被害について記載されており、総じて駿河国東部から東側の地域について報じている。また【史料11】と異なり、安政南海地震における大坂の被害が一切記されていない。

こうして考えるに、11月8日の段階では、名古屋より東に位置する地域では、主に東海道のうち駿河国東部・中部に位置する宿場や伊豆半島の被害が伝えられた。その一方、名古屋では大坂などの畿内、紀伊半島の被害状況が発信されていたことがわかる。おそらく出羽国長瀬のような遠く東側に位置する地域では、安政南海地震に関わる情報はまだ伝達されていなかったのであろう。

なお【史料11】は西高木家に伝存した史料である。【史料11】と同様の記載は、水野正信の風説留「青窓紀聞 六十四⁽³⁸⁾」と安井重遠の風説留「嘉永甲寅震濤録⁽³⁹⁾」にも収録されている。

また、安政東南海地震に関わる諸大名による幕府宛の被害届などを書き写した風説留の「安政甲寅地震諸家届書⁽⁴⁰⁾」にも、【史料11】と同一の内容が書き写されている。この「安政甲寅震災諸家届書」は、小嶋権兵衛、貝谷権左衛門のほか、井野口屋半左衛門といった名古屋の飛脚問屋および飛脚取扱所による被災状況の届書が多数記載されている点や、この史料を収集した田中芳男が、安政3年(1856)に名古屋に出て、同地の蘭方医・本草学者で、尾張藩の種痘法取調も務めた伊藤圭介に師事した経歴から、名古屋で小嶋・貝谷による被害情報を収集したものと考えられる。

このほか、美濃国の地方史料にも【史料11】を写書した史料が残されている。美濃国恵那郡田代村(現・岐阜県恵那市)で村役人などを務めた玉木家には、「大地震ニ付諸家様々御届書写」⁽⁴¹⁾と題した史料が伝存されており、この史料の「三度飛脚小嶋権兵衛・貝谷権左衛門々届」との細目に、【史料11】とほぼ同じ内容が書き写されている。管見の限り、【史料11】は尾張国・美濃国以外の地域に伝存した史料に書き写されていない。以上のことから、11月8日付で小嶋権兵衛と貝谷権左衛門によってもたらされた安政東南海地震の被害情報は、尾張・美濃両国の

37 『東根市史編集資料 第21号 長瀬御役所日記(その3)』(東根市、1987年)151～152頁。

38 「青窓紀聞 六十四」(名古屋市蓬左文庫所蔵)。

39 「嘉永甲寅震濤録」(名古屋市蓬左文庫所蔵)。

40 「安政甲寅地震諸家届書」(東京大学総合図書館田中芳明文庫所蔵)。

41 『山岡町史 史料編上』(山岡町史編纂委員会、1978年)154～155頁。

みに伝達された情報であったことがうかがえる。

なお小嶋権兵衛の場合、【史料11】の他に安政東南海地震に関わる被害情報を伝えている。

【史料13】⁽⁴²⁾

藝州広島

当四日辰刻大地震五日申刻、同断六日中地震、七日大ゆり、尤四日・五日・六日晝迄ニ
廿五、六度震申候、其余度々震数取出来不申、居宅ニハ居不申、野宿いたし申候、同
所御矢倉大損し、皆々野宿ニ御座候、往来之橋落申候、此書面右地ニ而相認候由、為
知来申候

小嶋権兵衛

上記の史料は尾張藩祐筆安井重遠の風説留「嘉永甲寅震濤録」に収録されている小嶋権兵衛によって伝えられた広島の被害状況である。この情報は水野正信の風説留「青窓紀聞六十四」にも記録されている。

内容を見ると、広島では余震が続くため野宿を余儀なくされている状況であり、広島城の櫓も大破損し、往来の道に架かる橋梁も落下したという。なお、史料の最後には「此書面右地ニ而相認候由、為知来申候」とあることから、かかる被害報告は小嶋権兵衛側が実見した様子である可能性は高い。ただ、安政江戸地震の際のように別の飛脚から小嶋側へもたされた可能性もあり得る。いずれにせよ、飛脚自身が実見した被害状況が尾張藩家臣に伝えられたことには間違いなからう。

おわりに

小嶋権兵衛と貝谷権左衛門を事例に、両店における災害情報の発信・伝達とその特徴について検討した。小嶋・貝谷の両店は定飛脚問屋、三度飛脚問屋、順番飛脚問屋の飛脚取次所を担う傍ら、定飛脚問屋と三度飛脚問屋と相仕関係にあった。そうした一方で独自に江戸—京都—大坂への輸送事業を展開した。そのなかで交代寄合西高木家の御用達も務めるほか、尾張藩や隣国の美濃国に知行地を持つ領主層を顧客とした。

かかる顧客に向けて、小嶋と貝谷はそれぞれ災害情報の発信と伝達をおこなった。これら両店の災害情報は比較的正確なものであった。その一理由として、他の飛脚から情報を収集していたことが挙げられよう。

また【史料11】で検討したがごとく、安政東南海地震の際に小嶋と貝谷が伝達した情報の内容は、大坂など畿内や紀伊半島などの被害状況であった。それに対して、江戸の定飛脚問屋が伝達した情報は、概ね駿河国中部から東側に位置する地域の被害であった。地域によって伝えられる情報のエリアが異なることが明らかとなった。

一方、小嶋と貝谷による情報は主として尾張・美濃両国のみに伝達された。管見の限り、この2国以外で作成された災害にまつわる風説留や諸記録には、小嶋と貝谷による災害情報は記載されていない。いわば、小嶋と貝谷による災害情報は東海地域（とくに尾張国・美濃国）限定のローカルニュースであったと言える。

以上のように検討するなかである疑問が浮かぶ。【史料10】と【史料11】は小嶋と貝谷が連名で、災害情報を伝達・発信している。何故連名なのか。この両店は独自に飛脚業を展開する

42 前掲註（39）と同じ。

上で相仕関係であったのだろうか。小嶋権兵衛と貝谷権左衛門に関する史料は断片的なものに限られるが、災害情報の発信・伝達を含めた両店の災害対応について、今後もより一層検討していきたい。

(おかざき ゆうや 東洋大学大学院文学研究科史学専攻日本史学コース博士後期課程)

資料紹介

郵政博物館保管 近現代絵画目録稿 (2)

—郵便貯金・簡易保険事業関係原画類—

郵政歴史文化研究会 第6分科会

1 調査の趣旨と経過

本稿は、昨年度に引き続いて郵政博物館（以下「当館」という）が管理する、明治時代以来の通信事業の中で制作された絵画資料について、その基礎的な情報を公開し、広く学術的、社会的な利用の参考に供しようとするものである。当館管理の絵画資料は膨大で、その全体像を把握するためには、かなりの期間が見込まれるため、将来の本格的な目録公開、刊行を視野に入れつつ、調査を終えたものから順次、目録稿本として本誌に掲載する。今回の対象は、通信省貯金局と簡易保険局の事業に関連した、主に第二次大戦までの原画類、計34点である。

調査は郵政歴史文化研究会第六分科会が郵政博物館の委託を受け、2023年度から2024年度にかけて郵政博物館資料センターで実施した。調査に参加したのは、分科会メンバーの田良島哲（主査）、杉山伸也、吉田暁子、大澤真理子と郵政博物館の菊池牧子、倉地伸枝、大橋恵美である。

2 調査対象と概要

今回、主な調査対象としたのは、通信総合博物館時代からの所蔵資料のうち分類番号「3704」と「4703」に属するもので、館の分類によると「3704」は郵便貯金関係、「4703」は簡易保険関係とされている。所蔵品を実査し、関係資料との照合を行ったところ、分類4703の作品28点については、一部郵便貯金関係が混在しているが、当該の絵画が簡易保険事業で広報媒体の原画として使われた実資料を確認できるものが多く、分類がおおむね妥当であることが裏付けられた。一方、分類3704の6点については、藤田嗣治の「少年と風」(3704-4)が郵便貯金百億円突破の記念絵葉書の原画であることが確認できるほか、中村不折の「書家」(3704-F)も紀元2600年記念の郵便貯金事業広報ポスターの原画（別に制作された書もおそらく不折の揮毫）である。こちらの分類では確実に関連のわかる資料はまだ少ないが、今後のポスターや絵葉書などの精査によって、これらの絵画と関係づけられることが予想される。引き続き調査を続けたい。

なお、簡易保険事業関連で制作された扇面画については、すでに当館から報告がなされているため、原則として本目録には掲載していないが、堅山南風「飛燕の図」(4703-14)は、本来当該の扇面画に含まれる作品であることが指摘されている⁽¹⁾。また、資料のほとんどは第二次大戦以前から戦中の制作になるが、大久保作次郎「山へ」(4703-11)のように、一部戦後のも

1 岩島美月「簡易生命保険誕生100年記念・扇面原画展『一竹内栖鳳から東山魁夷、平山郁夫まで一美をあふぐ 華麗なる巨匠たちの扇の世界展』」、『郵政博物館研究紀要』8、2017-03。

のを含んでいる。

③ 簡易保険局・貯金局の広報事業

郵便貯金が通信事業草創期の1874年（明治7年）に始まっているのに対して、簡易郵便保険（簡易保険）事業は1917年（大正6）に為替貯金局保険部という、いわば貯金事業の軒を借りて出発し、1920年に簡易保険局として独立した。しかし事業の周知という面では、創業当初からさまざまな媒体を利用しての事業周知や加入者獲得に力を入れており、郵便貯金のほうが後発の簡易保険の活発な広報から影響を受けた様子が見受けられる⁽²⁾。以下、大正から昭和前期にかけての簡易保険の事業周知について、多少の例示によりながら概観する。簡易保険局職員向けの社内誌にあたる雑誌『簡易保険』には、加入者獲得のための広報の手法が、かなり詳しく紹介されている。以下は、同誌第39号に掲載された1932年（昭和7）の一時期の広報である。

- 郵便年金種類別周知用ビラ（7月）
- 事業周知講演会余興用フィルム（9月）
- 小児保険周知用葉（9月）
- 台湾保険、年金実施五周年記念ポスター（9月）
- 標語募集ポスター及ビラ（9月）
- 貯金箱の配布（9月）
- 名古屋衛生博覧会出陳（10月）
- マッチレット（10月）

ビラ、ポスター、葉、フィルム（映画）のほか、貯金箱が配布されているのが目を引く。小さな葉についても「関口隆嗣画伯の揮毫」による男子向け・女子向けの絵をそれぞれ入れた上、「画面を一層美化するためにニス引き印刷」と細かい配慮をしている。また博覧会には「小型平均余命表示機、国民保険体操自動人形、自動転換広告機、図表類」を出陳したほか、「事業標語入ゴム風船一万個」を配布した。

広報映画の制作は、すでに発足直後の1917年（大正6）に、次のような記事が見えており、その後、劇映画の中に簡易保険の効用を織り込むタイアップ作品を制作するなど、力を入れている⁽³⁾。

簡易保険の活動写真

通信省にては簡易生命保険普及の為め活動写真のフィルムを調製して過般試写を行ひたるが不日東西両部通信局の保管に移したる上先づ其の管内より一般に之を觀覽せしむる由なり

（『保険銀行時報』（842）、保険銀行時報社、1917-09.）

通信博物館には、早くから樋畑雪湖、小代為重といった美術家出身の職員が勤務し、通信事業における審美的な品質の維持に大きな役割を果たしたことは、よく知られている。同様に、簡易保険局が活発な広報活動を展開するにあたっては、ポスターや葉、マッチレットに至る多様な媒体に載る美術的表象をコントロールし、場合によっては内製ができるように、職員として複数の美術家を抱えていた。史料からは、前田慶蔵、浅井松彦、水平譲、三村常吉、泉治作、田沢八甲といった人々の名が確認できる。彼らは幕末生まれの樋畑や小代よりもおおむね一世代若く、本務のかたわら文展や帝展に応募、入賞しているケースもめずらしくない。美術

2 簡易保険の宣伝状況—ポスターの新規調製其他」、『通信協会雑誌』12月（174）、通信協会、1922-12。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2776475>（参照 2024-12-17）。

3 通信文化協会 博物館部（郵政博物館）『郵政博物館と映画』（資料図録第59号）、2024。

史側から見ると一律に「画家」であるが、彼らのこの時期の生活を見ると、通信省の宣伝広報担当職員を務めながら、折々公募展に出品していた、といったほうが、実態に即しているように思われる。たとえば、泉治作は大正期新興美術運動の代表的グループである「アクション」の同人として、神原泰や古賀春江とともに名を連ねている⁽⁴⁾。田沢八甲は、1922年（大正11）に白馬会の流れを汲む葵橋洋画研究所から簡易保険局に入って広告宣伝を担当し、戦後は郵政省に1961年（昭和36）まで勤めた⁽⁵⁾。また、省外で委嘱された美術家も多彩であり、新版画（川瀬巴水）や漫画（岡本一平）など、当時最新の分野にも及んでいる。

4 用途別の分類

以下、作品の用途によって分類を行い、多少の解説を加える。

（ア）簡易保険広報用ポスター原画

これらは、いずれも四六判半截、四六判四つ切といった大きなサイズのポスターの素材であり、原画もそれに対応して大きい。宮本三郎「鳩と女」（4703-12）、作者未詳「兵と農婦」（4703-13）、笠松紫浪「母と子」（4703-18）、岡本一平「綱渡り図」（4703-22）などが、これに当たる。

ポスター自体については別途調査に着手しているが、1920年代から30年代にかけて、凸版印刷、大日本印刷、共同印刷など大手印刷会社が受注した多色刷りの大判ポスターが次々と発行されている。当時最新の技術を使って、原画の色彩やマチエールの再現に意が払われている。

（イ）小型販促品

簡易保険局では、ポスターのような判型の大きな媒体だけでなく、小さな販促品についても力を入れている。たとえば、松岡映丘「雛」（4703-23）、岡崎義香「老・壮・幼」（4703-24）の2点は、作品のみではその制作意図が不明だが、次に掲げる二つの雑誌記事を見ると、ターゲットを絞った広報の素材として、制作が委嘱されたことがわかる。用途未詳の作品の中には、このような媒体に使われたものがあることが想像される（下線筆者）。

女学生に葉の配布 簡保局の粋な試み

簡易保険局では、本年三月高等女学校卒業生に簡易保険と郵便年金の思想を鼓吹する為に、桃の節句に因ある絵画の美しい葉を調製して全国女学校に配布することにした。表面上部の絵は東京美術学校教授松岡映丘揮毫の雛人形で下部は説明文に裏面は吸取紙になっている。

（『保険銀行時報』（1312）、保険銀行時報社、1927年3月）

簡保のしおり

簡易保険局では昭和三年正月を期し全国高等女学校生徒に簡易保険と郵便年金の思想を普及せしむる為め、葉を全国女学校へ配布することにした。表面上部の絵は岡崎義香氏の揮毫になる幼、壮、老を表象したる美しい王朝時代の人物画で、下部は説明文 裏面は吸取紙になっている。

（『保険銀行時報』（1352）、保険銀行時報社、1927年12月）

4 朝日新聞社、北海道立函館美術館、長野県辰野町郷土美術館編『アクション展』、1989。
5 田沢八甲『白雲はるかなり』、田沢恭二、1979.9. 国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/12562453>（参照 2024-12-23）。

(ウ) 戦争画

田中佐一郎「比島の民家」(4703-2)、寺内萬次郎「戦線に飲む」(4703-3)、有岡一郎「南海を征く」(4703-4)、鶴田吾郎「爆撃より帰る」(4703-6)の4点は、第二次大戦中の戦争画と見られる。当時の記録と照合すると、1942年に南方の占領地へ派遣された美術家たちの中に、寺内、有岡、鶴田の名が見え⁽⁶⁾、また田中については、同じころ米軍撤退後のフィリピンにいたことが明らかである⁽⁷⁾。いずれも小品だが、どのような形で利用されたかは確認できていない。あるいは企画は進められたが戦況の悪化で未発行となったものかもしれない。

(エ) 『小画帖 簡易保険局』

『小画帖 簡易保険局』と題された画帖に収められた台紙貼りの絵画が5点ある(4703-25,26,27,38,30)。このうち、長原孝太郎「松竹に宝珠」(4703-27)は、『通信協会雑誌』218号(簡易保険創始十周年記念号、1926年10月)の表紙原画である。同じ画帖に含まれる他の作品も、大きさや体裁から雑誌の表紙絵や挿絵かと見られるが、利用先を同定するには至っていない。

このように、大正から昭和戦前期の簡易保険、郵便貯金事業の各所には、同時代の美術家の手になる絵画表象がちりばめられていたのである。

目録凡例

- 目録には、名称・作者・品質形状・寸法・制作年代と各作品の通信事業における用途とその根拠に関する情報を記載した。扇面は原画料紙全体の寸法と扇面とした際の縦と横幅の寸法を併記した。
- 名称は、作品自体に付与されている場合や同時代の資料に記述がある場合は、当該の名称を採用し、不明である場合は、調査者が仮に名称を付し、これを〔 〕で囲んだ。
- 作者が判明する場合は、氏名と生没年を記載した。
- 事業における原画の用途が判明する場合は、その旨を記し、ポスター等の製品が当館に所蔵されている場合は所蔵品番号を注記した。
- 著作権保護期間が満了した作品と、作者不明および没年不明の作者の作品については、画像を掲載した。作品と作者の経歴についてご存知の方は、郵政博物館に情報をお寄せいただきたい。

6 『朝日年鑑 昭和18年』の「美術」部門に「南方従軍画家派遣」「彩管部隊を南方へ派遣」という1942年4月から5月にかけての二つの記事があり、以下の美術家の名が挙がっている。

川端龍子、藤田嗣治、中村研一、宮本三郎、山口蓬春、吉岡堅二、鶴田吾郎、清水登之、寺内萬治郎、中山魏、福田豊四郎(以上、陸軍から派遣)、安田靫彦、矢澤弦月、三輪晃勢、江崎孝坪、藤田嗣治、中村研一、奥瀬英三、川端実、御厨順一、有岡一郎、宮本三郎、佐藤敬、三国久、石川滋彦、藤本東一良、中村直人(以上、海軍から派遣。陸海軍で同一人の重出あり)。

7 田中佐一郎「トンネル要塞」、『大東亜戦争陸軍報道班員手記 バタアン・コレヒドール攻略戦』、1942. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1130957> (参照 2024-12-23)。

3704- 1

朝霧甲斐の山里

大久保作次郎 (1890-1973)

キャンバス、油彩 縦41.0cm 横53.1cm

(年代未詳)

* 郵便貯金

3704- 2

人物

三田 (さんた) 康 (?-1968)

キャンバス、油彩 縦40.6cm 横21.3cm

(年代未詳)

* 郵便貯金

3704- 3

[野球少年]

(作者未詳)

キャンバス、油彩 縦41.2cm 横27.1cm

(年代未詳)

* 郵便貯金



3704- 4

[少年と凧] (郵便貯金百億円記念)

藤田嗣治 (1886-1968)

キャンバス、油彩 縦26.1cm 横21.0cm

1942年 (昭和17)

(キャンバス裏面墨書)「逓信省/百億郵便貯金/
記念絵葉書用/原画/十七、二、十一、」

* 逓信協会発行：郵便貯金百億円記念絵葉書 原画

3704-A

朝の富士 (伊豆三津浜)

石川寅治 (1875-1964)

キャンバス、油彩 縦59.5cm 横71.5cm

(年代未詳)

* 郵便貯金



3704-F

[書家]

中村不折 (1866-1943)

キャンバス、油彩 縦65.3cm 横53.4cm

1940年 (昭和15)

* 郵便貯金広報ポスター原画



4703- 1

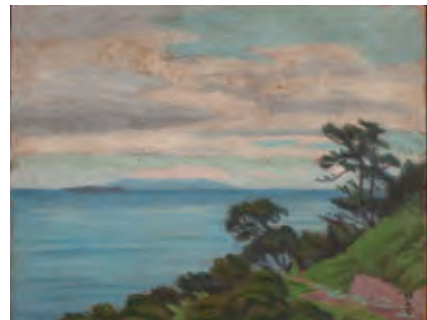
風景

石井柏亭 (1882-1958)

板、油彩 縦18.5cm 横24.0cm

昭和時代 (年代未詳)

* 簡易保険



4703- 2

比島の民家

田中佐一郎 (1900-1967)

キャンバス、油彩 縦22.0cm 横27.5cm

1942-43年 (昭和17-18)

* 簡易保険



4703- 3

戦線に飲む

寺内萬治郎 (1890-1964)

キャンバス、油彩 縦21.5cm 横27.5cm

1942-43年 (昭和17-18)

* 簡易保険



4703- 4

南海を征く

有岡一郎 (1900-1966)

キャンバス、油彩 縦24.3cm 横33.2cm

1942-43年 (昭和17-18)

* 簡易保険



4703- 5

百合

(作者未詳)

キャンバス、油彩 縦31.5cm 横40.5cm

(年代未詳)

*簡易保険



4703- 6

爆撃より還る

鶴田吾郎 (1890-1969)

キャンバス、油彩 縦21.5cm 横27.0cm

昭和時代

*簡易保険

4703- 9

花

泉治作 (1893-1964)

キャンバス、油彩 縦61.0cm 横45.5cm

(年代未詳)

*簡易保険



4703-10

山

泉治作 (1893-1964)

キャンバス、油彩 縦38.0cm 横45.5cm

(年代未詳)

*簡易保険



4703-11

山へ

大久保作次郎 (1890-1973)

キャンバス、油彩 縦65.5cm 横53.0cm

1949年 (昭和24)

*定額貯金広報ポスター原画：郵政博物館 XDB-6621

4703-12

鳩と女

宮本三郎 (1905-1974)

紙、鉛筆・パステル・水彩 縦60.5cm 横45.5cm

1937年(昭和12)か

*簡易保険広報ポスター原画

4703-13

兵と農婦

(作者未詳) 未詳 「信」

キャンバス、油彩 縦73.3cm 横53.5cm

(年代未詳)

*簡易保険広報ポスター原画：郵政博物館 XEB-0035



4703-14

飛燕の図(扇面)

堅山南風 (1887-1980)

絹本着色 まくり (本紙) 縦30.5cm 横45.4cm

(扇面寸法) 縦12.5cm 幅44.5cm

1942年(昭和17)

*簡易保険局扇子原画

4703-15

桔梗とテントウムシ(扇面)

郷倉千鞠 (1892-1975)

絹本着色 まくり (本紙) 縦30.4cm 横54.3cm

(扇面寸法) 縦11.2cm 幅47.2cm

(年代未詳)

*貯金局扇面原画

4703-16

鮎と撫子

荒木十畝 (1873-1944)

絹本着色 まくり (本紙) 縦30.3cm 横54.3cm

(扇面寸法) 縦11.2cm 横45.5cm

(年代未詳)

*簡易保険



4703-17

菊花

水上泰生 (1877-1951)

絹本着色 縦57.0cm 横52.2cm

1929年 (昭和4)

*簡易保険広報ポスター原画：郵政博物館 XED-0018



4703-18

母と子

笠松紫浪 (1898-1991)

絹本着色 縦56.8cm 横50.0cm

1934年 (昭和9)

*簡易保険広報ポスター原画：郵政博物館 XEF-0007

4703-19

稲に村娘

三村常吉 (石邦) (1903-1997)

絹本着色 縦66.2cm 横50.0cm

1933年 (昭和8)

*簡易保険広報ポスター原画：郵政博物館 XEB-0021

4703-20

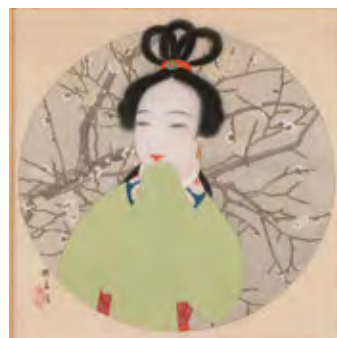
羅孚仙

松村梅叟 (1885-1934)

絹本着色 縦58.0cm 横57.0cm

1930年 (昭和5)

*簡易保険広報ポスター原画：郵政博物館 XED-0007



4703-21

姉と弟

石渡風古 (1891-1961)

絹本着色 縦43.5cm 横51.4cm

1931年 (昭和6)

*簡易保険 (小児保険) 広報ポスター原画



4703-22

綱渡り図

岡本一平 (1886-1948)

紙、水彩 縦74.2cm 横53.7cm

1927年 (昭和2)

*簡易保険広報ポスター原画：郵政博物館 XEB-0037



4703-23

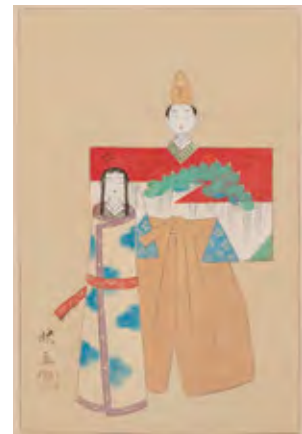
雛

松岡映丘 (1881-1938)

絹本着色 縦31.0cm 横22.4cm

1926年 (大正15)

*簡易保険局広報しおり原画



4703-24

老・壮・幼

岡崎義香 (1876-没年未詳)

絹本着色 縦25.0cm 横16.4cm

1927年 (昭和2)

*簡易保険局広報しおり原画



4703-25

「龍膽」(『小画帖 簡易保険局』のうち)

松本嘉八 (1893?-没年未詳)

画帖 絹本着色 縦18.9cm 横11.9cm

1928年 (昭和3)

*簡易保険局広報しおり原画：郵政博物館 4983-0085



4703-26

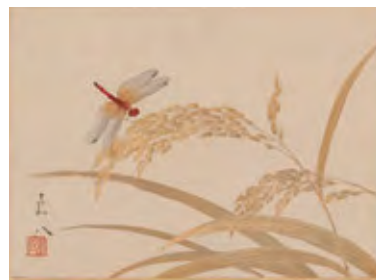
「稲と蜻蛉」(『小画帖 簡易保険局』のうち)

松本嘉八(1893?-没年未詳)

絹本着色 縦21.2cm 横29.0cm

1928年(昭和3)

*簡易保険



4703-27

「松竹に宝珠」(『小画帖 簡易保険局』のうち)

長原孝太郎(1864-1930)

画帖 絹本着色 縦22.5cm 横15.0cm

1926年(大正15)

『通信協会雑誌』簡易保険創始十周年記念(218号)、
通信協会、1926年10月 表紙原画



4703-28

「松」(『小画帖 簡易保険局』のうち)

伊藤素軒(1876-1957)

1930年(昭和5)

画帖 絹本着色 縦22.9cm 横30.8cm

*簡易保険



4703-29

本庁正面図

川瀬巴水(1883-1957)

1929年(昭和4)

紙、水彩 縦21.0cm 横32.8cm

*簡易保険広報絵葉書 原画



4703-30

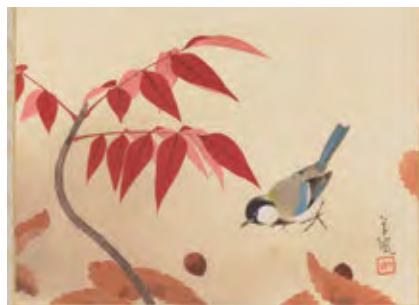
「黄櫨と四十雀」(『小画帖 簡易保険局』のうち)

長野草風(1885-1949)

画帖 絹本著色 縦27.0cm 横34.3cm

1933年(昭和8)

*簡易保険



(ゆうせいれきしぶんかけんきゅうかい だいろくぶんかい)

資料紹介

鍵盤（キーボード）の宇宙

～収蔵品に見る初期電信機の鍵盤の変遷～

井村 恵美

① はじめに

約200年前に電気の力で通信を可能にする電信（Electronical Telegraph）が発明され、1844年には、世界初のモールス符号による電信が成功した。先史以来、音や光、文字による通信の時代から、電信の登場により人類はより遠くの人に電信世界で言葉を紡ぐ方法を獲得したのである。

電信とともに発展した技術の一つに鍵盤（キーボード）【図1】がある。

本稿では、当館の初期電信機のキーボードに着目し、特に日本における和文入力の変遷を収蔵品により比較を行いたい。



【図1】「テープ式和文印刷機打鍵」〔JBC-0046〕

② 符号に置き換える「電鍵」と文字を視認する「鍵盤」

(1) 概要

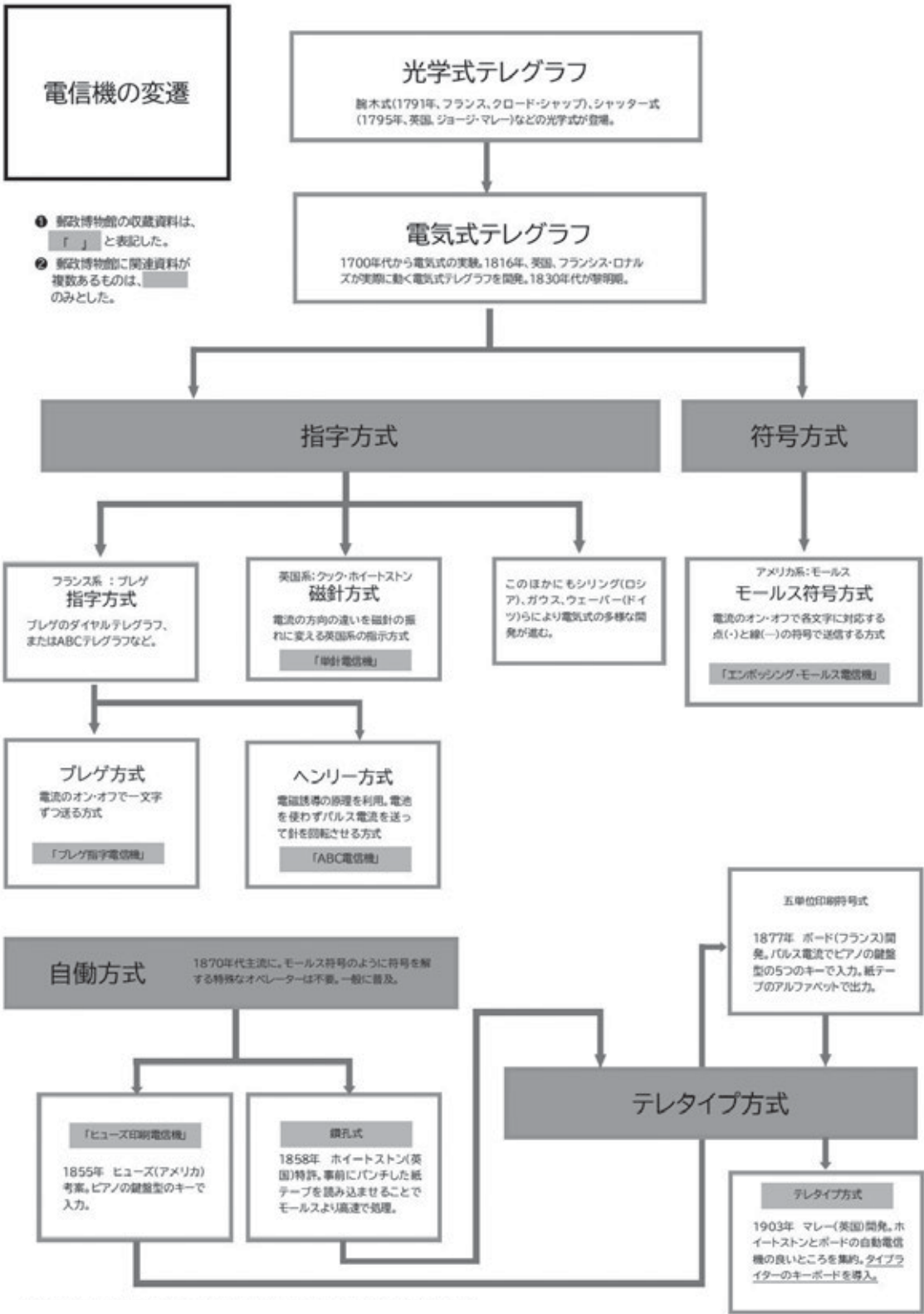
現在、電信（Telegraph）というと電気式のものをイメージするが、そもそもは1871年にクロード・シャップが発明した腕木通信を指す言葉として誕生した。

初期の電信機の通信方法と機器類は多様で、現代に置き換えれば、スマートフォンが登場するまでにさまざまな機種が開発された携帯電話の全盛期を彷彿とさせる。汎用性が高く、目で見て、触ってすぐに使える……、そんな便利な機種が残るのは今も昔も変わらないだろう。ここでは当館収蔵品のうち、各国の製品を例に、その入力方法について、まずはモールス符号方式（電鍵）、指字方式（鍵盤）に大別し、さらにキーボードの採用までを比較していく。

(2) モールス電信機～エンボッシング・モールス電信機～

まず、モールス符号方式の初期の例として、1854（嘉永7）年に幕府に献上された「エンボッシング・モールス電信機」【図2】がある。S.モールスの共同研究者A.ペイルは、モールス符号の割り当てに際して印刷所の活字を調査し、使用頻度の多い文字をシンプルな符号となるよう、例えば「E＝・」「I＝・・」「T＝―」「A＝・―」のように工夫を行っている⁽¹⁾。

1 安岡孝一、安岡素子『文字符号の歴史 欧米と日本編』2006年、共立出版、18頁



【参考文献】 若井登「重要文化財のブレグ指字電信機と電信創業」『話』12月号、2002年、通信協会
トム・スタンデー「ヴィクトリア朝時代のインターネット」2024年、早川書房 ほか

【表】 電信機の変遷

モールス電信の利点は指字式に比べて通信速度の速さだったが、欠点としては送受信の際は、モールス符号の訓練を受けたオペレーターが必要だったことだ。さらに初期のエンボス式は、中央のテープにひっかき傷のような凹凸でモールス符号が表示されたが、凹凸は見えにくかつ

た。その後モールス電信機は、より視認性の高い印字式、より早く処理できる音で確認する音響式、事前にパンチしたテープが自動で送られることで、高速通信が可能な鑽孔式等へと改良されていく。



【図2】「エンボッシング・モールス電信機」1854年、Norton社製（アメリカ）、A機、重要文化財〔6101-0001-1〕

(3) 指字電信機～ブレゲ指字電信機～

指字式の代表格として、1869（明治2）年の電信創業で使用された「ブレゲ指字電信機」（以下、「ブレゲ」）【図3】が挙げられる。



【図3】「ブレゲ指字電信機」1869年、Breguet社製（フランス）、重要文化財、左から送信機、受信機2種、携帯型〔6101-0005〕

当館のブレゲは、携帯型を含むと送信機と受信機が3種ずつある。いずれも各機器の盤面を拡大してみると、盤面には欧文用のアルファベット「J」1文字がなく25文字、和文のイロハの仮名文字は「エ」「オ」の2文字がない。携帯型以外の数字欄は算用数字のみで1から25までの数字が刻まれている【図4～7】。

① アルファベットで「J」がない理由

送信時は、レバーを少し上に上げて、盤面と平行に時計回りに動かし、送信したい文字の上でレバーを外周のくぼみにカチッとはめることで、Aでオン、Bでオフ、Cでオン……というようにオン・オフで切り替えながら動かす。ブレゲの場合、1周を26マスに区切り、そのうち1マスは通信作業上、電源をオフにする機能として頂点部分の「+」の1マスが必要になる。そうすると26文字あるアルファベットのうち1文字は省く必要があった。その結果、当時のフランス語で必要としなかった「W」が主に割愛されたが、稀に「J」を省く例も存在する。日本に導入された機種はこの「J」がないスタイルである⁽²⁾。「JAPAN」の「J」がないのも不便な気もするが、なぜ「J」がないバージョンが輸入されたのかは記録がない。

2 LOUIS BREGUET: *His Life, the company and the telegraph equipment*, pp.11-13 (www.telegraphy.eu) [参照 2025年1月21日]



【図4】「受信機」和文リング付き
(和文リングは、2001年修理時に補ったもの)



【図5】受信機（オリジナル、空欄あり）



【図6】送信機（1）



【図7】送信機（2）



【図8】携帯型
(上段：受信機、下段：送信機)



【図9、10】「携帯型」受信機、送信機



【図11】創業期後補の通貨
表示部分（拡大）

② 和文イロハ仮名文字で「エ」と「オ」がない理由

和文配列でもアルファベットの削減理由と同じく、機能的に割り当てられた枠にイロハ48文字が収まるよう割愛する必要があると、当時「エ」「オ」は省いたと思われる。指字式のうち、1864（元治元）年に日本で製作された「エーセルテレカラフ」（諫早市美術・歴史館蔵）のよ

うにイロハ48文字すべてが表示されている例はあるが、ブレゲ以前にも和文の文字符号の「エ」「オ」は割り当てられておらず、1858年8月14日（安政2年7月2日）浜御殿のモールス電信実験で作成された「和文モールス符号」でも「オ」「エ」「ヰ」の3文字は使われていない。その後の初期和文モールス符号でも使われておらず⁽³⁾、1872（明治6）年になるまで欠落のままである。ブレゲ社ではアラビア語圏などアルファベットを使わない国々にも電信機を輸出しており⁽⁴⁾、カスタマイズできるよう盤面に空欄を設けている例がほかにも存在するため、日本だけの特注というわけではない。

③ 送信機の和文に関する推考

【図4】のとおり、和文用の真鍮リングは、2003（平成13）年の修理復元⁽⁵⁾で補った部分であり、当初このようなリングを乗せていたのかは不明である。また、修理当時の記録によると、【図5】の空白の2列には、薄く墨の跡が確認できることから当初は墨で加筆した可能性も指摘されている。当初の送信機の和文について、調査、修理を担当された若井登氏によれば、真鍮に書き込まれたであろう墨文字は、使っているうちに消えた可能性を指摘しているが⁽⁶⁾、墨だけだと金属に定着しないため、膠か漆などの含んだ顔料が用いられたとすれば、たった3年程度の使用⁽⁷⁾でまったく痕跡がないのは、拭き取るなどの理由があったとも考えられる。今回現物を目視で調査する限り、直接文字を書き込んだ痕跡は見当たらなかったが、撮影後に写真で確認したところ、右上段2連目右上からうっすらと墨書の跡「△（か？）、Z、Y、W」と読める跡が確認できた。ただし、アルファベットの重複の場合、その用途は不明である。

ちなみに、受信機2種【図6、7】の盤面は、紙に手書きしたものが使われている。

④ 盤面の仕様が異なる携帯型に関する推考

【図8】のとおり、携帯用の電信機は、箱を開くと送受信機及び付属品が一体型となっている。持ち運びができることから、電信線の修理などで用いる回線保守用または軍用としての可能性が指摘⁽⁸⁾されてきた。

携帯型の盤面【図9、10】は、その他の機種と比較すると和文の後補部分（創業期）に違いがある。

まず、盤面は、和文も真鍮板に文字や数字を刻印している。和文の真鍮は、右上の計器に重なって配置され、ビスで固定されている。フランスで製作された場合（完成形での納品）、このような重なりは不自然に感じられ、日本で補った部分ではないかと考えられる。

さらに特徴的なのは、算用数字の欄に、漢数字と通貨単位が補われていることである【図11】。元々刻まれていた11から25までの数字の上に、「圓」、「\$（ドル）」と「¢（セント）」、漢数字の一から十、百、千が加えられている。ブレゲは日本初の公衆通信として、東京-横浜間で1869（明治2）年から使用された。通貨に円を採用したのは、1871（明治4）年の新貨条例

3 前掲、『文字符号の歴史 欧米と日本編』、15、27-28頁

4 *Did Breguet forgot a letter in his telegraph?* (https://www.musees.uliege.be/cms/c_17338011/en/did-breguet-forget-a-letter-in-his-telegraph) [参照 2025年1月21日]

5 「ブレゲ指字電信機（重要文化財）の修理復元」『電気通信共同研究報告 黎明期の通信に関する調査研究報告書』2003年、総務省郵政研究所、18-19頁

6 若井登「重要文化財のブレゲ指字電信機と電信創業」『話』12月号、2002年、4頁

7 1872（明治5）年に長崎線の開通に合わせ、モールス電信機（Siemens.bros.社、英国）を採用。「Ⅱ 明治前期（明治元年～26年）」『関東電信電話百年史 上』1968年、電気通信協会、口絵、96-100頁

8 前掲、『話』、8-9頁

後となるので、その後、東京-横浜間の税関や貿易などの現地取引、主に商用で用いられた可能性が考えられるのではないだろうか。

(4) 指字電信機～ABC電信機～

収蔵品のうち「ABC電信機」【図12】は、ブregと盤面の文字配列が同じタイプである。1874（明治7）年8月から1877（明治10）年1月まで警察電信として導入された。【図13】のとおり欧文は「J」・和文は「エ」「オ」が削られている。当時国内でこのタイプの指字式は同じ仕様を発注していたのかもしれない。2台の盤面の仕様は異なり【図14】は欧文のみである。

(5) 磁針方式～単針式電信機～

磁針方式の例として、当館では1872（明治5）年に鉄道用として英国から購入した「単針式電信機」【図15】を収蔵している。磁針式は、W.F.クックとC.ホイートストンによる開発当初



【図12】「ABC電信機」1874年、Henry社製（アメリカ）〔6101-0015〕



【図13】送信盤部分（2台のうち1）



【図14】送信盤部分（2台のうち2）



【図15】「単針式電信機」1872年頃、メーカー不明（英国）[6101-0016]



【図16】盤面拡大（左：A～M、右：N～Z）

は5針式で機能的な理由から20文字の制約があったため、「C, J, Q, U, X, Z」の6文字が割愛されたが⁽⁹⁾、後発の単針式の盤面【図16】はアルファベット26文字が揃っている。

③ 鍵盤による電信機のひろがり

現在、「キーボード」というと主にパソコンのキーボードか、楽器のキーボードをイメージするが、パソコン（タイプライター）のキーボードの元になったのは、黎明期の電信機に導入されたキーボードがベースになっている⁽¹⁰⁾。

(1) 自動方式～グレー多重電信機～

電信機は、指字式の円盤型のほかに、現在のキーボードのような操作盤を持つものもあった。その一例として1872（明治5）年頃に使用された「グレー多重電信機」【図17、18】が挙げられる。操作盤は、現在のキーボードに近いボタン式だが、配列はABC順である。配列は【図19】のとおり、上段左から「6 7 8 9 A B C D E F G H I J K L M □」、下段（左から）「□ 5 4 3 2 Z X Y X W V U T S R Q P O N（空欄）」、【図22】のヒューズと同じ配列で、裏面は【図20】のとおり繋がっており、上段左から右へ、下段は右から左に続く。数字の1はなく、「I」で代用した。裏面は【図20】のとおり。

出力時は、数字とアルファベットと数字が印字される【図21】。

9 五針式電信機の有名な話に電信機の打電が事件解決につながったものがある。1845年、列車が着く前に目的地の鉄道警察に連絡できたというもので、五針式電信機は、Qの文字がなかったため、QWEKERのQをKで代用し、犯人は「クエーカー（KWAKER）風の服装」と連絡した。前掲『ヴィクトリア朝のインターネット』、61頁

10 安岡孝一、安岡素子『キーボード配列QWERTYの謎』2008年、NTT出版、12-16頁、島田慎太郎『有線電信』1938年、19頁、トム・スタンダーズ『ヴィクトリア朝時代のインターネット』2024年、早川書房、196頁



【図17】「グレー多重電信機」1872年推定、Western Electric社（アメリカ）〔6101-枝番なし〕



【図18】「チッカー電信機」（写真名称）1935年撮影時はガラスあり。〔JBA-0030-0〕



【図19】 キーボード配列は、ABC順。上段（左から）「6 7 8 9 A B C D E F G H I J K L M □」、下段（左から）「□ 5 4 3 2 Z Y X W V U T S R Q P O N 空欄」、【図22】のヒューズと同じ配列



【図20】 キーボード裏面

(2) 自働方式～ヒューズ印刷電信機～

1855年にD.ヒューズがピアノ型のキーボードにアルファベットと数字を付記した印刷電信機【図22】を開発した。文字を打つときは、AからZ、中央の白鍵（VとWの間の空白）を押す。左端の白鍵（空白）のシフトキーを押しながらAからZを押すと電流の長さが変わって数字や記号を打つことができる。

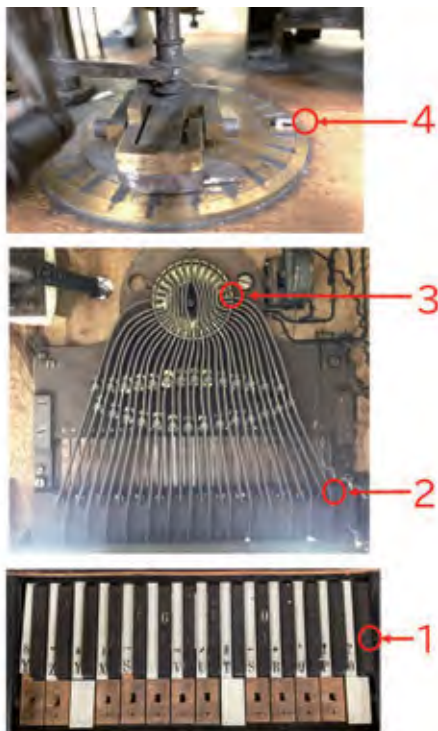
【図23】のように、例えば右端の黒鍵「N」のキーボードを押すと裏面の金属のバーを伝い、中央に連動しているホイールの「N」のフックが上がる。受信側では、【図24】のようなリング式の活字による印字でアルファベットや数字、記号がリアルに印刷されるという仕組みである。【図25】のキーボードは現在化粧板に剥落がある（収蔵する同機種3台のうち、ほか2台はいずれも化粧板は失われている）。そのため、文献資料などを基に【図26】のとおり再現した。文字配列は前項の「グレー多重式電信機」のキーボードとほぼ同じ、時計回りにABCの順で配置されている。



【図21】印字部分



【図22】「ヒューズ印刷電信機」年代不明、Siemens & Halske社製(ドイツ)[6101-枝番なし]



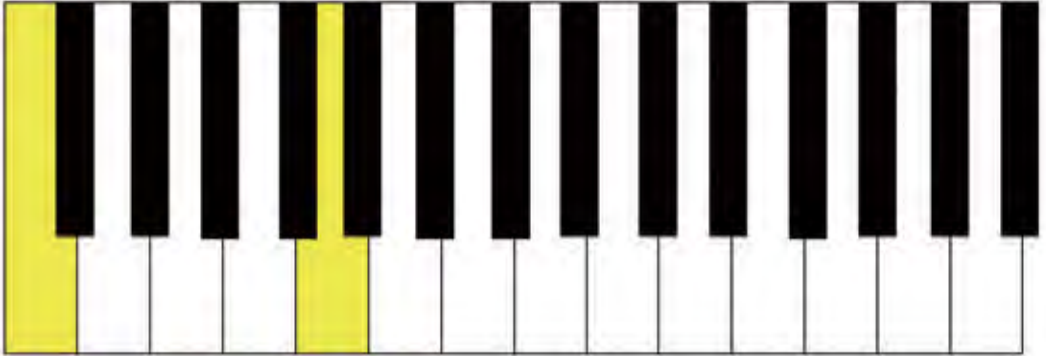
【図23】「N」を押したときの1～4はキーボードとの連動部分



【図24】印字部分



【図25】 キーボード部分

黒 鍵	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	.	,	;	:
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
														
白 鍵	空白	"	&	)	(	空白	=	/	\$	-	+	'	!	?
	空白	Z	Y	X	W	空白	V	U	T	S	R	Q	P	O
当館保管	&				-									
	Y				S									

当館収蔵品では白鍵の2カ所(黄色部分)が、本来の配置と鍵盤の長さも異なり、後年の後補による誤りと考えられる。

【図26】

(3) 自動方式～モールス符号との互換性、鑽孔式の登場～

前述の自動方式（ヒューズ印刷電子機、チェッカー電信機など）は、モールス符号式との互換性がなかった。その点を解決する案として、1858年にW.ホイートストンの開発により、鑽孔方式の自動電信機【図27】が登場した。これは事前にモールス符号をパンチしたテープで置き換え、テープを読み込ませることで打鍵するよりも高速での情報通信を可能とする画期的であった。



【図27】「自動電信機」（鑽孔式）、1870年推定、Fabrik社製（デンマーク）〔6101-38〕

同時代にフランスではJ.ボードが五単位印刷符号方式を開発する。ピアノ型の5つのキーを用いて、和音を奏でるように入力でき、受信側では、紙テープにアルファベットが文字として出力された。

(4) テレタイプの登場～電信機の完成形は「アルファベット」タイプライターの連動～

1901年、D.マレーは、W.ホイートストンの鑽孔方式と、D.マレーの五単位印刷符号方式の良いところを1台にまとめて稼働できるように改良した。テレタイプと呼ばれる新型の印刷電信機が登場する。画期的だったのが、現在のようなQWERTY配列を備えたキーボードのタイプライターを連動したことである⁽¹¹⁾。

タイプライターの導入で、主送通信の速度制限や受信方法を解決したことにより高速通信が可能になり、作業効率が向上、通信不良、誤送信が減少につながった。

欧文配列は当初のABC順の時代を経て、QWERTY配列が国際基準として採用され、日本でも1914（大正3）年5月から主要電報取扱局で欧文タイプライターのある印刷電信機（アメリカ製）を導入していく。

④ 和文タイプライターの開発、配列の検討

一方、和文タイプライターの導入は、国内で公衆通信用に最初に使用した機種はアメリカ製だったものの、アヅマタイプ、L.C.Smith、Underwoodの3種（その後Aspeed含む4種）が戦後までスタンダードなものとして活用された。

和文の開発は、欧文タイプライターを改良⁽¹²⁾しつつも、収蔵資料の和文配列や導入時期からみても困難が生じていたことが伺える。

(1) 欧文タイプライターの例

当館には、運用中の写真資料などの保管があり、その一部を紹介する。

1点は欧文タイプライターのQWERTY配列の資料事例【図28、29】、同形機種として和文用に改良された【図30】が収蔵されている。

11 前掲、『文字符号の歴史 欧米と日本編』33頁

12 安岡孝一「タイプライターに魅せられた男たち 第58回 黒沢貞次郎（11）」（dictionary.sanseido-publ.co.jp）〔参照：2025年1月21日〕



【図28】「欧文タイプライター（甲種
鍵盤鑽孔機）」1950年修理記録、電気
通信省荻窪電位通信工作工場（修理）
〔6402-枝番なし〕



【図29】キーボード部分（QWERTY配列）



【図30】「クライン・シュミット甲種鍵盤和文鑽孔機」1936年、
Morkrum-kleinschmid社製（アメリカ）、〔JBC-0027-0〕



【図31】「国産印刷機（テープ式）」
1939年、黒澤商店鎌田工場製〔6402-
枝番なし〕



【図32】キーボード部分（2列目：ホフクコチヨウンナヤ）

(2) 和文タイプライターの開発

和文タイプライターの開発は、印刷電信機（直接文字で受信できる）用として1922（大正11）年に試験段階に入り、1925（大正14）年から黒澤商店製造の国産品【図31、32】（写真は1934〔昭和9〕年開発モデル、1939〔昭和14〕年製造品）が登場した。一方、当初の機器類はアメリカ製で、和文配列のキーボードを発注しており⁽¹³⁾、収蔵品には、1900年代初期に通信省がアメリカに発注した試作機と考えられるキーボードの例がある。

(3) 和文タイプライターの過渡期の例

【図33】のKeystone Typewriter社（アメリカ）の製品は、銘板から1900年製であることがわかる。キー列は3段式で、【図34】や教本⁽¹⁴⁾にある和文配列（2列目が「ホフクコチヨウンナヤ」の順）ではなく、2列目は、「キカスタナアイウエ」となっている。



【図33】「和文タイプライター」
1900年、Keystone Typewriter社
（アメリカ）〔6402-枝番なし〕



【図34】 キーボード3段式（2列目：キカスタナアイウエ）

次の例は、【図35】のEliot社（アメリカ）製でキーは4段式のものだが、和文配列（2列目）は、「チロサタナカマラワヨ」【図36】となっている。



【図35】「和文タイプライター」年代不明、
Eliot社（アメリカ）〔6402-枝番なし〕



【図36】 キーボード4列（2段目：チロサタナカマラワヨ）

13 日本初の和文印刷電信機の運用開始時（1927年6月1日）は、通信省が（Morkrum-）Kleinshmid社に開発を委託した。前掲、『文字符号の歴史 欧米と日本編』46頁

14 前掲、『タイプライティング』26頁

【図37】は、長く使われたL.C.Smith社（アメリカ）の「和文スミス」と呼ばれた機種で、教本で見本として掲載されているものと同機種である。配列は「ホフクコチヨウンナヤ」【図38】で、黒澤商店の国産機や教本の手本とされる和文配列の機種である。



【図37】「和文タイプライター」年代不明、L.C.Smith社（アメリカ）〔6402-枝番なし〕



【図38】キーボード4段式
(2列目：ホフクコチヨウンナヤ)

5 おわりに

本稿では、日本における指字電信機の導入から、印刷電信機で主力となる和文タイプライターの開発までをテーマとしたが、これに関する実例を紹介するに留まり、検証する段階には至らなかった。しかしながら、画像で実例を広く紹介することが今後の研究の一助になればと考え、収蔵品の中から実機を中心に調査と掲載を行った。

特に「ブレゲ指字電信機」の携帯型については、通貨単位の存在に着目したことで、新たな利用方法の可能性が見えてきた。

当館には、和文の配列に至る経緯や教育方法を知る資料が、【図33】のKeystone Typewriter社製や【図35】のEliot社製の実機のほかにも裏付けとなるものが埋もれている可能性がある。日本における電信機の導入、改良、開発に至る過程について、今後も調査を行いたい。



【図39】「東京中央電信局印刷通信『和文タイプライターほん書』」1936年〔JBB-0093-0〕

(いむら えみ 郵政博物館主席学芸員)

資料紹介

草創期におけるラジオ体操（国民保健体操）と 逓信省簡易保険局の普及活動について

田原 啓祐

① はじめに

ラジオ体操といえば、小・中学校時代の夏休み早朝の風物詩として思い出される方も多いことだろう。筆者が幼少時代に暮らしていた田舎では夏休みになると平日の毎朝6時半前に小・中学校の低学年から高学年までが一堂に近所の広場に集まって、ラジオ体操第一、第二をラジオから流れる音楽と号令に合わせて一気に行い、終了後に最上級生のリーダーから参加の証として持参した出席カードにハンコを押してもらったことを思い出す。中学卒業後は、早朝のラジオ体操から縁遠くなったが、通勤・通学時に業務前の職員が工場の庭に集まって一堂にラジオ体操をしている光景もよく見られ、ラジオ体操は常に身近な存在である。

ラジオ体操（「国民保健体操」）は、1928（昭和3）年11月1日、昭和天皇の大礼記念事業として東京中央放送局で開始され、その後全国放送となり、日本人の生活習慣として定着するまでに至った。郵政博物館においてもラジオ体操は馴染みが深く、時代の節目にこれをテーマとした展覧会を何度も開催してきた。本年度は常設展示場において「新しい朝が来た！ ラジオ体操展」（会期：2024年10月12日（土）～12月8日（日）、主催：公益財団法人通信文化協会、支援：一般財団法人簡易保険加入者協会）を開催した【図1】。

そのラジオ体操が3年後の2028年、誕生して100年目を迎える。本稿では、ラジオ体操の誕生及び普及の歴史を当館収蔵の資料とともに紹介していくこととした⁽¹⁾。



図1 「新しい朝が来た！ ラジオ体操展」の展示コーナー（郵政博物館常設展示場内）

1 ラジオ体操の歴史については、以下の文献を参照した。簡易保険局編・刊『簡易生命保険郵便年金事業史』1936年、逓信省編『逓信事業史』第5巻（財団法人通信協会、1940年）、簡易生命保険郵便年金事業史編さん委員会編『創業五十周年記念 簡易生命保険郵便年金事業史』（財団法人簡易保険加入者協会、1966年）、郵政省編『郵政百年史』（吉川弘文館、1971年）、一般財団法人日本経営史研究所編『簡易生命保険誕生100周年史』（株式会社かんぽ生命、2017年）、日本郵政株式会社広報部社史編纂室『郵政150年史』（日本郵政株式会社、2022年）、ラジオ体操50周年記念史編集委員会編『新しい朝が来た ラジオ体操50年の歩み』（財団法人簡易保険加入者協会、1979年）、ラジオ体操75周年記念誌編集委員会編『いつでも、どこでも、だれでも ラジオ体操75年の歩み』（財団法人簡易保険加入者協会、2008年）。またかんぽ生命保険のホームページにもラジオ体操の歴史が紹介されている（株式会社かんぽ生命保険「ラジオ体操の歴史」（2019）https://www.jp-life.japanpost.jp/radio/abt_csr_rdo_history.html（参照 2025-01-31））。

② ラジオ体操の創案

「ラジオによる体操」の発想は、アメリカからもたらされた。1923（大正12）年5月、当時通信省簡易保険局監督課長の猪熊貞治は、欧米の保険事業の調査を命じられ、海外に派遣されたが、ニューヨークのメトロポリタン生命保険会社を視察の際、ラジオ放送によって体操を実施するという新事業が計画されていることを知る。帰国後、猪熊はメトロポリタン生命保険会社から送られてきた資料を翻訳し、1925（大正14）年、『通信協会雑誌』に同年3月30日から開始された同社の新事業を「生命保険会社の事業史上に特筆さるべき事柄の一つ」とし、「天を摩し立つメトロポリタン本社の高塔—米国の文化を象徴する高塔の放送室から、そこに直通する紐育、ワシントン、ボストンの三放送局を通じて、千七百万の契約者に、徒手体操の教練を放送するのがメトロポリタン社の新しい試みである」と紹介した⁽²⁾。これが通信省の関係者がラジオ体操の存在を知った最初であった。

猪熊が帰国した一年後の1925（大正14）年に、今度は簡易保険局規画課長の進藤誠一【図2】が海外の保険事業の視察に派遣され、訪れたメトロポリタン保険会社でラジオ体操の実施状況を見学し、健康増進に非常な効果を上げている事実を知った。しかし、進藤が帰国した1926（大正15）年春当時の日本は、ちょうど東京放送局の建物ができ、愛宕山で本放送が始まったところで、ラジオも鉱石式で拡声器付きの受信機はないため、ラジオ体操を実行する基盤はできていなかった。その後進藤は簡易保険局から経理局へ移ったが、折しもその頃、帝国生命保険株式会社（現在の朝日生命相互保険会社）から被保険者のために何か保険施設をやりたいという相談を受けていた。かねてからラジオ体操実現の夢を抱いていた進藤は、1927（昭和2）年8月、計画実現に向け一石を投じる意味を込めて『通信協会雑誌』に「健康体操放送を開始せよ」と題する一文を執筆した⁽³⁾。



図2 進藤誠一（ZAC-0040）

さらに1928（昭和3）年11月には昭和天皇の御大礼を控えており、簡易保険局はこの一大記念行事に際し、国民的事業を起こしたいという意図を持っていた。1927（昭和2）年8月大礼記念事業について局議を開催した際に、当時の業務課長であった猪熊貞治は「保健体操を日本でも放送して見たらと云ふ思い付を提議」⁽⁴⁾した。

猪熊の提議は出席者の心を掴んだ。特に当時の簡易保険局長であった田邊隆二は、雑誌『国

- 2 猪熊貞治「放送無線による保険事業宣伝」『通信協会雑誌』第203号、1925年7月。なお、メトロポリタン生命保険会社の体操に関する事業概要の翻刻は、1928（昭和3）年に簡易保険局が編集・発行した（『米国メトロポリタン生命保険会社 保健体操ラジオ放送事業概要』簡易保険局、1928年、ECA-0028）。
- 3 進藤生「健康体操放送を開始せよ」『通信協会雑誌』第228号、1927年8月。体育運動の表現によって人間美と力の礼賛したドイツの映画『美と力への道』やデイ・フックスツンデ誌主催の音楽に合わせた放送体操（Leibesübun gen mit Musikbegleitung）やメトロポリタン生命保険会社の健康体操（Health Exercise）について、映画の一場面や図解を掲載して紹介し、「日本には、民衆化された運動方法が欠けてゐる。これが何よりの欠陥である」とし、「此民衆運動方法として、ラジオに依る音楽に合せた舞踏式健康体操を提唱」している。
- 4 簡易保険局『ラジオ体操を語る』1936年、8ページ。田邊隆二の発言部分。同書は、1935（昭和10）年10月16日、日本放送協会主催でラジオ体操創始前後の追憶談や将来への希望意見等を交換する目的で開催された座談会の内容を記録したものである。

民体育』により、全国民が一斉に体操を行うチェコスロバキアの「ソコール運動」のことを知り、国民体操が国民団結心を鞏固にし、独立運動にも非常な関連性を持っていることに着目していたため、欣然としてラジオ体操実施案に賛同したという⁽⁵⁾。

簡易保険局のひとりの反対者もなく合意を得たラジオ体操実施案であったが、他部署からも即座に賛同が得られたわけではなかったため、簡単には事が運ばなかった。ラジオ体操実施案については経理局に移った進藤誠一にも田邊から事前に伝えられていたが、なかなかその案が回って来ないままであったが、ある日最所（文二）経理局長に呼ばれ、「実は田辺がこんな子供じみた愚案をもってきたから反対してやった。桑山（鉄男）次官に意見を聴くと、あれは進藤君が前から熱心に主唱しているのだから、よく説明をきいてみろ、といわれたので聞か、とこういう話で、私はこれは必ずヒットするに違いないから、直ぐ判を押してください、と言って通してもらった」というエピソードがある⁽⁶⁾。

かくして1927（昭和2）年8月に簡易保険局においてラジオ体操実施が決定され、その実施計画は同局規画課が作成することになった⁽⁷⁾。しかし、ラジオ体操は、簡易保険局一局だけで処理するにはあまりにも大きな事業であるため、関係団体の協力なくしては実現しえないものであった。そこでまず放送施設の利用という事業の性格から、日本放送協会と連携する必要があるが、交渉に赴いた田邊は日本放送協会の社団法人としてのデリケートな問題に直面する。

ラジオ体操実施にあたって日本放送協会の懸念は、「ラヂオ体操が簡易保険の宣伝にならないか、宣伝は放送事業の主旨に反するものである」ということであった。社団法人である日本放送協会は通信省電務局から広告放送をしてはいけないと厳しく取り締まられていた。田邊はその疑問に対し、「私は決して宣伝にラヂオ体操を使はない、国民の保健の為に集団的精神を培養する目的の下にラヂオ体操を実施し、保険局は側面的に金を出して援助する。凡ては日本放送協会をやつて貰ひ、強いて保険局と云ふ名を出さないでもいいと云ふことを説明して諒解を求めたのであります。このことは放送事業の監督をしてゐる通信省の電務局にも話をしまして充分の諒解を得たのであります。」⁽⁸⁾としている。しかし猪熊が「その後ラヂオ体操の実施手続き等については幾分かの問題も起りましたが、小森（七郎日本放送協会常務理事）さんの英断と生命保険会社協会並に放送協会関係者の熱心な支持に依つてラヂオ体操も愈々実施の域に到達する事が出来たので有ます」⁽⁹⁾と回顧するように、実際には簡単に事が運ばなかったことがうかがえる。

③ ラジオ体操（国民保健体操）の創設

日本放送協会のラジオ体操事業への協力の承認を得た後、具体案の作成を命じられた簡易保険局規画課は、アメリカより詳細な参考資料を収集し、日本放送協会事業部と協力して放送計画及び所要経費の検討を行った。1928（昭和3）年1月には「ラヂオに依る国民体操実施計画

5 生田武夫「ラヂオ体操の創始当時を顧みて」『通信協会雑誌』第311号、1934年7月。

6 進藤誠一『続・通信事業と通信人』株式会社通信文化社、1977年、124ページ。

7 当時の規画課長は生田武夫であったが、生田は「欧米出張の命を被り、八月早々渡米したので、本計画の其の後は規画課長代理となられた業務課長猪熊貞治氏を煩はすことになった。同氏は従来からこの計画を後援指導されてをつた関係もあるが、明敏な頭脳と豊富な才能とを以て、克くこの体操プランの完成に力を傾けられ、ラヂオ体操今日の礎石を作られたのであつて、私の常に感謝措く能はぬ所である」と回顧している（前掲、生田武夫「ラヂオ体操の創始当時を顧みて」、93ページ）。

8 前掲、簡易保険局『ラヂオ体操を語る』、5～6ページ。田邊隆二の発言部分。

9 前掲、簡易保険局『ラヂオ体操を語る』、9ページ。猪熊貞治の発言部分。

要綱」が作成され、局議に諮った結果、体操の考案は文部省を通じて体育専門家に委嘱し、普及に関しては生命保険会社協会から協力を得て事業計画を進めることとなった。

同年5月24日、簡易保険局長園田榮五郎（田邊の後任）、日本放送協会小森七郎常務理事、生命保険会社協会理事長弘世助太郎ら関係者が集まり（於、生命保険会社協会）、ラジオ体操実施に向けて第一回協議会が開催され、体操考案委員の選考について文部省に委嘱することが正式に決定された。文部省体育課にはかねてより簡易保険局から内交渉の上その了解を得ていたため、第一回協議会の結果について同省から何らの異議なく承諾を得た。そして7月12日簡易保険局で開催された第二回協議会では、前回の三者に加え、文部省関係者も集合して、体操考案委員の選考の交渉を文部省側関係者として出席していた体育課長の北豊吉に一任し、周知宣伝方法として、ラジオ体操の映画の上映と体操の図解書を配布することが決定された。

体操考案委員の選考を一任された北は自らを委員長とし、大谷武一（文部省体育研究所技師）、森悌次郎（東京高等師範学校教授）、森秀（東京府視学）、藤本光清（東京市視学）、三浦ヒロ（東京女子高等師範学校助教授）、松本稲穂（国民体操研究所所長）の6名を選出した。考案委員のうち大谷、森悌次郎、森秀、藤本の4名と北委員長の部下であった中野重治（文部省学校衛生官補）が7月中旬から9月初旬の間、毎週2、3回代々木にある体育研究所に夜分集まって、「甲乙論駁大いに議論を闘はし、練りに練った結果、現在の第一国民保健体操が出来上がった」⁽¹⁰⁾という。

その後、7月26日に開催された第三回協議会（於、生命保険会社協会）で四関係者各自担当事務の進捗状況の報告、意見交換が行われ、9月12日の第四回協議会（於、生命保険会社協会）で体操考案委員によりラジオ体操の運動と伴奏曲⁽¹¹⁾が披露された。9月18日の第五回協議会（於、生命保険会社協会）において体操の名称をラジオ体操のほか、別に「国民保健体操」とすること、そのほか放送時間、周知奨励方法、事業関係者の経費負担方法、周知印刷物の配布方法など事項の検討が行われ、ラジオ体操はようやくその全容を整えることとなった⁽¹²⁾。そして10月19日には最後となる第六回協議会が簡易保険局において開催され、ラジオ体操周知奨励の第一弾として東京及び横浜両市において体育講演会を開催することが決定された。以上、6回にわたる協議会を経て、10月29日生命保険会社協会に新聞記者を招待して大谷武一による解説と実演によってはじめてこれを世間に発表した。

④ ラジオ体操（国民保健体操）の開始と周知宣伝活動

ラジオ体操（国民保健体操）は1928（昭和3）年11月1日午前7時、天皇の御大典記念事業

10 前掲、簡易保険局『ラヂオ体操を語る』、29ページ。藤本光清の発言部分。

11 森悌次郎は体操考案委員に就任しラジオ体操を考案していた時期、東京女子体操音楽学校で指導をしていた。ラジオ体操第一が大体完成したところに同学校の生徒にやらせてみた際に「この際なにか此の体操に伴奏する曲はないかと問ふたのに対して、ある生徒が、こんな曲がありますが先生どうでせうかと云つて、奏いて呉れたのが、この最初の（ラジオ体操第一の伴奏）曲だったのです」と述懐している。その後森はこの曲を体操考案委員会で披露し賛同を得て、第四回協議会で発表され正式に承認された（前掲、簡易保険局『ラヂオ体操を語る』、25～26ページ。森悌次郎の発言部分）。

12 田邊隆二の回顧によるとラジオ体操の実施については、当初日曜祭日のみ実施する第一案と日曜祭日以外の日に実施する第二案があり、1928（昭和3）年10月に最終的に第一案が採用されたという。この計画のために算出された予算は、第一案が8,500円、第二案が19,978円であった（前掲、簡易保険局『ラヂオ体操を語る』、5～6ページ。田邊隆二の発言部分）。竹山昭子は、1928年当時の2万円は、70年後の消費者物価指数に換算すれば、約3,000万円に及ぶと試算した。これは直接経費であって、ラジオ体操開始のために動いた官庁側の人件費を入れれば莫大な費用を注ぎ込んだことになり、「ラジオ体操は行政の力と金と人が生み出したものである」としている（竹山昭子『ラジオの時代—ラジオは茶の間の主役だった—』世界思想社、2002年、251ページ）。

の一環として、まず関東支部一府十県に対し東京中央放送局（JOAK）から江木理一⁽¹³⁾の号令により放送を開始した。開始当初は、11月2日、5日、7～9日、12日、13日と不定期に放送されたが、15日以降は日曜祝日を除いて毎朝放送されることとなった。

それと同時に、簡易保険局は生命保険会社協会と提携協力して、ラジオ体操（国民保健体操）の周知宣伝活動を開始した。以下、簡易保険局の周知宣伝活動について当館の収蔵資料とともに紹介していくこととしたい。

(1)印刷物の頒布

ラジオ体操発表とともに宣伝ビラ200万枚【図3】、体操図解90万枚【図4】、パンフレット30万枚を印刷して学校、工場、会社、青年団その他に配布し【図5】、同時にポスター3万枚を全国各所に掲出した【図6】。



図3 国民保健体操の宣伝ビラ（4979-0071） 大人だけでなく漫画を用いて子供に案内したものもあった

13 江木は陸軍戸山学校軍楽隊の三等楽長（少尉相当）から番組専属のアナウンサーに転じた。初日と2日目、江木はサーベルを下げた軍服姿で放送局に現れ（NHK編『放送の五十年—昭和とともに—』日本放送出版協会、1977年、41ページ）、「気をつけ、ただ今からラジオ体操を始めます」という号令調の第一声をかけたが、戸山学校に行った際「おい、きさま、気をつけではいけない」と言われ、3日目からは「全国の皆さんお早う」と気分を変え、音楽を活かすように「ハイ、ハイ」ということによって、「一千万人、全国の人がリズムに乗ってくれたと思うのです」と回顧している。（郵政省簡易保険局『戦後のラジオ体操を語る』1967年、35ページ。江木理一の発言部分。同書は、1966（昭和41）年7月22日、ラジオ体操放送再開15周年を記念して開催された座談会の内容を記録したものである）。



図4 『国民保健体操 ラジオ体操』（簡易保険局 1932（昭和7）年7月）の図解部分（4979-0076）



図5 ラジオ体操放送初日に配布されたパンフレット『国民保健体操〔ラジオ体操〕』（生命保険会社協会・簡易保険局発行、1928年11月1日）（ZZB-0004）



図6 「ポスター（国民保健体操 お始めになりましたかラジオ体操を 図解入説明書を無料で差し上げます）」（簡易保険局 1929年）（XEE-0012）

(2)蓄音機レコードの調整

1928年12月中旬、ラジオ体操の実施を促進するとともに、その練習に便するため、日本体育連盟総裁林博太郎の挨拶、体操考案委員の三浦ヒロによる体操説明、東京府立第八中学校教諭松井力のピアノ伴奏を吹き込んだ三枚一組のレコードを500組調製し、1枚1円で頒布した。

(3)映画フィルムの変製

体操考案委員の大谷武一と森悌次郎らの模範実演、東京府内の各学校等における体操実習の景況を撮影した映画フィルム（全2巻）10本を調製し、体操の勧奨と練習の指導のため、これらを映画講演会、体操講習会等の集会の際に放映した⁽¹⁴⁾。

(4)体育講演会（1932（昭和7）年に健康増進講演会と改称）

日本において、これまで体操といえば、学校や軍隊など特殊な団体生活者に限られたもので、国民にはほとんど知られず関心のないものであった。そこで講演・映画等により国民一般に保健思想を普及啓発し、家庭生活改善に関する具体的方法を指示し、体育運動を奨励することを目的として、体育講演会が開催された。その主旨はラジオ体操の普及宣伝であり、場合によっては体操指導師が派遣された。初年度（1928（昭和3）年度）の開催都市数は東京ほか9か所で入場人員の概数は3万300人であったが、開催都市数はその後増加し、1934（昭和9）年度までの開催都市数は460か所、入場人員は12万8,237人に及んだ⁽¹⁵⁾。そのうち1928（昭和3）年11月から29年末までに開催された体育講演会の講演内容は、『国民保健体操講演集』一・二に収録され、簡易保険局から発行された【図7】⁽¹⁶⁾。一に17、二に28の合計45の講演が収録されており、会場は札幌を初めとし、仙台、名古屋、京都、大阪、大分市と32カ所を回り、講演者は体操考案委員のほか、各地の知事、学校長、医者、体育主事、教員、軍人、新聞社関係者に及ぶ。



図7 簡易保険局『国民保健体操講演集』一・二（1929、1930年）
（ECA-0036、0037）

14 久永岩穂によると実演指導の映画のほかにもラジオ体操の宣伝映画も製作されたようであるが詳細は不明である。久永原作の宣伝映画「私の社長」は日活太秦撮影所で製作され、主演が山田五十鈴、撮影所長が池永浩久、総務課長が永田雅一、庶務係長がマキノ光雄という錚々たるメンバーだったという。この映画の筋は、「ラジオ体操が好きなある会社の老社長が忘れ者の若い息子に体操をすすめて行状を改めさせ、やがて社長の椅子をゆずる」というものであった（久永岩穂「ラジオ体操昔日譚」通信外史刊行会編『通信史話』上、社団法人電気通信協会、1967年、463～464ページ）。

15 前掲、簡易保険局編・刊『簡易生命保険郵便年金事業史』、654ページ。

16 『国民保健体操講演集 一』（簡易保険局、1929年）、『国民保健体操講演集 二』（簡易保険局、1930年）。

初年度におけるラジオ体操に関連の様々な奨励策は、「予期以上に一般民衆の歓迎を受け、国民健康の改善増進に裨益する効果の甚大であることを確認し得る」⁽¹⁷⁾に至った。ラジオ体操は、1929（昭和4）年2月12日以来東京以外の中央放送局においても放送を開始した。体操開始後2年目以降も簡易保険局は官民合同で奨励策を実行していった。

(5) 体操実行者の感想文募集

ラジオ体操放送以来一周年を経過し、一般大衆に広く受け入れられ継続実行者は百数十万人に及ぶに至ったが、普及した側としては、簡易保険局長園田榮五郎が「何分にも斬新の試みである丈に果たして庶幾の目的を達し得るや否やに付ては多少の危慮なきを得なかつたのでありました」と述べているように実行者たる国民の声が気になるころであった。そこで、1929（昭和4）年11月1日、創始一周年を機に広く一般実行者からラジオ体操についての体験談や希望を聴き、施設の改善と周知上の参考のため「国民保健体操に就ての感想文」を募集したところ、応募者は翌年1月末日の締切までに3,349人に達した。ラジオ体操が人々の中に浸透し、喜びを持って迎えられたことを実証したといえよう。簡易保険局は、寄せられた感想文のうち35編を入選とし、『国民保健体操を語る』⁽¹⁸⁾と題した本を発行した【図8】。



図8 簡易保険局『国民保健体操を語る』
(1930年) (ECA-0038)

(6) 伴奏楽譜の制定

体操考案委員の森悌次郎が委員会に提出し、承認された最初のラジオ体操第一の伴奏曲（其の一）は、元々あった曲（福井直秋作曲、ヘルプスト進行曲と呼ばれた）をそのまま利用した



図9 『国民保健体操 伴奏楽譜』（簡易保険局発行、1930年）の表紙及び伴奏楽譜のページ（ZZB-0020）

17 前掲、生田武夫「ラヂオ体操の創始当時を顧みて」、95ページ。

18 『国民保健体操を語る』（簡易保険局、1930年）

ものであったが、その後著作権問題に触れたこともあり、東京音楽学校の教授に体操の実際を見せた後に作曲を依頼し、1930（昭和5）年から新しい伴奏曲で放送されることとなった⁽¹⁹⁾。同じ時期に伴奏楽譜も新製され、従来の曲に東京音楽学校作曲の2曲（其の二、其の三）を併せた3曲が掲載された【図9】。

(7)ラジオ体操第二の誕生

ラジオ体操のパフレットには、ラジオ体操第一の特徴として、「此の体操は、その運動が過激でなく、その方法も簡易であるから、老幼男女を問はず何人でも自由に行ふことが出来る」ということが最初に掲げられている⁽²⁰⁾。しかし、元気旺盛な青壮年者には運動量不足の感もあったので、1932（昭和7）年4月に「ラジオ体操第二」を追加することが決定され、簡易保険局が、体操は体操考案委員と全日本体操連盟関係者に、伴奏曲は堀内敬三に委嘱して完成、同年7月27日から第一と併せて放送された⁽²¹⁾。第二体操の普及については、図解やポスター【図10】、レコード【図11】、映画等を利用するほか、体操の実施指導者を各地方で養成し、同年9月以降各都市で国民保健体操第二指導講習会を開催した⁽²²⁾。

(8)ラジオ体操の会

ラジオ体操が各地で放送され、レコードが普及すると、人々は個人であるいはそれぞれの場所に集まってラジオ体操を行うようになった。特に注目されるのは、1930（昭和5）年7月21日に、東京の神田万世橋署児童係の面高叶巡査の発案で始まった神田地区のラジオ体操の集いであった。これらの集いは、翌1931（昭和6）年6月に開催された簡易保険局、東京中央放送局、東京府、東京市、在郷軍人会、青年団、少年団など各団体の関係者が集まって開催された協議会（於、日本放送協会）でも話題に上り、ラジオ体操を集团的運動として行うときは、直接の健康効果にとどまらず、規律・和親・団結など精神的訓練にも寄与するところが多大であるとする見地から、7月21日から8月末日まで東京市及び隣接の小学校など314の会場でラジオ体操の会が試みられたところ、延べ人数350万人に及んだ。その成功に鑑み、翌



図10 ポスター（国民保健体操 青壮年者には第二の体操をお薦めします 図解は無料で差し上げます）（XEE-0010）



図11 SPレコード（体育レコード・ラジオ体操第一・第二（江木理一司令）（4979-0104）

19 前掲、久永岩穂「ラジオ体操昔日譚」、460ページ。

20 『国民保健体操〔ラジオ体操〕』（生命保険会社協会・簡易保険局発行、1928年）。

21 簡易保険局が発行した図解「ラジオ体操」（1932年）によると、「第二は、第一を基調とし、幾分その程度を高めて構成されたもので保健の積極的意思を強調する意味に於て躯幹の運動が増されてゐる。さらに運動量を豊富にする意図から結合部分の形式が採択されてゐる。」とある。

22 前掲、簡易保険局編・刊『簡易生命保険郵便年金事業史』、652ページ。

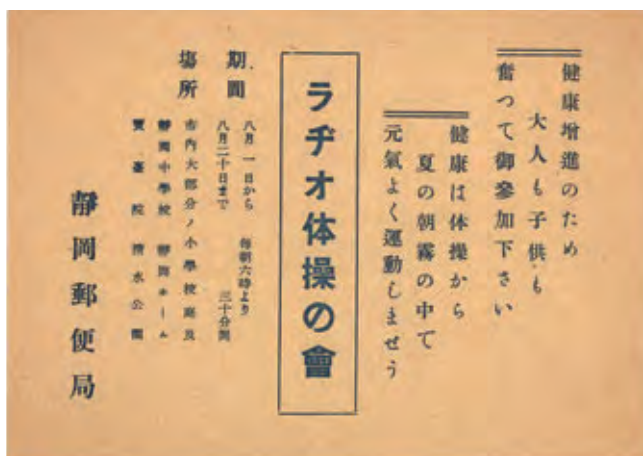


図12 「ラジオ体操の会」の案内ビラ（静岡郵便局）
(4979-0074)



図13 ポスター（ラジオ体操の会 八月一日より八月廿日まで毎朝六時 学校校庭其他にて）財団法人生命保険会社協会（XEE-0008）



図14 ラジオ体操（神宮大会）1932（昭和8）年10月29日
(EFA-0034)

1932年（昭和7）年には会の規模を全国47都市に拡大し、2,561万人の参加を得た。1935（昭和10）年までに累計会場延べ数1万5,834か所において、延べ人数1億7,706万9,539人が参加した⁽²³⁾。【図12】【図13】【図14】

(9)指導者養成講習会

かねてよりラジオ体操の普及に伴い、指導者を養成する必要があったが、1932（昭和7）年「ラジオ体操第二」の創案を機会として、指導者の養成会が全国主要都市において開催されたことに始まる。それ以後もしばしば各地で開催されたが、特に1936（昭和11）年度と38（昭和13）年度には全国一斉に開催された⁽²⁴⁾。【図15】



図15 上田中学校にて開催されたラジオ体操指導者講習会の様子（長野県・長野県体育会・名古屋通信局・上田郵便局・長野放送局主催、1937（昭和12）年7月4日）（9000-0055-010）

23 前掲、簡易保険局編・刊『簡易生命保険郵便年金事業史』、654～655ページ。

24 1936（昭和11）年度の開催場所は57か所で、講習人員は8,030人、1938（昭和13）年度は、国民精神総動員健康週間中の実施事項として特に取り上げられたため、開催場所は233、公衆人員は1万1,275

5 むすびにかえて

ラジオ体操（国民保健体操）の創始以来通信省簡易保険局は、周知宣伝に多大の努力を払ってきた。さらには地方通信局、郵便局ネットワーク、生命保険会社、地方自治体、各種スポーツ団体、社会教育団体を動員して印刷物、レコードや映画、あるいは講演や実演講習会を用い、ラジオ体操を日本全国に普及させた⁽²⁵⁾。

ラジオ体操が普及して間もなく、1931（昭和6）年の満州事変勃発、軍の青年将校らによるクーデターである1932（昭和7）年の五・一五事件、1936（昭和11）年の二・二六事件、1937（昭和12）年7月7日、盧溝橋事件により勃発した日中戦争と日本は次第に戦時色を深めていった。

簡易保険局もこの間に変遷をたどることになった。1938年（昭和13）1月11日、厚生省が新設されると外局である保険院に保険業務が移管され、同院内に置かれることとなった。しかし、その後1942年（昭和17）11月1日に行政簡素化の一環として再び通信省に戻され、翌1943年（昭和18）11月1日に通信省と鉄道省とが統合し運輸通信省が新設されると、簡易生命保険業務は外局の通信院の所管となり、簡易保険局は貯金局と合併して貯金保険局に改称され、局内に保険業務課が置かれた。

ラジオ体操関連の諸活動についてみると、1938（昭和13）年の夏のラジオ体操の会の延べ参加人数は1億5,000万人を超えるまでに拡大した。翌1939（昭和14）年2月、「全国ラジオ体操の会」が結成された。また、同年9月12日、厚生省は国民体力の向上と国民精神の作興を図る目的で、大日本体操の制定を企画し、大日本国民体操、大日本青年体操、大日本女子青年体操の三種の体操を発表した。そのうち大日本国民体操は「ラジオ体操第三」として同年12月1日から従来の第一・第二とともに放送されることとなった。このようにラジオ体操は戦時下にあっても普及し続けたが、その目的は「健康維持・体力増進・病氣予防」から、規律や集团的運動といった精神主義的なものが強調され、挙国一致といった国家目標へと変容していった⁽²⁶⁾。

終戦後の1946（昭和21）年2月、ラジオ体操は軍国主義的と嫌疑をかけられ、連合軍司令部（GHQ）からの命令によりやむなく放送中止した。その2か月後に日本放送協会が独自で音楽を主とした舞踊体操を作成し放送開始したが、終戦直後の混乱期であり、国民一般の盛り上がりがないまま放送は再び中止された。その後、ラジオ体操復活の声が高まり、1951（昭和26）年5月6日から再訂版ラジオ体操第一の放送を開始した。

ラジオ体操が早期に復活したことについて、当時の日本放送協会編成局長であった春日由三は、「私どもが（ラジオ体操を）放送の番組用としてやりたいという気持ちも強かったが、それ以上に、戦前からラジオ体操をやってられる方々の総意というものが結集して、郵政省簡易保険局を突き上げ、NHKの編成局を突き上げ、文部省のほうを突き上げたのが実情です」⁽²⁷⁾

人に及び、全国の主要都市のほとんど全部にわたり大々的に開催された（簡易保険局編・刊『簡易生命保険郵便年金事業史 創業より昭和十六年迄』1943年、349ページ）。

25 1928（昭和3）年から1934（昭和9）年までの6年間に周知宣伝のために調整した小冊子は55万部、図解1,400万枚、宣伝ビラ432万枚、ポスター15万3,000枚、懸賞論文集などの冊子8万部、映画フィルム80本（95巻）、レコード1,500枚、伴奏楽譜11万部に及んだ（前掲、簡易保険局編・刊『簡易生命保険郵便年金事業史』、653ページ）。

26 前掲、竹山『ラジオの時代』、264ページ。戦時期にラジオ体操の目的が変容した要因として、黒田勇は、「日本全国を同時に動員できたラジオというメディアがファシズムにきわめて親和的なメディアであったことはいうまでもないが、それをとおして日本人が同時に体操をする、つまりは、日本全体で一つの行為に個々の身体を同調させるというラジオ体操は、なおさらファシズムに親和的だった」と分析している（黒田勇『ラジオ体操の誕生』青弓社、1999年、222ページ）。

27 前掲、『戦後のラジオ体操を語る』、11～12ページ。

としている。戦時期を経てもなお、かつて「健康維持・体力増進・病気予防」を目的として簡易保険局が創案した「本来のラジオ体操」が日本国民の身体に連綿と記憶されていたからと思われるのである。

(たはら けいすけ 郵政博物館主席学芸員)

資料紹介

日露戦争における軍事郵便使用物品

―野戦郵便局・艦船郵便所への供給をめぐる―

倉地 伸枝

はじめに

日本の軍事郵便は明治37年に開戦した日露戦争によって確立し、郵便・貯金・為替の取扱いによって出征者の慰安や戦意高揚、経済的な利便に寄与したことが知られている。この戦争では、陸軍が日清戦争で創始した野戦郵便をより大規模に展開し、また海軍が艦船郵便をはじめて実施した。その現業機関である野戦郵便局や艦船郵便所は軍組織であったが、実際の郵便事務は通信省の管理下に置かれ⁽¹⁾、その要員として野戦郵便には総計1,500人の通信官吏と郵便夫が、艦船郵便には36人の通信官吏が派出された⁽²⁾。しかし次章でみるように、その制度や運用については陸海軍史、通信省史のいずれにおいても十分に解明されておらず、研究の余地を残している。

本稿では、その実態に迫るためのひとつの切り口として、軍事郵便用品に着目したい。当館の前身である郵便博物館は明治35年に通信省通信局内に創立したが、当初の分掌事項は「通信事業参考品ノ保存整理」と「郵便事業用品ノ学術的研究並ニ応用」の2点とされ⁽³⁾、まもなく開戦した日露戦争においても、軍事郵便用品の見本品収集、研究考案等が精力的に行われた。このような経緯から、当館には軍事郵便用品や関連文書が豊富に収蔵されているが、これらの資料は昭和10年代以降ほとんど公開や調査研究の対象とならず、整理状況も不十分なまま今日に至っている⁽⁴⁾。軍事郵便用品については、日露戦争中に第三軍郵便部長の角源泉が「現業事務ニ大関係ヲ有スル」と述べている⁽⁵⁾とおり、その適否は要員配置や局舎環境などとともに、軍事郵便業務の効率を左右する重要性をもっていたと考えられる。本稿では、野戦・艦船郵便それぞれについて従来なされてこなかった物品関係法規の整理を行い、また実際の供給がどのように行われたのかを、館蔵史料にもとづいて明らかにしたい。

なお、「軍事郵便用品」という用語は、同時代から「物品」と「被服（制服）」を包括する概

- 1 『通信事業史』によれば、これに関する明文規定はなく、通信省の関係法令が戦地での施行を前提にしていることや、第二十回帝国議会で通信省政府委員の田健治郎が「此の野戦郵便に就きましては組織は軍の組織で……それから事務は矢張通信省が扱ふと言ふ形になる」と答弁したことにもとづき、「法理論は別として實際上、以上のやうな考へで軍事郵便を実施してゐたと、推知し得る」と述べている（通信省編『通信事業史』第2巻、財団法人通信協会、昭和15年、322頁）。
- 2 野戦郵便については野戦高等郵便長・阪野鉄次郎「日露戦役に於ける野戦郵便」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、1-2頁。艦船郵便については後述の「艦船郵便報告書」、16-17、56-71頁より筆者算出。
- 3 「通信省分課規程中左ノ通改正ス」明治36年12月5日、公達第884号（『通信公報』号外、明治36年12月5日）の第16条。
- 4 軍事郵便に関する当館の展示については、後藤康行「戦時下における通信博物館の軍事郵便展示」『通信総合博物館 研究紀要』第4号、平成25年3月。また、昭和14年当時の展示風景は、拙稿「通信省職員一同による大正大礼献上品《日本交通図絵》」『郵政博物館 研究紀要』第15号、令和6年3月、177頁。
- 5 「三監郵第966号」明治37年10月21日付（「青泥窪ニ於ケル野戦局用特種物品試験用トシテ調製之件」明治37年12月5日、通郵乙第937号に添付）。

念として使用されることが多いが、本稿では掲題のとおり「物品」のみを対象とする。また、この「物品」は、関係法規においてさらに「備品」と「式紙雑品」に分けられる。史料によっては物品を「材料」、備品を「器具器械」、式紙雑品を「消耗品」などと呼称しているが、本稿では引用箇所を除いて上述の用語に統一する。また、引用に際しては漢字を旧字体から新字体に改め、適宜句読点を補った。また、資料情報の末尾に付した数字（アルファベットとの組合せを含む）は、郵政博物館の整理番号を示す。

第1章 研究史と使用する史料

(1) 日露戦争期の軍事郵便に関する研究史

本節では、日露戦争期の軍事郵便一般に関する研究史を概観し、本稿の位置づけを確認したい。まず、野戦・艦船郵便機関の設置者である陸海軍の研究史を概観すると、陸軍については、参謀本部が明治44年から大正3年にかけて編纂した公刊戦史『明治卅七八年日露戦史』第10巻の「第17篇 軍ノ後方及内地ノ設備」に、野戦郵便に関する法規や局の設置開廃等について概述されている⁽⁶⁾。しかしその後野戦郵便については、同史を覆したといわれる谷壽夫の『機密日露戦史』（大正14年）にも「通信施設上の小経緯」という項目にわずかな言及がみられる⁽⁷⁾のみで、新たな事実は明らかにされなかった。戦後はこれらの戦史を見直す研究自体が希薄であったが、軍事史家の長南政義氏によれば、そもそも日露戦争の研究は政治・外交史研究が主流であり、戦史においても作戦や戦闘に比べて兵站の研究は低調で、さらに数少ない兵站研究も食糧や輜重輸卒に関するものに偏重してきたという⁽⁸⁾。同氏自身は陸軍の兵站活動についても浩瀚な研究を展開しているが、そのなかにも今のところ野戦郵便に関する成果はみられない。一方、海軍については、そもそも海軍軍令部が明治42年から43年にかけて編纂した公刊戦史『明治三十七八年海戦史』全4巻⁽⁹⁾に艦船郵便に関する言及がなく、その後『海軍制度沿革』巻3（昭和14年）⁽¹⁰⁾のような沿革類には多少の記述がみられるものの、管見の限りこれを主眼とした研究はなされていない。

一方、軍事郵便事務を担った通信省の研究においては、『通信事業史』第2巻（昭和15年）の「第八章 特別郵便制度 第二款 軍事郵便」のなかで、日清戦争以降の基本法規、軍事郵便物の種類や料金及び制限、また軍事郵便の組織、施設、業務管理等について一通りの説明が行われている⁽¹¹⁾。しかし、その制度や運用に関する踏み込んだ研究は、むしろ郵趣・郵便史研究の分野で進められてきた。その嚆矢となるのが、三井高陽氏の『世界軍事郵便概要』（昭和14年）⁽¹²⁾で、同書は国内外の軍事郵便について広く論じるなかで、日露戦争についても関係法規を丁寧に整理するとともに、通信省監督下の雑誌『交通』の日露戦役記念号に寄せられた従軍者の声を、拾い上げて、その運用実態に迫ろうとしている。また、昭和後期に郵趣家の大西二郎氏が発表した『野戦局印を主とした日本の軍事郵便』（昭和41年）⁽¹³⁾や鈴木孝雄氏の『野戦郵便局

6 参謀本部編『明治卅七八年日露戦史』第10巻、東京偕行社、大正3年、814-819頁。

7 谷壽夫『機密日露戦史』原書房、平成16年（原本は陸軍大学校調製、大正14年）、398-399頁。

8 長南政義『新史料による日露戦争陸戦史：覆される「通説」』並木書房、平成27年、21-22頁、同「日本陸軍のロジスティクス：日露戦争期の兵站の実態」『歴史群像』第183号、令和6年、34頁。

9 海軍々令部編『明治三十七八年海戦史』全4巻、春陽堂、明治42-43年。

10 『海軍制度沿革』巻3、海軍大臣官房、昭和14年、708-721頁。

11 前掲、『通信事業史』第2巻、305-324頁。

12 三井高陽・増井幸雄『世界軍事郵便概要』国際交通文化協会、昭和14年、23-50頁、55-70頁。

13 大西二郎編『野戦局印を主とした日本の軍事郵便』日本郵楽会、昭和41年、21-100頁。

のロケーティング』(昭和50年)⁽¹⁴⁾は、戦前からの実郵便研究のひとつの到達点で、特に後者は日付印の形式分類にとどまらず、歴史的観点から野戦局と艦船郵便所の開廃移動を跡付けた重要な成果である。しかし、その後このような制度と運用に関心を向けた研究は停滞し、日露戦争期に関しては、大江志乃夫氏の『兵士たちの日露戦争』(昭和63年)や、大阪市史編纂所の『日露戦争従軍兵士書簡』(平成9年)、桂木恵氏の『軍事郵便は語る』(令和3年)のような、軍事郵便物の通信面を分析して従軍者らの意識を探ろうとするアプローチに取って代わられていた⁽¹⁵⁾。ところが、令和4年に望月みわ氏が日露野戦郵便における逓信省官吏の動員状況に着目した論文を発表したことにより⁽¹⁶⁾、その制度と運用面にもさらなる実態解明の余地があることが示された。

以上に見たように、日露戦争期の軍事郵便については陸海軍史の分野に研究が乏しく、逓信省史の分野では平成以降、制度や運用を対象とした研究が大きな発展をみなかった。本稿は、望月氏が日露軍事郵便を支えた「人」に着目したことに続き、館蔵資料を活かして「モノ」に着目した考察を行うことによって、その実態の一端を明らかにすることを目的とする。

(2) 使用する史料

本稿ではおもに、当館に収蔵される①「明治三十七八戦役 野戦高等郵便部報告原稿」、②「明治三十七八戦役 軍事郵便始末 附録 艦船郵便報告書」、③「明治三十七八年 野戦郵便書類」の3つの史料を使用する。このうち①②は先行研究にも使用されているが、筆者の知る限り③を具体的に用いた研究はこれまでにない⁽¹⁷⁾。いずれについてもその基本的性格が十分に説明されてこなかったため、以下にその概要を示したい。なお、当館には日露戦争期に野戦郵便局や艦船郵便所が報告した日誌⁽¹⁸⁾が写本を含めて116冊収蔵され、軍事郵便使用物品についても重要な証言が含まれると推測されるが、本稿では調査が及ばなかった。

①「明治三十七八戦役 野戦高等郵便部報告原稿」

(和綴簿冊・約960頁、8105-01-0406)

日露戦争において野戦高等郵便長を務めた坂野鉄次郎(1873-1952)【図1】が、その管掌事項について戦後にまとめた報告原稿。緒言は明治39年4月1日付で、記述の対象は野戦高等郵便部の成立した明治37年2月11日から、日露講和条約の公布とともに平和回復の詔勅が下された明治38年10月16日までとされている。内容は「第一編 野戦郵便ノ制度及組織」「第二編 野戦郵便ノ業務」「第三編 野



【図1】坂野鉄次郎
(明治37-8年頃撮影、WCB-16部分)

14 鈴木孝雄『野戦郵便局のロケーティング』日本郵趣出版、昭和50年、20-60頁。

15 大江志乃夫『兵士たちの日露戦争：五〇〇通の軍事郵便から』朝日新聞出版、昭和63年、大阪市史編纂所編『日露戦争従軍兵士書簡：旧東成郡鯉江村大字今福嶋田家文書から』大阪市史料調査会、平成9年、桂木恵『軍事郵便は語る：戦場で綴られた日露戦争とその時代』信濃毎日新聞社、令和3年。

16 望月みわ「日露戦争における軍事郵便制度と運用実態：逓信省官吏の動向を中心に」『交通史研究』第101号、令和4年、35-65頁。

17 ①は前掲、望月氏、38頁以降、②は前掲、後藤氏、78頁ほか。③は前掲、鈴木氏、60頁の「主要参考文献」に挙げられているが、具体的に使用された形跡はない。

18 概要は後藤康行「逓信総合博物館所蔵『野戦郵便局日記(日誌)』目録」『専修史学』第43号、平成19年、21-26頁。

戦郵便使用材料」「第四編 庶務」「第五編 将来ニ対スル意見」の全五編構成で、このうち第三編と第五編に軍事郵便使用物品に関する言及がみられる。なお、本稿は陸軍省の野線紙に坂野の自筆と思われる字で書かれ、取消し線や付箋による修正が随所に施されている。その状態から草稿とみられるが、全体の構成や文章表現は隅々まで整理されており、清書や印刷を念頭に置いた完成原稿と推定される。以下、本稿では「野戦高等郵便部報告原稿」と呼ぶ。

②「明治三十七八年戦役 軍事郵便始末 附録 艦船郵便報告書」(印刷洋製本・358頁、BAA-142)

内地における軍事郵便事務について通信省通信局が報告した「軍事郵便始末」と、艦船郵便について在軍港首席郵便吏の田上清人が報告した「海軍軍用通信所 艦船郵便報告書」を合本したもので、それぞれ独立した緒言と目次、頁番号を備えている。一見すると出版物のような体裁だが、奥付はなく、表紙には「秘」の朱印が捺されていることから、内部資料として限定的に調製されたものと推察される。

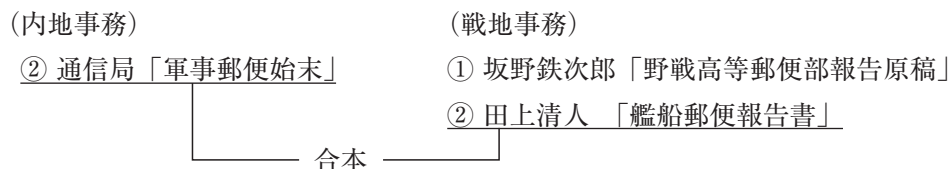
前半部の「軍事郵便始末」は緒言に責任者の署名や日付がないが、その内容から明治40年以降も編纂が続けられていたと推測される。記述は日露軍事郵便の開始段階から明治39年7月の関東都督府官制制定までを対象とし、関連法規や事業計画、各種統計報告、戦後の事務引継ぎと撤廃までが全九編で構成されている。軍事郵便用品に関しては「第七編 人員及材料」に報告が予定されていたが、この調査資料が明治40年1月の本省火災で焼失したため、同編の記述は周知の規程類と、日露戦争期に通信省から戦地に発送した用品の統計表を掲げるにとどまっている。なお、この統計は『通信事業史』第1巻(昭和15年)以降、当館史の軍事郵便用品に関する記述の典拠となっている⁽¹⁹⁾。

後半部の「海軍軍用通信所 艦船郵便報告書」は在軍港首席郵便吏の田上清人(生没年未詳)【図2】によるもので、緒言は明治39年3月付だが、後に「軍事郵便始末」と合本する際にも重複事項を削除するなど手が加えられている。内容は艦船郵便制度や組織機関、統計を含めた事務成績、引揚げ処理と軍属解免までが全六編で構成されている。軍事郵便使用物品については「第四編 物品ノ配給」と「第五編 引揚前後ノ準備並ニ処理」に記載がある。以下、本稿では「艦船郵便報告書」と呼ぶ。



【図2】田上清人
(『交通』日露戦役記念号、
頁番号なし)

なお、①②の史料の関係は以下のとおりで、これらの報告を総合することで日露戦争期の軍事郵便については大略をつかむことができる。



19 通信省編『通信事業史』第1巻、財団法人通信協会、昭和15年、836-837頁、通信博物館編『通信博物館五十年史』通信博物館、昭和27年、156-158頁、通信博物館編『通信博物館七十五年史』、信友社、昭和52年、82頁。

③「明治三十七八年 野戦郵便書類」(洋綴簿冊・約840頁、BAA-149)

軍事郵便用品の研究考案や購入について、おもに通信局の郵便博物館が起案した文書140件の写しを綴った簿冊。表見返しに「コノ本ハ昭和十九年疎開」と墨書された付箋が貼付され、それ以前の製本と考えられる。日露戦争期を中心とした明治36年12月24日から明治39年6月2日付までの文書を収めているが、時系列順には整序されていない。当時の軍事郵便用品に関する文書すべてを網羅してはいないとみられるが、大きく欠落している時期はなく、全体の流れを辿るには十分な情報量を備えている。

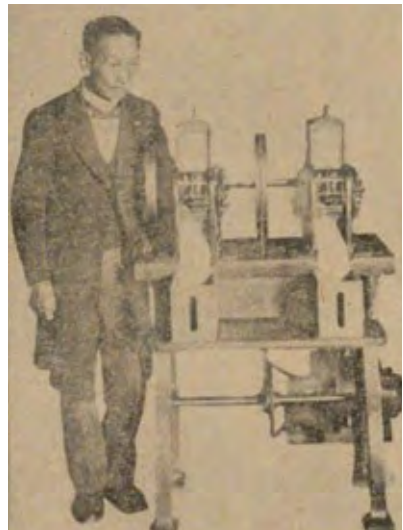
これらの文書のうち2件は例外的に通信局庶務課によって起案されているが、そのほか138件は郵便博物館が起案(うち2件は回覧等)したもので、内容はおもに軍事郵便用品の購入か、または購入品を博物館に見本として保存してよいか伺うものである。これらの多くは別添として、設計図面、仕様書、在庫や必要数の調書、業者見積書、軍側の請求・照会文書などを伴っている。なお、この簿冊の表紙には「野戦郵便書類」と書かれているが、実際には艦船郵便用品に関する文書も含まれている。

郵便博物館の起案は、樋畑正太郎(11件)、長崎徳次郎(2件)、林理作(123件)のいずれかによって行われている。樋畑正太郎(1858-1943、号:雪湖、物品会計官吏、通信属・一級従七位勲七等)【図3】は、明治25年に通信省郵務局計理課物品掛長に着任、その後郵便博物館の創設に携わり、大正12年の退官まで館活動を主導した人物である。日露開戦後の明治37年3月には第二軍郵便監査として動員命令を受け、5月から11月まで満州各地で野戦郵便用品の使用実態調査や、日露戦役記念絵葉書の図案材料収集を行っている。



【図3】樋畑正太郎
(明治37-8年頃撮影、WEA-5)

長崎徳次郎(通信属・五級)については館の創立から大正3年頃まで在職していたというほか詳細不明だが、林理作(1851-没年未詳、同・六級)【図4】は明治44年に「林式自働葉書押印器」を発明したことで知られる。林は明治26年から金沢郵便局に勤務していたが、郵便通送等の研究に才能を発揮して明治36年に「本省博物館技術部付」に転勤を命じられ、樋畑のもと郵便事業用品の研究考案に従事していた⁽²⁰⁾。翌年日露戦争を迎えると、「野戦郵便器具の設計主任として日夜熱心改良方法に幾多の工風を凝し、就中灯器用蠟燭の如きは多額の私財を投じて自ら製作を試み、終に之を完成した」⁽²¹⁾と評されるように、3月に動員された樋畑に代わって実務の中心を担った。後にはその功績から白色桐葉章も授与されている。



【図4】林理作
(明治44年頃撮影、註20、57頁より)

彼らが起案した文書は、郵便博物館の属する通信局内において、局長(小松謙次郎)以下、庶務課長(野村徳)、

20 発明記者「自働葉書押印器の発明」『工業』第89号、大正5年8月、56-57頁。

21 郵便博物館・樋畑正太郎「戦時に於ける野戦郵便器具」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、120頁。

内信課長（坂野鉄次郎）らが承認を行う場合と、物品関係事務を分掌していた経理局の局長（関宗喜）以下、主計課長（宇都宮友枝）、調度課長（田中武雄）、検査課長（中村純九郎）らにも回議する場合とがあった。なお、外国製品購入に関する2件は、例外的に大臣決裁となっている⁽²²⁾。以下、本稿では「野戦郵便書類」と呼ぶ。

次章以降は、以上①～③の史料に依拠しつつ、関連法規や『交通』日露戦役記念号に寄稿された従軍当事者の証言も参照しながら、野戦・艦船郵便における物品供給がどのように行われたのか、それぞれその実態をみていきたい。なお、以下本稿で使用する起案文書はすべて「野戦郵便書類」に含まれるもので、日付は起案日とする。

第2章 野戦郵便使用物品

(1) 野戦郵便の概要

本節では、まず野戦郵便に関する法規、組織系統、現業業務の概況を確認したい。明治37年2月10日、日本がロシアに対し宣戦布告し、日露戦争が勃発した。軍事郵便については野戦・艦船郵便共通の基本法令として、同年2月5日に日清戦争時の勅令第67号を廃止し、その取扱範囲を若干拡大した勅令第19号があらたに発布施行された⁽²³⁾。同勅令では、軍事郵便物は戦地等にある「軍隊、軍艦、水雷艇、軍衙、軍人又ハ軍属」や、戦地等にあつて当該軍衙の許可を得た者に発着する郵便物を指すことや、戦地等から発するものは料金免除、戦地等へ宛てるものは料金完納を要することなどが規定された。さらに翌6日に制定された「軍事郵便規則」（通信省令第6号）は、日清戦争時に曖昧であった取扱郵便物の種類を明記し、また通数制限の撤廃や重量制限の緩和を行うことによって利便性向上を図った。軍事郵便の取扱いは、これらの法整備を経て2月18日の通信省告示第119号をもって開始された。一方、金融業務については2月6日の「軍事郵便為替貯金規則」（通信省令第7号）制定とともに開始され、8月17日の「戦地特別郵便貯金規則」（通信省令第54号）によって補完された。

野戦郵便事務は日清戦争時と同様「兵站勤務令」⁽²⁴⁾に則り、大本営参謀総長一兵站總監一運輸通信長官の下に隷属する野戦高等郵便長が主導することとされた（第22条）。野戦高等郵便部は2月11日の動員発令によって設置され、その長には通信局内信課長の坂野鉄次郎【図1】が着任した。野戦高等郵便長は大本営に属しながら、「野戦郵便物の集受、分配及通送ノ規定並郵便為換金ノ取扱及其決算法」（第23条）などの事務については通信省の指示を仰ぎ、またこれにもとづいて各軍または師団の郵便部長（以下、「軍郵便部長」と呼ぶ）に指示を与えることを職務とした。軍郵便部長は組織上、各軍の兵站監または軍司令官の隷下に置かれたが、軍の移動に伴う野戦郵便局の開廃、集配通送などの実務にあたっては、「所属軍部ノ長官ニ対スル関係ヲ害スルコト無ク」、通信省や野戦高等郵便長の指示を遵守することとされた（第108条）。軍郵便部は日露戦争期を通じて9個編成され、その部長には後に通信次官となる米田奈良吉（第四軍）、や台湾総督府通信局長となる角源泉（第三軍）など、重要な通信官僚が配置

22 日露戦争下では、原則として外国製品の購入制限があった（通信書記官・田中武雄「戦時の交通物品購買及配給状況」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、7頁）。

23 以下、本段落については前掲、三井氏、29-51頁。

24 以下、「兵站勤務令」（明治33年2月15日、陸軍省送乙第460号）より「第八章 野戦高等郵便長」と「第二十四章 軍郵便部長」参照（アジア歴史資料センター「明治33年 送乙日記 乾」（防衛省防衛研究所）より「2月15日 兵站勤務令改正（1）」Ref.C10071159000、11頁、「2月15日 兵站勤務令改正（2）」Ref.C10071159100、52-57頁）。

されている⁽²⁵⁾。なお、明治38年5月には満州軍総司令官の指揮下に満州軍総兵站監が置かれ、各軍の野戦郵便事務はその隷下の交通部長・落合豊三郎によって直接統理されることとなったが、これ以降も野戦高等郵便長と軍郵便部長との関係は、一部の報告事務が省略されたのみでほぼ維持された⁽²⁶⁾。このように、野戦高等郵便長や軍郵便部長はそれぞれ陸軍組織に組み込まれながら、郵便業務については通信省の指示に従うという二正面の対応を求められた。なかでも坂野は野戦高等郵便長と通信省の通信局内信課長を兼任していたため、通常午前は参謀本部、午後は通信局で執務し、「陸軍省よりは通信省の最良をするかの如く、通信省よりは陸軍省の最良をするかの如く」、双方から「通探」「陸探」とスパイ視され、「中間に立たる苦心」も一通りでなかったと述べている⁽²⁷⁾。

現業機関である野戦郵便局は、各軍郵便部のもと軍司令部や兵站主地等に設置され、その数は明治38年9月時点で96局にのぼった⁽²⁸⁾。要員は動員計画上、各軍郵便部が部長1名と郵便監査2名、その他官吏12名（高等官4名・判任官8名）で編制され、これらの官吏が各野戦局の局長と局員に充当された。またこれに加え、各局には郵便夫が6名ずつ配置されたが、実際にはこの計画では到底人員が足りず、開戦当初から吏員の増員や、要員外として補助輸卒や現地の清韓人が補充された⁽²⁹⁾。慢性的な人員不足のなか、軍事郵便の引受けや集配運送、軍事郵便為替・貯金の取扱いといった事務を完遂することは容易でなかったようで、開戦後まもない明治37年4月10日には、第一軍下の野戦局一局における引受数が一日約2万通、配達が1万通にも達し、来局した兵站監・渋谷在明が山積する郵便物に驚いたと報告されている⁽³⁰⁾。同軍の事務状況については郵便監査の鷺山貫一も、「郵便局員の繁忙と云つたら甚いもので、軍衛中で繁忙と云はるる兵站司令部でさへも、郵便局の繁忙には驚かれた……郵便局は昼夜打通しの繁忙にて、徹夜で執務して居るものは郵便局員のみである、疲労の極僅かに郵便物枕に一寸転寝をするに過ぎない」と回顧している⁽³¹⁾。

このように、日露戦争における野戦郵便事務は、取扱規模の大きさ、指揮系統の複雑さ、人員不足等によって、監督者から現業員にいたるまで繁忙状態にあったといえる。

(2) 野戦郵便使用物品に関する法規

① 物品の内容に関する法規

では、このような状況において野戦郵便使用物品は適切に供給され、事務効率に資したといえるだろうか。本節ではまず、その根拠となる法規について整理したい。

野戦郵便局に交付される物品の内容は、明治37年2月13日の「野戦郵便局勤務令」（送乙第631号）⁽³²⁾に規定されている。同令には「野戦郵便局ニハ、附録第十号ノ諸規則書、附録第

25 野戦郵便部の編成については、前掲、鈴木氏、197頁。各軍郵便部長については前掲、三井氏、56-57頁。

26 「野戦高等郵便部報告原稿」より「第一編 野戦郵便ノ制度及組織」「第二章 機関並権限」。

27 安部民次「御世話になった坂野さん」坂野翁傳記編纂会編『坂野鉄次郎翁伝』通信教育振興会、昭和27年、225頁、坂野野戦高等郵便長談「野戦郵便に関する雑感」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、163頁。

28 「野戦高等郵便部報告原稿」より「第二編 野戦郵便ノ業務」「第一章 局所並線路開廃」、また各局の移動開廃については、前掲、鈴木氏、24-54頁。

29 要員配置と増員の実態については、前掲、望月氏、39-43頁。

30 第一軍野戦局長・飯塚応栄「戦地通信（明治37年4月10日付）」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、194頁。

31 第一軍郵便部監査・鷺山貫一「従軍漫録」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、184-185頁。

32 陸軍省編『明治卅七八年戦役陸軍政史』第4巻、湘南堂書店、平成5年、468、480-485頁。

十一号ノ物品、及附録第十二号ノ式紙雑品ヲ交付スルモノトス」(第54条)と明記され、具体的な内容が附録の各表に示されている。第11号表「野戦郵便局備品(一局分)」には野戦局一局に交付すべき備品として、折畳区分台や集配用角灯など内外務に用いる40品目が挙げられ、それぞれの数量と、品目によっては摘要欄に仕様などが付記されている。なお、同令の草案には、一部の摘要欄の末尾に「(附図第——)」と訂正線で削除した痕跡があり⁽³³⁾、当初は各仕様を図面で詳細に規定する計画だったと思われるが、実際には盛り込まれなかった。一方、第12号表「野戦郵便局式紙雑品類(約三ヶ月分)」には、野戦局一局に交付すべき式紙雑品として、軍事通常郵便物引受帳や把束用クゴ縄など63品目が挙げられ、各品目に対して3か月分の数量が示されている。なお、式紙帳簿については同令第51～53条に様式が示されているが、そのほかの雑品については仕様の指定がない。

では、郵便事務の経験をもたない陸軍省は、どのようにしてこれらの品目や数量等を定めたのだろうか。日清戦争時、特種の野戦郵便用品は日付印など数品目に限られており、そのほかは被服を含め常用品が流用されていた⁽³⁴⁾。しかし、その際に通信局庶務課物品掛長として用品供給に奔走した樋畑は、その経験から戦時に特化した用品の必要を認識し、以来水面下でベルギーの野戦郵便用品を研究して将来に備えていたという。そして明治36年11月に日露開戦を見据えた陸軍特別大演習が兵庫で実施されることになる。郵便博物館では直ちに折畳郵便箱などの特種品一式を試作し、その適否の実地試験を行った。これは「野外則ち天幕舎内に於て一時的開設の郵便局」での使用を想定し、一局分を駄馬二頭立ての輜重車一両に積載できること、20分で局が開閉できることなどを謳った「軽量折畳の構造」のものであった【図5】⁽³⁵⁾。同演習のため軍隊に寄贈された特別大演習野戦郵便演習用葉書(明治36年11月発行、5571-0201)も、これらの物品をモチーフにしている。



【図5】陸軍特別大演習用物品(『交通』第312号、明治37年1月、39頁)

特種品の研究改良は同演習後に本格化し、従軍吏員の内藤勝造が「三十六年の暮から日露の関係風雲急なりといふときに、樋畑君が色々と風水害の器具の研究といふ名義で金を取つて、器具類を作」ったと回顧している⁽³⁶⁾とおり、博物館では同年末から年明けにかけて、「水火等非常ノ場合、野外ニ於テ使用」する灯器類の試験調製や、「風水害其他野戦郵便ノ設置等」に備えるべき備品と式紙雑品の購入を経伺している⁽³⁷⁾。明治37年1月11日に起案された后者の文書では、50品目の物品をあらたに十局分相当購入することが通信局長によって決裁されており、開戦の前月には特種品の設計にとどまらず、実際にその購入と備蓄が進められていたことがわかる。このように、野戦郵便用品については樋畑の問題意識が原動力となり、日清戦争後の早い段階から逓信省主導で検討が進められていた。陸軍の「野戦郵便局勤務令」も、この成果を反映したものであったと考えられる。

33 「野戦郵便局勤務令制定の件」(アジア歴史資料センター「満密大日記 明治37年2月」(防衛省防衛研究所)Ref.C10071159000)。

34 以下、樋畑雪湖「軍事郵便の回顧」『通信協会雑誌』第295号、昭和8年3月、76-77、79-80頁。

35 前掲、樋畑「戦時に於ける野戦郵便器具」、119-120頁。

36 座談会「坂野鉄次郎氏に聴く」『通信協会雑誌』第320号、昭和10年4月、133頁。

37 「非常用点灯調製之件」明治37年1月9日、郵乙第18号、「予備品購入ノ件」明治37年1月11日、郵乙第24号。

②物品の供給に関する法規

次いで物品の供給手続きに関する規定のうち、まず陸軍側の請求について、「野戦郵便局勤務令」には、野戦郵便局が物品の補充を要する場合、所属軍郵便部長に請求することとされ（第55条）、軍郵便部長以上の手続きについては別途「野戦郵便事務特種材料供給手続」（明治37年3月4日、満発第57号）⁽³⁸⁾が定められた。物品供給に関しては日清戦争当時も「野戦郵便事務特用物品追給手続」（明治27年12月、送乙第3720号）があったが、日露戦争において物品供給が通信省経理となったことを受けて坂野が改定を具申し、あらたに制定された⁽³⁹⁾。各軍郵便部は出征時に当面必要な物品一式を携行したが、その後補充の必要を生じたときは同手続に則って野戦高等郵便長に請求し、野戦高等郵便長がこれを取りまとめて運輸通信長官に具申し、さらに運輸通信長官から通信省側に請求するというルートが定められていた（第5条）。この請求先には基本的に本省が想定されていたが、これを補完するものとして両省の事前協定によって指定された普通郵便局（以下、「指定普通局」と呼ぶ）も設けられ（第2、5条）、坂野の交渉により特種品以外の40品目に限っては戦地への発送上便利な広島郵便局と門司郵便局の2局にも請求が可能となった⁽⁴⁰⁾。なお、各軍郵便部長は至急の場合、野戦高等郵便長を経由せず直接付近の普通郵便局に協議して物品の繰替を受けることも認められているが（第4条）、その場合もこの品目の範囲とされた。

一方、通信省側の対応について、これらの指定普通局や緊急時に物品を供給した普通郵便局等が請求を受けた場合に関しては、明治37年3月26日に「野戦及艦船郵便用特種物品供給規程」（通信省公達第369号）⁽⁴¹⁾が定められ、物品の繰替処理や発送、本省と運輸通信長官に対する報告方法などが規定された。これに対し、本省が直接請求を受けた場合については行囊に関するもの⁽⁴²⁾を例外として特別な規程がなく、会計法や「通信省物品規程」（明治32年3月制定、明治37年9月24日「通信省物品調製規程」に改正）や「通信省物品出納規程」（明治33年9月29日改正）など、平時の物品関係法規に則ったと思われるが、詳細は明らかでない。

(3) 野戦郵便使用物品の運用実態

①物品の内容に関する実態

以上にみたように、野戦郵便使用物品の品目や数量は「野戦郵便局勤務令」に明確に規定されている。しかし、野戦高等郵便長の坂野は、これが実際の供給に適したものか開戦当初から懐疑的で、明治37年3月には各軍郵便部長に対して、隷下各局の物品需要状況を調査し「野戦郵便局勤務令ニ依ル物品ノ品目数量等ニ関シ改定必要ヲ認メタルトキハ、其意見ヲ提出」するよう通牒している⁽⁴³⁾。そしてその結果、実際に「隨時之レカ改正ヲ要スル点アルヲ発見」したものの、おそらく陸軍との関係から「直ニ該令ノ改定ヲ求ムル能ハズ」、最後まで勤務令自体の改正を行うことはできなかった。そこで苦肉の策として、坂野は独自に「野戦郵便局備品表」と「式紙雑品表」（以下、「実務用物品表」と呼ぶ）を導入し、同令に抵触しないよう「試験ノ名目」のもと表中の品目や数量を順次改めることで、事態を乗り切ろうとした。このように、

38 前掲、『明治卅七八年戦役陸軍政史』第4巻、232-233頁。

39 「野戦高等郵便部報告原稿」より「第三篇 野戦郵便使用材料」。

40 同上。

41 『通信公報』第3664号、明治37年3月26日。

42 「野戦郵便局及艦船郵便所発受郵便行囊取扱規程」明治37年6月14日、通信省公達第515号。各種行囊は内地と共用していたため、特に規程が定められた（『通信公報』第3732号、明治37年6月14日）。

43 以下、「野戦高等郵便部報告原稿」より「第三篇 野戦郵便使用材料」。

物品の内容に関する規定は開戦当初から形骸化しており、実際は坂野の統括のもと、各局の事務状況に応じた調整が重ねられていたといえる。

その具体的な状況について、まず数量に関してみると、坂野は「実務用物品表」において、勤務令には一律とされていた交付数を大規模局用の「甲種」数量と小規模局用の「乙種」数量に分け、より事務状況に応じた分配を目指した。しかし、このうち式紙はそもそも必要数の目算が立ちにくく、品目によっては慢性的な欠乏を生じたという⁽⁴⁴⁾。例えば、転送郵便物等に貼付する付箋紙は、戦死者や負傷等による後送者、隊編成の変更による移動者が想定を上回ったため、どの局においても不足の傾向にあった。また、特種取扱い用の式紙や送達証書類も、利用者の用心による書留利用や、遺骨返還のための小包利用が多かったため、予想外の不足を生じたという。また、為替も需要が大きく、勤務令において3か月分2,000枚と規定されている振出請求書に対し、1か月分として20,000枚請求する局もあったという。坂野は式紙類の数量は「漸く戦争の済む時分に見当が付た位」と述べているが、このような必需品の慢性的な不足は、もとより繁忙な野戦郵便局の負担になったと考えられる。このことは、第一軍郵便部監査の鷺山が「関係式紙の払底を来したるには当惑を極めた……止むなく吏員各自の鼻紙を以て、帳簿や式紙を調製して、漸く処理した」⁽⁴⁵⁾と回顧していることにもうかがえる。

次に物品の品目や仕様についてみると、これも坂野が「如何なる器具も始め交付したる当時から見れば皆一通は改正を加へた程」⁽⁴⁶⁾と述べているように、当初の計画どおりには進行しなかった。その改正は、勤務令の品名のもと仕様のみ変更する場合、品名そのものを変更する場合、新たな品目を追加する場合が混在する複雑なもので、その結果として「実務用物品表」では、備品が勤務令の40品目から70品目へ、式紙雑品が63品目から100品目へと大幅に増加している。

このように、多くの物品に対しては開戦後に改良が加えられたが、坂野の「野戦高等郵便部報告原稿」には、「之ニ関スル沿革ヲ叙スルノ煩ニ代ヘン」として、現用の備品81品目、雑品40品目の略図が列举されるのみで、個々の経緯については明らかでない。そこで以下では「特種郵便区分挟」を一例として、「野戦郵便書類」に綴られた文書から、その見直しの経緯をみていきたい。同品は勤務令第11号表によって各局1個の交付が定められた備品で、摘要欄に「壁又ハ適宜ノ場所ニ懸ケ、区分棚ニ代用ス」るものと説明されている。これは坂野の報告による略図【図6】から、通常は木製什器である区分棚を折畳み可能なウォールポケット状にしたものとわかるが、今回当館ではその実物と思われる未登録資料【図7】もあらたに発見された。本品は裏面に「野戦用状差 見本参考品」と記入されたラベルが貼られている。



【図6】「特種郵便区分挟」略図（「野戦高等郵便部報告原稿」第三編より）

【図5】にみるように、本品は明治36年11月の特別大演習で試験され、その後は明治37年1月11日に郵便博物館が「特種郵便区分挟」10個を「追調製」してよいか経伺していることから⁽⁴⁷⁾、これより前に購入が開始されていたことがわかる。なお、その発注先として指定された「長島幸吉」は、明治4年に創業した長島商店の店主で、同店は長島錠をはじめ通信省に諸種

44 以下、前掲、坂野「野戦郵便に関する雑感」、167頁。

45 前掲、第一軍郵便部監査・鷺山、184頁。

46 前掲、坂野「野戦郵便に関する雑感」、167頁。

47 「予備品購入ノ件」明治37年1月11日、郵乙第24号。

の物品を供給したことで知られている。同氏は後年「名は商人なるも其実は通信省内に於ける材料購入の顧問官たるが如き」と評されるほど影響力をもった用達であり⁽⁴⁸⁾、日露戦争においても「折畳用各種の野戦郵便器械を工風し、特別大演習に自ら出張して其適否を実査」⁽⁴⁹⁾するなど積極的に関与していた。同品は2月にも少なくとも40個が追加購入されており⁽⁵⁰⁾、その後順次野戦郵便局が設置されることを見込み、開戦前から十分な数量が備蓄されていたことがうかがえる。

では、満を持して交付された本品に対する評判はどのようなものであったのか。坂野はこれについて後年、「非常に便利なものであると言つて考案せられた——樋畑君に怒られるかも知れないが——区分棚なども」、いざ2月に戦地に持たせてみると容量が郵便物数に追いつかず、「役に立たぬのみか却つて邪魔になつた位」⁽⁵¹⁾と振り返っており、当初からその実用性に難がみられたことがわかる。坂野はその後同品の見直しを要請したと思われ、同年6月27日には郵便博物館が「今回交付物品規程改正ノ結果、追送ヲ要スル」として、あらたに「折畳区分棚」30個を長島へ注文してよいか経伺している⁽⁵²⁾。上述のとおり、この「物品規程改正」とは勤務令自体の改正ではなく、坂野による「実務用物品表」の成立または更改を指すと考えられ、実際に同表には「特種郵便区分挟」の代わりに「折畳区分棚」の項目が挙げられている。坂野の略図【図8】によれば、同品は従来品の「状挟形ヲ七寸巾ノ棚板ニ改メ本名称トシタ」もので、容量拡張を目的とした仕様変更と改称があわせて行われたことがわかる。

しかし、この見直しも戦地では十分な効果を挙げなかったようである。同年7月24日、第一軍郵便部付・緒方丹宮は坂野に対し、同軍下の野戦郵便局舎として徴発した「清地商家にては家屋宏大なるのみならず、貨梨子（商品陳列棚……）は直に区分棚及物品格納棚に応用」していると報告している⁽⁵³⁾。その時期から考えて、同軍にはまだ更改品が供給されていなかった可能性もあるが、同様の証言は同年11月12日に奉天に開局した第四軍第七野戦局からもなされている。同局は第四軍郵便線路の最先頭に位置し特に多量の郵便物を扱ったことで知られるが、その局長心得・長野彌二郎は後に、「郵便区分棚及区分箱等は材料なき為め高粱を綱で棚となし、



【図7】特種郵便区分挟
120×90cm、布・真鍮・皮革製
(郵政博物館蔵、未登録)



【図8】「折畳区分棚（第一改良形）」略図
(「野戦高等郵便部報告原稿」第三編より)

48 山口晋一編『諸官省用達商人名鑑 前編』運輸日報社、明治43年、28頁。

49 前掲、樋畑「戦時に於ける野戦郵便器具」、120頁。

50 「野戦局へ交付品購入ノ件」明治37年2月13日、通郵乙第112号、「野戦局等へ交付スヘキ物品購入之件」明治37年2月24日、通郵第138号。

51 前掲、座談会「坂野鉄次郎氏に聴く」、133-134頁。

52 「野戦及艦船郵便使用物品之内特種物品購入之件伺」明治37年6月27日、通郵乙第391号。

53 第一軍郵便部付・緒方丹宮「戦地通信（明治37年7月24日付）」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、194頁。

缶詰の明箱を利用して区分箱を造り室内に装置」したと述べており⁽⁵⁴⁾、本省からの供給品には言及されていない。また、撮影時期は不明だが、同年8月19日に海城に開局した第二軍第四野戦局⁽⁵⁵⁾の写真【図9】にも木製とみられる区分棚が写っており、供給品が使用されていないことが確認される。なお、明治38年1月24日には第二改良として棚板の幅が七寸から一尺に進展された⁽⁵⁶⁾が、このような対応も焼け石に水であったと思われる。

このように、供給品の改良がなかなか功を奏さない状況をみて、坂野は最終的に通信省に協議し、各局に大工道具を交付することを決断した。明治38年4月19日には、郵便博物館が手斧やのこぎりなどを収めた大工道具箱63組の購入を経伺している⁽⁵⁷⁾が、これは現地で徴発品が得られない場合、「兵站司令部ニ木材ノ要求ヲナシ、郵便夫又ハ配属補助輸卒中大工ノ心得アルモノニ命シテ、便宜ノ物品ヲ製作セシムル」ことが常態化していたことを踏まえ、このような現地製作を後押しするためのものであった。

また、区分棚についてはこれに先立つ明治37年10月21日にも、第三軍郵便部長・角源泉から坂野に対して上申がなされている⁽⁵⁸⁾。角は、遼東半島南端の青泥窪（現・大連）に置かれた第一野戦局は、内地と戦地を結ぶ要衝にあるため取扱郵便物が多量に上り、さらに今後「旅順方面平定ノ後ハ、青泥窪市内ニ一般ノ商人等ノ住居ヲ許ス」ことによって業務状況が「自然他ノ野戦局トハ著シク趣ヲ異ニスル」ことになると予想されるため、同局に対しては戦地用の特種品ではなく、「半ハ永久的ニ内地普通局ト略ホ同様ノ」区分棚や通送車、鉄製の郵便箱等を供給して欲しいと訴えている。このとき、第三軍は第二次旅順総攻撃を控えており、同地の占領は間近に予期されるものであった⁽⁵⁹⁾。実際に坂野が視察したところ、「事務室ハ狭シ、且ツ区分棚等ニテモ全ク便利ナラス」、前日到着した郵便物は「殆ンド全部ヲ野天ニ終夜曝シ」ているような状況であったため、通信省に対して「例の博物館ノ林属ニ交渉成シ、至急設計ニカカラシ被下度」と書面を送っている。本件については明治37年11月10日、運輸通信長官・大澤界雄から通信局長の小松に対して正式な請求がなされ、郵便博物館が12月5日に、角が希望する後部金網で組立て式の木製区分棚6個を、長島に試験発注してよいか経伺している⁽⁶⁰⁾。

以上では「特種郵便区分挟」を例に、野戦局によっては供給品が事務の実況に適さず、徴発品の代用や現地製作が行われていたことや、坂野も最終的に各局に大工道具を交付することで、これを推進したことをみた。また、戦局の発展から普通郵便業務を開始する局には、要望に応じ内地並みの物品を供給しており、本省から特種品を一律に供給するという方針は瓦解していたといえる。これについて坂野が下した結論は、各局が地勢の異なる韓国と清国のいずれに所



【図9】「第二軍第四野戦郵便局」
(BEE-8)

54 第四軍野戦局長心得・長野彌二郎「第七野戦局状況」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、180頁。
55 同局の開廃や移動については、前掲、鈴木氏、34頁。
56 「野戦及艦船郵便用物品購入ノ件」明治38年1月24日、通郵乙第168号。
57 「野戦用物品購入ノ件」明治38年4月19日、通郵乙第533号。
58 「三監郵第966号」明治37年10月21日付（「青泥窪ニ於ケル野戦局用特種物品試験用トシテ調製之件」明治37年12月5日、通郵乙第937号に添付）。
59 明治38年1月の旅順攻略後、野戦郵便局における普通郵便業務の取扱いについては、前掲、望月氏、51-53頁。
60 「青泥窪ニ於ケル野戦局用特種物品試験用トシテ調製之件」明治37年12月5日、通郵乙第937号。

在するのか、また所属軍が進軍中か駐屯中かといった異なる条件下にある以上、「何れにも共通の出来る最も適当なる理想的实际的のものを得ることは中々容易の業ではない」⁽⁶¹⁾というものであった。

②物品の供給に関する実態

次に、物品の供給は円滑に行われただろうか。陸軍側の請求と、逓信省側の対応状況を順にみていきたい。まず請求については、「野戦郵便事務特種材料供給手続」にみたとおり、物品は各野戦郵便局に定期的に追給されるのではなく、必要の際に野戦郵便局から軍郵便部長―野戦高等郵便長―運輸通信長官を経由して逓信省側に請求する必要があった。坂野によれば、この「頗ル煩雑」なルートにより、「迅速ニ之レカ手続ヲ敢行スル能ハサルコトナリ、従テ其材料ノ送付モ自然遅緩トナルノ結果」を招いていたという⁽⁶²⁾。また、本省のほか請求先として認められていた広島・門司の普通指定局も、式紙や行囊類以外は取り扱わなかったため、「特種材料供給局トシテハ殆ント有名無実」で機能しなかった。

坂野は軍郵便部長のための物品請求書式として「定期請求用紙」(甲号)と「臨時請求用紙」(乙号)を独自に整備し、また規定外品については別途の申請を徹底させるなど手続きの標準化を図ったが、特別な事情で物品の改良を伴うような請求に際しては、この規定ルート自体が必ずしも遵守されなかった。例えば明治37年7月23日、第四軍郵便部長・米田奈良吉は「報告」という名目のもと、通信局長の小松に対して直接「行囊付札」の改良とその交付を請求している⁽⁶³⁾。同品は一般に差立・宛先の局名や量目などを記入して行囊に取り付ける札で、「野戦郵便局勤務令」附録第12号表(式紙雑品)に掲載されている。同表には仕様の指定がないが、交付品は紙札であったようで、米田はこれが「降雨浸潤スルトキハ麻糸ノ通シ穴ノ処破損脱離」してしまうため、今後は頑丈な木札か、輸送都合上難しければより丈夫な紙札を交付して欲しいと訴えている。通信局ではこの直接の請求を特に問題視せず、郵便博物館は早速この対応として、寒冷紗(綿や麻の平織布)で両面を補強した改良紙札を老舗和紙舗の榛原に発注してよいか、8月2日に経伺している⁽⁶⁴⁾。ところが、この文書を回議中の翌3日、今度は坂野から小松に対しても、米田の上申にもとづくと思われる同内容の要請がなされている。この状況から、米田は直属の坂野に断ることなく、小松にも並行して請求を行っていたことがうかがえる⁽⁶⁵⁾。

さらに同年9月1日、第二軍郵便部長・杉精三から小松に対しても、行囊付札について同様の改良要求がなされている⁽⁶⁶⁾。杉は本件については坂野にも申し立て中と断りながら、満州は「八九月ノ候両三日降雨アルトキハ行路渾テ池塘ノ如ク、又河川ノ如」くなり、現行の行囊付札は「全部其用ヲ為サザルニ至リ、各局所取扱上ノ困難一方ナラズ」と、喫緊の事案であることを強調している。これらの行囊付札の事例からは、至急の場合には各軍郵便部長が野戦高等郵便長を介さず、また野戦高等郵便長も運輸通信長官を介さずに、直接逓信省に請求を行っていたことがわかる。坂野はこの実情を踏まえ、将来の野戦郵便実施においては物品請求に際し

61 前掲、坂野「野戦郵便に関する雑感」、167頁。

62 「野戦高等郵便部報告原稿」より「第五編 将来ニ対スル意見」。

63 「四軍郵第385号 報告」明治37年7月23日付(「野戦局用行囊付札改良之義ニ付」明治37年8月5日、通郵乙第459号に添付)。

64 「野戦用物品購入ノ件」明治37年8月2日、通郵乙第455号。

65 「野戦高等郵便部 野郵第693号 照会」明治37年8月3日付(「野戦局用行囊付札改良之義ニ付」明治37年8月5日、通郵乙第459号に添付)。

66 「二軍郵甲第304号」明治37年9月1日付(「行囊付札改良之件」明治37年9月12日、通郵乙第564号に添付)。

て運輸通信長官を通さず、野戦高等郵便長から通信省へ直接請求できるよう規定をあらためるべきと提言している⁽⁶⁷⁾。

次に、通信省本省における調達はどうに行われただろうか。これについては既述のとおり、「軍事郵便始末」の調査資料が焼失したことにより詳細不明となっているが、以下では「野戦郵便書類」等にもとづき、郵便博物館における購入事務と、経理局における交付事務の流れをわかる範囲で概観したい。冒頭にみたように、郵便博物館の分掌範囲は通信省分課規程によって、物品の研究考案と応用、見本品の保存に限られている⁽⁶⁸⁾。しかし実際に「野戦郵便書類」をみると、博物館はこの「応用」を広く解釈してか、軍事郵便用品については業者選定から購入までを行っている。業者については、明治22年2月11日公布の会計法第24条により、政府による500円以上（明治35年8月に1,000円以上に改正）の物件買入等は原則として公告による競争が定められているが、非常急遽の場合や、当該品が特別な技術者しか製造できない場合などにおいては、随意契約も認められていた⁽⁶⁹⁾。博物館ではこの特例にもとづき、単価1,000円以上の物品についてもほぼすべて発注先を指定している⁽⁷⁰⁾。このうち民間業者としては先述の長島幸吉をはじめ、守屋定吉、羽生田善吉、桜組、築地活版所、玉屋時計店などが挙げられ、ほかに囚徒労働を管理する巢鴨監獄第三課や、印刷物については局内に活版工場を有する⁽⁷¹⁾経理局にも発注された。購入にあたっては在庫数を踏まえ、新たに必要が見込まれる数量をまとめて発注し、「予備品」「準備品」として備蓄した。しかし、先に式紙の欠乏をみたようにその予測は容易ではなく、必要な時期に物品調達が間に合わず、やむなく二、三回に分送することもあったという⁽⁷²⁾。

一方、経理局は同分課規程により「物品ノ売買、賃借、貯蔵及配給ニ関スルコト」⁽⁷³⁾を分掌しているが、軍事郵便用品に関しては納品後から同局倉庫における保管管理、各軍郵便部への交付を引き継いだと考えられる。物品管理の状況は未詳だが、坂野によれば、交付は基本的に陸軍の兵站輸送によって行われた⁽⁷⁴⁾。経理局は軍事郵便用品を兵站基地司令部に発送し、同司令部で輸送貨物がおよそ貨車2、3輦分に達してから線区司令部に通知され、さらに同部の輸送計画にもとづいて輸送されたという⁽⁷⁵⁾。この逡巡間の連絡に関する規定はなく、情報共有の不備もあって至急の物品が数週間、場合によっては1か月以上司令部倉庫に停滞することもあったという。その後、急を要するものは直接宇品波止場司令部に送付することや、軽量のものに限って公用小包郵便を利用することも認められたが、坂野はそもそもこの「中央地供給ノ方針」に根本的な問題があるとし、将来は戦地に通信吏員を配置した補給廠を設けるべきと提言している⁽⁷⁶⁾。

67 「野戦高等郵便部報告原稿」より「第五編 将来ニ対スル意見」。

68 註3参照。

69 『法令全書 明治22年』内閣官報局、明治22年、54-55頁、『法令全書 明治35年』内閣官報局、明治35年、68-69頁。

70 「野戦及艦船郵便用特種物品調製方ノ件伺」明治38年3月28日、通郵乙第504号。

71 『通信省経理局年報 明治43年度』通信省、明治45年、5頁。

72 「野戦高等郵便部報告原稿」より「第三篇 野戦郵便用材料」。

73 「通信省分課規程中左ノ通改正ス」明治36年12月5日、公達第884号（『通信公報』号外、明治36年12月5日）の第27条。

74 以下、「野戦高等郵便部報告原稿」より「第三篇 野戦郵便用材料」。

75 兵站輸送については、前掲、長南氏「日本陸軍のロジスティクス」、38頁。

76 「野戦高等郵便部報告原稿」より「第五編 将来ニ対スル意見」。

本章では、まず野戦郵便使用物品の内容について、数量は特に式紙の見通しが難しく欠乏を生じたこと、品目や仕様は局ごとに需要が異なり、一律の供給には限界があったことをみた。次に供給については、請求ルート複雑さや輸送方法の不整備が、迅速な運用の妨げになったことをみた。野戦郵便における物品供給は、坂野や郵便博物館の尽力にもかかわらず、大きな課題を残すものであったといえる。

第3章 艦船郵便使用物品

(1) 艦船郵便の概要

艦船郵便は北清事変の際にも陸軍所管により若干の取扱いが行われたが、海軍における設置は日露戦争を嚆矢とする。郵便事務については野戦郵便と同じく明治37年2月5日の勅令第19号と翌6日の「軍事郵便規則」（通信省令第6号）を基本法規とし、通信省告示第119号により2月18日に取扱いが開始された。一方、金融業務のうち為替は2月6日の「軍事郵便為替貯金規則」（通信省令第7号）にもとづいて開始されたが、貯金は同月25日の海軍省官房第671号によって「当分ノ間艦船郵便所ニ於テハ軍事郵便貯金ヲ取扱ハス」とされ、同年8月17日の海軍省官房第3358号まで開始が認められなかった⁽⁷⁷⁾。

艦船郵便所は、明治37年2月24日の海軍省内令第116号により、海軍軍港で艦隊後方を統轄する佐世保鎮守府に所属することが定められ、追って8月17日の「海軍軍用通信所条例」（海軍省内令第332号）⁽⁷⁸⁾により、軍用電信取扱所とともに「海軍軍用通信所」を構成することが規定された（第1条）。海軍側には開戦当初、軍事郵便事務の監督者として「郵便物取扱主任」という役職が置かれていたが、これも同条例の制定によって「軍事郵便監督官」に改称され、佐世保海軍港務部長に隷属して「艦船郵便所ヲ統括シ他ノ郵便所トノ連絡ヲ計リ軍事郵便業務ヲ監督」することが明文化された（第6条）。一方、通信省から派出された吏員のうち、港務部内に置かれた艦船郵便所本部に属する首席郵便吏も、明治37年2月25日に制定された「在軍港首席郵便吏服務規程」（海軍省官房第680号）⁽⁷⁹⁾により「艦船郵便ニ関スル全般ノ事務ヲ掌理シ艦船郵便所員ヲ指揮監督ス」と規定されている（第1条）。『通信事業史』は、「海軍軍用通信所条例」の制定によって艦船郵便所本部は廃止されたとしている⁽⁸⁰⁾が、「艦船郵便報告書」に掲載された名簿はこれ以後も本部に通信吏員が配置されていたことを示しており⁽⁸¹⁾、実際は軍事郵便監督官と在軍港首席郵便吏が並立していたと考えられる。両者の関係は定かでないが、同報告書も「海軍軍用通信所条例第六條ニ、所謂軍事郵便監督官ナルモノアリ」と、その在任者の氏名を挙げる⁽⁸²⁾のみであることから、野戦郵便における運輸通信長官一野戦高等郵便長のような、緊密な隷属関係にあったとは考えにくい。艦船郵便の取扱いは、在軍港首席郵便吏が通信省の指示に従って行うことが「在軍港首席郵便吏服務規程」に規定されており（第3条）、実務上の指揮監督は通信省側に委ねられていたと思われる。上述の名簿によれば、同職には当初宗像英爾が着任したが、病氣転任により5月21日に田上清人なる人物【図2】が交代し、

77 「艦船郵便報告書」、2頁。

78 前掲、『海軍制度沿革』巻3、710頁。

79 同上、719-720頁。

80 前掲、『通信事業史』第2巻、323頁。

81 「艦船郵便報告書」、15-16頁。

82 海軍大主計・中堀赤次郎（明治37年2月16日任命、当初は郵便物取扱主任）、同・齊藤芳太郎（同年8月31日任命）、同主計少監・古賀武二郎（明治38年3月15日任命）（「艦船郵便報告書」、2-3頁）。

同部の廃止まで在任した。田上は坂野のように重要な通信官僚として名を残しておらず、その経歴は未詳である。

艦船郵便所は、同本部の統理のもと日露戦争期を通して全18か所設置された。各所は明治37年2月24日の「艦船郵便所規程」(海軍省達第37号)⁽⁸³⁾により給水・給炭船などの軍用船舶内に設置することとされたが(第1条)、明治38年2月27日の海軍省達第25号によって、業務の繁忙や戦局に応じ、船舶内のみならず陸上海軍部隊内にも設置が認められた。なお、設置船は明治37年4月11日の海軍省官房1343号により随時変更が認められ⁽⁸⁴⁾、第二艦船郵便所のように開始から廃止まで同じ船舶(福岡丸)に置かれたものや、第六艦船郵便所のように7回も船舶を移動したものもあった⁽⁸⁵⁾。要員については明治37年7月9日の海軍省内令第290号により、通信省から合計30名(明治38年5月21日内令第284号により33名に増員)の判任官を派出することとされた⁽⁸⁶⁾が、このうち首席郵便吏1名と官吏2名は本部要員に充てられたため、現業機関である艦船郵便所に配置された官吏は各所1～2名にとどまった。さらに野戦郵便とは異なり、「艦船郵便所規程」は通信省から郵便夫の派出を認めず、軍事郵便監督官または船長の指定する船員を使役することとされた(第10条)。野戦郵便においても陸軍の輜重輪卒が外務の補助を行ったが、彼らの働きが「忠君てふ高尚なる理想理想の下に立て低額の給料業務を意とせず斯業の為め一意尽したる」⁽⁸⁷⁾と高く評価されたのに対し、田上によれば艦船郵便所の傭役軍夫は「郵便ノ觀念薄ク如之忠実ニ執務セス」、また「船内各々他ノ任務ヲ有シ」ていたため扱いにくく、実際には郵便吏自らが「郵便夫ヲ兼務セルカ如キ状態」であったという⁽⁸⁸⁾。さらに田上は、艦船郵便吏は水兵軍夫らに「郵便屋」と軽んじられ、「軽侮暴慢ノ言」を浴びせられることもあると述べ、「船内ノ狹隘ナル一室ニ事務所ヲ設ケ、或ハ高等武官ニ対シ、或ハ下級水兵ニ接シ、或ハ教育ナキ軍夫ト对接スル等、軍人軍属間ニ介シテ執務スル」ことの困難を訴えている⁽⁸⁹⁾。

このように、日露戦争における艦船郵便事務は、比較的小規模であることや、在軍港首席郵便吏が事務を主導したことにより比較的迅速な意思決定が可能であったと思われるが、各所では吏員がほぼ単独で事務にあたり、繁忙や同船する軍人軍属との関係に苦慮する状況があったといえる。

(2) 艦船郵便用品に関する法規

① 物品の内容に関する法規

艦船郵便所に交付される物品の内容は、明治37年2月24日の「艦船郵便所規程」(海軍省達第37号)に規定されている。同規程には「艦船郵便所ニハ附録第七号ノ諸規則書、附録第八号ノ物品及附録第九号ノ式紙、雑品ヲ交付スモノトス」(第39条)と明記され、具体的な内容が附録の各表に示されている。その様式は「野戦郵便局勤務令」の第11、12号表とほぼ共通しており、第8号表「艦船郵便所備品(一所分)」には郵便受付皿秤や郵便物保管箱など17品目の数量と一部の仕様、第9号表「艦船郵便所式紙雑品類(約三ヶ月分)」には軍事通常郵便物引受・

83 前掲、『海軍制度沿革』巻3、712-719頁。

84 前掲、『海軍制度沿革』巻3、721頁。

85 各艦船郵便所の設置船や在所吏員の変遷は「艦船郵便報告書」、56-71頁。

86 同上、4-5頁。

87 満州・大牛園生「野戦郵便漫言」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、206頁。

88 「艦船郵便報告書」、10頁。

89 「艦船郵便報告書」、145-146頁。

到着帳や把束用縄など50品目の数量が示されている。なお、後者には仕様は示されず、式紙帳簿のみ同令第37、38条に様式が指定されている。

艦船郵便所は野戦郵便局のような頻繁な移動が想定されていなかったためか、特種品は「非常搬出シノ時背負」いやすいよう帯皮を付属した郵便物保管箱や、船内に適した折畳式の郵便区分棚などに限られ、そのほか大半は常用品に準ずる品目や仕様を示している。これらの物品表の制定経緯は明らかでないが、田上はこの表に掲載された各品を「海軍省トノ協定品種」⁽⁹⁰⁾と呼んでおり、野戦郵便と同様、海通両省が協議のうえで定めたものと考えられる。

②物品の供給に関する法規

次に物品の供給について、海軍側に関しては「艦船郵便所規程」に艦船郵便所員は必要品を首席郵便吏に請求するよう規定され（第7条）、これに対応して「在軍港首席郵便吏服務規程」にも、同吏が逓信省からの供給品を艦船郵便所に交付するよう定められている（第9条）。その具体的な手続きについては明治37年2月25日に「艦船郵便所用特種物品供給手続」（海軍省官房681号）が制定され、首席郵便吏が各所の請求をもとに逓信省または指定普通局に請求することや、至急の場合は付近の普通郵便局から物品の繰替を受け得ることなどが規定された。なお、この指定普通局は野戦郵便の場合は門司・広島郵便局であったが、艦船郵便の場合は佐世保郵便局とされた⁽⁹¹⁾。このように、野戦郵便においては野戦高等郵便長から運輸通信長官を経由して逓信省側に請求することが求められたが、艦船郵便においては軍事郵便監督官を経由することなく、首席郵便吏から直接請求することが規定されていた。

一方、逓信省側の手続きは野戦郵便と共通で、明治37年3月26日の「野戦及艦船郵便用特種物品供給規程」（逓信省公達第369号）に則ることとされている（第10条）。

(3) 艦船郵便用品に関する運用実態

①物品の内容に関する実態

以上にみたように、艦船郵便用品の内容は「艦船郵便所規程」に明記されているが、これは実際の事務状況に適したものであっただろうか。まず先に数量について見ると、田上は「艦船郵便報告書」のなかで各式紙雑品の「一所約三ヶ月分使用見込数量」（＝規定数）と実際の平均使用数を比較し、その過不足を報告している⁽⁹²⁾。これによると、突出して不足しているのは付箋紙（3か月で698枚不足）、書留（小包）郵便物引受帳・同受領証（同134枚不足）、軍事郵便為替振出請求書と受領証（同約1,060枚不足）で、野戦郵便と同じく、転送郵便物や書留・小包などの特種取扱い、為替の利用が想定を上回っていたことがうかがえる。しかし、その誤差は野戦局に比べると小さく、またこれ以外の品目はほぼ見込みと同数か余剰を生じており、全体として規定数量どおりに運用されたといえる。

一方、品目については、備品として折畳椅子や陸軍官衙一覧など5品目、式紙雑品としては明治37年9月1日の貯金事務開始に伴って必要となった貯金預入申込書と特別貯金払戻請求書、そのほか雑封皮（小）、護謄糊、半紙半面罫紙が追加された⁽⁹³⁾が、野戦郵便において品目が抜本的に見直されたのとは異なり、おおむね規定品の範囲でまかなわれている。

一方、各品の仕様については在軍港首席郵便吏から改良の請求がなされた事例がみられる。

90 「艦船郵便報告書」、130頁。

91 同上、129頁。

92 同上、130-133頁。

93 同上、130、133頁。

先述のとおり、艦船郵便所では明治37年2月6日から郵便為替の取扱いを行っていたため、「艦船郵便所規程」第8号表（備品）に規定された「携帯用金庫」は、開戦当初から資金の保管に不可欠のものであった。その仕様は同表に規定されず、実際の交付品がどのようなものであったか未詳だが、田上はこれを脆弱で「実用ニ適セサル」とみなし、海軍艦用と同じ「鉄匣」に変更するよう逓信省に請求している⁽⁹⁴⁾。田上がその防犯性にこだわったのは、船内には多数の乗組員がおり、しかも各室は合鍵で、とりわけ吏員1名の郵便所において「保管上ノ危険甚タシ」と考えたためであった。先にみたように、艦船郵便吏員は「下級水兵」や「教育ナキ軍夫」から虐げられる傾向にあり、船内の治安に対する不安、周囲への警戒感は少なくなかったと考えられる。逓信省側はこの請求に対し、指定普通局である佐世保郵便局において直接購入することを認め、明治37年5月には要望どおりの鉄製金庫が福岡市で調製され、同7月に各郵便所に交付された。なお、この購入には郵便博物館が関与していないため、「野戦郵便書類」に関係文書は含まれていない。

②物品の供給に関する実態

次に、物品の供給はどのように行われたのだろうか。海軍側の請求は、実務上の指揮監督者である首席郵便吏が逓信省側に直接行うよう規定されていたが、実際に「野戦郵便書類」の艦船郵便使用物品に関する請求はすべて田上によるもので、野戦郵便のような請求ルート of 逸脱はみられない。また、野戦郵便においては指定普通局が十分な機能を果たさなかったのに対し、艦船郵便においてはそもそも特種品が少なかったため、やむを得ないもの以外は佐世保郵便局へ請求することができ、「配給上大ニ利便ヲ得タル」⁽⁹⁵⁾のものであった。

一方、野戦郵便においては坂野が野戦高等郵便長と逓信省通信局の内信課長を兼任し、実質的に陸逓両省の意思疎通を媒介していたのに対し、艦船郵便においては、首席郵便吏の田上が請求物品の必要性を一から説明し、理解を得なくてはならなかった。例えば明治37年7月21日、田上は逓信省通信局に対して炭酸紙用の角筆40本と為替事務用の毛筆200本を請求している（船郵第592号）が、これに対する回答は、角筆は規定備品の「文具箱」に3本入っているため別途交付はせず、毛筆も「海軍省ト協定ノ供給品種以外ノモノニ付、若シ必要アラバ海軍部内ヨリ供給ヲ受ケラレ可然ト存候」と退ける冷淡なものであった⁽⁹⁶⁾。このうち角筆については田上も引き下らず、8月5日にも再度請求を行って最終的に交付を受けているが、その文面は入念で、当初交付された角筆は「品質多少軟弱ノ嫌モ有之、忽チ其ノ尖端ヲ摩滅シ使用ニ堪ヘサル」とその具体的な不備を示し、また各郵便所にはなるべく船舶備付のやすりなどで修理させていると自助努力を強調し、それでも限界があるため、今後あらたな交付がなければ「事業上差支」も少なくないと注意を促すものであった⁽⁹⁷⁾。田上は逓信省の枢要にいた坂野に比べ、その影響力も十分でなかったと推察され、また本省に対する請求は佐世保という遠方地から行わざるを得なかったこともあり、野戦郵便に比べて意思伝達に苦慮したことがうかがえる。

最後に逓信省側の対応について、郵便博物館による購入等は野戦郵便とまとめて行われており、艦船郵便に特有の事情はみられない。また、経理局による物品の交付状況は「艦船郵便報告書」に言及がないため不明だが、上述のとおり艦船郵便においては佐世保局も一定の物品供

94 以下、携帯用金庫については同上、129-130頁。

95 同上、129頁。

96 「艦船郵便所へ物品交付方之件」明治37年7月26日、通庶乙第17182号。

97 「船郵第639号」明治37年8月5日付（「艦船郵便局へ物品交付方ノ件」明治37年8月10日、通郵乙第473号に添付）。

給機能を果たしていたため、野戦郵便のように軍の物品輸送が大きな問題を引き起こしていたとは考えにくい。

本章では、まず艦船郵便使用物品の内容について、数量と品目がおおむね規定に則って運用された一方、仕様に関しては同船する水兵軍夫らへの警戒から改正が行われたことをみた。また、供給手続きは野戦郵便に比べ簡潔であったが、坂野のような調整役の不在により、逓信省への請求交渉に労を要していたことをみた。艦船郵便における物品供給は概して円滑に行われたが、これは一面では田上が同船者や逓信省の動きに神経を配り、的確な対応をとった結果ともいえる。

むすび

本稿では、日露戦争における軍事郵便使用物品の供給について検討した。郵便博物館では、戦前から糧秣を中心に特種品の研究考案に力を注いできたが、野戦郵便においては局ごとに多様な需要がみられ、本省が特種品を一律に供給することの限界が明らかになった。また、請求手続きや輸送上の不備もしばしば供給を遅滞させ、現業事務の障害となっていたことをみた。一方、より小規模な艦船郵便においては、在軍港首席郵便吏の田上の采配もあり、物品供給はおおむね計画どおりに運用されたといえる。また、今回の検討を通じて、野戦郵便においては多重の隷属関係に起因する連絡の遅滞、艦船郵便においては船内における通信吏員の脆弱な立場など、日露戦争期の軍事郵便組織が抱えるより本質的な問題も浮かび上がった。これらはいずれも、軍組織のなかで逓信省が事務を取り扱うという、軍事郵便の特異なあり方そのものに起因するものといえる。

今後は、本稿で対象外とした被服にも同様の検討を加え、用品全体の供給状況を明らかにしたい。また、通時的には日清戦争期から日中戦争期に至る変化、共時的には平時の供給品との比較や陸軍兵站活動との関わりなど、より広い視野のもとでその歴史的な位置づけを探ることも必要と思われる。軍事郵便用品はデザインも特徴的で美しいものが多く、将来的には展示や図録を通じた紹介にも努めたい。

(くらち のぶえ 郵政博物館学芸員)

資料紹介

郵便切手類の原画・試作・募集作品について

星名 定雄

はじめに

筆者は、かつて『切手』誌に掲載された郵政省の担当官による新切手の解説を読んで、切手や葉書などの印面デザインがどのように作られていったのか関心を持つようになった。また近年、千葉県市川市にある郵政博物館の資料センターに収蔵されている表1の(B)欄に示す3種類の資料と(D)欄に示す目録を閲覧して調査させてもらった。以下、その調査報告である。(C)欄の略称で記していくが、原画、試作、募集作品の順に、それぞれの内容、収蔵状況、そして何点かの作品も併せて紹介していこう。

(A) 整理番号	(B) 資料名	(C) 略称	(D) 目録 (括弧内は図書番号)	
5001	郵便切手類図案原画	原画	「郵便切手類図案原画目録」	(CAA-1148)
5051	郵便切手類試作図案	試作	「郵便切手類試作図案目録 (作業番号順)」	(CAA-1149)
			「郵便切手類試作図案目録 (型録番号順)」	(CAA-1150)
5071	郵便切手図案募集作品	募集作品	「郵便切手図案募集作品目録」	(CAA-1167)

表1 閲覧調査した資料と目録



【図1】新切手解説の一例。慶應義塾創立100年記念切手の発行経緯と図案作成過程を解説した郵政省郵務局管理課切手係長の都留静夫氏の記事。参考写真3点と試作(下図)10点が紹介されている。全日本郵趣連盟編『切手』1958年11月2日付第298号から。

1 原画（整理番号 5001）

原画は、切手や葉書などを製造するときの印面デザインの基となるものである。印面の寸法は2、3センチ四方の小さなサイズだから、原画は原寸よりも大きなサイズで制作された。大正時代の田澤切手の原画は2倍図、戦前の第1次昭和切手の原画は4倍図、戦後の切手の原画は6倍図、8倍図などと次第に大きくなっていった。

大型化の要因は、製版をはじめ印刷一般の技術向上、グラビア多色刷の導入などにより、微細なカラーの絵でも切手に再現できるようになったからである。なお、現在、作画がコンピュータ上で行われているから、何倍図というよりは、縦横の比率が重要となっている。図2に凹版単色刷切手の原画、図3にグラビア多色刷切手の原画を紹介しよう。

【図2】左＝郵政省の大塚均氏が作画した慶應義塾創立100年記念切手の原画。切手サイズの4.5倍図。墨書き。右＝実際の切手。原版彫刻者は印刷局の笠野常雄氏。暗い赤紫単色凹版印刷。印面寸法は33×22.5ミリ。演説館のナマコ壁を輪郭とし、校舎と福沢諭吉の胸像を配している。



原画 5001-214-010



原画 5001-211-001



原画 5001-212-006

【図3】左＝第15回国際商業会議所総会記念切手の原画。木村勝氏作画。ドイツから輸入されたばかりのゲーベル4色グラビア輪転機で印刷された。我が国初の多色刷切手。右＝マナスル登頂記念切手の原画。1956年発行、久野実氏作画。

郵政博物館が収蔵している原画は、1922年富士鹿切手から2000年20世紀切手までの79年間3,081点。内訳は、普通切手177点、記念切手752点、シリーズ切手1,267点、年賀切手167点、郵便葉書など718点で、シリーズ切手の作品が多いことが注目される（表2）。

原画には、前段で紹介した慶應義塾や鯉のぼりの切手図案のように文字の配置も指定された完全な図案、文字はないがマナスル登頂切手のようなほぼ完全な図案のほかにも、次のような

種別	発行年	整理番号	区分／名称	点数	種別	発行年	整理番号	区分／名称	点数
普通切手	1922	5001-101-001	富士鹿	1	シ リ ー ズ 切 手	1996	5001-252-001～	シーボルト生誕など	14
	1926	5001-101-002～	風景	3		1997	5001-253-001～	参議院50周年など	20
	1937～40	5001-101-005～	第1次昭和	19		1998	5001-254-001～	長野五輪大会など	29
	1942～45	5001-101-024～	第2次昭和	9		1947～98	5001-301-001～	国民体育大会	81
	1945～46	5001-101-033～	第3次昭和	5		1948～98	5001-302-001～	国土緑化	32
	1946～47	5001-101-038～	第1次新昭和	6		1953～56	5001-303-001～	国立公園	90
	1946～48	5001-101-044～	第2次新昭和	7		1958～73	5001-304-001～	国定公園	57
	1947～48	5001-101-051～	第3次新昭和	4		1947～98	5001-305-001～	切手趣味週間	58
	1948～49	5001-101-055～	産業図案	11		1958～73	5001-306-001～	国際文通週間	64
	1950～51	5001-101-066～	第1次動植物国宝	7		1958～98	5001-307-001～	ふみの日	98
	1951～55	5001-101-073～	第2次動植物国宝	12		1949～52	5001-308-001～	文化人	18
	1961～65	5001-101-085～	第3次動植物国宝	9		1951～53	5001-309-001～	観光百選	20
	1966～72	5001-101-094～	新動植物国宝	9		1960	5001-310-001～	日本三景	3
	1968～89	5001-101-103～	5円～500円切手	52		1961	5001-311-001～	花	12
	1982～94	5001-103-001～	慶弔用	9		1962～63	5001-312-001～	季節の行事	4
	1984～95	5001-104-001～	電子郵便用	2		1963～64	5001-313-001～	鳥	6
	1995	5001-105-001～	グリーティング用	6		1964～65	5001-314-001～	お祭り	5
	1929～53	5001-106-001～	航空用	5		1966～67	5001-315-001～	魚介	24
	1941	5001-107-001	貯金用	1		1966～67	5001-316-001～	名園	3
記念切手	1925～42	5001-201-001～	戦前記念切手	27	シ リ ー ズ 切 手	1967～69	5001-317-001～	国宝	22
	1946	5001-202-001～	郵便創始75年	5		1970～72	5001-318-001～	古典芸能	13
	1947	5001-203-001～	憲法施行など	11		1973～75	5001-319-001～	昔ばなし	21
	1948	5001-204-001～	教育復興など	14		1974～78	5001-320-001～	自然保護	20
	1949	5001-205-001～	日本貿易博など	13		1974～75	5001-321-001～	S L	10
	1950	5001-206-001～	放送25年など	2		1975～76	5001-322-001～	船	12
	1951	5001-207-001～	児童憲章制定	4		1976～78	5001-323-001～	国宝	17
	1952	5001-208-001～	UPU加盟75年など	8		1978～79	5001-324-001～	相撲絵	10
	1953	5001-209-001～	電灯75年など	6		1979～83	5001-325-001～	近代美術	33
	1954	5001-210-001～	スケート競技など	5		1979～81	5001-326-001～	日本の歌	18
	1955	5001-211-001	国際商工会議所総会	1		1981～84	5001-327-001～	近代洋風建築	40
	1956	5001-212-001～	卓球選手権など	8		1983～84	5001-328-001～	特殊鳥類	14
	1957	5001-213-001～	国連加盟など	6		1984～86	5001-329-001～	高山植物	14
	1958	5001-214-001～	関門トンネルなど	12		1984～86	5001-330-001～	伝統的工芸品	28
	1959	5001-215-001～	児島湾堤防など	12		1986～87	5001-331-001～	昆虫	25
	1960	5001-216-001～	奈良還都など	15		1987～89	5001-332-001～	奥の細道	118
	1961	5001-217-003～	東京五輪募金など	10		1987～89	5001-333-001～	国宝	16
	1962	5001-218-001～	北陸トンネルなど	9		1990	5001-334-001～	電気機関車	10
	1963	5001-219-001～	北九州市発足など	15		1990～91	5001-335-001～	馬と文化	13
	1964	5001-220-001～	東京五輪など	15		1990～92	5001-336-001～	歌舞伎	12
	1965	5001-221-001～	富士山レーダーなど	13	年 賀	1991～93	5001-337-001～	水辺の鳥	16
	1966	5001-222-001～	工業所有権総会など	13		1992～98	5001-338-001～	文化人	16
	1967	5001-223-001～	衛星通信開始など	12		1993～94	5001-339-001～	四季の花	8
	1968	5001-224-001～	青年の船など	13		1994～96	5001-340-001～	郵便切手の歩み	22
	1969	5001-225-001～	日本万博寄付など	15		1994～95	5001-341-001～	世界遺産	8
	1970	5001-226-001～	日本万博など	15		1999～2000	5001-342-001～	20世紀切手デザイン	156
	1971	5001-227-001～	札幌五輪寄付など	20	郵 便 葉 書 等	1937～98	5001-401-001～	年賀切手	97
	1972	5001-228-001～	鉄道100年など	14		1952～99	5001-402-001～	年賀お年玉シート	53
	1973	5001-229-001～	郵便番号10年など	6		1990～93	5001-501-001～	ふるさと切手シート	17
	1974	5001-230-001～	昭和結婚50年など	13		1930～94	5001-701-001～	普通葉書	14
	1975	5001-231-001～	放送50年など	12		1955	5001-702-001～	往復葉書	2
	1976	5001-232-001～	日中ケーブルなど	6		1947～94	5001-703-001～	連合葉書	19
	1977	5001-233-001～	スケート競技など	17		1939～93	5001-704-001～	記念葉書等	49
	1978	5001-234-001～	国際ロータリーなど	10		1949～98	5001-705-001～	年賀葉書	127
	1979	5001-235-001～	国際児童年など	10		1982～98	5001-706-001～	絵入り年賀葉書(裏面)	45
	1980	5001-236-001～	財政監査制度など	8		1983～97	5001-707-001～	年賀葉書地方版(裏面)	92
	1981	5001-237-001～	神戸ポート博など	12		1952～98	5001-708-001～	暑中見舞葉書	80
	1982	5001-238-001～	動物園100年など	13		1950～98	5001-709-001～	暑中見舞葉書(裏面)	112
	1983	5001-239-001～	歴史民俗博物館など	14		1987～89	5001-710-001～	さくらめーる	36
	1984	5001-240-001～	科学技術博寄付など	15		1987～89	5001-711-001～	さくらめーる(裏面)	39
	1985	5001-241-001～	科学技術博など	20		1991～98	5001-712-001～	はあとめーる	25
	1986	5001-242-001～	建築学100年など	15		1991～98	5001-713-001～	はあとめーる(裏面)	26
	1987	5001-243-001～	登記制度100年など	21		1976～96	5001-714-001～	青い鳥葉書	6
	1988	5001-244-001～	青函トンネルなど	18		1993～98	5001-715-001～	広告付葉書	8
	1989	5001-245-001～	アジア太平洋博など	27		1985～95	5001-716-001～	絵入り葉書	6
	1990	5001-246-001～	国際花と緑博など	27		1991	5001-717-001	ふるさと絵入り葉書	1
	1991	5001-247-001～	ユニバーシアードなど	26		1937～95	5001-718-001～	郵便書簡	14
	1992	5001-248-001～	ワシントン条約など	13		1949～94	5001-719-001～	航空書簡	16
	1993	5001-249-001～	アルペンスキーなど	21		1968	5001-720-001	小包葉書	1
	1994	5001-250-001～	フィギュアスケートなど	28	合 計				3,081
	1995	5001-251-001～	日伯修好100年など	24					

(出典) 郵政博物館収蔵「郵便切手類図案原画目録」(CAA-1148) から作成。

表 2 原画の総括表

ものも含まれる。例えば、国立公園切手などに採用された写真素材、近代洋風建築シリーズ切手などのために描いてもらった外部画家の絵画作品、暑中見舞葉書などの裏面図案、年賀葉書の消印カットなどがある。

文字構成を示す図版も最終的な原画に仕上げるための素材として、原画の一部として取り扱われている。この文字構成を示す素材としては、写真に直接文字を書き込んだものや、トレーシング・ペーパーに文字を書き込み写真にかぶせたものや、後年、アニメ作成で活躍する透明シート（セル）も切手の原画作成の分野でも活用されるようになった。

1955年発行オシドリ 5円切手の原画は興味深い。それは、同一のオシドリ図案で単色刷・2色刷・多色刷用の3種類の原画が検討過程で制作された。それらに基づいて、印刷局から何種類もの試刷が郵政省に順次回校された。しかし、単色では青い水面と色鮮やかなオシドリの対比が表現できないし、反対に、多色刷では長期に大量に印刷する普通切手では、斉一性を保つことが難しいこと、また、印刷コストがかかりすぎるなどの難点があった。そのため中間をとって、2色刷に決定された。

表3に、原画の年代別制作点数を示す。戦後1950年代は300点弱であったが、切手ブームが往来した1960年代から1970年代にかけては400点強、シリーズ切手発行が本格化した1980年代から1990年代に入ると倍増し800点を超えるようになった。

年代	1920s	1930s	1940s	1950s	1960s	合 計
点数	5	40	133	272	438	3,081
年代	1970s	1980s	1990s	2000	不 明	
点数	438	817	814	116	8	

（出典）郵政博物館収蔵「郵便切手類図案原画目録」（CAA-1148）から作成。

表3 原画の年代別制作点数

原画は次の3つの方法により保存されている。第1の方法は、外部の画家に委嘱して描いてもらった絵画作品（原画）などを額装して特別のケースに収納し保存する（図4）。滝平二郎画伯や谷内六郎画伯らの作品が対象となっている。第2の方法は、原画をマット装にして中性紙の特別な保護封筒に収納する。第3の方法は、原画をそのまま特別な封筒に収納する。その割合は、大略、額装保存が1割、マット装封筒保存が3割、残りの6割が封筒保存となっている。特別な封筒のサイズは30×40センチ程度のもが多く利用され、封筒は桐木材で作られた特製の原画保管庫の引出に整理番号順に収納されている。保管庫は桐箆筒と同じ保存効果があり、1995年に設置された（図5）。



【図4】額装しケースで保管



【図5】桐製の特製原画保管庫

なお、原画総数3,081点のうち、ほぼ半数の1,600点が原画とカラーチャートを並べて撮影され、JPEGファイル形式で保存されている。換言すれば、原画のデジタル・データベースが構築されている。内容は、いわゆる最終原画の作品群である。

表4に、目録上で10点以上の作品があった図案者33人の名前を挙げる。全体では360人ほどの名前が確認できた。郵政省の職員をはじめ、外部の画家などデザイナーが290人ほど、写真担当の職員や外部の写真家が70人近く、芭蕉の句などを揮毫した書家6人の名前も含まれていた。半世紀にわたり、切手や葉書などの図案をデザインしてきた渡辺三郎氏、久野実氏、木村勝氏、大塚均氏らの往年の郵政省の技芸官の名前は、昭和の切手コレクターにとっては懐かしい。ちなみに「技芸官」は郵政省において1968年から2000年まで使われた官職名。

図案者	作品数	制作期間	最初の作品
森田基治	265	22年間 (1977-1998)	万国郵便連合加盟100年記念切手
渡辺三郎	208	51年間 (1947-1997)	第2次新昭和普通切手(45銭)
久野実	166	49年間 (1946-1994)	郵便創始75周年記念切手
木村勝	120	51年間 (1936-1986)	国会議事堂竣工記念切手
菊池吉晃	115	15年間 (1971-1985)	普通葉書(土器)
大塚均	113	59年間 (1937-1995)	昭和13年用年賀切手
長谷部日出男	81	26年間 (1955-1980)	昭和31年用年賀葉書
山野内孝夫	73	48年間 (1947-1994)	第2次新昭和普通切手(30銭)
菊池彰	65	10年間 (1989-1998)	昭和64年お年玉切手シート
武荒勸嗣	62	29年間 (1970-1998)	日本万国博覧記念切手(第2集)
青木義照	60	8年間 (1987-1994)	奥の細道 栗の花
加曾利鼎造	59	20年間 (1934-1953)	芦ノ湖航空切手
日置勝駿	57	33年間 (1945-1977)	台湾数字切手
清水隆志	55	26年間 (1971-1996)	南極条約10周年記念切手
原田一郎	51	11年間 (1988-1998)	昭和63年用さくらめーる葉書
東角井良臣	48	46年間 (1949-1994)	第4回国民体育大会記念切手
内田悦代	46	14年間 (1985-1998)	ふみの日切手
吉田豊	46	36年間 (1925-1960)	大婚25年記念切手
江守若菜	30	33年間 (1961-1993)	昭和37年用年賀切手
武荒信顕	27	12年間 (1987-1998)	昭和62年用さくらめーる葉書
堀川えい子	27	12年間 (1987-1998)	昭和62年用さくらめーる葉書(裏面)
天野孝雄	26	24年間 (1968-1991)	昭和44年用年賀葉書
大谷文人	26	10年間 (1980-1989)	国際地理学会議記念切手
玉木明	26	6年間 (1993-1998)	農業試験研究100年記念切手
近岡善次郎	20	4年間 (1981-1984)	近代洋風建築シリーズ切手
村上勉	19	18年間 (1979-1996)	日本の歌シリーズ切手(ふるさと)
岡田紅陽	19	19年間 (1949-1967)	吉野熊野国立公園 大峰山(写真)
増井国男	17	17年間 (1955-1971)	陸中海岸国立公園 弁天崎(写真)
大矢高弓	16	4年間 (1995-1998)	平成7年用さくらめーる葉書
黒井健	13	6年間 (1989-1994)	平成元年ふみの日切手
杉田豊	12	5年間 (1994-1998)	平成6年ふみの日切手
入江泰吉	12	17年間 (1951-1967)	観光地百選 赤目四十八滝(写真)
永田萌	11	10年間 (1982-1991)	昭和57年ふみの日切手
	1,090	作品10点未満の制作者(約340名)の累計点数	
合計	3,081		

(出典) 郵政博物館収蔵「郵便切手類図案原画目録」(CAA-1148)から作成。

(注) 2000年までのデータに基づいたもので、それ以後に制作された作品点数は含まれていない。

表4 原画の図案者

② 試作（整理番号 5051）

試作は、原画が決定されまでに制作された一連の作品であって、原画以外の作品をいう。簡単に言えば、原画と異なるデザインなどの作品となろうか。試作は、作画の進行状況あるいは形態によって、以下に示すように、素描、試作、下絵、下図、中間作品、試作原画などとさまざまな呼び方がある。ただし、試作に区分された、セルを使った文字の構成案、デジタル作画や打出（紙焼類）、図案参考写真などは、「関連資料」として取り扱われている。



試作 5051-2029
(B0334-01)



試作 5051-3897
(Z0011-04)



試作 5051-2046
(B0440-05)

【図 6】 左＝1961年発行の花シリーズ「やまゆり」の素描、長谷部日出男氏作画。中＝1963年発行を予定した「働く女性」シリーズの切手の下絵か。稲刈りをする女性、作者不詳。右＝1965年発行南極地域観測再開記念切手の中間作品、木村勝氏作画。



試作 5051-2092
(B0440-03)



試作 5051-1649
(N0140-16)

【図 7】 左＝南極地域観測再開記念切手の試作図案、山野内孝夫氏作画。右＝平成12（2000）年用年賀葉書の消印カットの下図。大矢高弓氏作画。

試作には、各作品に作業番号と型録番号の2種類の番号が付され、試作の目録も表1に示すように作業番号順と型録番号順に編まれた2冊がある。5051で始まる番号が作業番号、アルファベット記号で始まる番号が型録番号である。型録番号の末尾枝番2桁は作品番号。上図のキャプション参照。

表5に、試作の種類別・年代別のデータを示す。試作は1937年第1次昭和切手から2010年ふるさと切手までの74年間総計5,686点の作品が整理されている。切手や葉書の試作が95パーセントを占めているが、関連資料に分類されたセルやデジタル素材が1990年代後半から増加している。

種類別では、記念・特殊切手（シリーズ切手など）、暑中見舞葉書、年賀葉書、普通切手などの作品が多いことがわかる。年代別では、1930年代の数字は第1次昭和切手の試作で占められているが、1950年代から1970年代までの期間は600点から700点前後で推移している。1980年代に入ると、前の年代よりほぼ倍増する。シリーズ切手の増加や作画のデジタル化が進んだ結果が現れている。

A種類別						B年代別	
種類		記号	試作	関連資料	計	年代	合計
切手	記念・特殊	B	2,281	121	2,402	1930s	235
	普通	A	464	46	510	1940s	137
	年賀	E	377	19	396	1950s	575
	国定公園	D	60	0	60	1960s	719
	ふるさと	X	44	1	45	1970s	691
	国立公園	C	16	0	16	1980s	1,370
	航空	F	5	0	5	1990s	1,191
小計			3,247	187	3,434	2000s	328
葉書	暑中見舞	Q	658	20	678	2010s	1
	年賀	N	503	35	538	不明	139
	さくらめーる	P	439	14	453	計	5,386
	記念	L	157	7	164		
	普通	J	57	12	69		
	青い鳥	M	57	0	57		
	国際	T	50	6	56		
	エコー	R	45	0	45		
	絵入り	S	11	0	11		
小計			1,979	94	2,073		
書簡	郵便	K	65	9	74		
	航空	U	48	1	49		
小計			113	10	123		
その他	用途不明	Z	47	2	49		
	簿冊類	UB	0	7	7		
合計			5,386	300	5,686		

(出典) 郵政博物館収蔵「郵便切手類試作図案目録（型録番号順）」(CAA-1150) から作成。

表5 試作の種類別・年代別内訳

当初、試作は順不同の集積群で、整理はいわば手前から番号を付けて、中性紙の特別な封筒に順次収納して、作業番号順にキャビネットに保存していった。封筒の寸法は24×33センチあるいは27×39センチ。ただし、1982年発行の動物園100年記念切手4種連刷66×12センチのような大型の試作は別に保管されている。

上記作業と同時に、試作の画像をJPEGファイル形式でデジタル化、更に、画像と所要のデータを記録した試作データシート（図8）が作成された。データシートは型録番号順にファイ

リングされている。データシートのファイルと型録番号順の試作目録は、資料の閲覧者にとって、試作の全体像を体系的に把握するのに便利である。



試作 5051-0290
(B1231-02)

試作 5051-1071
(J0102-04)

【図8】上＝試作データシート2葉。天野孝雄氏作画の国土緑化には、元絵、文字の配置を示すセル、それら2点を重ねた最終図案の3点が表示されている。渡辺三郎氏の柿本人麻呂を描いた試作裏面には、人麻呂の百人一首の歌「あしびきの／山鳥の尾のしだり尾の／ながながし夜を／ひとりかもねむ」が記されていたことも付記されていた。右はデータシートのファイル、全部で14冊ある。写真はその一部。



表6に、試作の目録上で10点以上の作品があった図案者30人の名前を挙げる。全体で69人の名前が確認できたが、多くは郵政省や日本郵便の切手類の専門デザイナーで、外部委嘱者の名前は少なかった。当然ではあるが、表4に挙げた原画の図案者の名前と重なるケースも半数を超えて、女性デザイナーの名前も出てきている。なお、試作1,873点の図案者の名前が確認できなかった。

以上、郵政博物館が収蔵している試作の収蔵状況について、その概況を述べてきたが、特に国家的な慶事を祝う記念切手については、多くの試作が残されていた。そのことから、最終図案決定にあたって、郵政当局が慎重の上にも慎重に検討していた様子がうかがえる。一例を挙げれば、1959年の皇太子（現上皇）御成婚切手は21点の試作、1964年東京オリンピック切手は71点の試作、1970年の日本万国博切手は25点の試作が確認できた。

図案者	作品数	制作期間	図案者	作品数	制作期間
大塚均	313	40年間 (1958-1997)	木村勝	67	51年間 (1937-1987)
渡辺三郎	309	54年間 (1945-1998)	加曾利鼎造	67	19年間 (1932-1950)
久野実	263	52年間 (1946-1997)	乗松巖	62	22年間 (1958-1979)
武荒勸嗣	232	39年間 (1969-2007)	菊池彰	61	37年間 (1972-2008)
清水隆志	197	32年間 (1971-2002)	貝渕純子	59	10年間 (1993-2002)
天野孝雄	187	18年間 (1974-1991)	公募作品	54	12年間 (1986-1997)
内田悦代	186	18年間 (1985-2002)	樋口薫	54	6年間 (1996-2001)
東角井良臣	160	35年間 (1961-1995)	小出真己	29	12年間 (1995-2006)
原田一郎	153	14年間 (1986-1999)	森田基治	14	21年間 (1977-1997)
江守若菜	142	42年間 (1961-2002)	真清みどり	12	4年間 (1967-1970)
武荒信顕	137	32年間 (1977-2008)	清水隆史	11	3年間 (2000-2002)
長谷部日出男	136	32年間 (1955-1986)	増山修	10	1年間 (1937-1937)
日置勝駿	106	42年間 (1937-1978)	篠原栄太	10	1年間 (1999-1999)
山野内孝夫	104	30年間 (1959-1988)	小 計	3,402	30人
堀川えい子	98	17年間 (1986-2002)	9点以下	111	39人
大矢高弓	94	15年間 (1994-2008)	作者不詳	1,873	
吉田豊	75	32年間 (1932-1963)	合 計	5,386	

(出典) 郵政博物館収蔵「郵便切手類試作図案目録 (作業番号順) (CAA-1149) から作成。
(注) 2010年までのデータに基づいたもので、それ以後に制作している作品点数は含まれていない。

表 6 試作の図案者

3 募集作品 (整理番号 5071)

募集作品は、切手や葉書の図案の懸賞募集に応じて提出された作品をいう。現在、郵政博物館には、1913年から1952年までの間に行われた6回の切手図案懸賞募集の募集作品2,961点が収蔵されている (表 7)。

切手や葉書の図案制作は、当初、通信省や印刷局のいわばプロのデザイナーの仕事であったが、大正時代を迎えた1913 (大正 2) 年に、新しい時代に相応しい切手図案を一般から募集することになり、切手図案懸賞募集の公告が官報に掲載された。これが切手デザインコンテストの嚆矢となる。募集作品の9割以上が奇跡的に残っている。しかし、大正新切手を除いて、募集作品の残存率は低く、皇太子御外遊切手が27パーセント、憲法施行切手が10パーセントを記

区 分	整理番号	募集年	応募点数	収蔵点数	残存率
大正新切手	5071-1913-0001~	1913	1,734	1,610	93%
昭和12年用年賀切手	5071-1936-0001~	1936	1,481	51	3 %
時局切手	5071-1941-0001~	1941	2,972	62	2 %
平和新日本切手	5071-1945-0001~	1945	3,060	300	10%
日本国憲法施行記念切手	5071-1946-0001~	1946	12,348	221	2 %
皇太子殿下御外遊記念切手	5071-1953-0001~	1953	2,611	717	27%
計			24,206	2,961	12%

(出典) 郵政博物館収蔵「郵便切手図案募集作品目録」(CAA-1167) から作成。
(注) 1. 大正新切手は低中高額3種1組で募集。組数では、応募578組・収蔵539組となった。
2. 時局切手の収蔵62点のうち入選作品16点は実物がないので、複製写真で保存。
3. 皇太子御外遊切手図案の懸賞募集は毎日新聞社主催・郵政省協力の形で実施。収蔵点数には、未整理の選外作品495点を含む。

表 7 募集作品の総括表

録したものの、他の募集案件は数パーセントに止まっている。

保管状況を見ると、大正新切手は1組3点ずつ台紙に貼られた作品539組が7冊の簿冊に製本されて保管されている。また、年賀切手と時局切手は透明ビニール・ファイルに1点ずつ収納されているが、その他の作品は各案件ごとに一括して保管箱に収納されている。

募集作品が切手に採用された例を挙げれば、大正新切手では田澤昌言氏の「アールヌーボー調の模様」1等作品3点、時局切手では鈴木泉造氏の「八紘基柱」1等作品など8点、平和新日本切手では山野内孝夫氏の「法隆寺五重塔」佳作作品など2点、憲法施行切手では堀本正規氏の「花束」2等作品など2点、皇太子御外遊切手では中尾龍作氏の「鳳凰」推薦作品など2点選ばれた。前記の例では、皇太子殿下の御肖像を描いた作品が特選となったが、宮内庁の反対で御肖像切手は実現できず、発行も遅れて、帰国時となり御帰朝の記念切手となる。切手になった憲法の募集作品2点と皇太子2点は、募集作品（5071）ではなく、原画（5001）として整理されている。以下に、田澤作品を含め募集作品4点を紹介しておこう。



募集作品 5071-1913-0382



募集作品 5071-1936-0049



募集作品 5071-1945-0011



募集作品 5071-1946-0063

【図9】懸賞募集の募集作品。上左＝田澤昌言氏作画の大正新切手1等作品。5厘切手に採用され、後に「田澤切手」と呼ばれるようになる。田澤氏は印刷局職員。以下選外作品。上右＝戦時中の時局切手、南方で活躍した戦車を描く。下左＝平和新日本の切手には桜とハトが、下右＝新憲法施行記念切手には日本の象徴「富士山」、国民主権を表す「国会議事堂」、平和を祈念し「オリーブをくわえるハト」が描かれている。市井の人々が描いた切手の図案にも、戦前、戦中、戦後と激動した日本の姿を見ることができる。

若干補足すれば、1960年以降も切手類の図案公募は行われているが、募集作品（5071）としては整理されていない。その例として筆者が確認できたものは、1986年国際平和年7点、1987年国際住宅年11点、1990年切手図案コンクール6点、1991年切手図案コンクール4点、1995年平和50周年記念1点、1995年ユネスコ50周年記念3件、1997年ふみの日20点、ミニレター2点の8案件54点で、試作（5051）に整理されていた。いずれも入賞作品や佳作作品である。

以上が郵政博物館が収蔵している切手類の原画、試作、募集作品の概要である。最近の切手デザインはコンピュータで作画するから、ここで紹介したような形で作品が残ることはないであろう。そのことを考えると、今ある収蔵品は、一昔前、否、二昔前の大正昭和の貴重な切手絵画コレクションともなろう。切手は方寸の美術品である。是非、これら収蔵品を切手文化遺産として末永く後世の人に残して伝えていって欲しい。収蔵品から、私は、大正の新しい時代への息吹、昭和の戦中の国家意識、敗戦から復興そして高度経済成長を成し遂げた時代の一端を垣間見ることができた。切手図案はそれぞれの時代の歴史を映し出しているのである。

【参考文献等】

- 「郵便切手類図案原画目録」（郵政博物館収蔵、CAA-1148）
- 「郵便切手類試作図案目録（作業番号順）」（同上、CAA-1149）
- 「郵便切手類試作図案目録（型録番号順）」（同上、CAA-1150）
- 「郵便切手類試作図案（5051）データシート集」（同上、全14冊+目次2冊、CAA-1151～1166）
- 「郵便切手図案募集作品目録」（同上、CAA-1167）

郵便史研究:

- 星名定雄「郵政博物館収蔵 昭和切手の原図帳について」『郵便史研究』（39）2015年。
- 「郵政博物館の「試作原画データ」について」『郵便史研究』（42）2016年。
- 「試作原画データ追補 慶應義塾創立100年記念切手」『郵便史研究』（43）2017年。
- 「戦中戦後に描かれた普通切手等の原画」『郵便史研究』（45）2018年。
- 「郵政博物館収蔵 昭和20年代の切手・葉書の下絵と原画」『郵便史研究』（47）2019年。
- 「郵政博物館収蔵 1964年東京オリンピック切手等の下図」『郵便史研究』（49）2020年。
- 「郵政博物館収蔵 平和新日本の切手—昭和20年公募図案について—」『郵便史研究』（55）2023年。
- 「郵政博物館収蔵 日本国憲法施行記念切手図案公募作品について」『郵便史研究』（56）2023年。

最後に、原画、試作、応募作品をはじめ、関連する文献資料などの閲覧にあたって、郵政博物館資料センターの皆さまには、たいへんお世話になった。記して感謝を申し上げる。

（ほしな さだお 郵便史研究会会員）

トピックス

図書紹介：杉山伸也著『近代日本の「情報革命」』 （慶應義塾大学出版会、2024年）

山口 明日香

21世紀の「情報化社会」を生きる私たちにとって、変化し続ける通信環境は珍しいものではない。その歴史的転換の起点は、マイクロソフトとアップルが誕生した1970年代半ばに求めることができる。それ以降さまざまな通信手段の発達とともにIT化やDX（デジタル・トランスフォーメーション）が急速に進展してきた。しかし、歴史的に不可逆的な「情報革命」とよぶに値する変化が生じたのは、19世紀半ばの「交通・通信革命」の時代である。イギリス産業革命以降の一連の科学技術の発展にもとづく「交通・通信革命」は、蒸気機関の発明と改良、さらに電気など新技術との結合により、蒸気船や鉄道による物資輸送と電信による情報交換を可能にし、「パクス・ブリタニカ」のもとグローバルな規模でモノ・ヒト・カネ・情報が移動するようになった。こうした技術革新による「情報・通信革命」の時代に、日本は世界経済に再編入され、経済成長にむけて助走を開始した（p.1-2）。

本書は、こうした過程で生じた近代日本の「情報革命」の様相を明らかにした研究書である。「情報の経済史」をリードされてきた著者が、1980年代半ばから、途中20年余りのブランクをばさんで現在にいたるまでに発表された情報・通信関係の論文がまとめられている。本論は、通信インフラの構築・整備について供給サイドから検討した第一章と第二章、需要サイドから検討した第三章～第六章（補論1つを含む）、さらに通信手段についての福澤諭吉の言説を考察しながら『民情一新』の意義を検討した第七章、「情報の経済史」の研究動向がまとめられた第八章で構成されている。なお、第三章～第六章のオリジナルの論文は、1980年代後半から2000年代初めに発表され（ただし補論は2012年）、序章と終章のほか、第一章、第二章、第七章および第八章の一部は、本書の刊行に際して書き下ろされている。目次は以下の通り。

序 章

第一章 郵便事業収支統計の再検討

第二章 収支統計からみた電信事業の発展

第三章 明治前期における郵便ネットワーク

第三章補論 欧米人のみた幕末・明治初期の日本の郵便

第四章 明治日本の「情報革命」

第五章 情報・通信ネットワークの形成と地方経済Ⅰ— 明治期群馬県の郵便と電信

第六章 情報・通信ネットワークの形成と地方経済Ⅱ— 明治期長野県の郵便と電信

第七章 福澤諭吉『民情一新』と「文明の利器」

第八章 情報の経済史— 研究動向と課題

終 章

以下、各章の内容を簡単に紹介しよう。序章では、幕末から明治期の日本経済が世界経済の変化のなかに位置付けられながら概観され、さらに当該期の「情報化」の進展が数量的に裏付けられている。それを踏まえ本論では、〈政府〉と〈民間〉、〈中央〉と〈地方〉という2つの座標軸にそって、通信インフラの構築・整備とその経済的影響が検討されていく。

まず第一章と第二章では、財政的視点から郵便事業と電信事業が各々検討されている。徳川期の飛脚制度の延長線上に位置付けられていた郵便事業と、欧化主義政策の一環に位置付けられ工部省所管のもと国家事業として推進された電信事業が、比較対照的に描かれる。近代郵便制度は、政府専掌と全国均一料金制度を基本的思想とし、多分に前島密の私的な建議にもとづいて導入された。政府からの財政的支援が期待できないなかで、「収支相償主義」を基本とした運用システムの構築がはかられ、また地方名望家層の「虚栄」の利用を通じて設備投資や郵便通送費の一部を民間負担に転嫁しながら、1880年代初めまでに全国的な郵便ネットワークが整備された。しかし、労働集約的事業であった郵便事業は、事業・サービスの拡大にともない人件費の増加をさけられず、赤字が継続した。また三菱会社への航海助成金を含む「計外費」の支出が、郵便収支を圧迫する大きな要因となっていたことが明らかにされている。

他方、電信事業は、設備費（固定資本）の比率の高い資本集約的事業であった。電信事業では、経常費として予算化されている「作業収入」と一定程度の「興業費」や「営業費」が保証され、人件費などの定額金は工部本省から支出されたので、電信局レベルで支出は限られていた。そのため、「収支相償主義」を基本とし財政的独立性の高かった郵便事業とは対照的に、電信事業の会計上の独立性は低かった。また電信技術の導入や設備の維持において御雇外国人や多数の技師を必要とした点でも、郵便事業とは異なった。電信収支の損失額は、1870年代に多額にのぼったが、全国的な電信ネットワークの確立と電信収入の増加にともなって減少し、電信収支は1880年代初めには一時的に黒字化した。なお、前島密は、郵便と電信の一体運営を望ましいと考えていたが、両事業は、各々の開始時点から行政的にも人事的にも別々の事業として運営され、通信省が設立され同省所管となった1885年以降も通信行政として統合されることはなかったとされる。

こうした通信ネットワークの形成・整備の状況をふまえ、つづく第三章～第六章では郵便・電信・電話がどのように利用されたのかが検討される。まず第三章では、明治期の郵便の利用実態が数量的に検討されている。郵便の利用は、都市部においては1870年代に定着し、1870年代末から1880年代前半にかけて地方における郵便葉書の利用が増加した。〈中央〉と〈地方〉との地域間格差は、1870年代後半から1880年代には縮小したが、1880年代後半に〈中央〉への情報の集中化が進展した結果、再び拡大したことが指摘されている。第三章補論では、こうした明治期の日本の通信事情が、初代駐日英国公使ラザフォード・オールコックの『大君の都』やイザベラ・バードの『日本奥地紀行』、ウィリアム・グリフィスの『皇国』、および「英国領事報告」などの欧米人の手記・報告をもとに描かれている。鉄道に比べると郵便・電信に関する記述は少ないが、それ自体が、通信制度が比較的順調に運営されていたことを物語っており、外国人にとってほぼ満足できる状況であったという。

第四章では、幕末から明治期の郵便・電信・電話ネットワークの構築・整備が概観されたうえで、各料金の相対価格の動向と地域レベルでの利用形態について通信距離との関係で検討されている。郵便と電信の全国的ネットワークは、鉄道よりも早く1870年代初頭に形成され1880年代前半にはほぼ完成し、1890年からは電話による市内通信サービスが開始された。通信料金は相対的に低廉化の傾向にあり、郵便・電信は開市・開港場所在府県や特産物生産県での利用率が高く、電話も大都市や地方の政治的経済的中心都市での普及率が高かった。また通信の利用形

態は、中・長距離通信は主として郵便、速報性が求められる場合には電報が利用され、都市内および隣接都市間の近距離通信には電話が積極的に利用されたことが示されている。

第三章と第四章での全国レベルの検討に対し、第五章と第六章では地域レベルの検討がおこなわれる。主要製糸業地であった群馬県と長野県を対象に、地方経済における郵便・電信ネットワークの形成と利用状況について実証的に考察されている。両県では、開港にともない横浜との間の通信量が増加し、養蚕・製糸業地域を中心に郵便・電信の利用が進展した。群馬県では、生糸・絹織物の中心地であった西群馬郡（高崎）と東群馬郡（前橋）での郵便・電信の利用率が高く、郵便物差出数と生糸生産額の間には相関関係がみられた。電信局は、高崎や前橋に続き、1880年代に生糸・絹織物業者による電信局設置請願運動が展開され、桐生や伊勢崎に設置された。長野県でも、養蚕・製糸業が盛んであった上水内郡（長野）や東筑摩郡（松本）、小県郡（上田）、下伊那郡（飯田）で郵便の利用が多く、電信の利用も長野、松本、上田などの都市を中心に増加した。とくに電信局の設置は、地域間および都市間に情報の非対称性にもとづく競争と情報格差の拡大をもたらした点が強調されている。

第七章では、福澤諭吉が19世紀の「利器」として注目した情報通信手段について福澤の言説が跡付けられ、福澤の文明論における『民情一新』（1879年）の位置付けが再検討されている。

『民情一新』において福澤は、19世紀を科学技術の発展による「蒸気の文明」の時代とし、18世紀との分界を明確にした。そして、文明にとって非可逆的な「知恵」の蓄積の重要性を強調するとともに、科学技術の発明・発展が「知恵」の結晶であるという文明論を展開し、「有形」の文明の重要性を指摘した。『民情一新』は、「無形」の文明の精神を主唱していた『文明論之概略』にかわる福澤の文明論の試みであり、福澤の文明論の転換であった。『民情一新』の趣旨は、科学技術の発展が人間による制御を超えて社会に「狼狽」をもたらしている状況を認識しようとするところにあり、従来、同書の結論とみなされてきたイギリス式議院内閣制にもとづく「国会論」は、「狼狽」した状況を前提に日本が取るべき具体的方策を示した附論という位置付けがあたえられている。

第八章では、過去半世紀の「情報の経済史」の研究動向が詳細に説明され、2000年代以降の研究の停滞要因、および今後の研究課題や展望についても述べられている。

終章では、各章の内容が要約され、近代日本の「情報革命」が総括されている。

本書を一読して感じた魅力・特徴をいくつかあげると、第1に、郵便・電信・電話に統一的にアプローチされている点があげられる。考察対象とされている時期が、明治期から第一次世界大戦にいたる時期なので、1920年代以降に利用量が急増する電話については十分に取り上げられているわけではないが、従来の郵便事業（郵政史・郵便史）と電気通信事業（電信・電話史）の個別・分断的な研究状況の克服が強く意識されている。それにともない、近代日本の「情報革命」が、徳川期から継承された伝統的な側面と欧米から移植された新たな側面の相剋と融合が併存しながら進展した点も、巧みに描き出されている。もっとも、伝統的通信制度であった飛脚と「新式郵便」制度の連続性と断絶性については今後に残された課題とされているが（p.370）、郵便と電信に統一的にアプローチすることで、徳川期との連続性・断絶性を議論すると同時に、その延長線上に通信省移管以降の両事業の関連性が見通されている。

第2に、収支統計という財政的視点を通じて、通信の供給（政府）サイドから通信インフラの構築・整備について検討し、郵便事業と電信事業の両収支統計を再構成している点があげられる。明治期の郵便事業と電信事業の収支統計は、これまで基本的に通信省編『通信事業史』第7巻（通信協会、1940年）などの収支統計が内容的に検討されることなく利用されてきた。

それに対し本書では、『駅通寮（局）年報』や「工部省沿革報告」、『電信局長報告書』などの基本的資料を利用しながら、主要な収入・支出費目の動向を詳細に検討されるとともに、『通信事業史』の収支統計の問題点が指摘されている。財政的視点から新たにアプローチされたことにくわえ、収支統計を再構成されたことは、研究史への大きな貢献である。

第3に、通信の需要（民間）サイドにも目をくばりながら、数量的な分析を通じて郵便・電信・電話のインフラの構築・整備と利用状況が体系的にまとめられている点である。「情報の経済史」の研究の中心は、1990年代以降供給サイドの制度的アプローチから需要サイドの機能論的アプローチへ移行したが、本書の第三章～第六章は、後者の先駆的な研究でもある。とくに第四章は、西川俊作・山本有造編『産業化の時代・下』（日本経済史5、岩波書店、1990年）に収録されているので、目にしている人も多いはずである。刊行から30年余りが経過した現在でも、供給と需要の両サイドから近代日本の通信状況を体系的に知ることのできる最適な文献であるように思われる。企業レベルでの通信手段の利用にまでは踏み込まれておらず、また地域レベルの具体的な利用実態についても今後の課題とされているが（p.369）、第三章～第六章の論稿が発表当時からはほぼ修正されることなく本書に収録されているように、近代日本の通信インフラの構築・整備と利用状況のマクロ像は、現在にいたるまで大きく変わっていない。

第4に、世界経済の動向のなかに位置づけて近代日本の「情報革命」が描かれている点も本書の大きな魅力である。周知のように、対外関係や世界の動向を踏まえた叙述は、著者のこれまでの研究の特徴であるが、本書では、序章での19世紀の世界経済の説明にくわえ、第七章がその役割を効果的に発揮している。第七章は、実社会の変化を背景に福澤の思想の転機を言説のなかから探ることで、政治史・思想史に矮小化されてきた『民情一新』の位置付けを再検討されたものである。政治史や思想史の分野への貢献もさることながら、「情報の経済史」研究として、当時の世界の政治経済の変化をよくとらえていた福澤の目を通し、近代日本の「情報革命」が世界的な「交通・通信革命」のなかで生じた出来事であったことを十分にイメージさせてくれる。通信の需要サイド・供給サイドへのアプローチだけではみえてこない、「情報革命」の側面を描きだしている点がユニークである。

第5に、本書は、近代日本の「情報革命」を論じた研究書であるが、同時にこれまでの「情報の経済史」の「回顧と展望」という性格を合わせ持つ。これは、著者の「情報の経済史」研究に20年余りのブランクがあることと関連しているのかもしれないが、その間を含む約半世紀の研究動向が、日本植民地や海外を対象としたものも含め第八章で詳述されている。「情報の経済史」の最大の問題は、「郵便・電信・電話などによって伝達もしくは交換される「情報」の内容そのものを特定化することがむずかしいために、情報あるいは通信ネットワークの効果や影響について、「状況証拠」による推測の域をでない」ことである。それは、1990年代に盛り上がりを見せた「情報の経済史」が、2000年代以降閉塞的状况に陥ったこととも無関係ではない（p.369）。著者自身、「情報の中身、いいかえれば郵便や電報の内容に関する資料や情報がかぎられているために、どうしても断片的な利用形態などのケース・スタディの積み重ね以上の研究について展望をもてなくな」り、「情報の経済史」への関心を失ったわけではなかったものの、「実証的研究からは遠ざかってしまった」という（p.383）。本書は、著者が改めて「情報の経済史」と向き合われた成果であり、新たに書き下ろされた実証研究だけでなく、これまでの研究史の幅広いサーベイと、さらにそこから導き出された課題と展望を示してくれている。すでに著者は、示された課題のいくつかに取り組まれているが（『郵政博物館研究紀要』16号（本号）に掲載の論文「通信省財政と産業政策 1885～1940」もその成果の一つである）、一方で、第八章には「情報の経済史」に取り組まれている方々や取り組もうとされている方々へのメッ

セージも、多分に含まれているように思われる。その意味でも、本書は、情報・通信に関する研究の必読書といえる。

以上、紹介担当者の知識の少なさから、本書の内容・魅力を正確に伝えられたかどうか不安はあるが、本書は、世界経済の変化のなかで生じた近代日本の「情報革命」の様相が体系的に描かれた良書である。情報・通信の歴史を専門としている研究者にはもちろん、政治史・思想史など他分野をふくめそれ以外の方々にも、是非手にとっていただきたい。そして、「閉塞状況」にあるとはいえ2000年代以降も積み重ねられてきた実証研究のうえに、「情報の経済史」がいつそう進展することを期待する。

（やまぐち あすか 名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授）

調査研究報告

秋元子爵家旧蔵「東海道絵巻」(二)

一 はじめに

郵政歴史文化研究会第五分科会では、令和五年度から郵政博物館資料センターで収蔵する秋元子爵家旧蔵「東海道絵巻」(以下「東海道絵巻」と省略)写真の本格調査研究を進め、本研究紀要の前号で第一回の報告を行った。

今年度当初、旧東海道沿道の自治体教育委員会文化財担当部署と博物館・美術館、及び街道絵巻を収蔵し、調査研究成果のある博物館・美術館など関係機関に調査報告の抜刷を送付した。これまで、研究会では同様な絵巻の存在の有無を把握していなかった。一般的に絵画資料は、いわゆる本歌のような親本があり、それを元に描かれることがある。「東海道絵巻」にも先行する絵巻の存在がわかれば、製作過程や時期などの情報を得られると考えたからである。しかし、残念ながらというか幸いにしてというべきか、未だ関係機関からは、情報が寄せられていない。このことは、「東海道絵巻」は、オリジナルに描かれたことを想定させるものかもしれない。

二 記載場所と制作年代の推定

前回に引き続き「東海道絵巻」に貼付された金紙短冊から、記載された地域と、その場所からいつ制作されたのかを検討する。

(一) 金紙貼紙

今回は、第一五紙から第二〇紙までの記載内容からみても。

画中貼紙

場所

第15紙 小田原より箱根へ三里廿八町

竹下山

竹下山

小田原

小田原宿

太閤御ぢんは

太閤御陣場(石垣山一夜城)

天神

天神(一夜城の奥?)

杉山 正司

山本 光正

波多野 純

第16紙

入りうた村
とうのさはゆ
ゆもとのぢそう
宗雲寺
ふたこ山
はたのちや屋
もとはこね
かしの木
ごんけん
ぢそうたう
さいのかはら
はこね水うみ
ほうてうとの城あと
箱根より三島へ三里卅町
御番所
とうけ
御殿
第17紙
さかみいつのさかい
にら山
ふる城
山なかちや屋
ふる城
伊づほうでう
山なかちや屋
ひるかこしま
一柳□□のかみ
山なかふるしろ
かりかいはし
三島より沼津へ一里半

入生田村
塔ノ沢湯(塔ノ沢温泉)
湯本の地藏
早雲寺
二子山
畑の茶屋
元箱根
榎の木(榎木平?)
権現(箱根権現・現在は箱根神社)
地藏堂(元箱根)
賽の河原
箱根湖(芦ノ湖)
北条殿城跡(屏風山砦?)
御番所(箱根関所)
箱根峠
相模伊豆の境
葎山(伊豆の国市)
古城
山中茶屋(接待茶屋?)
古城
伊豆北条(葎山周辺?)
山中茶屋(接待茶屋?)
蛭ヶ小島(伊豆の国市)
一柳伊豆守?(宗閑寺内墓所)
山中城
(三島宿に入る新町川に架かる橋
か?大橋・新町橋とも)

第18紙

みしま
三しま明神
御殿
せんくわんとひ
伊づするかのさかい
しんまち
なかさわ
きせかわ
きせかわ村
つまめくわんおん
かまかふち
しもいしたむら
わし津
さんわう
とくら山
ぬます
沼津台原迄一里半
せんほん松
せんほう寺御てん道
大すわ村
興国寺
かまとむら
ふるしろ
松長寺
新田
はら
原台吉原へ二里十六町
うきしまかはら
かしはき

三島宿
三島明神(三島大社)
三島御殿
千貫樋
伊豆駿河の境
新町(新宿村?)
長沢(長沢村)
黄瀬川
木瀬川村(沼津市)
鶴亀観音(亀鶴の塚・亀鶴山観音寺)
釜ヶ淵?
下石田村
鷺津(鷺津山)
山王(日枝神社)
徳倉山
沼津宿

千本松原
(?鳥居は浅間社?)
大諏訪村(沼津市大諏訪)
興国寺(真如寺)
?
古城(興国寺城?)
?(現在確認できず)
松長村
原
浮島ヶ原(名所)
?

あまのかく山	天香久山（天香久山砦）
あしたか山	愛鷹山
もとよしはら	元吉原
さんおう	山王（日枝山王社・伝法村）
ふじ山	富士山元
よしはら	吉原宿
とら御せんのはか	虎御前の墓（富士市）
そが	曾我（曾我八幡？）
ひぐちむら	樋口村
尼宮	？
弟宮	？
うるい川	潤井川
たけむら	？

（二）貼紙記載場所の特徴

第一五紙からは、第一四紙迄とは貼紙記載場所に若干の差異が認められる。第一紙から第一四紙の間でも多少はあったのだが、ここから遠方の場所の記載が顕著になってくる。東海道からは、おそらく見ることが出来ないであろう場所の記載が目立ってくる。

石垣山の一夜城の奥にある天神、葦山、伊豆北条、蛭ヶ小島（伊豆の国市）、興国寺などである。特に伊豆半島の所在する葦山、伊豆北条、蛭ヶ小島の地域は、源頼朝と鎌倉北条氏に関係している点があげられる。

さらに第一六紙と第一七紙にあつては、小田原北条氏の遺跡、「古城」などまでもが詳細に採られている⁽ⁱ⁾。また第一九紙の興国寺や古城する興国寺城なども、小田原北条氏の祖である伊勢新九郎盛時（早雲）旗揚げの地として重要な場所である。しかも興国寺城は、先にあげた葦山へ早雲が移るまでの居城であり、関連する葦山の記載も首肯される。また小田原城攻めで奮戦して討死をし、宗閑寺内に墓がある「一柳伊豆守直末」の名を記している。

この件だけからの推測にすぎないが、前回「東海道絵巻」制作は、秋元喬知関与を指摘した。秋元家の系譜⁽ⁱⁱ⁾では、喬知の祖父である泰朝は、天正一八年人質として小田原城にあったことが記されている。そもそも秋元氏の祖である元景（景朝）は、深谷上杉氏に仕えていた。主君上杉憲政（氏憲）が、北条氏政の養女を正室に迎えたことにより、深谷上杉氏は小田原北条氏との関係ができ、当然秋元氏も同氏と誼を通じる関係にあったであろう。長朝の時、豊臣秀吉の小田原攻めがあり、氏憲が小田原城に籠り、長朝は深谷城の守将となった。この時、子の泰朝は、小田原城に入質となったというが、幕府に提出する『諸家譜』への記載で小田原北条氏との関係を疑われることを危惧して、あえて人質とした可能性もあり、単に父の名代として氏憲に従ったのかもしれない。このような秋元氏と小田原北条氏との結びつきが、関係するのではないだろうか。

勿論、この両北条氏の関係性はないものの、この一連の場所の記載は、小田原から箱根山中の小田原北条氏の遺跡はもとより、鎌倉北条氏に関連するということと遠方の伊豆の地も採用を指示したと考えたい。

さらに東海道に接した三枚橋城は、小田原北条氏と対峙した武田勝頼が築城したと伝えられる重要な城にもかかわらず、古城としても記されていない⁽ⁱⁱⁱ⁾。小田原北条氏に関わらない武田氏の城ということ、あえて無視されたのではないだろうか。

ここから類推されることは、繰り返しになるが直接の関係は無いものの、鎌倉北条氏と小田原北条氏とは、単に「北条氏」という姓つながりから、秋元氏と関連する情報として採用するよう指示したのではないだろうか。

（三）記載場所からの年代情報

次に、「東海道絵巻」に記された建造物や構造物など建立年代についてみていく。前回同様に絵巻が描かれた同時代に、存在しない建造物は当然描かれないはずであるが、廃絶した建造物や構造物は、象徴や当時の人々の心象風景にもなって描かれていることは既に述べたとおりである。

ここでも同様に、小田原北条氏関連を含めて天正一八年（一五九〇）以降を中心に、建立年代を列挙する。

小田原宿 慶長六年(一六〇二)設置
 元箱根 元和四年(一六一八)以前?
 御番所 箱根関所 元和四年(一六一八)設置
 古城 天文一四年?
 一柳伊豆守 天正一八年(一五九〇)、小田原攻めで一柳直末討死
 三島宿 慶長六年(一六〇二)設置
 三島御殿 元和三年(一六一七)寛永一二年(一六三六)頃廃止
 沼津宿 慶長六年(一六〇二)
 興国寺 天文一八年(一五四九)初出 築城に伴い蓮光寺境内に移転、真如寺とする。
 古城 興国寺城? 慶長一二年(一六〇七)廃城※実際は興国寺城は、原の後のはずだが?
 新田 松長村、元禄一一年(一六九八)小田原藩主大久保忠朝二男教寛が、新田六千石分与?
 原 慶長一四年(一六〇九)
 元吉原 寛永一六(一六六九)洪水移転
 ↓延宝八年(一六八〇)大津波再度移転
 吉原 天和二年(一六八二)移転

(四) 貼紙記載場所から推定される制作時期

前回では、芝罎魔堂(増上寺塔頭宝珠院)の開創が、貞享二年(一六八五)であることが、最も貼紙の記載場所の下限であった。

今回の第二〇紙迄では、第一九紙の「新田」がポイントとなる。この新田は、小田原藩主である大久保忠朝の二男教寛が、元禄一一年(一六九八)に松長村に新田六千石が分与されたことにより開かれたのであるが、この記載が芝罎魔堂開創より一三年下ることとなり、最も下限年代である。

さらに同じく第一九紙からは、貴重な情報を得ることができる。三枚橋城(古城)の廃城後、古城のほど近くに安永六年(一七七七)に水野忠友(二万石)によって新城として沼津城が築城される。東海道に接した城は、小田原城をはじめ駿府城、浜松城、吉田城などがあり、「東海道絵巻」で

は必ず描かれているが、沼津城は譜代の城でもあるにも関わらず描かれていない。このことから「東海道絵巻」が、制作された時期は、少なくとも安永六年(一七七七)以前であることが考えられる。築城には数年要することを考慮すれば、さらに数年程度遡ることになる。

第二〇紙までを対象とする小稿では、元禄一一年(一六九八)から安永六年(一七七七)の七九年の間に制作されたと考えたい。この間は、「東海道絵巻」の所用者とされる秋元喬知の老中襲職から禁裏造宮奉行として京都滞在期間と重なり、喬知の関与の可能性が高くなった。

(i) 「東海道絵巻」では、沿道の城名は貼紙では記されていない。宿場名を記すことで、何処の城かわかるためあえて記さなかったとみられる。したがって、小田原城にも城名の貼紙はない。

(ii) 『寛政重修諸家譜』第十五卷(第九百五十八)

(iii) 三枚橋城は、武田氏滅亡後に、徳川方の城となり家康四男忠吉が入り松平康親が貢献となった。一時豊臣方の中村一氏が入ったが、関ヶ原合戦後大久保忠左が二万石で封じられた。慶長十九年廃城となるが、この後新城として安永六年(一七七七)に水野忠友(二万石)が沼津城を築城する。

(以上、杉山)

三 絵巻の考察(その一)

東海道絵巻に関する三回目研究会である。今回の発表のための調査・分析において最大の成果は絵巻作成に大きな影響というか、絵巻作成のベースになったとみられる資料の一つを突き止めることができたことである。勿論まだまだ検討の余地があることは言うまでもないが。

その資料は井原西鶴の『一目玉鉦』である。このことに気づいたのは今回の発表の原稿作成の終盤に入ってからのことであるため、詳細な検討は行っていないことを断っておく。

尚、これまでも、これからも検討の過程を記すつもりだが、それは絵画

資料を近世交通史の資料とするための方法論を模索するためであり、後進の研究者の参考になればと思つてのことである。

(一) 『東海道絵巻』と『東海道分間絵図』の比較

『東海道絵巻』の成立年代は不明であるが、『東海道絵巻』と近接する時代に刊行された東海道図が幾つかあるものの、いづれも地図的要素が強い。そうした中で地図そして絵画の両面から描かれたものが『東海道分間絵図』であるが、ここで両者を簡単に比較しておこう。

○郵政資料館所蔵『東海道絵巻』

『東海道絵巻』は写本で卷子仕立。地図の機能よりは「絵画」に重点を置いていようである。但しこれについては全巻を確認分析する必要があるが、この時点では「絵画」として見ていくことにする。

沿道の建物は箱を並べたようなものではなく詳細に描かれ、人物も生き生きと多数描かれており街道の様子や旅人の動きを楽しむことができる。

『東海道絵巻』の特徴の一つは將軍休泊用の「御殿」や「御茶屋御殿」の全てかどうかは断定できないが、描かれていることである。『東海道絵巻』執筆当時御殿が現存していたとは考えられないが、現存する御殿を見て描いたかのようなのである。推測で描いたのか、何らかの資料を基に描いたのか不明だが絵巻を分析する上で大きな鍵になるかもしれない。

『東海道絵巻』では沿道の建造物などがスペースの関係で実際の場所に描くことができないときは、適当なところに描いている。その時は実際とは異なるということを示すためか、建造物を金雲で囲んでいる。江戸品川間の寺社などの位置がおかしいのもこのためである。新居宿の御殿は街道左側に位置していたようだが、画面上部に描かれ、金雲に囲まれている。

○『東海道分間絵図』

本絵図は遠近道印・菱川師宣により元禄三年に出版されたものである。沿道の建造物などはパターン化されている。人物も描かれているが、地図としての機能が大きいいため、人物などを街道からはみだすほど大きく描く

わけにはいかないので小さく描かれている。地図としての機能からか、当時あつた一里塚はほとんど描かれているようである。その一方「御殿」等は描かれていない。このことは東海道図を見るうえで大きな意味を持つであろう。『東海道分間絵図』が作成されていた頃、御殿が少しでも残っていれば描いたのではなからうか。多く残る東海道絵巻の写本には「三島御殿」や「新居御殿」が描かれているから、描くことを憚ったとは思えない。『東海道分間絵図』作成当時御殿は消滅していたということであろうか。両者の検討はさらに行わなければならないが、遂次検討を重ねていくことにする。

冒頭に述べた『一目玉鉾』と『東海道絵巻』との関連については街道沿いの分析の中で述べていくことにする。

(二) 街道に沿って

① 馬入川・平塚

馬入川手前には大山道が描かれ、参詣に向かうと思われる笠を被った二人の旅人。山の方からはやはり二人の旅人が下つて来る。川沿いには旅人相手の茶店。

この辺りの描き方、特に大山への道の情景は『一目玉鉾』をそのまま引き写したようにも見える。

馬入川右岸、江戸側には旅人が船に乗り込んでいるところが、対岸には岸を離れた渡船が描かれている。客は四人。画面上部に「大山不動」の建造物が描かれているが、この描き方の基になるのは『一目玉鉾』のようである。

馬入川を渡り八幡に入る。八幡は現在の平塚市の八幡である。『東海道絵巻』の画面上部に「ごんげん」とあるのが平塚八幡のようである。この辺りの描写も『一目玉鉾』と酷似している。

犬を連れた旅人が西に向かっている。振り返って犬を眺めている人物もいる。犬を連れているのは明らかに旅人である。近世の随筆などに犬の伊勢参宮の話があるが、旅人の連れている犬は伊勢参宮を暗示するものなのか。水口宿には首に風呂敷のようなものを巻き付けた犬が描かれている。



『東海道絵巻』 郵政博物館蔵 (山本 写)

大磯で多くの旅人が見物するのが、虎が石である。昔大磯の長者に子供ができないため、虎池弁天に祈願したところ夢に弁天が現れた。目が覚めると弁天がいた辺りに美しい石があり、これを仏間に安置したところ虎女が生まれたという。その他諸説あるが、絵巻にある虎の石は浜近く転がっている。万治年間の刊行と言われる『東海道名所記』には「よき男のあぐればあ

が、これは広重の「東海道五十三次続絵」の大磯宿の影響であろう。高麗山の下には駕籠とそれに付き従う一行。駕籠に乗っているのは武士階級の人物であろう。さらにその先には笠を被り、羽織を着た三人の旅人。三人の前に挟み箱を担ぎ、刀を一本差した二名がいるが、三人の旅人の従者であろうか。

花水川を渡って大磯宿に入る。花水橋は絵巻には長さ四三間とあるが、「東海道宿村大概帳」には二五間で高欄付とある。画面上部に高麗寺が描かれているが、山容や街道沿いの描写の基になったのは矢張り『一目玉鉾』である。

二 大磯

皆がこの犬を眺めているが飼い主はいないようである。これも犬の伊勢参宮代参だろう。犬の代参は江戸時代も後期のことかと思っていたが、『東海道絵巻』に描かれているのであれば一六〇〇年代後半にはこのような話があったわけである。

八幡の外れには京方面に向かう飛脚。随走者がいるが、交代要員であろうか。金雲で仕切られ平塚宿の中心部に入る。



一目玉鉾 (山本 写)
とらがいいし

名所や観光見物の対象の扱われ方を見る一つの参考になる。さらに虎石も当初のものではないかもしれない。

『東海道絵巻』に描かれた「虎が石」の状況は『一目玉鉾』から着想を得ているようである。『東海道絵巻』には鉢巻をし、刀を腰にした武士が石を睨み付けている。『一目玉鉾』には石の左右に刀を腰にした二名が石を睨み付けている。

やがて『東海道絵巻』は鳴立沢を渡る。このような絵巻を理解するには古典文学との関係を考えなければならぬ。それが、それについて若干述べておこう。

此駅に虎子石といふ石の有りと聞きて行きて見るに、四五尺ばかりにて、太刀の疵とて痕あり、こは延台寺といふ寺にあり、

さらに小笠原長保の『甲申旅日記』(帝国文庫二二 紀行文集 昭和五年 七八六頁)によれば、文政七年当時の虎の石の扱いについて次のように記している。

此所に曾我十郎が妾虎が旧跡ありとて、一の石を人々集まり見て、もたげ、転ばかしなどして、むかしより虎石と名づけ、今にあり、

り、あしき男のもつには、あがらずといふ、色ごのみの石なり」とあり、林道春の『丙辰紀行』(有朋堂文庫 日記紀行集 大正四年 一七五頁)によれば、彼が東海道を旅した元和四年当時の虎の石について次のように記している。

鳴立沢は言うまでもなく、西行法師が、

心なき 身にもあはれは しられけり しき立沢の秋の夕暮れ

と詠んだ所として知られる。尤も特定の場所を詠んだのではないといわれているが、いつしか大磯と結びつき名所となった。鳴立沢には近世前期に外郎家の隠居が小庵を結んだが荒廃。元禄八年（一六九五）大淀三千風により鳴立庵を再興。本絵巻が鳴立庵再興後に作成されたものであれば絵巻に描いた可能性が高い。

このほか東海道において歌を詠む名所について簡単に述べておこう。

東海道文化の原点は在原業平の『伊勢物語』『東下り』である。そこに取り上げられたのは「八つ橋」「宇津の山」「角田川の都鳥」そして『伊勢物語』に限ったことではないが、富士山である。その後鳴立沢のように様々な名所が作り上げられていく。

『東海道絵巻』ではこのような名所が大きく取り上げられて、然るべきではないかと思うのだがそうでもないようである。「宇津の山」では象徴となる蔦・楓が何処かに描かれているかと思ったが、描かれていないようである。それでも「八つ橋」は八つ橋と杜若が小さく描かれている。

『太平記』の巻二「俊基朝臣再び関東下向の事」は道行文の最高峰であり、東海道文化に大きな影響を与えていることを記しておく。

これまで『東海道絵巻』と『一目玉鉾』の関係について述べてきたが、筆者は今の時点では『東海道絵巻』は『一目玉鉾』を下敷きにして描いたことに間違いないと考えている。

但し全巻『一目玉鉾』を下敷きにしたかについては比較検討が必要である。一瞥しただけだが、京都周辺は『一目玉鉾』とは全く異なる描き方である。明らかに京都を熟知した絵師、即ち京都在住の絵師が描いたものといえる。

大磯宿以降『一目玉鉾』との比較検討を事細かにする必要はないと考えるが、箱根関所辺りまで部分的に比較しておこう。

③ 小田原宿

酒匂川を渡り小田原城下に入る。『東海道絵巻』には番所そして鍵型に曲がった街並みが描かれ、小田原城下に入る。これまで商家は何を商っているのか分からなかったが、ここでは「うひろう」（外郎）の文字が見える。小田原の外郎は夙に有名ではあったが、ここに「うひろう」と書いたのは、外郎家が中国から京都に渡り、後に小田原に移ったことによるものかもしれない。

これに対し『一目玉鉾』は酒匂川を渡れば直ぐに小田原城下。それも辛うじて小田原城が描かれているという状態である。何かあるのかとおもってしまふ。但し『東海道絵巻』の小田原城の描法は『一目玉鉾』を下敷きにしているようである。

④ 箱根路と箱根関所

『東海道絵巻』では小田原城下左は金雲で仕切られ箱根路が始まる。箱根路は絵巻の流れからでは、右から左へと進むと思うのだが左から右で、一見江戸に戻って行くように見える。『東海道絵巻』では箱根路の始まりは宗雲寺（早雲寺）になっている。早雲寺と次の場面は金雲で仕切られている。これも『一目玉鉾』を下敷きにしたためである。しかし『一目玉鉾』に記された地名は右から左で、右つまり江戸方面から湯本・畑・賽の河原と地名が書かれている。『東海道絵巻』の絵師が間違えてしまったのかもしれない。又は絵師が街道を左から始めて時計回りとは逆に街道が続いているように見せかけ、箱根路の山深さを表現しようとしたとも考えられる。

『東海道絵巻』は早雲寺で金雲により仕切りが設けられるが、その左側は畑の茶屋から箱根関所及び箱根権現へと続いている。それより坂道を下った所に蘆ノ湖を背にして関所が描かれている。これに対し『一目玉鉾』は坂の上に箱根関所が描かれている。関所の位地に関しては『東海道絵巻』の方が正しいようである。憶測であるが絵師が箱根関所を知っていたか、資料を持っていたためであろう。

箱根関所から三島宿まで『東海道絵巻』には山中の様子を詳細に描いて

いる。詳細というのは正確にということではないことを断っておく。一方『一目玉鉾』はこの間を少し描いているだけである。これについては憶測をせず指摘に留めておこう。

おわりに

これまで述べてきたように『東海道絵巻』の下敷きになった資料が『一目玉鉾』であることは間違いないと断定してよいだろう。但し全巻を通して下敷きとしたかどうかについて分析していく必要がある。

將軍休泊用御殿を全て描いているのか、さらに御殿を描いた資料についても探求すべきであるが、それは困難というより不可能かもしれない。『東海道絵巻』の分析によりそのヒントが出て来ることを願うばかりである。

四 絵巻の考察(その二)

はじめに

前回の概報においては『東海道絵巻』の下敷きとなる資料が『一目玉鉾』であることを証明してきた。しかし江戸については『一目玉鉾』だけで説明することは難しい。そこで今回は江戸を描くための資料について検討し、『一目玉鉾』との関連について述べていくことにする。

(一) 絵画資料分析にあたって

① 資料としての絵画

はじめに分析にあたっての前提について述べておきたい。絵画は鑑賞し楽しむものである。ところが多くの研究者は絵画を目にした途端に資料として見てしまう。先ずは無心に絵画を眺め楽しむことだろう。直ちに資料として見てしまったら絵画の表面だけしか分析できないであろう。

絵画を資料として見る時、筆者もそうであるが、直ちに年代を確定しようとする。時には確定することが研究目的のようになってしまう。確かに

年代確定は絵画を資料として分析する上では重要なことであるが、取り敢えず江戸時代も前期・中期・後期程度が分かればよいのではないだろうか。重要なことは絵画から何を読み取りたいのかである。

問題意識に沿って絵画を見ていけば自然に制作年代を絞り込んでいくことができるだろう。筆者が現段階で関心を抱いているのは、『東海道絵巻』の制作過程と描かれた人物像から旅の様相を具体的に浮かび上がらせることができるのではないかとということである。

② 『東海道絵巻』の特徴

江戸時代の東海道を描いた絵画は多数現存している。中でも広重の「東海道五十三次」の続絵が最もよく知られている。このように東海道を部分的に描いた絵画となると枚挙にいとまない程である。

部分的に東海道を描いた絵画に対し、東海道を連続して描いたものはかなり少なくなはなるが、それでもある程度現存している。これに対し東海道以外の街道を連続して描いたものは極めて少ない。それは需要と供給の関係からである。

東海道を連続して描いた絵画は卷子仕立或は折本仕立である。東海道を連続して描いた絵画(ここでは以下東海道連続絵画とする)は全てがといってよいほど地図としての機能を持ったものである。絵地図といってしまうてもよいほどである。特に出版された東海道連続絵画は地図の機能が大きい。次にその代表なものを列挙しておこう。

『東海道分間絵図』	元禄三年	遠近道印	菱川師宣
『新板東海道分間絵図』	宝暦二年		
『江戸道中勝景記』	宝暦九年		
『東海道五十三次勝景』	万延元年	五雲亭貞秀	

一方写本の東海道連続絵画は優劣が甚だしい。さらに東海道だけではなく、山陽道から九州方面まで描いたものもある。

東海道連続絵画としてここでは卷子本・折本を取り上げたが東海道図屏風もある。どの程度現存しているのか定かではないし、簡単に見ることができないので除外した。

それでは『東海道絵巻』はどのようなものかということであるが、『東海道絵巻』は絵に重点を置いたものである。絵に重点を置いたものに、国立歴史民俗博物館所蔵の『東海道五十三駅画巻』があるが、東海道の道筋は『東海道絵巻』よりは描かれているものの、絵画として見た場合『東海道絵巻』にはとても及ばない。

それでは『東海道絵巻』は全巻道筋を無視して「絵」に重点を置いたかというところからか地図の要素も強くなってくるのであるが、それは『東海道絵巻』制作の経緯とも関わることなので、次の項で述べることにする。

③ 『東海道絵巻』制作について

最初に『東海道絵巻』の制作については推測の域を出ないことを断っておく。

『東海道絵巻』が元禄頃に作成されたものであれば、作者は京都の絵師ではないかと考えられる。『東海道絵巻』を幕府の御用絵師が描いたとは考えられない。当時の江戸にも民間の絵師はいたであろうが、京都絵師が制作したと考えた方が自然であろう。絵師と言っても一人の絵師が描いたのではなく、工房において何人かの絵師によって制作されたものであろう。これだけ大部な絵巻を一人の絵師が描いたのでは相当の期間が必要になってしまう。

絵師・工房が江戸であつたら江戸城内は不可能だろうが、江戸城周辺及び江戸市中を正確に描いている筈である。それは東海道の描写についても同様である。そこで絵師は『一目玉鉾』を『東海道絵巻』制作のための基本的な資料としたのである。

しかし京都については当然『一目玉鉾』に頼る必要などないわけである。そこで京都市中の部分だけを眺めて見たが明らかに京都在住者が描いたものようである。詳しくはこれから検討分析をしなければならぬ。

一瞥したのは京都市中だけであるが、東海道のどの辺りから絵師が街道

を知って描いたのかを突き止めなければならない。要するに江戸から京都まで『一目玉鉾』を基本資料として下敷きにしたのではないということである。

以上のようなことから、『東海道絵巻』は京都の絵師・工房で制作されたと断定してもよいだろう。

余談になるが、工房で制作ということは例えば江戸から品川までは甲の絵師その次の神奈川までは乙の絵師と区間分担をしたのだろうか。両者が同じように描いたとしても違いが出るだろう。それとも甲は建造物、乙は人物と手分けしたのだろうか。そうなると画面に人物を先に描くのか、建物を先に描くのか、どちらを先に描くにしてもそれでは上手くいかないだろう。

これに関しては全く無知なので、工房で制作する時の手順について知りたいものである。

④ 江戸城と江戸市中について

ア 『一目玉鉾』と江戸城と江戸市中の描写について

『東海道絵巻』の冒頭は江戸城と城内で、画面の下には市街地は描かれていない。それより少し右に京方面に向かった辺りに町家が描かれ日本橋へと続き街道は市街地を行くことになる。

『一目玉鉾』は一丁目の表に江戸城・城内を画面上部に描き、下部には町家を描き四角囲いの中に「江戸の町屋」と書かれている。一丁目の裏は上部に霞が関・山王・愛宕山・三田八幡を描いている。下部には日本橋、橋を渡った所に高札場が描かれ町家の屋根が続く。中段には雲が描かれその中に常盤橋・桜田・雑司ヶ谷そして神明の宮が描かれ、中段に描かれた町家の屋根には櫓がある。

断っておくが『一目玉鉾』は小さなスペースに描きこんでいるので、町家が続くといっても屋根や家屋が少し描かれているだけである。

江戸城に戻ろう。一見するとこの場面は『東海道絵巻』と『一目玉鉾』の描写は全く異なるように見えるが、構図は『一目玉鉾』を下敷きにして

いるようである。構図は『一目玉鉾』を下敷きにしても、実際に『東海道絵巻』に描かれた江戸城やその周辺は全く異なっている。何らかの資料を参考にしなければならない。現在のところ参考にした資料は以下に掲げたものと考えている。

○『江戸名所記』

寛文二年

浅井了意

○『東海道名所記』

寛文前後

浅井了意

○『古郷帰江戸咄』

貞享四年

著者不詳

『江戸名所記』・『東海道名所記』の著者浅井了意はウイキペディアによれば摂州三嶋江（高槻市）に生まれ壮年期は大坂に住み、寛永末年京都に移住し、元禄四年に没したという。前半生は不明だが江戸にも一時期来たか、一時期居住していたと考えられていることである。

『古郷帰江戸咄』の著者は不詳なので、著者が江戸在住者なのか京・大坂方面なのかも定かではない。本書が収録されている『古板地誌叢書』11（昭和46 藝林社）の解題が難解で理解し難いが、出版及び著者は関西らしい。

このほか参考にしたであろう資料として『東海道分間絵図』を挙げておく。

イ『東海道絵巻』における江戸城の描写

『東海道絵巻』の構図は『一目玉鉾』を下敷きに行っていることは明らかにあるが、江戸を描く参考資料とした『江戸名所記』・『東海道名所記』・『古郷帰江戸咄』と『東海道絵巻』に描かれた情景を比較して見よう。

『東海道絵巻』の冒頭は江戸城内へ入る場面である。左手から堀に架かる橋を渡って門を潜る。堀には鳥が数羽浮かんでいる。潜る門は大手門であろうか。門を潜り左に曲がると、江戸城内中心部に入る門を潜る。江戸城の構造についてはほとんど知らない。門の名称は分からないが、この門を潜ると江戸城中心への入口のようである。中心部への入口なので当然のことながら豪壮な構えである。ここに大きな武士が背を向け城内へ入ろうとしている。

この辺りは石垣に囲まれ、城内左に五層の天守閣が聳えている。天守閣は白壁で、左側から描いている。

冒頭の画面を先ず『江戸名所記』と比べて見ると、江戸城天守閣は『江戸名所記』と酷似している。異なるのは『江戸名所記』の天守閣は右側から見て描いたものである。但し江戸城天守閣は明暦三年（1657）の明暦の大火により焼失しその後は再建されていない。

浅井了意はことによると明暦の大火以前に江戸におり江戸城天守閣を遠巻きに眺めていたのかも知れない。そうであれば天守閣を想像で描いたのでもなければ、資料によつて描いたものではないということになる。このような視点から『江戸名所記』や『古郷帰江戸咄』などの図版を分析した研究があるのか分からないが、江戸時代前期の江戸城や江戸市街の復元にとって重要な作業になると思う。

先程とは逆に江戸城中心部から城外へ出て見よう。『東海道絵巻』は大手門（？）を潜り鳥が浮かぶ堀を渡る。橋を渡ったところは堀に囲まれた広場で、城に向かう行列、江戸城警護と思われる武士が並び出入口の門の辺りには馬が一頭。

この辺りは『古郷帰江戸咄』・『江戸名所記』・『東海道名所記』に描かれているが、先ず『古郷帰江戸咄』から見よう。大手門（？）の堀には鳥が浮かんでいる。大手門脇には櫓が描かれているが、『東海道絵巻』はこの図をそのまま下図として利用していると断定出来る。『東海道絵巻』には描かれていないが大手門を出た左側に「下馬」の札が建っている。

『江戸名所記』・『東海道名所記』にも大手門周辺が描かれている。

指摘するのを忘れていたが、『東海道絵巻』は全巻街道左側上空から眺めたように描いている。これに對しここで参考資料として取り上げる三点の資料はやや上から描いていることを断つておく。

さて『江戸名所記』には広場の左側から見た大手門が描かれており、門には鯢が乗っているが、『古郷帰江戸咄』には鯢は乗っていない。

『東海道名所記』は大手門や右側から描いており、矢張り屋根には鯢が乗っている。本書と『江戸名所記』の著者は浅井了意なので当然のことである。『東海道絵巻』には鯢が描かれているので、『江戸名所記』と『東海道名所記』を参考にしたのだろうか。『古郷帰江戸咄』に鯢がないのは描き忘れたのだろうか。大手門に鯢が無いとは思えないからである。なお『東

海道名所記』には大手門の近くで天守閣を眺める本書の主人公と見られる楽阿弥らしき人物が描かれている。

以上のことから『東海道絵巻』の絵師は当時入手が容易であった三点の資料を基に江戸城とその周辺を描がいたのである。

ウ 江戸市街の描写

『一目玉鉾』に描かれた江戸市街については先に述べたが、もう一度画面を見てみることにする。『一目玉鉾』二巻の一丁目表は上部に江戸城、そして雲で仕切られ下部に江戸市街が描かれ、一丁目裏の日本橋へと続いている。

二丁目裏は雲により三段に区切られているが、各段が道筋通りに描かれているわけではなく、混乱しているような感もあるあるが、各段を繋ぎ合わせれば何とか日本橋から増上寺方面まで繋がる。ここに記されている地名等は下段が常盤橋・日本橋・神明の宮、中段は桜田・増上寺、上段は霞が関・山王・愛宕山・三田八幡である。

『一目玉鉾』を基に『東海道絵巻』を見てみよう。日本橋を渡る手前の構図は『一目玉鉾』の江戸城下段に描かれた江戸の町屋を参考にしているようである。屋根上の櫓と思われるものが二つ見える。そして日本橋へと続くが、この間の家並みを『一目玉鉾』を参考にしたとしても、具体的に描くときどのような資料を利用したのかが追求できない。筆者の知らない出版物があるのかもしれない。

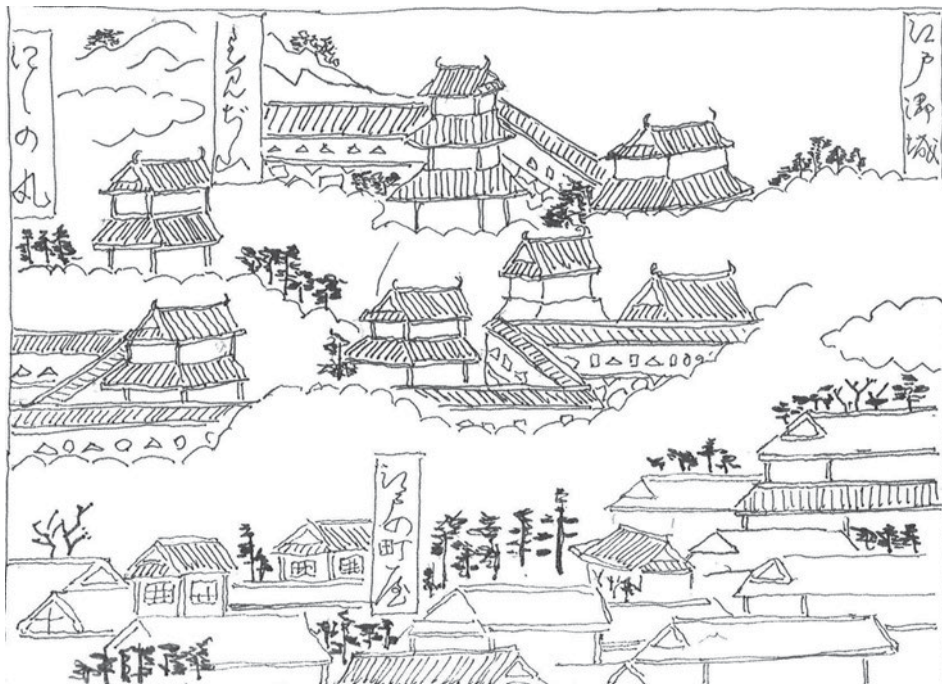
ほかに推測できるのは東海道図屏風である。屏風に依っては江戸の町屋を描いているものもあるので、当時の京都であれば所蔵している家もあり、見ることも出来たのではないだろうか。

おわりに

「おわりに」といっても毎回結論が出るわけではない。分析すること新しいことが分かり、場合によっては前回の発表を覆すことになってしまう。尤も筆者にとってはそれが楽しみでもある。

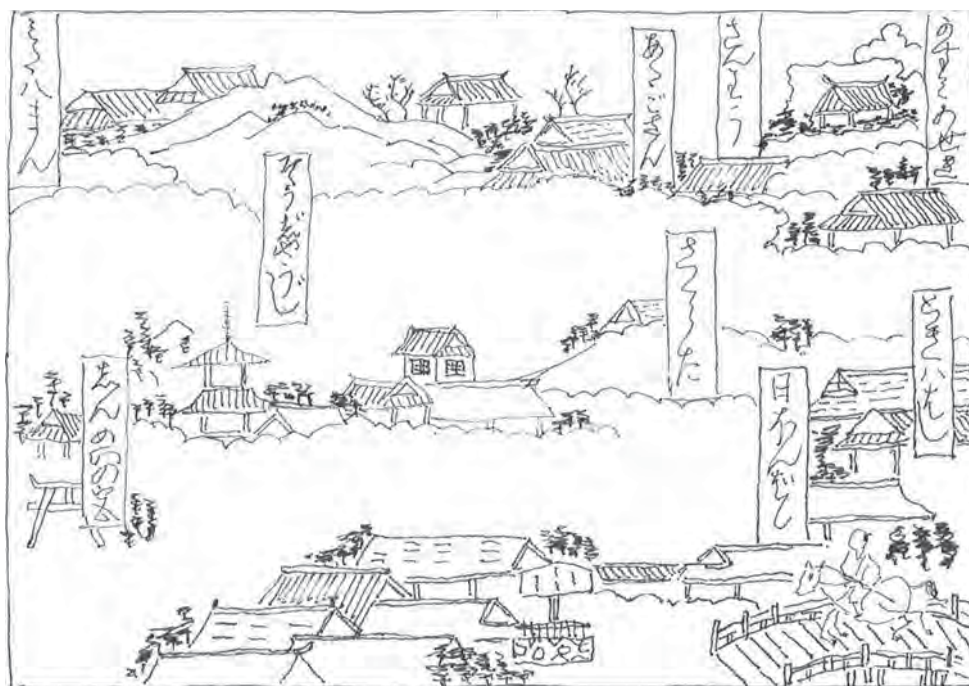
取り敢えず気にかかることは日本橋から品川辺りまでを具体的に絵にす

る時に何を参考にしたかということである。



一目玉鉾 二

(山本 写)



一目玉鉾 二

(山本 写)



江戸名所記 一
江戸御城

(山本 写)



『東海道絵巻』 郵政博物館蔵

五 江戸町家に設置された櫓の検討

(一) はじめに

前報「秋元子爵家旧蔵『東海道絵巻』(一)」は、杉山正司、山本光正、波多野純の分担執筆である。このうち、波多野「六 絵巻に描かれた江戸の町家」では、日本橋北詰から、京橋、品川宿を経て六郷橋に至る、東海道沿いの江戸の町家を建築史の視点で分析し、一部厨子二階がみられるものの大半が平屋である、土蔵以外に瓦葺きがない、卯建^{うけ}がわずかであるなどから、江戸時代初頭の町並みを示していると考えた。さらに、町家の屋根上に設置された五棟の櫓に着目し、三階櫓の前段階、時打ち櫓、火の見櫓の可能性を検討した。

いっぽう、杉山「四 制作年代の推定」は、貼紙などから描かれた事物

(以上、山本)

を詳細に検討し、貞享二年(一六八五)開創の芝間魔堂が描かれていることから、秋元子爵家旧蔵『東海道絵巻』(以下、本絵巻)はこれ以降に制作されたとした。さらに、発注者とされる秋元喬知の履歴から、宝永六年(一七〇九)以降十八世紀初めの制作と考えたい、としている。

本稿では、この杉山の指摘に導かれ、江戸の町並みを見直す。江戸の町並みは、出光本『江戸名所図屏風』(出光美術館蔵、以下、出光本)および歴博本『江戸図屏風』(国立歴史民俗博物館蔵、以下、歴博本)により、十七世紀前半の町並みイメージが共有されている。しかし、明暦三年(一六五七)の大火後、十七世紀後半から十八世紀初めの町並みをイメージする絵画史料は、ほとんど知られていない。本絵巻が、それを解き明かす史料となればと期待している。もちろん、江戸時代初頭の町並みを描いたとする当初の考えとの齟齬^{そご}についても、その要因を検討する。その第一歩として、町家の屋根上の櫓について再検討する。

(二) 秋元家旧蔵「東海道絵巻」に描かれた櫓の詳細

前稿でも指摘したように、本絵巻の江戸では街道沿いの町家の屋根上に櫓が描かれており、その数は五棟に及ぶ。このような屋根上の櫓は、江戸時代後期の武家地には多数の類例があるが、町人地では管見の限り絵画史料に登場した例はなく、新たな建築類型である。

五棟の櫓の分布状況を、表1に示す。特定の地域に集中する傾向はなく、広く分布している。日本橋北詰東角⑦、日本橋南詰西角④、京橋北詰東側⑨はいずれも橋詰の角に近い。芝神明交差点東角⑤は交差点に面しているが、橋詰ではない。品川宿西側⑧は街道の途中であるが、交差点に面するか否かは雲により不明である。いずれの櫓も町家の屋根より突出して高く、周囲を見渡す、あるいは周囲から見られるのにふさわしい、ランドマークとなっている。

つぎに、五棟の櫓の建築上の様相を、屋根形式および屋根葺材、開口部、腰壁、床の仕上げと位置、装備について分析したものを、併せて表1に示す。

五棟の櫓は、人が乗る床部分の平面が一間角前後、高さが町家の棟から

表1 五棟の櫓の分布と様相

						
㊤	㊥	㊦	㊧	㊨	位置	
品川宿西側	芝神明交差 点東角	京橋北詰 東側	日本橋南詰 西角	日本橋北詰 東角		
					画像	
入母屋	入母屋	入母屋	切妻	切妻	形状	屋根
檜皮	檜皮	檜皮	檜皮	檜皮	材料	
竹	瓦・鬼	瓦・鬼	竹	竹	棟	
開放戸	開放戸	開放	開放板壁	開放	開口部	
土塗	土塗	横板	土塗	簀子下見板	腰壁	
?	葦	葦	板	板	材料	床
下る	平ら	少し下る	平ら	平ら	床高	
太鼓・鉦	太鼓	太鼓	?	太鼓	装備	
一人	一人	一人	二人	二人	人物	

櫓の棟まで八尺から十尺程度と共通し、規格化された規模である。建築としての仕様も一応統一されているが、細部には幅がある。

まず五棟とも、町家の屋根棟を跨いで建ち、柱は袴腰状に下部が開いている。屋根葺材は、いずれも当該町家の屋根と同じ檜皮である。²⁾ 屋根形状は、㊦・㊧が切妻、㊥・㊦・㊧が入母屋である。さらに、棟部分を見ると、㊦・㊧・㊨では割竹を伏せるなど簡単な仕様であるのに対して、㊥・㊦・㊨では瓦を積み、端部には鬼瓦を置く。屋根仕様でみる限り、㊥・㊦は上等である。架構は袴腰の四本柱を基本とするが、㊧・㊦では妻面にさらに柱が一本（対応する反対の妻面にもあれば二本）追加されている。さらに、㊧では一部に板壁が付く。この板壁が何を意味するかは不明であるが、監視が全周ではなく方向性があるとすれば、山本の指摘する「橋を見張る」可能性がある。³⁾ 開口部は開放されているが、㊥・㊦では、戸締りと日除け、雨除けになる揚げ戸が付く。開口部下の腰壁は、㊦は簀子下見板張り、㊥は横板張り、㊧・㊦・㊨は土壁である。内部の床は、塗色の濃淡から判断すると、㊦・㊧は板敷き、㊥・㊦は莫座あるいは薄縁敷きで、開口部の敷居とはほぼ同じ高さに床が設けられ、人物が座っている。いっぽう、㊦では床が下り立位の人物が窓台（開口部の敷居）に肘をついて外を見ている。装備をみると、㊦・㊥・㊦・㊦には太鼓が吊られ、さらに㊦には鉦が吊られている。㊧はよく分からない。

以上みてきたように、五棟の櫓は規模・仕様・装備がほぼ共通することから、幕府の規定に基づいて建設されたものであり、共通の役割を持つと考えられる。いっぽう、後に検討する仮設あるいは移動可能性を建築仕様からみると、腰壁が板張りの㊦・㊥であれば一度解体して別の場所で再建することは容易であるが、土塗りの㊧・㊦・㊦では、かなり困難である。⁴⁾

(三) 町触からみる櫓建築とその機能

繰り返しになるが、前報では五棟の櫓について、三階櫓の前段階、時打ち櫓、火の見櫓の可能性を検討した。三階櫓の前段階と時打ち櫓は、江戸時代初頭であれば可能性があるが、十七世紀後半から十八世紀初めに存在

する可能性はない。

三階櫓は、出光本・歴博本に描かれており、十七世紀前半の町並みの特徴のひとつである。瓦葺きに白漆喰塗りの外壁をもつ城櫓風の建築であり、簡便な仕様の本櫓との連続性はない。また、慶安二年（一六四九）二月十五日の町触に「三階仕間敷事」とあり、三階櫓は明暦大火で焼失した後には存在しなかった。⁶⁾

時打ち櫓については、寛永三年（一六二六）、鐘撞役人辻源七に本石町三丁目の土地が与えられ、鐘樓を建て、鐘により時刻を報せる業務を開始しており、⁷⁾それ以降であれば、太鼓を備えた櫓で時刻を報せた可能性は低い。

そこで火の見櫓に絞り、屋根上に設置された建築について検討する。まず、天和三年（一六八三）正月の町触に、

風烈時分ハ、壺町之内壺式ヶ所宛、昼夜屋根人^江を上ヶ置、火之用心可致者也 正月十二日 町年寄三人 右は家根番之初り⁸⁾

『江戸町触集成』二〇四四とあり、風が強い日には従来の自身番・中番に加えて、「家根番之初り」とあるように、この時から屋根の上へ番人を上げる火災監視対策が強化された。

さらに、貞享三年（一六八六）二月二九日の町触に、

一町中番明朔日より御赦免被成候間、無用ニ可仕候、やねノ上人を上ヶ置候儀ハ、来月中差上ヶ可申候、尤町中火之用心之儀かたく相守可申候、町中不殘可被相触候、 町年寄三人

『江戸町触集成』二四二三とあり、冬期間には、中番と同様に屋根上の番人も常置で、屋根上の番人だけさらに期間が延長された。しかし、そのための施設があったか否かは明かでない。

さらに、同年五月十九日の町触に、
火見矢倉之儀、喜多村殿^江名主衆御呼付候、御赦免被成候由被仰付候、併風吹候は上ヶ置可申旨被仰付候 『江戸町触集成』二四六〇とあり、「火見矢倉」を設置し番人がおかれた。さらに、同年九月二八日

の町触に、中番を十月朔日から夜間おくとともに、十一月朔日から翌年二月晦日まで昼夜おくことが例年のように指示されるところに、

火之（見）屋くらニ番置候儀、来月中ハ風吹候日斗差置可申候、十一月より昼夜差置可申候 町年寄三人 『江戸町触集成』二四九三とあり、「火之見屋くら」つまり櫓形式の施設があり番人を置いていたことが再確認されている。さらに十一月二六日の町触に、

風つよく吹候間（中略）辻番中番火之見番之者共、火之用心切々相触可申旨、町中不殘可被相触候、以上 町年寄三人

とあり、辻番・中番と「火之見番」が役務を示す職名として併記されており、「屋根番」の経費が計上されている。⁹⁾

以上のように、「火見番」¹⁰⁾・「屋根之上番人」¹¹⁾・「火之見やくら番人」¹²⁾・「屋根番」¹³⁾など職名はさまざまであるが、屋根の上に番人を置くことが冬期およびその他の季節の風の強い日に定着するとともに、屋根上に火の見櫓が建設された。

また、翌四年十一月十八日の町触に、

屋根番 弥昼夜共ニ無油断差置、少煙立候とも早速知せ可申候、見そこない候分ハ不苦候、少之儀ニ^而も町中^江為知候様、番人堅可申付候

とある。屋根番の役割は、火災の早期発見と通報である。「見そこない候分ハ不苦候」とは、煮炊きの煙などとの誤認を許容するので早期発見に努めよ、との意味である。

その後、享保改革の一環として町方の消防制度が整備された。享保四年（一七一九）八月には、

去戌十月より町火消、壺町ニ付三拾人宛被為仰付候ニ付（中略）当御地町並所々二場所見合借宅仕、都合五拾五ヶ所会所相建、右借宅之屋根^江火之見を上ヶ

とあるように、火の見櫓の設置は各町の町会所の屋根上と定められた。火の見櫓の規模は、享保八年八月の町触に、

町々火の見之高サ、町家屋根棟より火の見棟迄九尺二定、式町程見通候積り町々申合、絵図之通、喰違二火の見上可申候、

『江戸町触集成』五八八九

とある。「火の見棟」とあることから、梯子状の杵火の見ではなく、屋根のある火の見櫓である。「町家屋根棟より火の見棟迄九尺」とする高さ規定は、前に述べた本絵巻の櫓の規模とよく一致する。また、内容としては溯る記録であるが、

元禄一三辰年之頃迄は、家主居宅の屋根に取置に拵置、四月より四月迄年番にて、家主六人の者の方へ、右櫓持はこび候処、享保年中に塗屋作り被為仰付候故、其上火事場人足欠付組合被為仰付候故、八丁堀、茅場町、坂本町百組と相極、火消相勤候、依之、火見櫓、茅場町鎧の渡揚場に角相建申候

『坂本町旧記』享保十一年条(『新修日本橋区史』所収)

とあり、櫓は家主居宅上に設置され、四月を境に一年ごとに移動したとされる。本絵巻に描かれた五棟の櫓の移動可能性についてはすでに検討したが、仕様によっては可能である。また、町家の不燃化、町火消の組織化が進んだため、火の見櫓も数町がまとまって一ヶ所に建設するようになった。時間軸は前後するが、享保五年(一七二〇)八月の町触にも、

其町々壱町ニ壱ヶ所宛、火の見櫓差置候様ニ古来被仰付候ニ付、今以壱町ニ壱ヶ所ツ、有之候、(中略)左右式町宛四町四方之中ニ、私共入用を以櫓壱ヶ所、只今迄有来り候より少シ高く建置、壱ヶ所ニ番人三人宛差置(中略)町々八町四方ニ火の見を壱ヶ所宛相建

『江戸町触集成』五六六九

とあり、町方の負担軽減のため、火の見櫓は八町に一ヶ所に減らされた。さらに火事の発見は広小路などに独立して建つ大規模な火の見櫓、近火の周知は自身番屋の屋根上に設置された杵火の見と役割が整理された。この経過のなかで、町家の屋根上に建つ火の見櫓は順次消えていった。

つまり、本絵巻に描かれた町家上の櫓は、十七世紀後期から十八世紀前期にのみ存在した町方の火の見櫓である。

(四) 伝達機能の検討

本絵巻に描かれた五棟の櫓のうち四棟には太鼓が吊られている。また、一棟には太鼓に加えて鉦が吊られている。五棟の櫓が、出火を見張り通報する火の見櫓であるとする、どのような手段で通報したかが問題になる。宝永五年(一七〇八)九月九日の町触に、

祭礼其外之儀を町中^江告知候ニ付、太鼓を打廻り候儀、火事太鼓と紛敷

『江戸町触集成』四一七六

「火事太鼓」とあり、火事の周知に太鼓が用いられたことが確認できるが、定火消など武家方のものか町方の火の見櫓のものは、分らない。

火事発見から通報までの段取りを、享保八年(一七二三)八月の町触をもとに整理すると、

火の見近所ニ風見喚鐘釣置、火の見番人兩人定置、風有之喚鐘鳴候ハ、壱人之番人は火の見^江上り可罷有候、残ル壱人ハ火の見番上候

段、町中^江為相知可申候

『江戸町触集成』五八八九

とあり、風の強さを測る風鈴(風見喚鐘)が鳴る風の強い日には、番人の一人が火の見櫓へ上がつて監視し、もう一人が火の用心を町内に触れ歩いた。さらに、出火を発見した際には、

出火有之は、板木ニ^而為知可申候

『江戸町触集成』五八八九

とあり、板木を叩いて知らせていた。しかし、同十七年十一月八日の町触には、

町中火の見櫓之半(喚)鐘相止、板木ニ可仕候

『江戸町触集成』六二五五

とあり、伝達手段は板木ではなく喚鐘であり、それが板木に変わったとある。さらに、同十九年二月十六日には、町方から以下のように願ひ出ている。

火の見櫓為知之儀、先年より喚鐘ニ^而有之候所、去ル子十一月より盤木ニ被仰付、相聞不申候ニ付、其後御願申上候得ハ、鉦ニ被仰付候、然共聞え兼候故、出火之節、人足等不揃ニ付町々迷惑仕候、尤夜更之節為知聞え兼、人足不揃ニ^而ハ及大火ニ可申と奉存候間、先年之通、

喚鐘懸ヶ置、為知為打申度、町々一同二奉願候

『江戸町触集成』六三一二

これからも分かるように、火の見櫓から町火消しの人足へ火災を周知する手段は、喚鐘、盤木（板木）、鉦と揺れながら最終的に喚鐘に戻っており、安定せず多様であった。このような状況は武家方も同じで、嘉永七年（一八五四）正月の町触に、

当分之内出火之節武家方二^而盤木は不相用、太鼓又は半鐘相用候間、是迄とは事替り候迎、於市中騒立候儀決^而致間敷候

『江戸町触集成』一五五三〇

とあり、板木を太鼓や半鐘に変えている。

本絵巻に描かれた五棟の町家屋根上の火の見櫓では、そのうち四棟に太鼓が吊られている。太鼓が大名火消しや定火消の火の見櫓に用いられたことはよく知られているが、町方でも太鼓が用いられた時期があったとすれば、新たな発見である。

(五) おわりに

以上のように、本絵巻に描かれた五棟の櫓は、出火を発見し周知するために屋根番が詰める火の見櫓である。屋根番は天和三年（一六八三）にはじめて町方の職務として設置され、屋根番が勤務する町家屋根上の火の見櫓は、貞享三年（一六八六）にその設置が確認される。火の見櫓には、「町家屋根棟より火の見棟迄九尺」と規模規定があり、仕様もほぼ統一されていた。その後、享保改革期における町火消しなどの整備過程で火の見櫓も整理統合され、町家屋根上の火の見櫓は姿を消した。つまり、本絵巻に描かれた火の見櫓は、十七世紀後期から十八世紀前期のきわめて限られた時期にのみ存在した建築形態である。

このように描かれた櫓建築が、十七世紀後期から十八世紀前期に限られた建築形態であるとすれば、町並みもまた同時期である可能性が高い。では、なぜ前報において江戸時代初頭の可能性を指摘したのであろうか。江戸の都市景観を描く絵画史料としては、景観年代が十七世紀前半と考えられる出光本と歴博本が知られている。いっぽう、十九世紀前半の都市景観

を描いた絵画史料としては、『江戸一目図屏風』（津山郷土博物館蔵）、

『歴代照覧』（ベルリン東洋美術館蔵）、『江戸名所図会』など豊富である。

また、関東近郊に視野を広げれば、店蔵など江戸風の建物も残っている。

ところが、この間の十七世紀後期から十八世紀の江戸の都市景観を描く絵画史料は少ない。¹⁴その空白期間を、町並みは連続性をもつとの認識で埋めてきたのではなからうか。¹⁵歴博本に描かれた町並みが整理統合され十九世紀の町並みが形成されたと考えてきたが、一度見直す必要がありそうである。歴博本に描かれた三階櫓、瓦葺きの普及、本二階屋などの特質を、江戸の独自性の萌芽として捉えてきた。しかし、江戸の優位性を強調するために、日本橋周辺の先進的な町並みを、江戸全体に敷衍して描いたのではなからうか。

それが明暦大火で失われた時、復興された町並みは、歴博本に描かれた大火前と同質のものであったのだろうか。前述のように三階櫓は再建されなかった、倉庫以外の瓦葺きは禁止された、¹⁶などから考えると、復興された町並みは、大火前とは断絶したおとなしいものであったか、あるいはそのおとなしい町並みこそが大火前と連続性をもつか、本絵巻を起点に再検討する必要がある。その後、八代將軍吉宗の享保改革期の瓦葺きの奨励・強制など防災都市政策により、十九世紀以降の町並みの基礎が作られたと考える方が、納得が行く。

- 1) 金行信輔『写真のなかの江戸』（ユウブックス、二〇一八）など幕末の写真には、大名屋敷屋根上の火の見櫓が多数紹介されている。
- 2) 似た屋根葺材に、柿^けや長板がある。描法から、細かい横線で濃色のものを檜皮、粗い縦横の線で薄色のものを柿や長板と判断した。
- 3) 前報、山本「五 絵巻の考察」では「日本橋手前、街道左側の家の屋根上に櫓が描かれている。京橋手前も同様である。これは橋を見張るためなのだろうか」としている。
- 4) 「上州高崎城主松平右京亮殿表広間火の見櫓図」（都立中央図書館蔵、波多野純『城郭侍屋敷古図集成 江戸城Ⅱ（侍屋敷）』至文堂、一九九六に図版掲載）は、大名屋敷の屋根上に設けられた火の見櫓の立・断面図で、部材を枠で止

めるなど解体・組立が容易な構造となっている。

5) 江戸橋広小路の床見世百七軒は、將軍御成の際などは撤去する仮設建築であったが、享保五年(一七二〇)には、そのうち五二軒に塗屋作りが許可された。

このような事例からも、仮設建築の常設化が進行したと思われる。波多野純「江戸橋広小路の変遷と復原」国立歴史民俗博物館研究報告 第十四集、一九八七近世史料研究会編『江戸町触集成』塙書房、通し番号二五

6) 浦井祥子『江戸の時刻と時の鐘』岩田書院、二〇〇二

「石は家根番之初り」の部分は、『撰要永久録』による追記である。

7) 貞享三年十一月廿八日『江戸町触集成』二五二三

8) 貞享四年正月二日『江戸町触集成』二五三三

9) 貞享四年二月廿九日『江戸町触集成』二五五四

10) 貞享四年九月廿八日『江戸町触集成』二六一三

11) 貞享四年十一月十八日『江戸町触集成』二六三〇

12) 浦辺家本『江戸図屏風』浦辺繁治氏蔵、渡部家本『江戸図屏風』(諏訪春雄・

13) 内藤昌『江戸図屏風』毎日新聞社、一九七二

14) 平屋から二階屋へ、板葺きから瓦葺きへなどを発展・整備過程と捉える近代

15) 的発想を再検討する必要がある。

16) 瓦屋の事、国持大名といふともとくるべからず、但倉廩はくるしからずと令

せらる 『嚴有院殿御実記』明暦三年(一六五七)二月晦日条

(以上、波多野)

(すぎやま まさし 埼玉県立文書館元館長、

やまもと みつまさ 交通史学会元会長、

はたの じゅん 日本工業大学名誉教授)

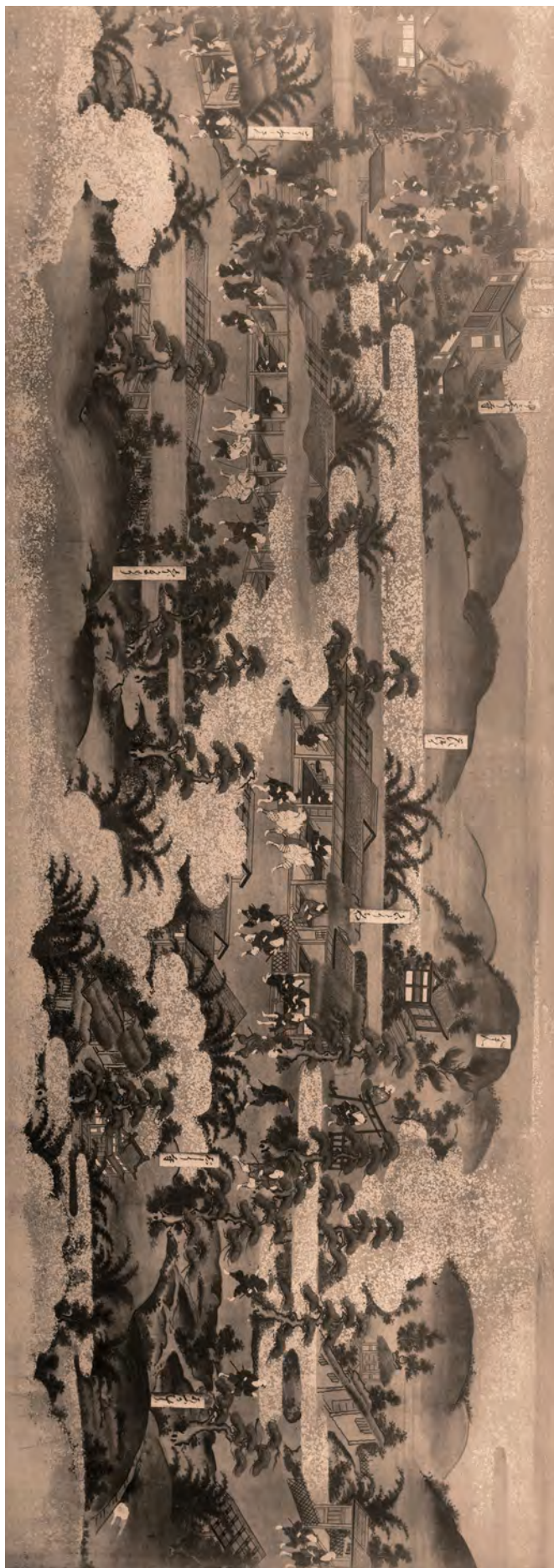
「東海道絵巻」(第8紙～第20紙)



第8紙 神奈川宿



第9紙 新町 (保土ヶ谷宿)



第10紙 戸塚宿



第1紙 藤沢宿



第12紙 平塚宿・大磯宿



第13紙 鳴立沢・相模国府



第14紙 酒匂川



第15紙 小田原宿



第16紙 箱根関所



第17紙 三島宿



第18紙 三島大社・黄瀬川



第19紙 沼津宿・原宿



第20紙 吉原宿・富士山

※各紙名称は画中の主要箇所を便宜上つけたもので正式なものではない。

研究ノート

近世の知から近代へ その二 ―博覧強記ということ―

山本光正

近代の知

はじめに

近世から近代へ。政権に関わる以外の人々は自らの意思とは関係無く、新たな時代に送り込まれた。そこにはこれまでとは異なる様々な世界が展開した。「知の世界」もまた同様であった。

これまでほんの少しだけ垣間見ることができた「西洋の知」が眼前に広がったのである。

「西洋の知」と言っても、高度な学究的な知から大衆の好奇心を満たす知、物知りになるための知である。ここで主に取り上げるのは後者である。

西洋文明・文化への憧れ、コンプレックスは今に至るまで続いていると言つてよいが、明治も中期頃から政府は表面的には西洋に追いついたと国民に思い込ませるようになっていた。ここでは飽くことのない日本人の知的欲求、知りたいという欲求等が基盤となった明治以降の日本の歩みを垣間見ることにしよう。

一 江戸から明治へ

(一) 幕末維新时期

徳川幕府が崩壊し天皇制国家が成立した。一般的な歴史区分で言うなら近世から近代へ移行したわけである。近代という用語は近代的・先進的・時代の先端という意味もあるので、ここでは明治時代と表記することもあ

るので断つておく。
幕末から明治政府樹立までの幕末維新时期は激動の時代として小説・映画・ドラマ等々に取り上げられている。いかにも時代の転換期という派手な作品を作りあげる。そのため多くの人々は幕末維新时期を疾風怒濤の時代と思ってしまう。

疾風怒濤の中にあつたのは政権の側にあるもの達であつた。勿論戊辰戦争に巻き込まれたり、その余波を被った人々もいたが、多くの人々にとつては埒外の出来事であつた。

筆者が学生時代であつた頃は学生運動、大学紛争の全盛期であつた。安保闘争において一九六〇年に樺美智子が死亡している。筆者は「ノンポリ」であつたが、駿河台をはじめ、都内の各所に展開するデモや学生運動を見ていると、何だかよく分からないがこれまでとは違う世の中が出現するのかもしれないと思つた。

大学院に進み地方へ古文書の調査に行くようになると、地元の人々と話

をするようになった。彼らも安保闘争や学生運動の状況をテレビの映像を通して十分承知しているが、敢えて言うなら淡々と受け止めているようであった。「青二才」とは異なり冷静であった。こうした人々を納得させない限り新たな世界を作り上げることはできない。

しかし往々にしてこうした人々を無視して次の時代が作り上げられる。坂本龍馬が「新しい時代がくる」というようなことを言ったところで当時それを理解するものはごく一部の人々であっただろう。

大衆を無視した場合大衆は面従腹背。忍耐強く過ぎ去るのを待つ。但しこれは単一民族の日本だから言えることかもしれない。このように記すと当然日本は単一民族ではないという反論がある。確かにその通りだが、世界的にみれば微々たるものである。

疾風怒濤の中にいたのは政権の側であるが、大衆が明治という時代をどのように受け入れていったのかをみてみよう。

(二) 幕末維新时期と国民

① 明治政府の政策と日々の生活

明治政府は国家の機構作りに邁進した。このことは結果的には日本という国のあり方や国民生活に大きく関わることはあるが、直接或はすぐさま日常生活に関わることはなかった。しかし日常生活に直接関わる法令なども次々とだされた。その状況は次の通りである。

明治元年

七月江戸を東京と改称・八月東京府庁開設・九月郵便規則布告・十月明治天皇東京着

明治二年

(年月日については旧暦・新暦の換算は無視している。以下同)
一月日章旗を国旗と定める・関所廃止・三月明治天皇再び東京へ・七月東京・横浜間定期蒸気船

明治三年

一月神道国教化強化・三月人力車営業許可・四月種痘
九月平民に苗字使用許可・四人に刺青禁止・十二月太政官指令により

社領寺領の境内以外の領地を上地

明治四年

一月東京・京都・大阪間の郵便開設規則頒布・三月郵便規則実施。切手発行・ポスト設置・四月旧藩札発行禁止・戸籍法を制定・大区小区制・郵便制度実施・七月廃藩置県・八月散髪脱刀令・九月江戸城から午砲、正午を知らせる(お昼のドン)・十月宗門人別帳を廃止

明治五年

一月全国戸籍調査・二月田畑永代売買禁止令廃止・築地・銀座火災煉瓦街計画・三月横浜に日本人による初のキリスト教会設置・高野山女人禁制を解く・四月庄屋・名主・年寄廃止、戸長・副戸長を置く・日曜日を休暇とす・十月新橋・横浜間鉄道開通・十一月太陽暦採用・大相撲女性解禁を許可・徴兵令・十二月人身売買禁止令

明治六年

一月太陽暦・徴兵令発布・紀元節祝日・公園設立の布告・二月仇討禁止令・キリシタン禁令高札撤去・四月電線付近での風揚げ禁止・七月地租改正条令布告・十一月祭日に国旗掲揚を定める・初めて郵便はがき発行

明治七年

一月警視庁設置・三月人口調査・七月巡査の棍棒を廃止。帯剣とす・十二月東京市街にガス燈

明治八年

一月招魂社・郵便為替施行・最初の郵便局横浜に落成・小学児童の学齢を定める・国産マッチ製造始まる・二月新税法制定・五月郵便貯金業務開始・六月気象台設立・讒謗律制定・十月煙草税創設

明治九年

三月土曜日半休・四月男子二〇年を成年とす

明治十年

二月西南戦争・八月上野で第一回内国博覧会
取り敢えず明治十年までを列挙したが、国民生活との関連を厳密に検証したわけではないことを断っておく。

このほか地域にもよるが廃仏毀釈及び旧弊・迷信の打破も無視することはできない。

特別な意味を持って明治十年までとしたわけではないが政情は別として、この頃を契機として国民の日常生活などに影響を与える政策などとはひと段落したようである。

それでは次に当時の日記などから幕末維新期をどのように暮らしていたのかをみてみよう。

(三)大衆の幕末維新

幕末維新というと、研究者は大衆もいかに激動の時代に巻き込まれていたかを表現しようとする。筆者も以前は日記の中から「激動の時代」との関わりを探し出そうとした。そこに「激動の時代」との関わりが少しでもあると、何となく安心したものである。

それでは多くの国民が幕末維新期をどのように過ごしたのかを具体的に『関口日記』からみてみよう。

『関口日記』は石井光太郎・内田四方藏の編集校訂で横浜市文化財研究調査会が発行。本日記は現横浜市鶴見区生麦の名主・戸長などを務めた関口家当主五代にわたるもので、文化三年(一八〇六)から明治三四年に及んでいる。

生麦村は東海道沿いに位置する。東海道は近世から近代にかけて最新の情報が行き交ったところである。その最新の情報の真っ只中にあつた生麦村の様子をみてみよう。

文久二年(一八六二)八月二日生麦村付近で島津久光の行列に遭遇した騎馬のイギリス人を藩士達が殺傷。世にいう生麦事件が起きた。生麦村が最新情報の発信地になってしまったのである。この事件について『関口日記』(二五巻)は次のように記している。

廿一日辛未晴天

末吉屋婆々三十日目

徳坊主今日休二日分式百文相渡済、

島津三郎様御上り、異人四人内女壹人横浜より来り、本宮町勘左衛門

前二而行逢、下馬不致候哉異人切付直二跡へ逃去候処追被欠、壹人松原二而即死、外三人ハ神奈川へ疵之儘逃去候二付、御役人様方桐屋へ詰ル、右異人死骸ハ外異人大勢来り引取申候、

後にこの事件は生麦村事件などと呼ばれ多くの人が知るところとなり、幕末の映画やドラマにもしばしば取り上げられている。

日記は一日の終わりに記されるのが一般的であるから、先ずはこの事件のことが記されて当然と思うが、冒頭には末吉屋の婆々が亡くなって三日目とある。順番からは婆々の死であろうが、現代人からすれば外国人殺傷事件が冒頭になってしまう。

この事件は大きな話題になっただろうが、日記にはそうした記述は無い。日記の筆者は噂話など記さない方針かもしれない。

現代人であればほとんどの人がこの事件を承知しているほど有名な事件である。『関口日記』の記事も現代人は無意識のうちに誰でも知っている有名な事件という意識で読んでしまう。これでは当時の状況を冷静に見ることはできない。

唐突ではあるが、今鎌倉幕府がいつ成立したかが話題になっている。学問的には重要なことなのだろうが、頼朝は鉦や太鼓を打ち鳴らし鎌倉幕府の成立を声高らかに宣言したわけではない。数年の違いが幕府を揺るがすことになるのだろうか。それより筆者の立場からみれば一般大衆がいつ頃源頼朝の存在を知り、武士の世の中になったかを意識したかということだろう。尤も文部省としてははっきりさせないと教科書や試験に支障が出るのだろう。

『関口日記』に戻ろう。翌二二日の日記の冒頭に末吉屋の婆々三十一日、続いて重兵衛娘死去の香典。そして先達て下向した勅使が京に戻る支度の記事。二四日の記事に末吉屋婆々のこと、勅使通行のことの後に、「七時半時過定御廻り三橋敬助様当方へ御出松原徳次郎女房并甚五郎女房異人殺害二而落馬いたし候始末御尋二付参ル、夜二入御帰リ二相成候、」と記されている。これ以降日記には事件の記事はないようである。

事件を皆が口にするなどというより、触らぬ神に祟りなしというのが実態だったのだろう。日記の記事は事件の一級史料といってよいものである。

しかし將軍か天皇かよりも当然のことながら日常の生活が一番重要なのである。

慶應四年五月一五日の『関口日記』（一六卷）には「今日江戸上野辺二而関東方と官軍方と戦争有之候由、出火当村二而見ル」彰義隊全面敗北の戦いである。この記事も日常的な記事の後に書かれている。この記事から今日あたりに上野で関東方と官軍方の戦争があるだろうという情報は既に得ていたということである。

同年八月二日には

今般英国戎服衣類売買不相成候二付、小前請印帳差出候様御取締係より御触二付平兵衛方二而小前印形取立会、
異国の衣類購入の禁止であるが、この禁令は朝廷側が出したものであるうか。

二 国民にとっての明治

慶應四年九月一七日の『関口日記』（一六卷）には

今日年号改元御触明治と成、

これで年号の上では明治に入るわけである。但し政府が年号を明治としたのは、慶應四年九月八日のことであるから、日本各地の町や村に明治になったことが行き渡った日時には誤差があつただろう。それにしても混乱の時代に「御触」が日本各地に行き渡つたであろうことに驚嘆せざるをえない。このことは敗戦下の日本の指揮命令系統が壊滅状態にならなかつたことを想起させる。

日記の記事を表面的にみている限りは江戸の風が吹いているようである。東海道沿いの村であるから波乱万丈とまではいかなくとも、明治の風が強く吹いていると予想したが、繰り返すように日常の記録が優先している。日常生活が最優先である。

明治元年一〇月一日は天皇の東行により、神奈川宿に宿泊するが、その時の日記は次のようなものであつた。

十一日庚寅陰天

御東行二付、今日神奈川宿御旅宿二相成、明日御通行、

大工松五郎壱人 五日目

隠居所雨戸貫抜拵今日限二而相休申候、

十二日乙卯晴天

今日

御通行二相成、品川宿御旅宿之由、

定御廻り藪田様・椎名様御帰り御立寄、

天皇の通行であるからもう少し日記の中で大きく扱っても良いのではと思うが、隠居所の雨戸の修理の方が重要であつたようだ。

明治二年の日記には「東京」「裁判所」などの記述が出てくるが、九月にはいかにも明治という記事がある。

廿九日丁酉陰天

昼後より小雨

伝信機柱建昨日より当村始り、
電信柱の設置と電線である。

明治三年に入るとこの地域特有の記事が多くなる。それは新橋・横浜間の鉄道敷設である。

明治三年六月朔日の『関口日記』（一七卷）には

……渡船二而横浜行、夫より帰り、紀三へ立寄、紀三事今般鉄道御製造二付、新埋地より紀三近所へ通二相成候二付、見舞寄、

鉄道敷設に関する記事が見える。続いて七月八月九月十月……と鉄道敷設に関して記されているが、主な内容は鉄道敷設に関する用地の収容や測量に関してである。

明治五年九月八日の『関口日記』（一七卷）には鉄道開通と記され、一二日には「主上様鉄道乗車」とあり、天皇は主上と書かれている。そして十月五日には日記の筆者関口氏が神奈川より鶴見まで乗車している。以降関口氏は移動のために鉄道をしばしば利用している。

明治四年貨幣制度の改革。徴兵令。地租改正等々日常生活に関わる改革や新制度ができるが、それぞれ取り上げては収拾がつかなくなってしまうので、ここでは太陽暦の採用について述べておこう。

日本の暦は太陰太陽暦であったが、明治政府は明治五年一月九日太陽暦の採用を決定した。『関口日記』(一七卷)には十九日に太陽暦の採用について記されている。長文に及ぶが引用しておくことにする。

十九日庚子薄晴

今般太陰暦ヲ廃シ太陽暦御頒行相成候ニ付、来ル十二月三日ヲ以テ、明治六年一月一日ト被定候事、但新曆鏤板出来次第頒布候事、一ヶ年三百六十日十二ヶ月二分ケ、四年二一日ノ閏ヲ置候事、外略々当方ニ而写し置不申候、
右之通被仰出候御触書到来、

廿日辛丑晴天

廿一日壬寅晴天

曆御改正来ル十二月三日者明治六年一月一日と相成候ニ付は、迷ひ生シ方向を差ひ候者も不尠由ニ付、左之通可相心得候、

- 一 一月一日は都而是迄之正月元日同様新年を賑々敷相祝可申事、
 - 一 門松・しめ飾り・雑煮其外銘々家風を以是迄祝来候分は、其通可致事、若相改度者ハ改候とも都而銘々適宜ニ致可申事、
 - 一 一月一日・二日・三日ト日数三日は休庁、四日は是迄之三ヶ日と同様可相心得事、
 - 一 門松・しめ飾り之儀ハ右三日丈ケかざり、四日取片(付脱カ)可申事、
 - 一 年之市相立候儀は不苦候条、都合宜敷日を相(脱字カ)其節可届出事、
 - 一 煤払并餅搗等を是迄之通銘々適宜ニ可致事、
 - 右之通御触書到来致候、
- 当時のほとんどの日本人は暦に太陰暦と太陽暦があることなど知る由もなかったであろう。それが突然太陽暦の採用である。恐らく人々は面食らったことであろう。しかも明治五年十二月三日を明治六年一月一日とするというのであるから、太陽暦は何が何だかよくわからないうちに日本人の生活の中に入り込み定着していったわけである。しかも正月行事や祝い方で指導している。

太陽暦による諸行事は長崎出島の阿蘭陀館では当然行なわれていただろう。ウィキペディアの「オランダ正月」によれば、諸行事のうち日本の正月元旦の祝いを太陽暦で行い、出島の幕府役人や町役人・通詞らを招待し西洋料理でもてなした。これが阿蘭陀正月と呼ばれるようになったという。江戸においては江戸中期の通詞吉岡耕牛宅で太陽暦の正月が行われ、大槻玄沢ら蘭学者者らも参加している。その後大槻玄沢も自宅の塾芝蘭堂で太陽暦の正月を祝い、天保八年まで四四回行われたという。

こうした蘭学者者らは太陽暦を承知していたし、太陽暦の採用を歓迎したのである。但し太陽暦の採用が便利だからというより西洋に一步近づいたという発想だろう。そもそも阿蘭陀正月自体西洋文化への憧れであり、モノマネの最たるものである。

片桐一男氏は小学館の『日本大百科全書』の「阿蘭陀正月」の項で、「…もちろん好奇の舶来趣味に発するところであるが、一方では西洋の医聖の肖像を掲げてその業の発展を期し、新来の学問としての蘭学の大成を祝い、かつ願う心から発したものと見受けられる。」と述べている。蘭学者と呼ばれる人々の西洋医学や科学への取り組みは評価されて然るべきものであるが、阿蘭陀正月そのものは西洋への憧れであり、自分達は西洋文化の中に浸っているという自己満足である。この姿こそがその後のそして今日に至るまでの日本人の西洋文化に対するものであり、憧れそして劣等感である。しばらく前にボジョレーヌーボーを熱狂的に祝う映像がテレビに映し出されていた。その持つ意味付けは幾らでもできるが、所詮は西洋への憧れであり、コンプレックスである。しかしこの憧れとコンプレックスが日本という国の原動力の大きな部分を占めるのである。

西洋への憧れとコンプレックスの中心は明治政府である。それにしても驚くべきことは、正月行事も太陽暦になってしまったことである。しかも太陽暦採用の関係から朝廷行事まで変更されている。

『法令全書』明治六年一月四日の太政官第一号によると、

今般改曆ニ付、人日・上巳・端午・七夕・重陽ノ五節句ヲ廃シ、神武天皇即位日

天長節ノ両日ヲ以テ自今祝日ト被定候事、

五節句を廃止している。太陽暦に合わせて宮中行事まで変更してしまうということは、日本という国の伝統をかなり捨てるようなものである。中国を始めとする東南アジア諸国は太陽暦を採用しても旧暦の正月を中国では春節、韓国ではソルラル、ベトナムではテトとして休日になり祝っている。

決定されれば若干の抵抗があっても多くはそれに従う。そこに日本人的行動を解き明かす素材の一つがあるのかもしれない。昭和三四年（一九五九）メートル法が採用され、尺貫法は使用が禁止された。当時中学三年であった筆者の同級生達は、世界は全てメートル法かと思っていた。メートル法一本化は太陽暦の正月移行と通じるようである。

筆者の若い頃立教大学の林英夫先生に「山本君。近代国家・明治政府は土足で人の家に入り込んで来たんだよ」と、何度か話して下さったことを思い出す。当時はその意味がよく分からなかったが、恐らく村請制の崩壊に関連してのことであろう。

江戸時代の農村は年貢をはじめ、人別帳の作成や上からの指令・指示等々は個人ではなく村に掛り、それを名主・組頭等の村役人が処理してきた。そのため村社会の慣習や規則を乱す行為は「村八分」的行為とみなされたわけである。自己主張や自己の確立・自我などでの外であった。

明治に至り土足で明治政府は人の家に入り込んで来たが、これまでの村落共同体のタガが一気に外れることなく、村落共同体・村請制の残滓は今も引き摺っている。しかし明治に入って村落共同体のタガが少し緩みだすと、その緩みの中に自己主張や自我が芽生えただろう。

三 学校教育と西洋文化

子供達が西洋文化と接するのは学校教育によってであった。

近代日本における教育は明治五年太政官布告の「学制」で始まった。学制はフランスを基にしたものであったが、明治一二年学制は廃止され「教育令」が定められた。教育制度には紆余曲折があったようだが、ここでは教育制度について述べるのが目的ではないので、学校教育により現在で

いう小学校程度の児童達が西洋に接したことについて述べていく。

(一) 教師のための教科書

文明開化。新しい時代といったところで人間は直ちに新しい時代の人間になれるわけではない。子供達は学校教育により（明治前期に学校教育を受けることができた児童は少なかったであろうが）近代教育を受け、西洋文化そして世界、天然自然を知ることになるわけである。しかし子供達の親は近代教育を受けていない。学校では近代教育。そして自宅では読み書き算盤の世界であった。

師範学校を出たような教師にしても新しい教育とはどのようなものか考えてあぐねていたことだろう。こうした状況の中で教師のための教育指導書『師範学校小学教授法』が明治六年に出版されている。その凡例には次のように記されている。

- 一 此書ハ六歳ノ童子始テ学校ニ入りタルモノヲ教導スルモノナレバ、先ツ五十音ノ呼法ヲ教ヘ、次ニ日月・器具ノ名目等ヲ教フルモノナリ、故ニ俚言ヲ避ズ、唯童蒙ノ解シ易キヲ務ム、
- 一 問答・復習ノ仕方ハ大概ヲ挙クルト云ヘドモ又各教師ノ意ヲ以テ取捨増減アルベシ、

その内容は全てを紹介したいほどであるが、その余裕はないので特に注目すべきことについて述べておこう。それは「数字」である。日本においては一二三四五……と書いたが、12345……になるわけである。どういう訳かローマ数字ⅠⅡⅢⅣⅤ……も教授項目に入っている。さらに日本には0という数字はなかったたので10・20ということを小学生に理解させるのは大変であったろう。

明治前期の教育は教えるほうも、教えられるほうも、暗中模索である。明治期の教育制度などについては筆者の専門とするところではないが、明治前期の教育について教科書をもとにみていこう。

(二) 国語教育

教科について優劣などありえないが、基本となる教科は国語であろう。

国語は文字を覚え、文章を書くことを学ぶことによって他の教科を学び理解できるようになるからである。

国語という用語は明治三三年（一九〇〇）小学校令改正により、読書・作文・習字の三教科を統一して作られた造語であるというから、ここで取り上げるのは国語以前の時代ということになる。本稿が目的とする西洋文化等の摂取という観点からは「読み」が重要な教科である。

余談になるが、当時はまだ「作文」「習字」の教科書は無かったようである。しかし教師の教授用の参考書があったようだ。例えば『小学作文五百題』（全四冊岡三慶・安井乙熊著同朋舎出版 明治十一年）は序文や後書などから教師用作文参考書とみられる。

出版年不明だが、熊谷県学校蔵板『綴字本』（金子精一編）は習字に関連する教師用参考書のようなものである。

それでは「読み」に関する教科書「読本」についてみてみよう。

○『小学読本』全四巻師範学校編纂明治七年八月改正 文部省刊行 田中義廉編 那珂通高訂正

本書は教育史の上ではよく知られた教科書のように、特に西本喜久子氏が多く研究成果を発表しているが、ここでは当然教育史については触れない。

本書はアメリカのウイルソン・リーダーを典拠としたという。読本の第一の冒頭では世界にはアジア人・ヨーロッパ人を始め多様な人種が存在することを述べ、各人種の顔が描かれている。

遊びについての項では洋服を着た子供の風揚げが描かれ、怠惰な猫の話では洋服を着た二人の少年が椅子に座り、ベッドの上には怠惰な猫が描かれている。

西洋的思考と日本的思考・文化の内容とともに洋服・椅子・ベッドなどが描かれるが、子供達に最も影響を与えたのは挿絵であろう。取り敢えず子供達は西洋の生活の一端を見ることができたのである。

このような教科書を生徒達が購入することができたのか、さらに文章はとも小学生が読めるようなものではない。これについては教育史におい

ては、教師が文章を読み、生徒に復唱させたという。生徒は教科書を購入しなかったようである。教科書の挿絵は教師が生徒に見せて回ったのだろう。

さらに指摘しておくべきことは学校教育により「候文」とは決別することになるわけであるが、現実には候文はかなり後年迄使用されている。

○『高等小学読本』池永厚・西村正三郎著 明治二十年五月出版 同年九月訂正再版同月文部省検定済

冒頭本書の出版趣旨について次にように述べている。

全書ノ趣向

一 此書ハ、高等小学校生徒ノ教科書トシテ編ミタル者ナレトモ、広ク之ヲ家庭用ノ読本ニ供センコトハ、編者ノ深ク望ム所ナリ、
一 高等小学校ハ、満十歳ヨリ始マリ、満十四歳ニ至リテ終ン、合セテ四学年ナリ、此書別チテ八巻トナシ、一卷ヲ以テ、半年年ノ課程ニ充ツ、

このような「全書ノ趣向」即ち前書は生徒達にとつては不要である。恐らく本書は教師が読み聞かせるものであつて、前述の教科書同様全生徒が手にしたものではないだろうし、教授する内容も教師が説明しても生徒には理解し難いものである。

さらに驚くべきことに西洋文化に対する憧れ、吸収から、「日本」を自覚させるものになっていることである。本書は全二八章からなるが、第二章は大日本帝国、一五章国體（国體では国民体育大会と混同するので国體とした）である。このうち一章の大日本帝国は当時の日本の状況をあまりにも的確に表現している。長文に及ぶが引用しておく。

第一章 大日本帝国（一）

下ニ描キタルハ、大日本帝国ノ図デアリマス。（中略）而シテ大日本帝国ハ、亜細亞洲ノ東ノ端ニ在ル、島国デアリマス。

欧羅巴洲ト北亜米利加洲トニハ、開化進歩シテ、教育モ行キ届キ、商業ヤ工業モ、甚盛ナル国ガ、多クアリマスガ、亜細亞洲ニハ、文明国ト申スベキ程ノ国ハ、一ツモアリマセン。啻ニ文明国ガ無イノデハナ

ク、支那帝国ノ外ハ、大抵歐羅巴諸国ノ干渉ヲ受クル半属国ニテ、独立国ト推シテ立ツル、立派ナル国柄ハ、稀デアリマス。唯此日本帝国ハ、二三十年以来頗ニ欧米ノ開化ヲ納レテ、教育ヲ勸メ、製造や貿易ヲ励マシ、種々ノ制度ヲ改良シマシタカラ、国勢モ頓ニ盛ニナリマシテ、文明国ト申シテモ、恥カシカラヌノミカ、欧米諸国ヨリ、輕蔑ヲ受クルコトモナキ、嚴然タル独立国デアリマス。吾々が、此賀スベキ国ニ住ムコトヲ得ルハ、誠ニ仕合ナコトデハ、アリマセンカ。

見事に当時の日本の状況を表している。現実とは別としてアジアの中の最も優れた国、欧米にも伍する程の日本。そして「大日本帝国」という表現は多くの日本人にとって快く、力強いものであつたろう。

この文章を生徒が理解できたかは疑問であるが、教師がこの文章を分かり易く話す時は相当に力が入り、生徒達は欧米と肩を並べる程になった日本を誇らしく思つたであらう。

こうした内容は兎角批判される。洗脳・プロパガンダということ。しかし良い・悪いではない。教育とは基本的にはそれぞれの国に適した人材を作り上げることである。

第二章 大日本帝国(二)

吾々が、大日本帝国ニ住ムコトヲ得テ、甚幸福ナルハ、前ニ述マシタガ、能ク考ヘマスト、マダマダ幸福ナル簡条ガアリマス。ソハ何ゾト、申シマスレバ、吾々ノ上ニ君臨シテ、万民ヲ治メ賜フ、天皇陛下ニハ、其御稜威ノ欧米諸国ノ国君ニモ弥優リテ、イトモ尊ク在ラセ賜フ御事はナリ。何故ニ斯クモ尊ク在ラセ賜フヤト申スニ、言フマデモナク、外国ニハ、開国コノカタ、屢革命ノ乱アリテ、其国君ノ易フレドモ、吾国ニ於ハ、斯カル不臣ノ民アルコトナク、太古ノ神代ニ在リテ天神ガ、吾々ノ祖先ヲ、治メ賜ヒシトキヨリ、皇統連綿トシテ、今日ニ至リ、曾テ革命ノ沙汰ナキノミナラズ、皇位ヲ窺竄セシモノサヘナク、万世無窮ノ至尊ナレバ、天上天下、我国ノ皇位ホド、尊キモノハアリセン。吾々が、此クモ尊キ天皇陛下ノ、臣民トナルコトヲ得タルハ、誠ニ榮譽ナルコトデハ、アリマセンカ、誠ニ幸福ナルコトデハ、アリマセンカ、故ニ我国ノ民タルモノハ、皆此国ノ歴史ニ通ジテ、我皇位

ノ尊キ所以ヲ、知ラナケレバナリマセン。(以下略)

大日本帝国については世界一とは流石に書けなかったであろうが、天皇は世界に冠たる君主であると述べている。幕末維新期の天皇は東海道を往来しても歓呼の声で迎えられたようではなかったが、ここに至り天皇は神格化されたのである。

第十五章 国體

国に一定の體あるハ、猶家に各種の形あるが如し、家に平屋あり、二階屋あり、是家の形なり。国に帝国あり、王国あり、又共和国あり、是国の體なり。(中略) 國體ハ、国民長久の風習によりて、定まる者なれば。一時の思想によりて、之を改むべきものにあらざ、故に人民たるものハ、各其国の國體を重ンジ、その太平を樂ミテ、己の職分を尽さざるべからず。

我日本国ハ天皇陛下の統轄し賜へる、一の帝国なり。天皇陛下ハ、他国の君主に異なりて、天祖以来、数千年の間、皇統連綿として、永く皇位を嗣ぎ賜ふ。地球上に、国多しと雖、此の如き國體ハ、決して其比を見ず。されバ、我國民ハ、固く此國體を守り、皇室を尊びて、仁沢に浴せざるべからず。(以下略)

繰り返すが生徒が理解できたかどうかは別として、日本の次に向かうべき方向が見事に示されている。欧米への憧れから脱し、日本も欧米に勝るとも劣らない国を生徒に、国民に印象付けるものである。劣る所は國體・天皇で誤魔化そうとしている。

『高等小学校読本』は小学生が読んでも理解できるものではなかったが、明治二七年出版の『尋常小学読書教本』巻八(今泉定介・須永和三郎編明治二七年)は平易な文章で活字も大きい。八巻の冒頭第一課が「我が國の國體」だが、その最後には以下のように書かれている。

(前略) 故に未だ一たびも外国の侮を受けたることなく、我が國の威光は、高く世界の上に輝けり、
 是は、実に我が國固有の美風にして、世界各国に比類なき所なり。此のたふとき國體を、永遠に伝ふべきは、吾等臣民の、喜び勇ミテ、日夜に務むべきことなり。

明治三年の学制改革により、当時の小学生が読んでも理解できるであろう教科書が出版されるようになると、国體を始め世界から見ても「優れた日本」が分かり易く記されるようになった。但しこれまでの教科書の記述からも分かるように西洋文化そのものに勝る日本ではなく精神面等における優越性を強調している。

国家・政府は国民に優秀なる日本・日本人という意識を植え付けてしまった。これにより日本・日本人は大きな誤解を持つに至り、より強い国・強力な軍隊の育成に走るのである。

(三)理科教育

西洋思想や思考等より、日本が何をにおいても西洋から学び取りたかったのは実学であろう。実学という表現が適切ではないかも知れないが、日本が積極的に取り入れようとしたのは、医学・工学・農学・法学・経済学等々実生活に役立つ学問分野であり、国力向上に役立つものであった。理科という名称は江戸時代に造語されていたというが、小学校の教育に「理科」が設けられたのは明治一九年小学校令によってであった。理科とは大雑把な言い方になるが、「究理学」・「博物学」・「化学」・「生理学」の総称であった。(小林昭三著「明治中期「理科」教育の新実相」大学の物理教育17)(日野純一著「日本の理科教育の変遷と展望」京都産業大学教職研究紀要11)

筆者の関心はどのような教科書を使用したかである。小林氏は明治前期の理科教育(明治前期には理科という教科は無く、それに相当する名称も定かではない。そのためここでは理科とする)は世界的にも高いレベルの科学教育が日本では実現したと言い、教科書として『物理階梯』『物理小学』『物理全志』『物理小誌』『格物全書』等を挙げている。

日野氏は『物理階梯』を教科書とし、「主に読書式又は口授法で欧米の自然科学の知識を教えていた」と述べている。

両氏はこの部分では小学校教育について述べている。問題は教科書である。ここでは『物理階梯』をみてみよう。本書の「題言」に

一 国家小学ヲ設ク兒童ニ中外ノ歴史ヨリ物理数学等ノ各科ニ至ル

(以下略)

とあり、本書が小学教育のために翻訳されたことは確かである。次に本書の内容の一部を紹介しておこう。

引力性 又重力

万物各々他ノ物体ト互ニ相牽引スル力ヲ有セサルモノナレ、是ヲ物ノ引力性ト曰フ、蓋シ此力ハ啻ニ地上ニ在ル物ノ有スルノミニ非ラス遠ク日月ニ達シ、総ヘテ諸体ヲ互ニ相近接セシメントスル力ナリ、……(以下略)『物理階梯上』

第三十課 電気論

電気ヲ論スルノ学英语之ヲエレキテリシテイト曰フ、蓋シ希臘国ノ方言ニ琥珀ヲ呼テエレクトロント云ヘルヨリ出ツ、……(以下略)

第三十一課 電気ヲ発生セシムル方法

電気ヲ眼前ニ発見セシメ以テ其作用ト本性トヲ試験スルノ法数件アリテ、其中最モ簡約ナルハ摩擦ニ因リテ起ルモノナリ、(以下略)

一 物体ニ電気ヲ聚メ之ヲ顕明ナラシメテ、他物ニ移シテ万物中自然ニ発生スル現象ヲ試ミ試験ノ便ニ供スル器械数種アル中、世人ノ能ク普知スル器ハ、玻梨円板ヲ以テ製造セシモノナリ、……(以下略)『物理階梯下』

本書は教師用というが、多くの教師自身が理解できたのだろうか。まして小学生が幾ら説明されても理解できたとは思えないのだが。小林昭三氏は「世界的にもかなり高いレベルの科学教育が日本では実現した。『物理階梯』『物理小学』『物理全志』『物理小誌』『格物全書』はその代表的な教科書だ。」と述べているが、小学生が理解できたと思っているのだろうか。それとも小学生といっても筆者が考えているような現在の小学生とは全く異なるのだろうか。

理科教育も国語教育同様に明治二〇年代以降は小学生でも何とか理解できる教科書が編纂されるようになった。学海指針舎が明治二五年に出版した『小学理科新書 甲種卷二』には、植物・海産物・有背動物・無背動物・温血動物冷血動物・哺乳類・人体・鳥魚昆虫・鉱物・石・水・空気などが

収録され、空気の項には潜水器や風船の絵が掲載されている。

同じく学海指針社が明治三二年に発行した『新撰小学理科卷四』には蒸気機関・蓄音器・光線の反射図・電信機等々の図が豊富に掲載されている。内容は難しいであろうが、こうした図を見ることによって西洋の科学と接することができたのである。

この他算数や音楽などについても述べたいが、紙数の関係もあるので省略せざるをえない。

四 大衆と西洋文化

子供達は学校教育により西洋文化と接することができた。これに対し多くの人々は自ら西洋文化と接する機会を作らなければならなかった。都会の住人であれば電信柱や電線をはじめ、ガス燈・西洋風建造物・蒸気機関車等々西洋文明を目にすることができた。しかしそれ以上のことを知りたいたいということになれば出版物に頼ることになる。政治・経済等を始めとする多分野の翻訳本や実用書が出版されたが、ここでは気軽に西洋文化に接し物知りになりたいという欲求を満足させる出版物を取り上げよう。

(一) 気軽に西洋を知る出版物

○『英学捷徑 セツ以呂波』阿部為任著 慶應三年 小冊子

本書は著者によれば英人著述の日本文法書等を参考にしたという。その内容は先ず最初にアルファベットの大文字とその右側にカタカナで振り仮名。次の頁は小文字と振り仮名。次に大文字の筆記体と振り仮名。そして小文字の筆記体。次にローマ数字とそのスペルとカタカナによる発音。

さらに「英字以呂波」と題してアルファベットの大文字・小文字筆記体による「いろは……」の一覧が書かれている。

当然本書で英語が学べる訳はない。しかし周囲の人に対し自分は英語を知っていると吹聴することができただろう。

○『世界商売往来』橋爪貫一著 明治六年序文 小冊子

江戸時代以来多数出版された往来物の形式である。上段には物品や動植物等々の英単語とその読みがカタカナで振り仮名。下段は世界の国名から

重 拉 伯 7 2 7	羅 馬 字 母	日 本 数 字	重 拉 伯 7 2 7	羅 馬 字 母	日 本 数 字
1	I	一	40	XI	四十
2	II	二	50	L	五十
3	III	三	60	LX	六十
4	IV	四	70	LXX	七十
5	V	五	80	LXX	八十
6	VI	六	90	LXXX	九十
7	VII	七	100	XC	一百
8	VIII	八	100	C	一百
9	IX	九	200	CC	二百
10	X	十	300	CCC	三百
11	XI	十一	400	CD	四百
12	XII	十二	500	CD	五百
13	XIII	十三	600	D	六百
14	XIV	十四	700	CM	七百
15	XV	十五	800	DCCC	八百
16	XVI	十六	900	M	九百
17	XVII	十七	1000	MDCCC	一千
18	XVIII	十八	1100	LXXXV	一千一百
19	XIX	十九	2000	MM	二千
20	XX	二十	10000	XM	一万
300	XXX	三百	100000	CM	十萬
			1000000	M	百萬

『世界商売往来』

始まり、西洋の様々な物品等々が絵入りで紹介されている。本書もまた手軽に西洋を知ることができるものとして人気があったようである。手元に三冊の『世界商売往来』があるが、その内の二冊に旧所蔵者が記されている。

明治四年版の『世界商売往来』には「東山梨郡神金村 広瀬瑛主」と裏表紙に墨書されている。神金村は明治八年に山梨郡下小田原村・上小田原村・上萩原村が合併して成立し、同一一年に東山梨郡に所属している。このことから広瀬氏が本書を入手したのは明治一年以降のことである。東京或は甲府において新刊又は古書を求めたのであろう。なお川崎市立日本民家園には山梨県甲州市塩山上萩原より移築した広瀬家住宅が展示されている。本書の広瀬氏と広瀬家住宅は何らかの関係があるのかもしれない。明治六年版には裏表紙に「泉阪……茂木はつ女」とある。本書の奥付には二行書きの朱印があり、右の一行は判読できないが、左側は「茂半」と読める。はつ女は茂木家の娘あるいは妻女であろうか。

(二) 科学分野の啓蒙書

多様な西洋文化が怒濤のごとく日本に流入したが、研究者等は別にして日本人が初めて接したのは科学の分野であった。化学・物理・気象・天文等々である。この分野に関しては手軽な出版物から専門的なものまでかなり発行されたようである。ここでは当然手軽に知的欲求を満たしてくれる出版物を中心に述べていこう。

○『天変地異』小幡篤次郎著 明治元年 小冊子

凡例によれば「一此書元来婦人小児の惑を解き、事物の道理を究めしむるを主意とすれハ……」とあるように事物の道理、原理を解き明かすもので、避雷針・地震・彗星・虹・日輪・月輪・流星・陰火（不知火）について記されている。必ずしも分かり易い内容とは言えないが、親しみやすい絵が挿入されている。

いずれにせよこれまで不思議な現象と思われていたことを科学的に説明しようとしたものであり、多くの人々にとっては謎解きのようなものであったろう。

○『訓蒙窮理図解』福沢諭吉著 明治元年 全三冊 小冊子
凡例によれば

一此書翻訳の体裁を改て専ら通俗の語を用ひ、且窮理の例を挙て図を示すも多く日本の事柄を引たるハ、唯兒女子に面白く解し易からんことを願ふものなり、

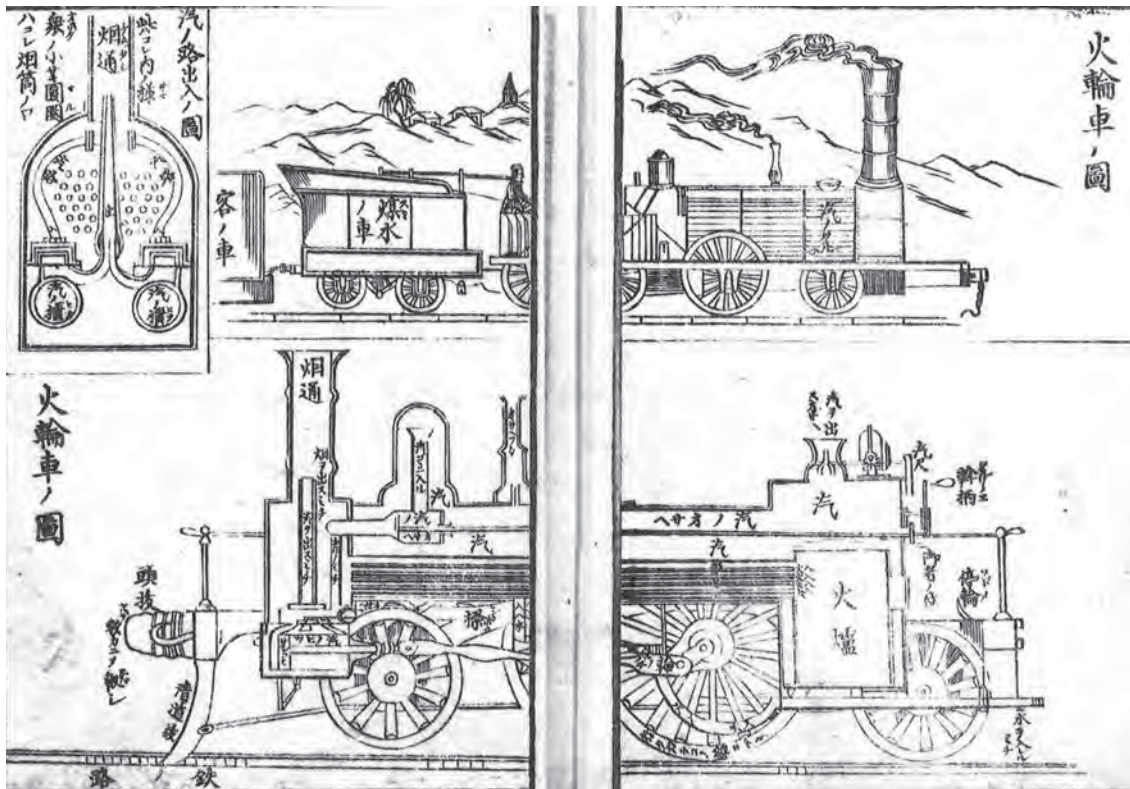
とあるように、「窮理」について分かり易く解説したものである。本書は英米の著書を基に編纂された翻訳本である。なおこれまで、そしてこれから紹介する著書も当然翻訳本である。

本書の目録は、温気（熱気）・空気・水・風・雲雨・電雪露霜氷・引力・昼夜の事・四季・日蝕月蝕である。本書もまた親しみやすい絵を載せている。



『訓蒙窮理図解』二 サイフォンの原理

兎に角これまで不思議と
思っていたことが「科学的」
に説明されているのである
から知的好奇心を満足させ
るに十分であつたろう。
前掲書の『天変地異』にし
ても、本書にしても、「引
力」「空気」「顕微鏡」等これ
まで見たこと



『博物新編訳解』二

もない語彙が次々と出てくるのである。

こうした啓蒙書を一生懸命熟読した人も多くいたと思うが、筆者の手元にある原本の多くは虫食いや水損等による汚れはあるものの、熟読による痛みがあるものは極めて少ない。窮理・科学・化学・物理・天体現象等の字句がならぶ本は珍しく、思わず手に取り購入してしまったのだろう。今でこそ物理や化学等は苦手、嫌いという人は多くいるが、明治のこの頃の人々は物理も化学も初めて接するものであり、好きも嫌いもない。『天変地異』にしても、『窮理図解』にしても、さらに他の同様の本にしても、見出しを見ればこんなことがわかるのかと思わせてくれる。このような啓蒙書には分かり易い図版が多く挿入されている。

物理や化学の本など見たくもない筆者であるからこそよく分かるのである。上記の本には複雑な計算も化学式もほとんど書かれていない。要するにこれまで出会ったこともない学問を分かったような気にさせてくれ、知りたいという思いを満足させてくれるのである。

こうした書籍は先にも少し述べたが地方の知識人或は地域の官吏・役人が東京に出た折り又は地元で古本等を購入したのだろう。

物理学者で東京帝国大学総長に就任した山川健次郎もこのような啓蒙書を読み、触発されたのかも知れない。

「はじめに」においても少し述べたが、鎖国・島国の日本では江戸時代の人々の知りたいという欲求を満たす供給源は幕末に近づくにつれ枯渇していった。明治に至ると西洋文明が堰を切ったように日本に流れ込んだが、中でも物理や化学などは大半の日本人が初めて接する分野であった。こうした啓蒙書は拾い読みでも何となく蒸気機関車や船が何故動くのかを知ることが出来る。一方本書が契機となり学問の道に進む者もいただろう。

五 旧来の知的欲求の延長

西洋文明直輸入の翻訳出版物に対し、江戸時代以来の系譜を引く出版物も相変わらず出版されている。その幾つかを紹介しておこう。

○『懷宝日用鑑』宇喜田小十郎編 明治一〇年

本書は知的欲求を満足させるというより生活便利帳である。この種の本

は多く出版されているので参考までに挙げておくが、その主な内容は以下の通りである。

。東京横浜間時刻・賃金表。神戸西京間時刻・賃金表。年中祭日。官幣・国幣社。府県管轄地及び里程。東京より海上里程。郵便税則。役所へ提出書式。年賀状等葉書書式

等々で生活百科である。

○『万民必携活用一千便』小石碌郎編明治一八年

『懷宝日用鑑』は横長の小冊子であったが、本書はそれより小さい横長小冊子で縦6、8センチ、横13センチで一七一丁である。その内容は日用便覧を超えたもので、主な内容は次の通りである。

。諸規則。年中日用文。物品等々数量。小笠原諸礼。万積物図式。万折形図式。生花独稽古。茶の湯心得。日本西洋新發明料理。四季献立。男女衛生交合秘訣。家相吉凶。九星吉凶。諸事吉凶。和洋秘伝。雑之部

内容を分かり易く紹介すると膨大な紙数になってしまうので省略せざるを得ない。これでは何処に何が書いてあるのかを探し出すだけで大変である。

○『現今活用記憶一事千金』上 樋口文二郎編 明治十九年

筆者所蔵本は上巻だけであるが、形態は『万民必携活用一千便』と同様で、二三二丁である。下巻の丁数は分からないが上巻と同様だろう。上巻に下巻の目次も掲載されているので主な内容を記しておこう。

。諸規則。運筆法則独学。漫画写生之独学。南宋画独学。石印篆刻独学。和歌詠心得之大概。煎茶ノ独学。茶湯独学大概。茶室ヲ建ル規矩ノ大概。活花独稽古。鉢山図式。盆栽培養法ノ大概。庭造心得並図式。西洋料理大概。和洋妙術秘伝法。家相可否弁解ノ略記。人相大概之図説。万家用心得の徳。活益日用文。商家日用文。電信文。信書贈答文。記事論説祝詞之作例。横文字独稽古。内国各港航海里程表。国立銀行并私立支店付。諸規則追輯。諸証書之文式。商家実益心得

よくも万般の事項を詰め込んだものである。即役に立つ項目もあるが、茶の湯にしろ、庭造りにしろ、上っ面を知るだけで知った風を装うことができるわけである。

○『日用百科国民之宝』明治二〇年 澤田誠武編 全六冊

確たる出版年はよく分からないが、巻四の奥付に「明治十九年十月十五日版權免許同二十年一月刻成發兌」とあることに依った。編集者は表紙見返しには澤田誠武とあるが、奥付には樋口文次郎とある。さらに巻によつては澤田誠武編とある。ここでは書誌学的分析は目的ではないので、指摘に留めておく。

本書も横長の小冊子で、前掲書よりやや小さめである。しかし全六冊で、三五二頁もあり、厚さ四センチである。なお本書は和装本であるが、丁数ではなく頁である。

本書の内容を紹介するまでもないし、とても紹介できるものではない。要するにこの類の出版物の行きついた先ということである。

購入者はこれが有れば大丈夫という安心感のためであろうか。誰かから質問されたり、必要が生じた時は必死になって頁をめくったのだろうか。

○『智慧の庫』

読みは「ちえのくら」である。本書は和装で頁表示である。本来は十頁程を仮綴で出版し、後に十号分を合冊にしたものである。

筆者所蔵本は合冊本で全十一冊である。最終の十一冊は「智慧の庫附録合本全」とあり、附録を合冊したものである。

合本十号の巻末は百号の附録で、前書に次のように記されている。「……幣庫ハ明治十年二月に始て開扉まして毎月一度の發兌積りて今明治十七年十一月に至り百号を出しますが是ハ之看客様の愛顧に……」とあり、今後も続くような表現になっているが、百号で終わったようである。

本書の第一号掲載記事の目次を紹介してこう。

。鉄器に水を入れて錆の出む法。鮮魚を貯ふ法。髪刷を濯ふ法。牛乳を貯ふ法。硝子に孔を穿す法。水を純粹にする法。紙の火に燃ぬ法。鉛筆にて書きたる墨の落ぬ法。麦稈製の帽子を清潔にする法。紙の油污をぬく法。水の善悪を見分る法。象牙に銀鍍する法。陶器を清潔にする法

これまでの出版物と比べると奇をてらうような事項やオカルト的・神秘的・超自然的―記述は無く、その内容は極めて今日的であり強いというなら、諸事手引書・マニュアル本の元祖というべきものであろう。

このような出版物は次から次へと出版され、現在ではスマホで簡単に検

索できるグノシーなどが出版物に取って代わろうとしている。

こうした出版物は確かに生活に便利な情報をもたらしてくれるが、当然膨大な情報を暗記できるわけではない。しかし読んだことにより分かった気分、理解したように思うことができるのである。勿論幾つかは覚えていて、何かの時にその情報を話し優越感に浸ることができるわけである。

おわりに

近代に至り情報の閉塞状態から解放された日本人は否応なく西洋文明の中に投げ込まれた。文章の書き方、書状・手紙の書き方、西洋の数字、加減乗除計算の方法、定時法、太陽暦採用、正月行事・年中行事の太陽暦化等々枚挙にいとまない。

西洋文明は優れたものという国民の意識は政府の方針に抵抗することなく従った。上流階級の中にはキリスト教信者になるものもいたが、その教えを理解し入信したものも多数いただろうが、入信することはエリート意識にも繋がったように思える。

こうした状況の中である程度の地位にあるものの中には西洋の知識を得たいということ、様々な啓蒙書を熟読或は拾い読みで何となく分かったような気分になれた。本稿で特に取り上げた西洋文明の啓蒙書は物理や化学等に関するもので、多くの日本人が初めて接する分野である。

何となく知りたい、他者より知りたいという一方、これら啓蒙書が契機となつて学問の道に進み研究者になったものも多くいたであろう。

西洋文明の流入に晒された日本であるが、明治中期に入ると政府は日本が欧米諸国と同等になつた独立国という意識を国民に抱かせ、天皇に至つては欧米諸国より優れ尊い存在、即ち天皇の神格化を進めたのである。その上日本のあるべき姿は天皇を頂点に戴く国家であるとしこれを國體とした。国民の次に進む方向を国家が作り上げたのであり、これにより文明開化の時代は終焉を告げたのである。

知りたいという欲求、他者よりも知りたいという欲求により蓄積されてきた知の質にはかなりの格差はあるもの、蓄積された「知」がダイナミッ

クに活用されることはあまり無かつたようである。政府・世間は物識り或は博覧強記であることは優秀とみなし、入学試験も暗記力が試される傾向にあった。尤もこれは江戸時代以来のことであり、現在でも博覧強記は頭が良いとみなされる。

しかし蓄積があつたからこそ西洋或は欧米から怒濤のごとく流入する有形無形のを驚くべきエネルギーによって咀嚼し日本化していくことができたのである。そのエネルギーは江戸時代或はそれ以前から培われたものである。島国日本は海外からもたらされたものを改良に改良を重ねて新たなものを作り上げた。その頂点が「和時計」である。今後そのエネルギーは衰えることはない。日本化したものをより発展させ、日本ならではの「モノ」を作り出し世界の人々の隙間に入り込んでいくだろう。

知りたいという欲求、他者よりも知りたいという欲求は洋の東西を問わないかもしれないが、日本人には特にその欲求が頭脳にインプットされてしまつていよう。こうした知の蓄積が今後も日本を動かしていくのだろう。そして今後も欧米コンプレックスから解放されることはなく、流入する多様なものをいち早く取り入れたことを誇り、新しいもの次世代に続くものを生み出していくだろう。

本稿は日本という国の姿の一端を明らかにするための試みとして執筆したものである。

(やまもと みつまさ 交通史学会元会長)

『郵政博物館 研究紀要』発行方針

（趣旨）

第1条 本方針は、『郵政博物館 研究紀要』（以下「本誌」という。）の発行に関する基本的事項を定めるものである。

（目的）

第2条 本誌は、「郵政事業及び通信の歴史と文化」に関する報告を掲載し、当該分野の研究を促進することを目的とする。

（発行）

第3条 本誌は、原則として各年度に1回、公益財団法人通信文化協会（郵政博物館附帯事業実施主体、以下「通信文化協会」という。）が発行する。

（編集体制）

第4条 本誌の編集を行うため、通信文化協会に『郵政博物館 研究紀要』編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

（報告資格）

第5条 本誌の報告資格は、通信文化協会職員及び郵政歴史文化研究会に属する研究者が有する。ただし、これに該当しない外部研究者にも報告を認める場合がある。

（原稿の投稿）

第6条 郵政歴史文化研究会に属する研究者及び外部研究者が本誌への投稿を希望する場合は、編集委員会が別に定める「投稿要領」に則る。

（原稿の依頼）

第7条 編集委員会の承認のもと、編集事務局から外部研究者に寄稿を依頼する場合がある。

（著作権）

第8条 本誌に掲載された報告の著作権は、通信文化協会に帰属する。

（本方針の周知）

第9条 本方針は、郵政博物館ホームページ上で公開し、また本誌各号の誌面に掲載する。

（本方針の改正）

第10条 本方針の改正は、通信文化協会理事長の決裁を経て行う。

附則

本方針は、令和7年4月1日から施行する。

『郵政博物館 研究紀要』投稿要領

(目的)

第1条 本要領は、郵政歴史文化研究会に属する研究者及び外部研究者を対象とし、『郵政博物館 研究紀要』(以下「本誌」という。)への投稿手続きを定めるものである。

第1章 総則

(投稿資格)

第2条 本誌の投稿資格は、次のとおりとする。

- (1) 投稿者は「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」の研究者であること。
- (2) 投稿内容は「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」を主題とし、郵政博物館の収蔵資料またはそれに準ずる資料等を活用したものであること。

(投稿種別と文字数)

第3条 本誌の投稿種別は以下のとおりとする。文字数はすべて24,000字以内(A4用紙約15枚以内)とし、注や引用文献、図表等も文字数に含める。

- (1) 研究論文
実証的な方法により当該分野に新知見を提示するもので、十分な学術的貢献が認められるもの。
- (2) 研究ノート
論文に満たない研究規模や段階にあるが、一定の学術的貢献が認められるもの。
- (3) 資料紹介
郵政博物館の収蔵資料について報告するもの。
- (4) トピックス
郵政博物館の活動報告や書評等で、本誌の趣旨にかなうもの。
- (5) その他、本誌編集委員会の特に認めるもの。

(掲載までの手続き)

第4条 投稿者は、本要領の各条及び編集事務局の指示に従い、応募・応募審査→原稿提出→査読・改稿→校正の手続きをとること。

第2章 応募と審査

(応募)

第5条 投稿希望者は、以下のとおり応募手続きを行うこと。

- (1) 「応募用紙」の請求
請求の旨を明記した書面を、下記所定期間内に編集事務局に郵送すること。また、また、「応募用紙」を郵送で受領したい場合には、返信先住所・氏名を記載した返信用封筒に定形郵便物50g以内用の切手を貼付の上、同封すること。
なお、編集事務局が認める場合には、書面以外での請求も可とする。
- (2) 「応募用紙」の提出
各項目をもれなく記入し、下記所定期間内に編集事務局に郵送すること。
なお、応募は1人1編まで(共同執筆は認める場合がある)とする。

(3) 請求・提出期間

2025年4月9日（水）～5月14日（水）（郵送の場合は必着とする）

(4) 請求・提出先

〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番16号

公益財団法人通信文化協会博物館部（郵政博物館資料センター）内

『郵政博物館 研究紀要』編集事務局 あて

(応募審査)

第6条 本誌編集委員会において、受理した「応募用紙」を審査して投稿可否を決定する。

なお、本審査は誌面の全体構成も考慮して行う。

(応募審査の結果通知)

第7条 前条の結果を、編集事務局から応募者に対し7月中旬頃までに通知する。

第3章 原稿提出

(原稿提出)

第8条 前条で投稿を許可された者は、以下のとおり原稿を提出すること。

(1) 原稿の形式

本文はマイクロソフト・ワードで作成した完成原稿とすること。図表や写真等の図版を含む場合は、当該ファイル（マイクロソフト・エクセル、JPEG等）を別途提出するとともに、ワード本文中にこれを貼り付け、レイアウト上の指示を明確に行うこと。

(2) 文字数

投稿種別ごとに規定された頁数を厳守すること。図表や写真等の図版を含む場合は、その誌面上に占める面積に相当する文字数を減らすこと。

(3) 提出方法

原則として、編集事務局あてにEメールで提出すること。

なお、編集事務局のEメールアドレスは、投稿を許可された者に対して個別に連絡する。

(4) 提出期日

2025年10月8日（水）15時を厳守すること。

(5) その他

二重投稿は認めない。また、原稿内で使用する図版等について、知的財産権に関わる一切の処理は投稿者が行い、責任を負うこと。

第4章 査読と改稿、校正

(査読の方法)

第9条 投稿原稿は編集委員会において審査し、査読結果及びコメントを、編集事務局から投稿者に対して通知する。ただし、投稿種別が「論文」または「研究ノート」以外である場合にはこれを省略し、編集委員長が個別に承認を行う。

(改稿)

第10条 投稿者は、前条の査読結果及びコメントによって原稿の修正を求められた場合、編集事務局が指定する期間内に改稿と再提出を行う。改稿後の最終的な掲載可否は、査読者

が判断する。

(校正)

第11条 投稿者は、編集事務局の策定する編集スケジュールに基づき、原則として初校・再校の2回の校正を行うことができる。また、編集事務局において、誤字脱字や表記の不統一等について指摘を行うことがある。

第5章 雑則

(本要領の周知)

第12条 本要領は、郵政博物館ホームページ上で公開し、また本誌各号の誌面に掲載する。
なお、具体的な編集スケジュールは編集事務局が各号ごとに設定する。

(著作権)

第13条 本誌に掲載された報告の著作権は公益財団法人通信文化協会に帰属するものとし、郵政博物館ホームページ等の媒体に掲載することがある。

(本要領の改正)

第14条 本要領の改正は、編集委員会の意思決定をもって行うものとする。

附則

本要領は、令和7年4月1日から施行する。

「郵政歴史文化研究会」活動概要

郵政歴史文化研究会は平成20年に発足した「郵政博物館の収蔵資料を活用した郵政の歴史・文化に関する研究会」であり、郵政博物館内外の研究者により以下のとおり活動を実施している。

座長 杉山 伸也（慶應義塾大学名誉教授）

顧問 石井 寛治（東京大学名誉教授）

山本 光正（交通史学会元会長）

第1分科会「第二次大戦以前における郵便局の経営史」

主査 巻島 隆（桐生市史編集委員会近世部会専門委員、伊勢崎市史編纂専門委員会近世部会専門委員）

会員 3名

第2分科会「近代日本における郵便と戦争―戦地と銃後のポスタル・コミュニケーション」

主査 新井 勝紘（専修大学文学部元教授）

会員 6名

第3分科会「日本における公的金融の歴史と郵便貯金」

主査 杉浦 勢之（青山学院大学名誉教授）

会員 2名

第4分科会「近代日本における通信と地域社会」

主査 杉山 伸也（慶應義塾大学名誉教授）

会員 3名

第5分科会「郵政博物館所蔵近世交通資料群の研究」

主査 杉山 正司（埼玉県立文書館元館長）

会員 5名

第6分科会「通信事業と近現代美術」

主査 田良島 哲（東京文化財研究所 客員研究員）

会員 3名

（令和7年3月現在）

【執筆者】

杉山 伸也（すぎやま しんや）

慶應義塾大学 名誉教授（郵政歴史文化研究会座長・第4分科会）

巻島 隆（まきしま たかし）

桐生市史編集委員会 近世部会専門委員、伊勢崎市史編纂専門委員会 近世部会専門委員
（第1分科会）

伊藤 真利子（いとう まりこ）

東京成徳大学 経営学部 准教授（第3分科会）

藤本 栄助（ふじもと えいすけ）

公益財団法人通信文化協会（郵政博物館 特任研究員）（第1分科会）

岡崎 佑也（おかざき ゆうや）

東洋大学大学院文学研究科史学専攻 日本史学コース博士後期課程

郵政歴史文化研究会 第6分科会（ゆうせいれきしぶんかけんきゅうかい だいろくぶんかかい）

井村 恵美（いむら えみ）

公益財団法人通信文化協会 博物館部（郵政博物館 主席学芸員）

田原 啓祐（たはら けいすけ）

公益財団法人通信文化協会 博物館部（郵政博物館 主席学芸員・第1分科会）

倉地 伸枝（くらち のぶえ）

公益財団法人通信文化協会 博物館部（郵政博物館 学芸員）

星名 定雄（ほしな さだお）

郵便史研究会 会員

山口 明日香（やまぐち あすか）

名古屋市立大学大学院 経済学研究科 准教授（第4分科会）

杉山 正司（すぎやま まさし）

埼玉県立文書館 元館長（第5分科会）

山本 光正（やまもと みつまさ）

交通史学会 元会長（郵政歴史文化研究会顧問・第5分科会）

波多野 純（はたの じゅん）

日本工業大学 名誉教授

（掲載順）

編集後記

『郵政博物館 研究紀要』第16号をお届けします。巻頭論文1本、論文3本、研究ノート2本、調査研究報告1本、資料紹介5本、トピックス1本の構成です。

今号にはあらたに本誌の「発行方針」と、既刊号における「投稿規程」の内容を見直した「投稿要領」を掲載しました。これらは今年度、『郵政博物館 研究紀要』編集委員会が検討を重ねて策定したもので、創刊以来必ずしも十分に整理されてこなかった本誌のあり方を明文化しています。また、各論考に対する査読の有無を目次に明記するなど、学術誌としての信頼性を一層高めるため、あらたな編集上の工夫も試みました。

なお、これに伴い「新収蔵図書紹介」と「展覧会紹介」欄は割愛する運びとなりましたので、今後は『郵政博物館 年報』をあわせてご高覧ください。

今後もよりよい誌面を目指して尽力してまいりますので、ご関係各位、読者の皆様にはますますのご指導を賜りますようお願いいたします。

(編集事務局・倉地)

〔『郵政博物館 研究紀要』編集委員会〕

(編集委員長)

杉山 伸也(慶應義塾大学名誉教授)

巻島 隆(桐生市史編集委員会近世部会専門委員、伊勢崎市史編纂専門委員会近世部会専門委員)

新井 勝紘(専修大学文学部元教授)

杉浦 勢之(青山学院大学名誉教授)

杉山 正司(埼玉県立文書館元館長)

田良島 哲(東京文化財研究所客員研究員)

藤本 栄助(郵政博物館特任研究員)

(分科会担当順)

〔郵政歴史文化研究会 顧問〕

石井 寛治(東京大学名誉教授)

山本 光正(交通史学会元会長)

〔編集事務局〕

田原 啓祐(郵政博物館主席学芸員)

倉地 伸枝(郵政博物館学芸員)

※本誌は一般財団法人ゆうちょ財団及び一般財団法人簡易保険加入者協会の寄付を受けて発行しています。

※本誌は郵政博物館ホームページでも公開しています(<https://www.postalmuseum.jp/publication/>)。

郵政博物館 研究紀要 第16号

印刷 令和7年3月20日

発行 令和7年3月22日

編集 『郵政博物館 研究紀要』編集委員会

発行 公益財団法人 通信文化協会 博物館部(郵政博物館資料センター)

〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番地16号

印刷・製本 勝美印刷株式会社